

防災に関してとった措置の概況  
平成23年度の防災に関する計画

第177回国会（常会）提出

この文書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第9条第2項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び平成23年度において実施すべき防災に関する計画について報告を行うものである。

# 目 次

---

## 第1部 東日本大震災

### 第1編 地震・津波災害の概要とその対策等

第1章 地震・津波災害等の概要	2
1 地震・津波の概要	2
(1) 本震及び津波の概要	2
(2) 余震の活動状況	8
(3) 余震域外で発生した主な地震	9
2 被害の概要	10
(1) 人的被害	10
(2) 住家被害	13
(3) 被害額	14
(4) 津波による浸水の概要	14
3 これまでの大災害との比較	20
第2章 応急対応	24
1 初動対応	24
(1) 初動及び本部体制の確立	24
(2) 救出・救助活動	26
(3) 海外からの救助隊等の受入れ	28
(4) 火災の発生状況と消火活動	29
(5) 応急医療活動	30
(6) 生活必需物資の調達及び輸送	30
(7) 緊急交通路の確保	31
2 インフラ・ライフライン等の被害への対応	32
(1) 交通関係	33
(2) ライフライン関係	34
(3) 公共建物	36
(4) 河川・海岸施設等	36
(5) 農業関係	37
(6) 漁業関係	37

	(7) 市町村庁舎等	37
<b>3</b>	<b>被災者生活支援等</b>	37
	(1) 被災者生活支援特別対策本部の設置	37
	(2) 生活必需物資等の調達及び輸送	38
	(3) 避難所の生活環境改善等	39
	(4) 市町村への職員の派遣	40
	(5) 保健・医療・福祉・教育のサービスの確保	41
	(6) 生活の再建に向けて	41
	(7) 被災者の立場に立ったきめ細かな制度運用	43
<b>4</b>	<b>災害廃棄物の処理等</b>	44
	(1) 災害廃棄物の処理	44
	(2) 湛水対策等	45
	(3) 液状化対策	45
	(4) 適切な警戒情報等の発表等	45
<b>5</b>	<b>居住の安定化の推進</b>	46
	(1) 応急仮設住宅の建設	46
	(2) 公営住宅等への二次避難	46
	(3) 旅館等への一時的避難	46
<b>6</b>	<b>被災地に寄せられた善意の支援</b>	46
	(1) 海外からの救援物資	46
	(2) 義援金	47
	(3) ボランティア	47
<b>第3章</b>	<b>発災以来の政策対応</b>	49
<b>1</b>	<b>激甚災害の指定</b>	49
<b>2</b>	<b>特定非常災害の指定</b>	50
<b>3</b>	<b>災害救助法の弾力運用</b>	51
<b>4</b>	<b>税制上の対応</b>	51
	(1) 国税	52
	(2) 地方税	52
<b>5</b>	<b>第一次補正予算</b>	53
<b>6</b>	<b>東日本大震災財特法による特別の財政援助等</b>	54
	(1) 地方公共団体等に対する財政援助	54
	(2) 被災者等に対する特別の助成措置	55



7	建築・工事に関する特例措置	56
	(1) 公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等の代行	56
	(2) 建築制限の特例	56
	(3) 土地改良法の特例（塩害除去事業等）	56
8	被災者生活再建支援金支給等に係る運用改善	57
	(1) 被災者生活再建支援金等に係る手続の迅速化	57
	(2) 液状化被害に対する取組	57
第4章 今後の取組について		59
1	被災地における生活の平常化に向けた取組	59
	(1) 避難所等の生活環境の向上	59
	(2) 居住の支援	59
	(3) 保健・医療・福祉・教育等のサービスの確保	60
	(4) がれき処理	60
	(5) 緊急災害防止対策	60
	(6) ライフライン，交通網，農地・漁港等の復旧	60
	(7) 生活の再建に向けて	60
2	被災地の復興に向けて	60
3	今後の防災対策に向けて	61
	(1) 想定災害の適切な見直し	62
	(2) 防災基本計画の見直し等による津波対策等の充実	62
	(3) 東海・東南海・南海地震（三連動地震）及び 首都直下地震への取組の強化・促進	62
	(4) 広域災害への対応	63
	(5) 被災者支援のあり方	63
	(6) 国際防災協力の更なる推進	63

## 第2編 原子力災害の概要とその対策等

第1章 原子力災害の概要	65
1 東京電力福島第一原子力発電所の事故等	65
2 東京電力福島第二原子力発電所の事故等	67
第2章 原子力災害への対応	68
1 原子力災害対策本部の設置等	68
2 被災者の避難と各区域の設定の指示等	69
(1) 避難等の指示	69
(2) 出荷制限等	71
3 緊急安全対策等	71
4 原子力発電所事故の収束に向けた取組	72
5 各区域における被災者支援関係の取組	72
(1) 避難区域に係る取組	73
(2) 計画的避難区域に係る取組	74
(3) 緊急時避難準備区域に係る取組	75
(4) 各区域内における治安維持	75
6 被災住民の安心・安全の確保	75
(1) 地域コミュニティの維持	76
(2) 健康不安等への対応	76
(3) 教育への支援	76
(4) 環境モニタリング等の充実	76
(5) 災害廃棄物や下水処理副次産物等の取扱い	77
(6) 原子力災害・被災者向け広報の充実	77
7 雇用の確保, 農業・産業への支援	78

## 第2部 平成22年以降に発生した主要な災害とその対策等

1	チリ中部沿岸を震源とする地震による津波	81
	（1）災害の状況	81
	（2）国等の対応状況	82
2	平成22年梅雨前線による大雨	82
	（1）災害の状況	82
	（2）国等の対応状況	83
3	鹿児島県奄美地方における大雨	85
	（1）災害の状況	85
	（2）国等の対応状況	85
4	霧島山（新燃岳）の噴火	86
	（1）災害の状況	86
	（2）国等の対応状況	87
5	平成22年11月からの大雪等	88
	（1）災害の状況	88
	（2）国等の対応状況	89
6	平成22年に発生した主な林野火災	89
	参考資料	91

# 第3部

## 平成21年度に防災に関してとった措置の概況 及び平成23年度の防災に関する計画

第1編 平成21年度に防災に関してとった措置の概況 .....	133
第1章 概要 .....	133
1 法令の整備等 .....	133
2 科学技術の研究 .....	133
3 災害予防 .....	133
4 国土保全 .....	133
5 災害復旧等 .....	133
6 国際防災協力 .....	134
第2章 法令の整備等 .....	135
第3章 科学技術の研究 .....	136
1 災害一般共通事項 .....	136
2 震災対策 .....	138
2-1 地震に関する調査研究 .....	138
2-2 震災対策一般の研究 .....	141
3 風水害対策 .....	143
4 火山災害対策 .....	144
5 雪害対策 .....	145
6 火災対策 .....	146
7 危険物災害対策 .....	146
8 原子力災害対策 .....	147
9 その他の災害対策 .....	147
第4章 災害予防 .....	148
1 災害一般共通事項 .....	148
1-1 教育訓練 .....	148
1-2 防災施設設備の整備 .....	150
1-3 その他 .....	155

2	震災対策	163
2-1	教育訓練	163
2-2	防災施設設備の整備	164
2-3	その他	168
3	風水害対策	171
3-1	教育訓練	171
3-2	防災施設設備の整備	171
3-3	その他	171
4	火山災害対策	175
4-1	教育訓練	175
4-2	防災施設設備の整備	175
4-3	その他	176
5	雪害対策	177
5-1	教育訓練	177
5-2	防災施設設備の整備	177
5-3	その他	178
6	火災対策	178
6-1	教育訓練	178
6-2	防災施設設備の整備	178
6-3	その他	179
7	危険物災害対策	180
7-1	教育訓練	180
7-2	防災施設設備の整備	180
7-3	その他	180
8	原子力災害対策	182
8-1	教育訓練	182
8-2	防災施設設備の整備	182
8-3	その他	183
9	その他の災害対策	183
9-1	教育訓練	183
9-2	その他	184

第5章 国土保全	185
1 国土基盤河川事業	185
1-1 直轄事業	185
1-2 水資源機構事業	186
2 地域河川事業	186
2-1 補助事業	187
3 砂防事業	187
3-1 直轄事業	188
3-2 補助事業	188
4 急傾斜地崩壊対策等事業	188
5 治山事業	189
5-1 国有林治山事業	189
5-2 民有林治山事業	189
6 地すべり対策事業	190
6-1 直轄事業	190
6-2 補助事業	191
7 海岸事業	192
7-1 直轄事業	192
7-2 補助事業	192
8 総合流域防災事業	192
9 農地防災事業	192
9-1 直轄事業	192
9-2 補助事業	192
10 災害関連事業	193
10-1 農業用施設災害関連事業等	193
11 地盤沈下対策事業	194
12 下水道事業	195
13 その他の事業	196
第6章 災害復旧等	197
1 災害応急対策	197
1-1 平成21年7月中国・九州北部豪雨に対して とった措置	197
1-2 平成21年台風第9号に対してとった措置	198

1-3	駿河湾を震源とする地震に対してとった措置	200
1-4	平成21年台風第18号に対してとった措置	201
1-5	チリ中部沿岸を震源とする地震による津波に 対してとった措置	202
1-6	その他の災害に対してとった措置	203
2	災害復旧事業	207
2-1	その他の災害に対してとった措置	207
2-2	農林水産業施設災害復旧事業	207
2-3	文教施設等災害復旧事業	208
2-4	厚生施設等災害復旧事業	208
2-5	その他の災害復旧事業	208
3	財政金融措置	210
3-1	災害融資	210
3-2	災害保険	211
3-3	地方交付税及び地方債	211
4	災害復興対策等	212
4-1	被災者生活再建支援金の支給等	212
4-2	雲仙岳噴火災害に関する復興対策	213
4-3	阪神・淡路大震災に関する復興対策	213
4-4	有珠山噴火災害に関する復興対策	213
4-5	三宅島噴火による災害に対してとった措置	213
4-6	平成16年台風第23号による災害に対して とった措置	214
4-7	平成16年(2004年)新潟県中越地震による災害に 対してとった措置	214
4-8	その他の災害に対してとった措置	215
第7章 国際防災協力		217
1	多国間協力	217
2	二国間協力	218
2-1	技術協力	218
2-2	無償資金協力	219
2-3	有償資金協力	219

第2編 平成23年度の防災に関する計画	220
第1章 概要	220
1 科学技術の研究	220
2 災害予防	220
3 国土保全	220
4 災害応急対策及び災害復旧・復興対策	220
5 国際防災協力	220
第2章 科学技術の研究	221
1 災害一般共通事項	221
2 震災対策	224
2-1 地震に関する調査研究	224
2-2 震災対策一般の研究	227
3 風水害対策	229
4 火山災害対策	230
5 雪害対策	231
6 火災対策	232
7 危険物災害対策	232
8 原子力災害対策	233
9 その他の災害対策	233
第3章 災害予防	234
1 災害一般共通事項	234
1-1 教育訓練	234
1-2 防災施設設備の整備	237
1-3 災害危険地住宅移転等	241
1-4 その他	241
2 震災対策	249
2-1 教育訓練	249
2-2 防災施設設備の整備	250
2-3 その他	255
3 風水害対策	258
3-1 教育訓練	258
3-2 防災施設設備の整備	258



3-3	その他	259
4	火山災害対策	263
4-1	教育訓練	263
4-2	防災施設設備の整備	263
4-3	その他	263
5	雪害対策	264
5-1	教育訓練	264
5-2	防災施設設備の整備	264
5-3	その他	265
6	火災対策	265
6-1	教育訓練	265
6-2	防災施設設備の整備	266
6-3	その他	266
7	危険物災害対策	267
7-1	教育訓練	267
7-2	防災施設設備の整備	268
7-3	その他	268
8	原子力災害対策	270
8-1	教育訓練	270
8-2	防災施設設備の整備	270
8-3	その他	270
9	その他の災害対策	271
9-1	教育訓練	271
9-2	その他	271
第4章 国土保全		273
1	治水事業等	273
1-1	維持管理	273
1-2	災害対応・危機管理対策	273
1-3	予防的な治水対策	273
1-4	良好な河川環境の回復	274
1-5	ダム建設事業	274
2	治山事業	274
2-1	国有林治山事業	274

2-2	民有林治山事業	274
3	地すべり対策事業	275
3-1	直轄事業	275
3-2	補助事業	275
4	海岸事業	275
5	農地防災事業	276
5-1	直轄事業	276
5-2	補助事業	276
6	災害関連事業	276
7	地盤沈下対策事業	278
8	下水道事業	279
9	その他の事業	279
第5章	災害復旧等	281
1	災害応急対策	281
1-1	自衛隊の災害派遣	281
1-2	災害救助費の国庫負担	281
1-3	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	281
1-4	被災者生活再建支援金の支給	281
1-5	その他の災害応急対策	281
2	災害復旧事業	281
2-1	公共土木施設災害復旧事業	281
2-2	農林水産業施設災害復旧事業	283
2-3	文教施設等災害復旧事業	283
2-4	水道施設等災害復旧事業	283
2-5	その他の災害復旧事業等	283
3	財政金融措置	284
3-1	災害融資	284
3-2	災害保険	285
3-3	地方債	285
4	災害復興対策等	286
4-1	被災者生活再建支援金の支給等	286
4-2	雲仙岳噴火災害に関する復興対策	286
4-3	阪神・淡路大震災に関する復興対策	286

4-4	三宅島噴火災害に関する対策	286
4-5	平成16年（2004年）新潟県中越地震による 災害に関する復興対策	287
4-6	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震による 災害に関する復興対策	287
4-7	その他の災害に関する復興対策	287
<b>第6章</b>	<b>国際防災協力</b>	<b>288</b>
1	多国間協力	288
2	二国間協力	289
2-1	技術協力	289
<b>資料</b>	<b>平成23年度防災関係予算額等集計表</b>	<b>293</b>
<b>附属資料</b>		<b>294</b>



# 第1部

# 東日本大震災

「出典の記載のない図表・写真については、内閣府作成」

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大規模の地震であり、大規模な津波を伴い、被災区域が東日本全域に及ぶ未曾有の大災害を引き起こした。

東日本大震災に関しては、甚大な被害の全体像がまだ十分に把握できておらず、引き続き被災者生活支援が求められているほか、復旧も途上で、復興についての議論が緒についたところである。さらに、中央防災会議に「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が設置されたほか、今回の震災に係る検証や教訓の抽出は、今後本格的に取り組まれることになる。また、原子力発電所事故に関しては、一刻も早い事態の収束に向けて、今なお総力を挙げた取組がなされていることに加え、事故の調査・検証については、今後、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」において行われることとなっている。

そうした段階での取りまとめにはなるが、現時点（平成23年5月末頃）での今回の大震災の状況及び対応について述べることにする。

# 地震・津波災害の概要とその対策等

## 第1章 地震・津波災害等の概要

### 1 地震・津波の概要

#### (1) 本震及び津波の概要

平成23年3月11日14時46分、牡鹿半島の東南東130km付近の三陸沖を震源とし、震源域が岩手県沖から茨城県沖に及ぶマグニチュード9.0の地震が発生した。この地震の規模は観測史上国内最大規模、世界で見ても1900年以降に発生した地震では4番目の規模であった（表1-1-1）。この地震により、宮城県北部で震度7、宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部及び栃木県北部・南部で震度6強、岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部及び千葉県北西部で震度6弱、その他東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度5強～1が観測された（表1-1-2、図1-1-1、図1-1-2）。

この地震は、太平洋プレートと陸のプレートの境界で発生した海溝型地震であり、海上保安庁の調査によると、震源の直上において海底が水平方向に約24m移動し、垂直方向に約3m隆起したことから、大規模な津波が発生した。気象庁は14時49分に津波警報（大津波）を発表した。記録されている最大潮位は9.3m（福島県相馬市）に及び、津波の遡上高については、全国津波合同調査グループによると、国内観測史上最大となる40.5mであったことが判明するなど、日本各地で大きな津波が観測された（表1-1-3、図1-1-3）。

気象庁では、3月11日にこの地震を「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と命名した。さらに政府では、今回の災害規模が東日本全域に及ぶ甚大なものであることに加え、大規模な地震と津波に加え原子力発電施設の事故が重なるという、未曾有の複合的な大災害であり、今後の復旧・復興施策推進の際に統一的な名称が必要となることから、災害名を「東日本大震災」と呼称することとした（平成23年4月1日閣議了解）。

気象庁によると、震源域は長さ約450km、幅約200kmにわたると解析された。この領域は、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価における三陸沖中部、宮城県沖、三陸沖南部海溝寄り、福島県沖、茨城県沖及び三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの六つの領域を含む可能性が高いと考えられている。

なお、地震調査委員会では、以上の六つの領域で個別に発生する地震及び宮城県沖と三



陸沖南部海溝寄りが連動して発生する地震については、地震規模や地震発生確率等を評価してきたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。

表1-1-1 1900年以降に発生した地震の規模の大きなもの上位10位

(平成23年3月11日現在)

順位	日時（日本時間）	発生場所	マグニチュード（Mw）
1	1960年5月23日	チリ	9.5
2	1964年3月28日	アラスカ湾	9.2
3	2004年12月26日	インドネシア，スマトラ島北部西方沖	9.1
4	2011年3月11日	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	9.0
	1952年11月5日	カムチャッカ半島	9.0
6	2010年2月27日	チリ，マウリ沖	8.8
	1906年2月1日	エクアドル沖	8.8
8	1965年2月4日	アラスカ，アリューシャン列島	8.7
9	2005年3月29日	インドネシア，スマトラ島北部	8.6
	1950年8月16日	チベット，アッサム	8.6
	1957年3月10日	アラスカ，アリューシャン列島	8.6

※Mw：モーメントマグニチュード

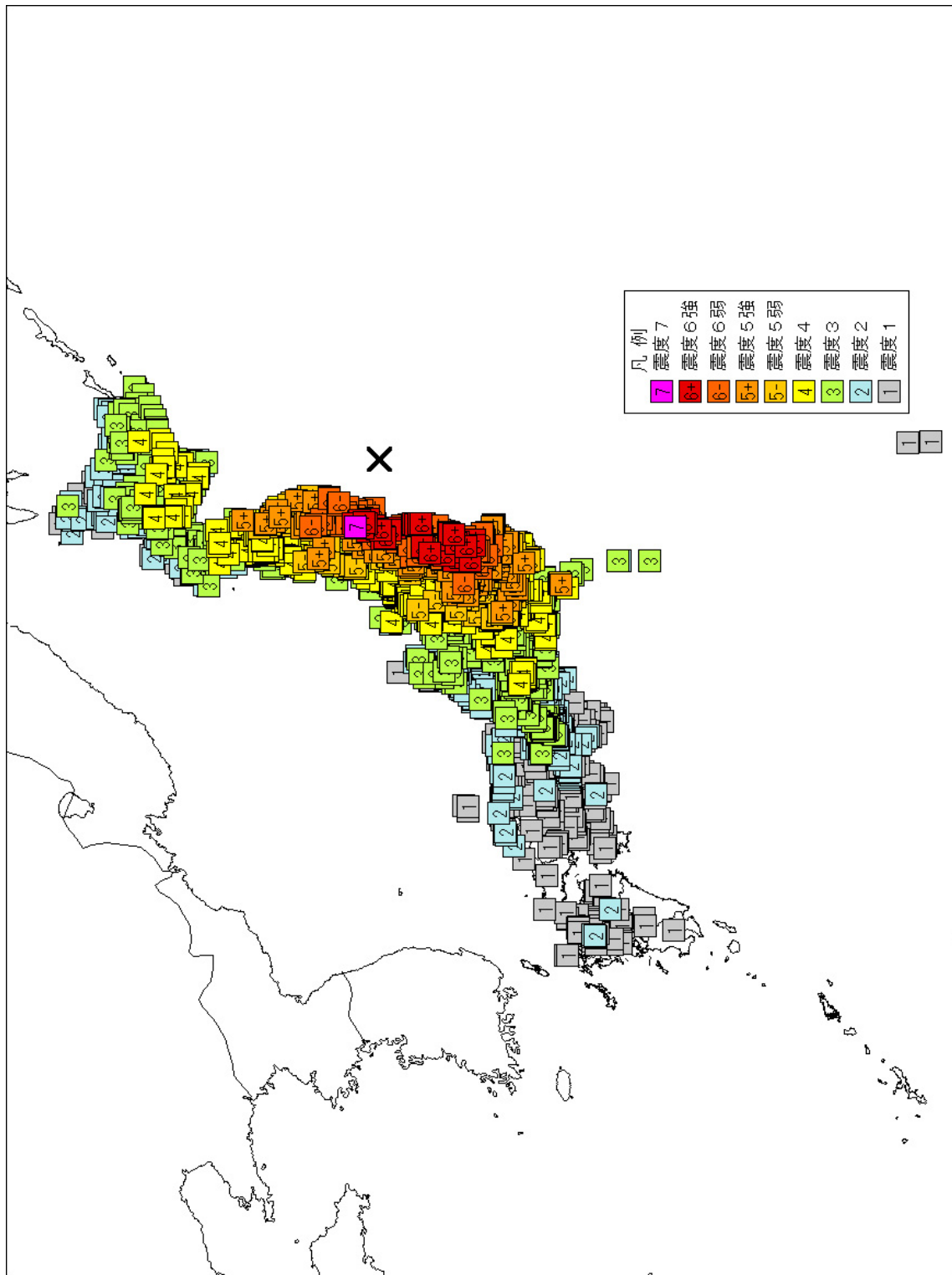
(米国地質調査所資料)

表1-1-2 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日14時46分	
震源及び規模(推定)	三陸沖（北緯38度6分，東経142度52分，牡鹿半島の東南東130km付近） 深さ24km，マグニチュード9.0	
震源域	長さ約450km，幅約200km	
断層のすべり量	最大20～30m程度	
震源直上の海底の移動量	東南東に約24m移動，約3m隆起	
震度（震度5強以上の地域震度）	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部，福島県中通り・浜通り，茨城県北部・南部，栃木県北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部，福島県会津，群馬県南部，埼玉県南部，千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北，岩手県沿岸北部，秋田県沿岸南部・内陸南部，山形県村山・置賜，群馬県北部，埼玉県北部，千葉県北東部・南部，東京都23区，新島，神奈川県東部・西部，山梨県中部・西部，山梨県東部・富士五湖

(気象庁資料・海上保安庁資料による)

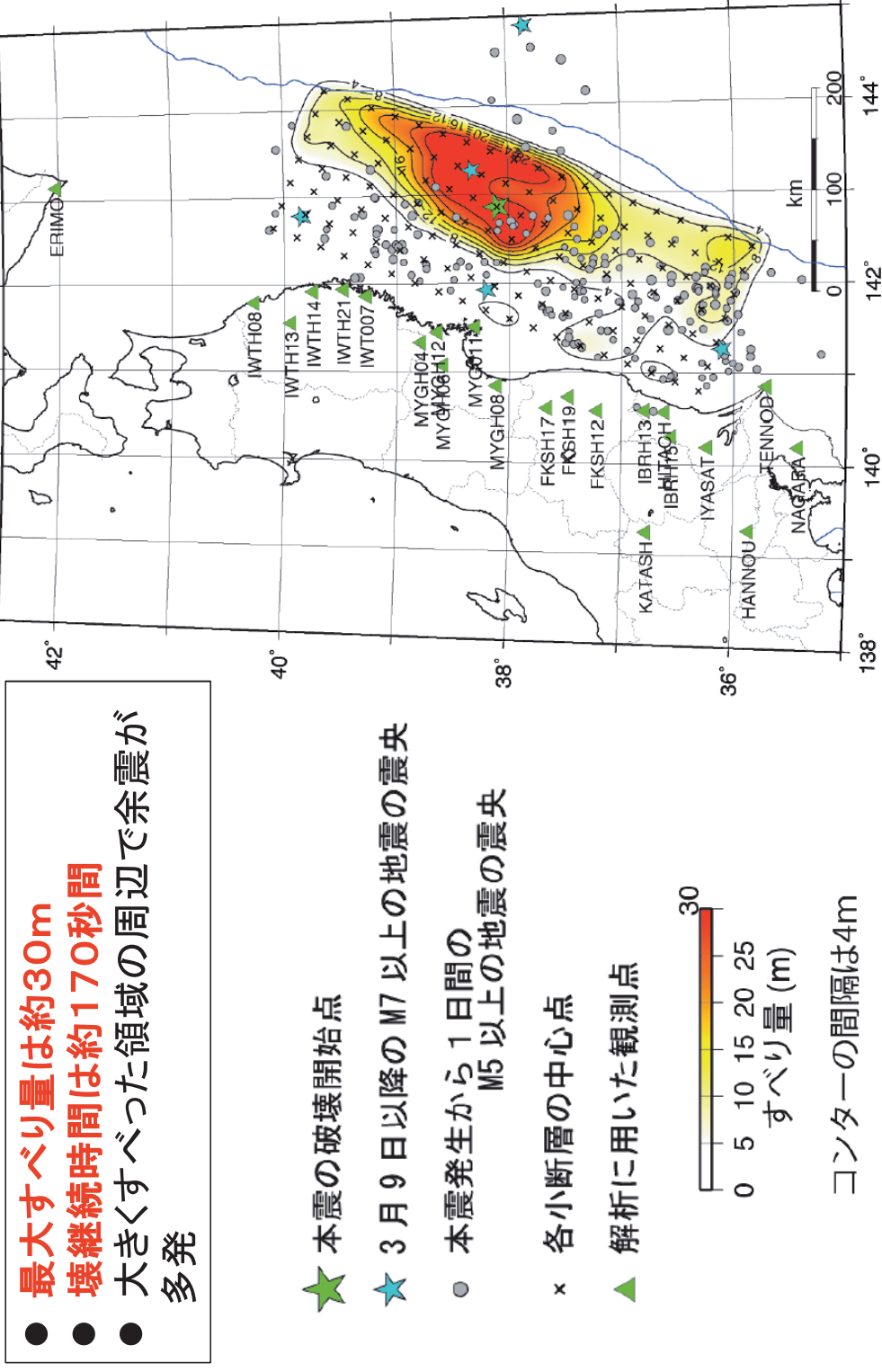
図1-1-1 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の震度分布



(気象庁資料)

図1-1-2 震源域における断層面のすべり分布

震源過程解析から推定された、断層面上のすべり量分布



出典：気象庁気象研究所資料をもとに作成

表1-1-3 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震を原因とする津波

○津波警報等の発表状況

- ・ 3月11日14時49分 津波警報(大津波)等発表
- ・ 3月13日17時58分 すべて解除

津波警報発表日時	11日	11日	11日	11日	11日	11日	11日	12日	12日	12日	13日	13日
	14:49	15:14	15:30	16:08	18:47	21:35	22:53	03:20	13:50	20:20	07:30	17:58
青森県太平洋沿岸	1m	3m	8m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上		切下げ	切下げ	解除
岩手県	3m	6m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上		切下げ	切下げ	解除
宮城県	6m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上		切下げ	切下げ	解除
福島県	3m	6m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上		切下げ	切下げ	解除
茨城県	2m	4m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	切下げ	切下げ		解除
千葉県九十九里・外房	2m	3m	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	10m以上	切下げ			解除
北海道太平洋沿岸中部	1m	2m	6m	8m	8m	8m	8m	8m	切下げ	切下げ		解除
北海道太平洋沿岸東部	0.5m	1m	3m	6m	6m	6m	6m	6m	切下げ	切下げ		解除
北海道太平洋沿岸西部	0.5m	1m	4m	6m	6m	6m	6m	6m	切下げ	切下げ		解除
伊豆諸島	1m	2m	4m	6m	6m	6m	6m	6m	切下げ			解除
千葉県内房	0.5m	1m	2m	4m	4m	4m	4m	4m	切下げ		解除	
小笠原諸島	0.5m	1m	2m	4m	4m	4m	4m	4m	切下げ			解除
青森県日本海沿岸	0.5m	1m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ	解除		
相模湾・三浦半島	0.5m	0.5m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ	解除		
静岡県	0.5m	0.5m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ		解除	
和歌山県	0.5m	0.5m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ	切下げ		解除
徳島県	0.5m	0.5m	2m	3m	3m	3m	3m	3m	切下げ		解除	
高知県	0.5m	0.5m	2m	2m	2m	2m	3m	3m	切下げ	切下げ		解除

※津波警報(大津波)を発表した津波予報区のみ掲示

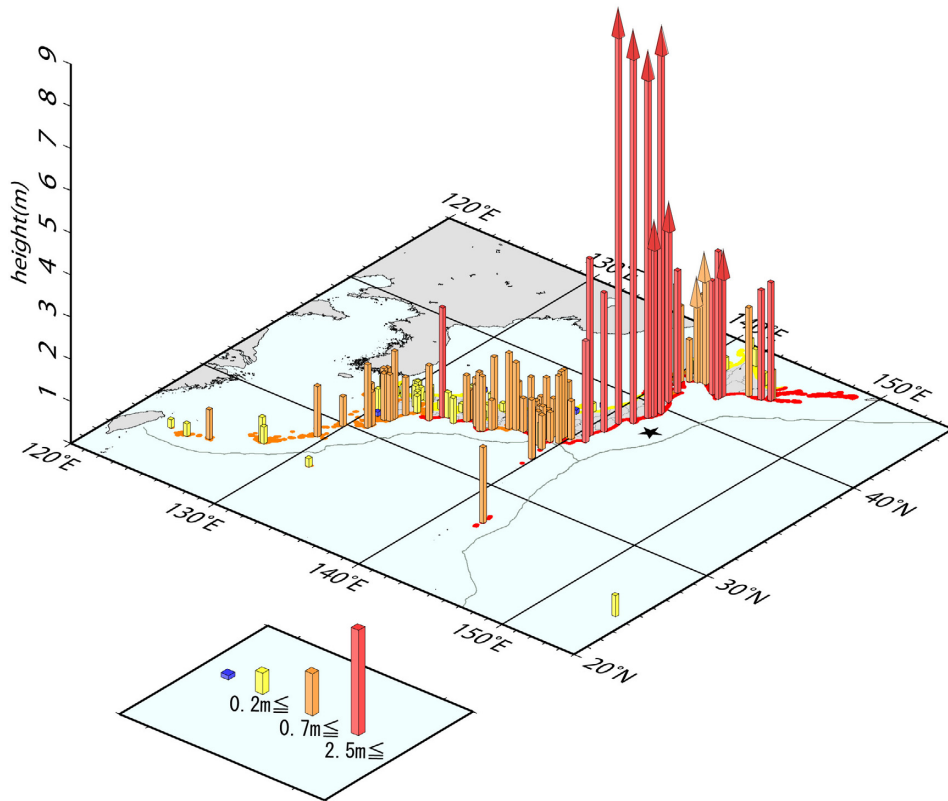
- 津波警報(大津波)
- 津波警報(津波)
- 津波注意報
- 津波なし・解除

○津波の観測値(最大波)(津波観測点)

地点名	観測時刻	津波の高さ
えりも町庶野	15:44	3.5m
宮古	15:26	8.5m以上
大船渡	15:18	8.0m以上
釜石	15:21	4.2m以上
石巻市鮎川	15:26	8.6m以上
相馬	15:51	9.3m以上
大洗	16:52	4.1m

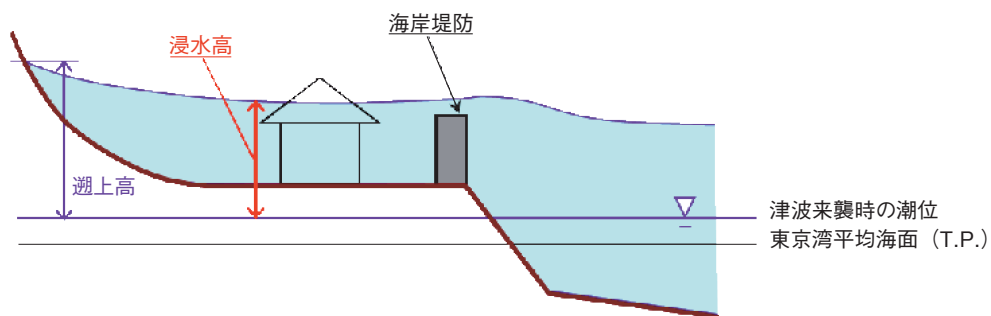
(気象庁資料)

図1-1-3 津波の観測状況



(気象庁資料)

浸水高、遡上高について



- 浸水高 : 津波到達時の潮位から津波の痕跡までの高さ
- 遡上高 : 津波到達時の潮位から津波が駆け上がったところまでの高さ

## (2) 余震の活動状況

5月31日までに発生した余震は、最大震度6強が2回、最大震度6弱が2回、最大震度5強が6回、最大震度5弱が23回、最大震度4が135回発生となっており、主な余震活動は以下のとおりとなっている（表1-1-4、表1-1-5、表1-1-6、表1-1-7）。

表1-1-4 茨城県沖を震源とする地震（3月11日）

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日15時15分	
震源及び規模(推定)	茨城県沖（北緯36度7分，東経141度16分） 深さ 43km マグニチュード7.7	
震度（震度5強以上の地域震度）	震度6強	茨城県南部
	震度6弱	茨城県北部，栃木県南部，千葉県北東部・北西部
	震度5強	福島県中通り，栃木県北部，埼玉県北部・南部，千葉県南部，東京都23区，神奈川県西部

（気象庁資料）

表1-1-5 宮城県沖を震源とする地震（4月7日）

項目	データ	
発生日時	平成23年4月7日23時32分	
震源及び規模(推定)	宮城県沖（北緯38度12分，東経141度55分，牡鹿半島の東40km付近） 深さ 66km マグニチュード7.1	
震度（震度5強以上の地域震度）	震度6強	宮城県北部，中部（仙台市，栗原市）
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部，宮城県南部
	震度5強	青森県三八上北，秋田県沿岸南部・内陸南部，福島県中通り・浜通り

○津波警報等の発表状況

23：34 津波警報等発表 → 00：55すべて解除（津波による被害等なし。）

〈津波警報〉宮城県

〈津波注意報〉青森県太平洋沿岸，岩手県，福島県，茨城県

（気象庁資料）

**表1-1-6 福島県浜通りを震源とする地震（4月11日）**

項目	データ	
発生日時	平成23年4月11日17時16分	
震源及び規模(推定)	福島県浜通り（北緯36度57分，東経140度40分，いわきの西南西約30km付近） 深さ 6km マグニチュード7.0	
震度（震度5強以上の地域震度）	震度6弱	福島県中通り・浜通り，茨城県南部
	震度5強	茨城県北部，栃木県北部

○津波警報等の発表状況

17：18 津波警報等発表 → 18：05すべて解除（津波による被害等なし。）

〈津波警報〉茨城県

〈津波注意報〉宮城県，福島県，千葉県九十九里・外房

（気象庁資料）

**表1-1-7 福島県中通りを震源とする地震（4月12日）**

項目	データ	
発生日時	平成23年4月12日14時07分	
震源及び規模(推定)	福島県浜通り（北緯37度3分，東経140度39分） 深さ 15km マグニチュード6.4	
震度（震度5強以上の地域震度）	震度6弱	福島県浜通り，茨城県北部
	震度5強	福島県中通り

○津波警報等の発表状況

津波の心配なし。

（気象庁資料）

### （3）余震域外で発生した主な地震

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の余震域の外でも，以下のような最大震度6強の地震をはじめとする大きな地震が発生した（表1-1-8，表1-1-9）。

表1-1-8 長野県北部を震源とする地震（3月12日）

項目	データ	
発生日時	平成23年 3月12日03時59分	
震源及び規模(推定)	長野県北部（北緯37度59分，東経138度36分） 深さ 8 km マグニチュード6.7	
震度（震度5強以上の地域震度）	震度6強	長野県北部
	震度6弱	新潟県中越
	震度5強	群馬県北部，新潟県上越

(気象庁資料)

表1-1-9 静岡県東部を震源とする地震（3月15日）

項目	データ	
発生日時	平成23年 3月15日22時31分	
震源及び規模(推定)	静岡県東部（北緯35度19分，東経138度43分） 深さ 14km マグニチュード6.4	
震度（震度5強以上の地域震度）	震度6強	静岡県東部
	震度5強	山梨県東部・富士五湖

(気象庁資料)

## 2 被害の概要

この地震は、人的被害、住家被害をはじめ、インフラ・ライフライン等に極めて甚大な被害を発生させた。この節では、人的被害、住家被害及び浸水被害を中心に被害の概要について述べる。インフラ・ライフライン等の被害状況については、第2章第2節を参照されたい。

### (1) 人的被害

マグニチュード9.0の海溝型地震は、主に津波による死者15,270名、行方不明者8,499名（5月30日時点）という明治以降では関東大震災に次ぐ極めて深刻な被害をもたらした(表1-1-10)。死者・行方不明者は12都道県に及び、その中でも高い津波が観測された宮城県（死者9,122名、行方不明5,196名）、岩手県（死者4,501名、行方不明2,888名）及び福島県（死者1,583名、行方不明411名）（いずれも5月30日時点）で多数の犠牲者が発生した。



表1-1-10 東日本大震災における都道府県別人的被害

(平成23年5月30日現在)

※現在も行方不明者多数であり，全容把握に至っていない

都道府県名	死者	行方不明	負傷者
北海道	1		3
青森県	3	1	61
岩手県	4,501	2,888	166
宮城県	9,122	5,196	3,459
秋田県			12
山形県	2		29
福島県	1,583	411	236
茨城県	23	1	694
栃木県	4		135
群馬県	1		36
埼玉県			42
千葉県	19	2	249
東京都	7		90
神奈川県	4		139
新潟県			3
山梨県			2
長野県			1
静岡県			4
三重県			1
高知県			1
合計	15,270	8,499	5,363

(注) 茨城県沖を震源とする地震(3月11日)、宮城県沖を震源とする地震(4月7日)、福島県浜通りを震源とする地震(4月11日)及び福島県中通りを震源とする地震(4月12日)による被害を含む。

(参考) 阪神・淡路大震災の被害(平成18年5月19日消防庁確定)

死者: 6,434名, 行方不明者: 3名, 負傷者: 43,792名)

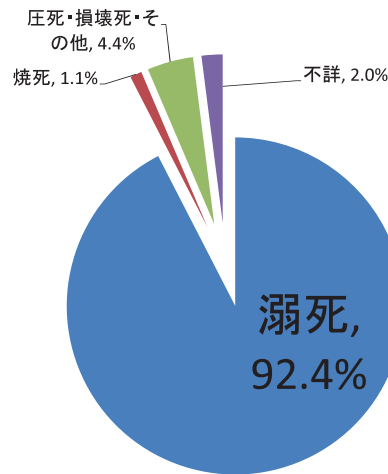
(緊急災害対策本部資料)

警察庁発表資料（4月11日現在）によると、死因の90%以上が溺死となっている（図1-1-4）。なお、阪神・淡路大震災においては、死因の80%以上が建物倒壊によるものであった。

また、年齢別では60歳以上が約65%を占めており、地域の人口構成比よりも高い割合となった（図1-1-5）。

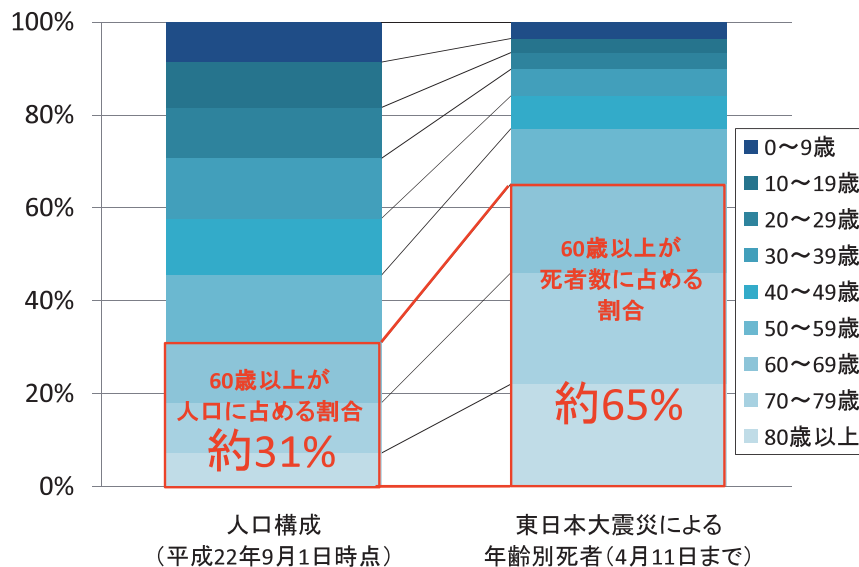
図1-1-4 東日本大震災における死因（岩手県・宮城県・福島県）

（平成23年4月11日現在）



（警察庁資料より内閣府作成）

図1-1-5 東日本大震災における死者と地域人口の年齢構成比較（岩手県・宮城県・福島県）



（警察庁資料，総務省資料より内閣府作成）

## (2) 住家被害

住家についても，全壊が約10万棟，半壊が約6万棟（5月26日時点）となる大きな被害が生じた（表1-1-11）。

表1-1-11 東日本大震災における都道府県別住家被害

（平成23年5月26日現在）

※津波により水没した地域があり，全容把握に至っていない

都道府県名	全壊	半壊	一部破損
北海道			5
青森県	281	1,019	77
岩手県	17,107	2,661	1,605
宮城県	68,776	24,319	31,295
秋田県			4
山形県		1	37
福島県	14,083	16,791	51,707
茨城県	1,632	9,161	115,705
栃木県	241	1,733	48,772
群馬県		1	15,434
埼玉県	7	41	13,863
千葉県	728	2,733	21,065
東京都	9	113	2,954
神奈川県		11	67
新潟県	26	64	604
長野県	33	169	464
静岡県			523
合計	102,923	58,817	304,181

（注）茨城県沖を震源とする地震（3月11日），宮城県沖を震源とする地震（4月7日），福島県浜通りを震源とする地震（4月11日）及び福島県中通りを震源とする地震（4月12日）による被害を含む。

（参考）阪神・淡路大震災の被害（平成18年5月19日消防庁確定）

全壊：104,906棟，半壊：144,274棟，一部破損：390,506棟

（消防庁資料）

### (3) 被害額

被災地域におけるストック（社会資本・住宅・民間企業設備）への直接的被害額は、内閣府（経済財政分析担当）によると、約16～25兆円と分析されており、阪神・淡路大震災の直接的被害額約9.6兆円（国土庁推計）の1.6倍以上の被害額となっている。これは、被災地域全体のストック総額約175兆円に対し、阪神・淡路大震災における損壊率を参考に、被災状況を加味して設定された損壊率を用いて分析を行ったものであるが、原子力発電所の被害や、風評被害は含んでいない。

### (4) 津波による浸水の概要

#### (a) 津波による浸水範囲

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震では、地震動による津波の発生とともに、沿岸を中心に大きな地盤沈下が発生した。甚大な津波と地盤の低下が重なり、津波による浸水面積は、全国で561km<sup>2</sup>（青森県24km<sup>2</sup>，岩手県58km<sup>2</sup>，宮城県327km<sup>2</sup>，福島県112km<sup>2</sup>，茨城県23km<sup>2</sup>及び千葉県17km<sup>2</sup>）に達したと推計される（図1-1-6）。

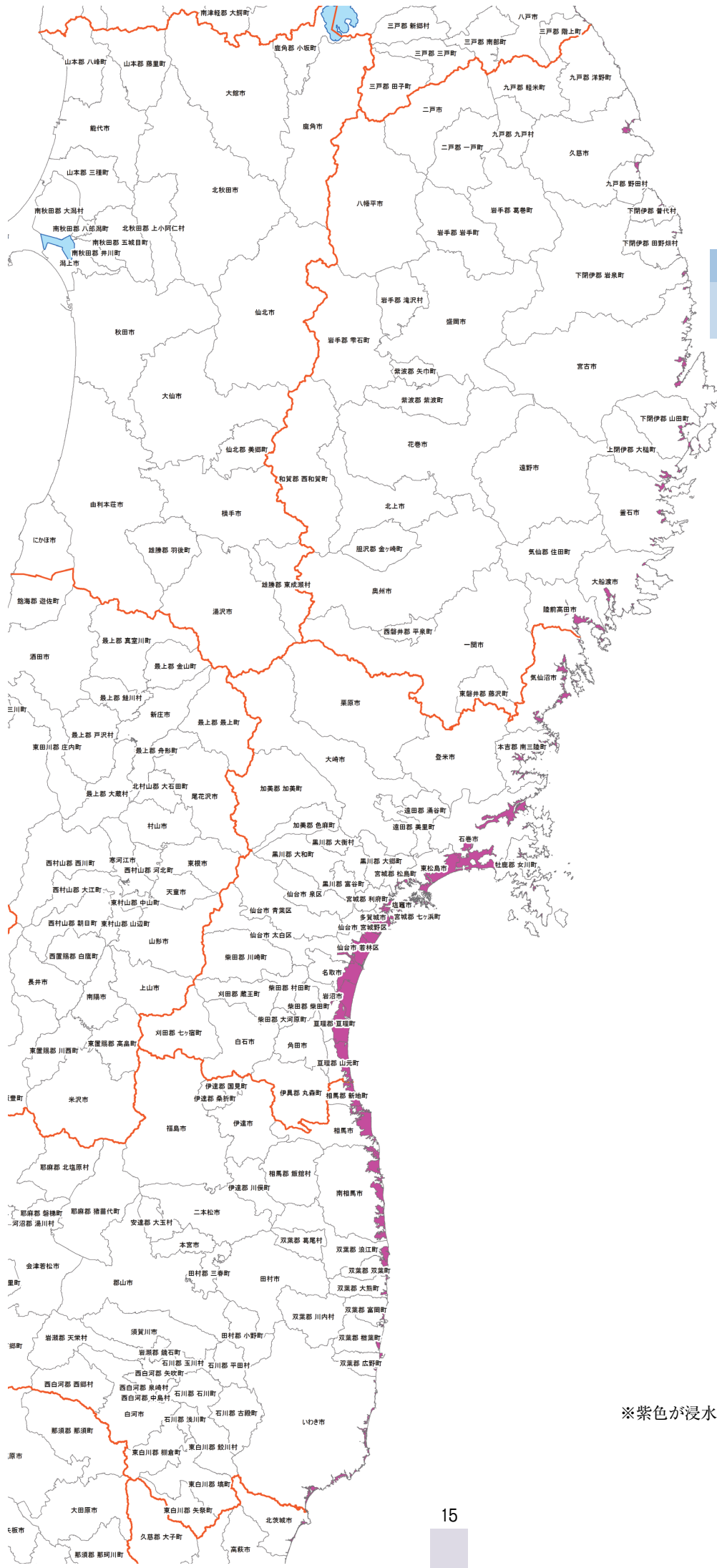


図1-1-6  
岩手県から福島県の  
浸水範囲図

※紫色が浸水範囲（国土地理院資料）

(b) 農地の流失・冠水被害

農業関係では、流失・冠水等の被害を受けた農地は、宮城県15,000ha、福島県6,000ha、岩手県2,000ha等、全体で23,600haと推計される（表1-1-12）。

表1-1-12 津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積

平成23年3月29日現在

(単位：ヘクタール)

県名	耕地面積 (平成22年)	流失・冠水等被害推定面積		推定面積の田畑別内訳の試算	
			被害面積率(%)	田耕地面積	畑耕地面積
青森県	156,800	79	0.1%	76	3
岩手県	153,900	1,838	1.2%	1,172	666
宮城県	136,300	15,002	11.0%	12,685	2,317
福島県	149,900	5,923	4.0%	5,588	335
茨城県	175,200	531	0.3%	525	6
千葉県	128,800	227	0.2%	105	122
合計	900,900	23,600	2.6%	20,151	3,449

(注) 1 耕地面積は、平成22年耕地面積（田畑計）である。

2 流失・冠水等被害推定面積は、地震発生前の農地が撮影されている人工衛星画像を基に、東北地方太平洋沖地震の浸水範囲概況図（国土地理院）等の資料を活用しながら目視判断により、農地が流失又は冠水したと思われる農地を推定して求積した。なお、今回被害面積を推定した浸水範囲以外の地域においても地割れ、液状化等の被害が発生しているが、これらの被害面積については現在調査中のため今回の数値には含まれていない。

3 被害面積求積は農地集団毎に求積しており一部水路や細い農道等も含まれている。

4 推定面積の田畑別内訳の試算については、過去の調査結果による当該地域の田畑比率等から推計した。

(農林水産省資料)

(c) 想定を上回った東日本大震災の浸水高・浸水範囲

津波被害を受けた地域の中には、想定地震による浸水高や浸水範囲の予測を大きく上回る浸水高や浸水範囲となった地域もある（図1-1-7、図1-1-8）。

これに加えて、地盤沈下による影響もあり、実際の浸水範囲が、津波ハザードマップの予測浸水範囲を大きく超えた地域もある（図1-1-9）。

図1-1-7 想定3地震の想定津波高と今回の津波による浸水高等との比較

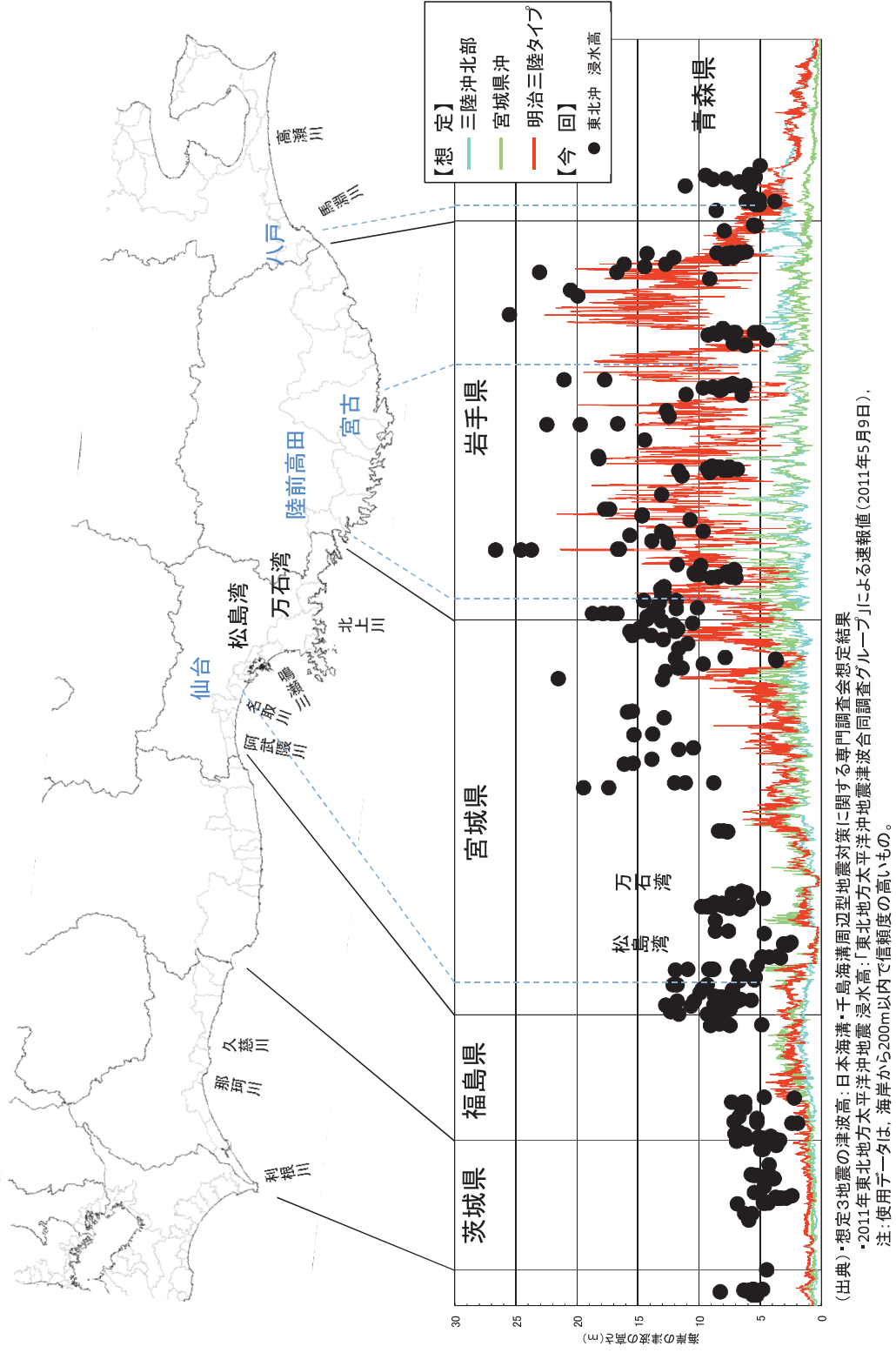
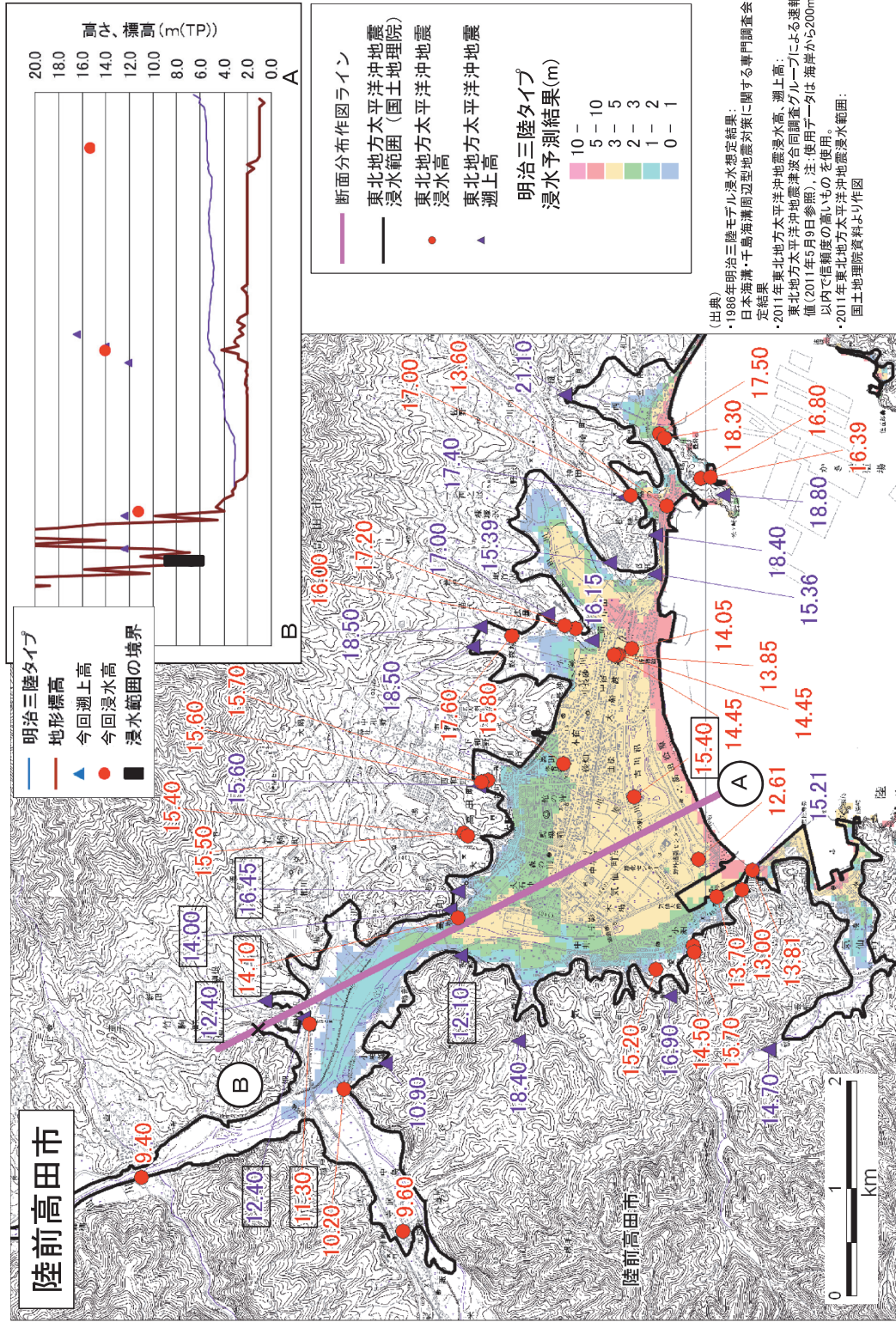


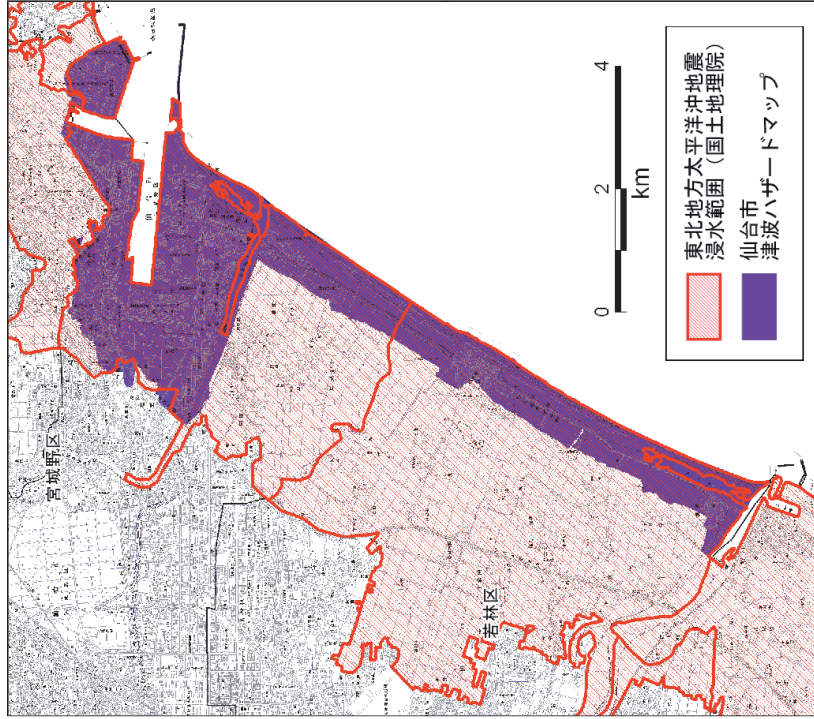


図1-1-8 陸前高田市における浸水高の予測と実際の浸水高

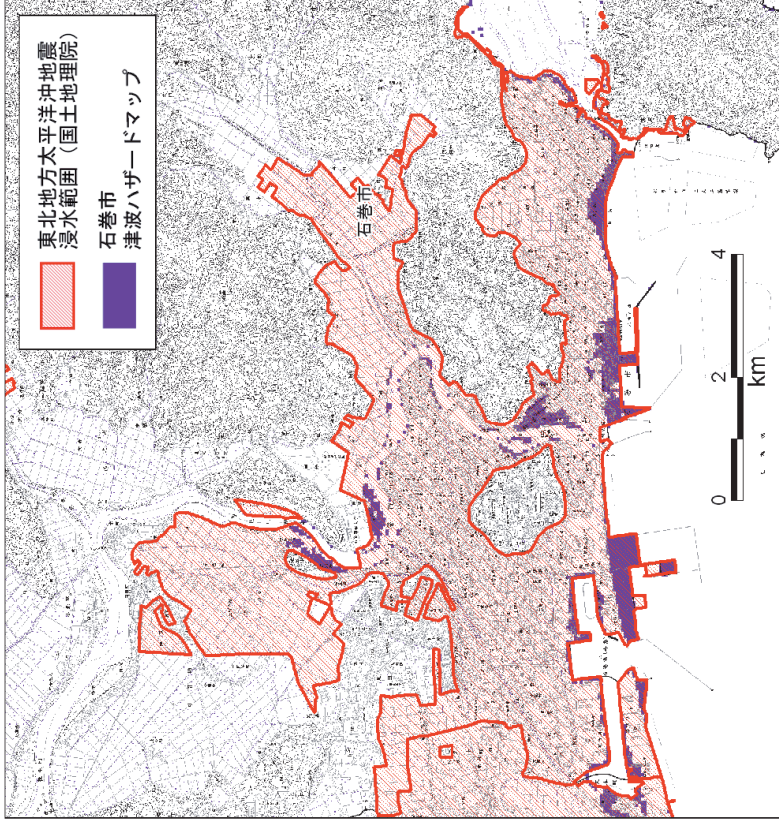




東北地方太平洋沖地震の浸水範囲と  
仙台市津波ハザードマップの比較



東北地方太平洋沖地震の浸水範囲と  
石巻市津波ハザードマップの比較



(出典) 東北地方太平洋沖地震 浸水範囲: 国土地理院資料より

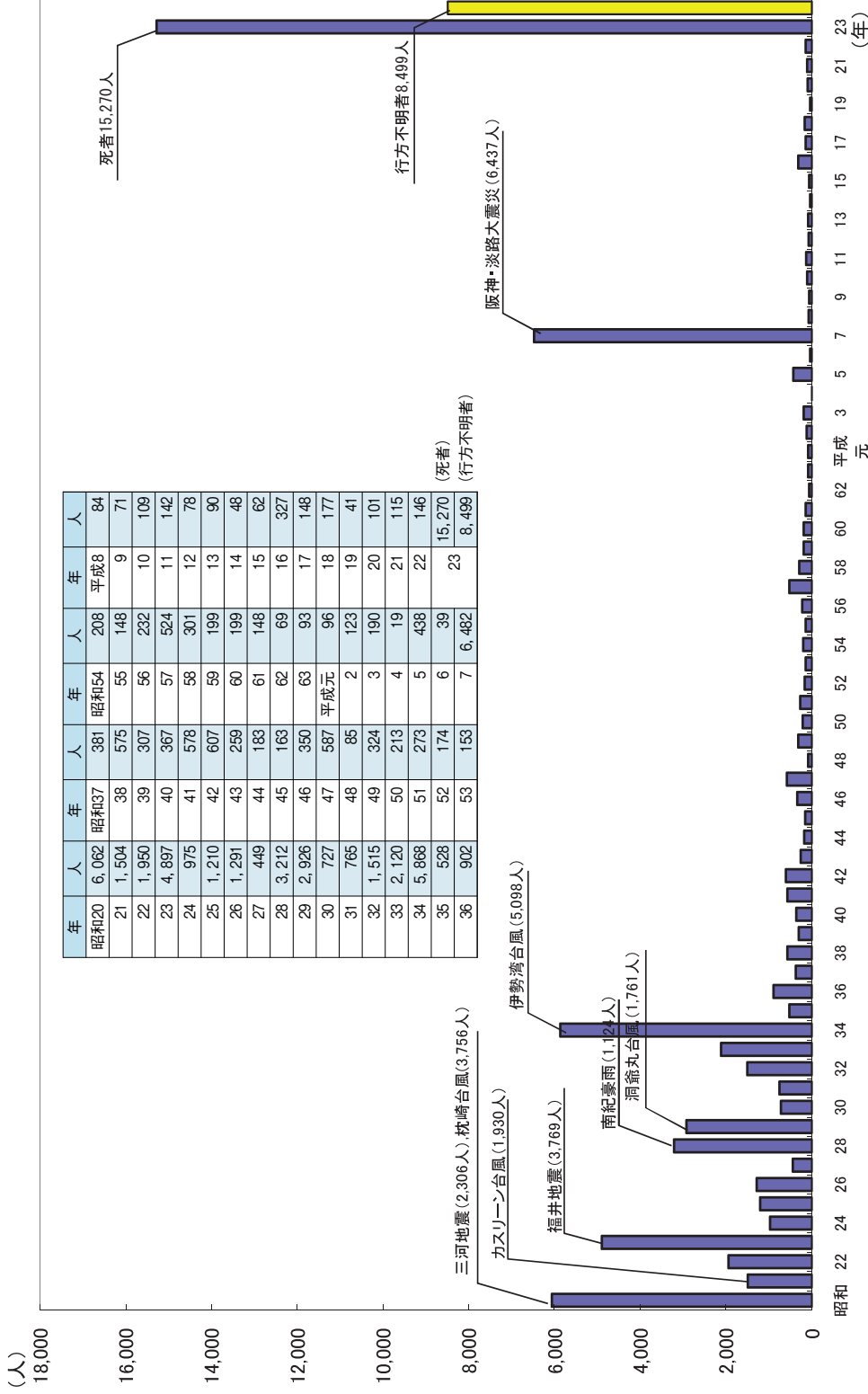
### 3 これまでの大災害との比較

東日本大震災の特徴としては、観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震であったこと、大津波により甚大な被害が発生したこと、被災地が広範囲に及んでいること、戦後最大の人的被害が生じたこと等が挙げられ、しばしば「未曾有の大災害」と称されているところである（図1-1-10）。

また、その被害は、阪神・淡路大震災や、明治以降の関東大震災以外の地震と比較しても大きなものとなっている（表1-1-13, 表1-1-14）。

図1-1-10 自然災害による死者・行方不明者数

(平成23年5月30日現在)



資料：昭和20年は主な災害による死者・行方不明者（理科年表による）。昭和21～27年は日本気象災害年報，昭和28年～37年は警察庁資料，昭和38年以降は消防庁資料による。

(注) 平成7年の死者のうち，阪神・淡路大震災の死者については，いわゆる関連死919名を含む（兵庫県資料）。

平成22年の死者・行方不明者は速報値。

平成23年の死者・行方不明者については，東北地方太平洋沖地震のみ（緊急災害対策本部資料）。

表1-1-13 阪神・淡路大震災と東日本大震災の比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
発生日時	平成7年1月17日5:46	平成23年3月11日14:46
マグニチュード	7.3	9.0
地震型	直下型	海溝型
被災地	都市部中心	農林水産地域中心
震度6弱以上県数	1県(兵庫)	8県(宮城, 福島, 茨城, 栃木, 岩手, 群馬, 埼玉, 千葉)
津波	数十cmの津波の報告あり, 被害なし	各地で大津波を観測(最大波 相馬9.3m以上, 宮古8.5m以上, 大船渡8.0m以上)
被害の特徴	建築物の倒壊。長田区を中心に大規模火災が発生。	大津波により, 沿岸部で甚大な被害が発生, 多数の地区が壊滅。
死者 行方不明者	死者6,434名 行方不明者3名 (平成18年5月19日)	死者15,270名 行方不明者8,499名 (平成23年5月30日現在)
住家被害 (全壊)	104,906	102,923 (平成23年5月26日現在)
災害救助法の適用	25市町(2府県)	241市区町村(10都県) (※)長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村(2県)を含む
震度分布図 (震度4以上を表示)	<p>震度階級</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7 (赤)</li> <li>6 (黄)</li> <li>5 (紫)</li> <li>4 (青)</li> </ul>	<p>震度 4 5弱 5強 6弱 6強 7</p>

(内閣府資料)

表 1-1-14 我が国の主な被害地震（明治以降）

災 害 名	年 月 日	死者・行方不明者数
濃尾地震 (M8.0)	1891 年 (明治24年) 10月28日	7,273 名
明治三陸地震津波 (M8.1/4)	1896 年 (明治29年) 6月15日	約22,000 名
関東大地震 (M7.9)	1923 年 (大正12年) 9月 1日	約105,000 名
北丹後地震 (M7.3)	1927 年 (昭和 2年) 3月 7日	2,925 名
昭和三陸地震津波 (M8.1)	1933 年 (昭和 8年) 3月 3日	3,064 名
鳥取地震 (M7.2)	1943 年 (昭和18年) 9月10日	1,083 名
東南海地震 (M7.9)	1944 年 (昭和19年) 12月 7日	1,251 名
三河地震 (M6.8)	1945 年 (昭和20年) 1月13日	2,306 名
南海地震 (M8.0)	1946 年 (昭和21年) 12月21日	1,443 名
福井地震 (M7.1)	1948 年 (昭和23年) 6月28日	3,769 名
十勝沖地震 (M8.2)	1952 年 (昭和27年) 3月 4日	33 名
1960年チリ地震津波 (Mw9.5)	1960 年 (昭和35年) 5月23日	142 名
新潟地震 (M7.5)	1964 年 (昭和39年) 6月16日	26 名
1968年十勝沖地震 (M7.9)	1968 年 (昭和43年) 5月16日	52 名
1974年伊豆半島沖地震 (M6.9)	1974 年 (昭和49年) 5月 9日	30 名
1978年伊豆大島近海地震 (M7.0)	1978 年 (昭和53年) 1月14日	25 名
1978年宮城県沖地震 (M7.4)	1978 年 (昭和53年) 6月12日	28 名
昭和58年 (1983年) 日本海中部地震 (M7.7)	1983 年 (昭和58年) 5月26日	104 名
昭和59年 (1984年) 長野県西部地震 (M6.8)	1984 年 (昭和59年) 9月14日	29 名
平成 5 年 (1993年) 北海道南西沖地震 (M7.8)	1993 年 (平成 5 年) 7月12日	230 名
平成 7 年 (1995年) 兵庫県南部地震 (M7.3)	1995 年 (平成 7 年) 1月17日	6,437 名
平成16年 (2004年) 新潟県中越地震 (M6.8)	2004 年 (平成16年) 10月23日	68 名
平成20年 (2008年) 岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	2008 年 (平成20年) 6月14日	23 名
平成23年 (2011年) 東北地方太平洋沖地震 (Mw9.0)	2011 年 (平成23年) 3月11日	(死者) 15,270 名 (行方不明者) 8,499 名

- (注) 1 戦前については死者・行方不明者が1,000名を超える被害地震、戦後については死者・行方不明者が20名を超える被害地震を掲載した。
- 2 関東地震の死者・行方不明者数は、理科年表（2006年版）の改訂に基づき、約142,000名から約105,000名へと変更した。
- 3 兵庫県南部地震の死者・行方不明者については平成17年12月22日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,521名。
- 4 東北地方太平洋沖地震については速報値（平成23年5月30日現在）。

資料：理科年表、消防庁資料、日本被害地震総覧、緊急災害対策本部資料



## 第2章 応急対応

### 1 初動対応

#### (1) 初動及び本部体制の確立

##### (a) 緊急災害対策本部の設置

政府においては、発災直後の3月11日14時50分に、官邸対策室を設置するとともに、緊急参集チームを招集した。また、同時刻、総理大臣より、「①被災状況の確認、②住民の安全確保、早期の避難対策、③ライフラインの確保、交通網の復旧、④住民への的確な情報提供に全力を尽くすこと。」との指示がなされた。

15時14分に、東北地方太平洋沖地震災害の応急対策を強力に推進するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、同法制定以来初めて、内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部が閣議決定（「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部について」）により設置された。なお、原子力発電所事故への対応については、第2編を参照されたい。

15時37分、第1回緊急災害対策本部会議が開催され、災害応急対策に関する基本方針が決定された（表1-2-1）。

発災当日には、さらに2回の緊急災害対策本部会議が開催された。首都圏で、地震直後からすべての鉄道が運行を見合わせ、多数の帰宅困難者が駅に滞留するなどの問題が発生していたことから、19時23分に開催された第3回緊急災害対策本部会議の後、官房長官より、「帰宅困難者の対策に全力をあげるため、駅周辺の公共施設を最大限活用するよう全省庁は全力を尽くすこと」との指示がなされ、東京都を中心に首都圏に所在する国の施設（国営昭和記念公園等）を帰宅困難者の一時滞在施設として開放するなどの対応が行われた。

また、地方公共団体で実施する被災者に対する物資の調達や輸送、広域医療搬送や海外からの支援受入れについては、緊急災害対策本部に設置された事案対処班（最大時で約70名）により対応が行われた。

津波の被害を受けたところでは、孤立者や役場の機能が失われたところが多数発生したことから、発災翌日の3月12日の第6回緊急災害対策本部会議において、総理大臣から、「人命救助を強力に進めるため、①特に孤立者の救助活動に自衛隊の部隊を積極的に投入

表1-2-1 災害応急対策に関する基本方針

本日14時46分頃に発生した地震は、東北を中心に北海道から関東地方にかけての広い範囲を中心に、地震動、津波等により、激甚な被害が発生している模様である。さらに、今後の余震により、被害が拡大する可能性も考えられる。

このため政府として、以下の基本方針に基づき、地方自治体と緊密に連携し、被災者の救援・救助をはじめとする災害応急活動に総力をあげて取り組むとともに、国民生活及び経済活動が早期に回復するよう全力を尽くす。

1. 災害応急活動が円滑に行えるよう、関係省庁は情報の収集を迅速に行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
2. 人命の救助を第一に、以下の措置により被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。
  - (1) 全国から被災地に、自衛隊の災害派遣部隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊及び災害派遣医療チーム（DMAT）を最大限派遣する。
  - (2) 応急対応に必要な人員、物資等の緊急輸送路を確保するため、高速道路や幹線道路等の通行路の確保に全力を挙げる。
  - (3) 救援・救助活動等の応急対策を適切に進めるため、必要に応じて航空情報（ノータム）の発出等により、関係機関、関係団体の協力の下、被災地上空及びその周辺空域における航空安全の確保を図る。
3. 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の復旧に全力を挙げる。
4. 応急対応に必要な医療物資、食糧、飲料水及び生活必需品、並びに緊急輸送路・ライフライン等の復旧のための人員、物資を確保するため、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保する。
5. 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。

（緊急災害対策本部資料）

するなど、広域応援体制の強化を図るとともに、②役場の機能が失われているような地方自治体へのサポートの強化に取り組んでいただきたい。」との指示がなされた。

発災から1週間となる3月17日までに開催された12回にわたる緊急災害対策本部会議において、応急対策を推進するための総合調整が進められ、以下の事項について緊急的な対応が行われた（詳細は第3章参照）。

- ・ 3月11日には青森県（1市1町）、岩手県（全34市町村）、宮城県（全35市町村）、福島県（全59市町村）、茨城県（28市7町2村）、栃木県（15市町）、千葉県（6市1区1町）、東京都（47区市町）、同12日には長野県（1村）、新潟県（2市1町）の計10

都県に災害救助法が適用された。

- ・ 3月12日には、「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が閣議決定された。
- ・ 3月12日から順次、各都県において、被災者生活再建支援法が適用された。
- ・ 3月13日には、「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が閣議決定され、東北地方太平洋沖地震による災害が、特定非常災害として指定された。
- ・ 3月14日には、被災地に対する物資の調達や輸送等のため、「東北地方太平洋沖地震」被災地域に対する物資支援に係る予備費使用について閣議決定された。 等

3月17日に開催された第12回緊急災害対策本部会議においては、今後、被災者の生活支援が喫緊の課題であることにかんがみ、本部の下に「被災者生活支援特別対策本部」を置くことが決定された（詳細は本章第3節参照）。

#### (b) 現地対策本部の設置

3月11日18時42分、現地の被害状況を詳細に把握するため、内閣府副大臣を団長とする約30名からなる調査団が現地に派遣された（派遣府省等：内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省）。その後、政府は、3月11日の閣議決定に基づき、3月12日6時に、緊急災害現地対策本部（本部長：内閣府副大臣）を宮城県に設置した。

また、同日、岩手県及び福島県にも政府調査団が派遣され、それぞれ現地対策連絡室が設置された。

現地対策本部は、政府一体となって推進する災害対策について被災地方公共団体との連絡調整を図りつつ、当該対策に関する事務を被災現地において機動的かつ迅速に処理するとともに、地方公共団体の災害対策本部が行っている災害対策に対して、政府として最大限の支援及び協力を行うことを目的としている。

なお、地方公共団体においても、岩手県、宮城県及び福島県をはじめ、東北・関東地方を中心に、北海道から九州に至る23都道県で災害対策本部等を設置し災害対策を講じた。

5月26日現在、14都道県に災害対策本部が引き続き設置されているほか、3県に災害警戒本部等が設置されている。

## (2) 救出・救助活動

今回の地震では、広い範囲で津波が発生し、沿岸部を中心に多数の行方不明者及び孤立集落が発生したことから、人命救助を第一に、消防、警察、海上保安庁及び自衛隊が連



携し、大規模な救出・救助活動が行われた。

警察庁、消防庁及び海上保安庁においては、地震発生後、それぞれ被災地域以外の各都道府県警察、消防本部、各管区海上保安本部等に応援活動を要請又は指示し、防衛省においても、発災後直ちに防衛大臣から自衛隊の部隊に対し大規模震災災害派遣命令を発し、可能な限りの部隊・装備を投入して、大規模かつ迅速な初動対応を行った。

警察庁では、全国の警察機関から部隊を派遣し、広域緊急援助隊や機動隊が、被災地の県警察と一体となって被災者の救出救助や行方不明者の捜索を実施した。なお、5月31日までに被災3県に派遣された警察職員は延べ約307,500名、警察用航空機（ヘリコプター）は延べ566機に上っている。

消防庁では、緊急消防援助隊に対し出動を指示し、最大時（3月18日11時）で1,558隊、6,099名が救助活動を行った。なお、緊急消防援助隊の創設後、消防庁長官の指示により緊急消防援助隊が出動したのは、今回の震災が初めてである。また、岩手県、宮城県及び福島県を除く44都道府県より部隊が派遣され、5月31日現在、延べ約27,373隊、約103,600名の消防職員が応援活動を実施した。

海上保安庁では、5月30日までに延べ、船艇4,413隻、航空機1,564機及び特殊救難隊等1,510名が救助活動を行った。

防衛省では、被災地での活動をより強化するため、3月14日に陸・海・空自の部隊による統合任務部隊を編成し、被災者の捜索・救助活動を展開した。また、訓練以外で初めて自衛隊法に基づく即応予備自衛官及び予備自衛官を招集し、自衛隊の総力を挙げて取り組



緊急消防援助隊の活動（宮城県気仙沼市）  
総務省消防庁提供・東京消防庁撮影

み、総理からの指示も踏まえ、最大時で3月26日に人員約10万7千名に上る派遣態勢で捜索・救助活動が展開された。

警察、消防、海上保安庁及び自衛隊による救出等総数は5月30日現在で26,707人に上っている（表1-2-2）。

表1-2-2 救助等総数（5月30日現在）

	警察庁	消防庁	海上保安庁	防衛省	合計
3月11日	32名	3名	18名	19,286名	
3月12日	397名	641名	229名		
3月13日	1,631名	3,728名	28名		
3月14日	448名	238名	19名		
3月15日	1,183名	2名	24名		
3月16日	27名	-	24名		
3月17日	29名	-	1名		
3月18日 ～4月19日	2名	2名	17名		
計	3,749名	4,614名	360名		

※各機関等による救出救助については、共同した救出救助活動を実施しているため、数については重複している場合もある。

※消防庁は被災各県の消防機関が連携して実施したものを含め、緊急消防援助隊の救助総数

（緊急災害対策本部資料による）

### （3）海外からの救助隊等の受入れ

発災以来、159の国・地域及び43の機関からの援助の申出があり、28の国・地域・機関から救助隊・専門家チーム等が派遣された。

また、日本からの支援要請に基づき、米軍は、人員16,000名以上、艦船約15隻、航空機約140機を投入（最大時）した大規模な活動（「トモダチ作戦」）を実施した。空母「ロナルド・レーガン」、強襲揚陸艦「エセックス」他からの救援物資の供出、各国救助隊への輸送支援、捜索救助活動、仙台空港の復旧作業等を実施するとともに、福島第一原子力発電所に係る支援として、バージ船の提供、海兵隊の放射能対処専門部隊（CBIRF）の派遣、無人偵察機「グローバル・ホーク」等が撮影した写真の提供等が行われた。



在日米軍による協力

U.S. Navy photo by Mass Communication Specialist 1st Class Matthew M. Bradley/Released

#### (4) 火災の発生状況と消火活動

地震発生直後から各地域において火災が発生した。

火災発生件数は、合計313件（余震を含む一連の地震の合計）となり、特に宮城県では163件の火災が発生した（表1-2-3）。今回の震災においては、沿岸部の市街地や石油コンビナート施設、危険物施設等で火災が確認されており、消防庁では被害状況等について調査を実施している。また、現地における消防隊の活動については、津波に伴うガレキや水没により消火活動に支障をきたした事例も報告されている。

県内の広域応援も含め被災地の消防機関（消防吏員、消防団員）及び緊急消防援助隊が消火、救助、救急等の対応を行った。

表1-2-3 東日本大震災における都道府県別火災発生件数

都県名	件数	都県名	件数
青 森 県	5件	群 馬 県	2件
岩 手 県	26件	埼 玉 県	13件
宮 城 県	163件	千 葉 県	14件
秋 田 県	1件	東 京 都	34件
福 島 県	11件	神 奈 川 県	6件
茨 城 県	37件	静 岡 県	1件
		全 国 合 計	313件

(消防庁資料)

## (5) 応急医療活動

発災後、被災地の医療機関の多くが被災した。また、建造物被害が軽微又は全半壊を免れた医療機関においても職員の出勤、患者搬送、医薬品等の搬送に困難を極めた。

このような厳しい状況下であったが、被災直後から被災地内の医療従事者が医療機関に集まり応急医療活動に従事するなどの自律的な活動が各所において行われた。また、被災地外からの被災地に対する応急医療活動については、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣や広域医療搬送等、全国的規模による応急医療活動が展開された。

### (a) 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

厚生労働省は、発災後速やかに都道府県等に対してDMATの派遣要請を行い、DMATは岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において、病院支援、広域医療搬送等の救護活動を行った。また、文部科学省においても、被災当日に国公私立の全大学病院に対し、DMATの派遣を要請した。この結果、最大で193のDMATチームが被災地で活動した。3月22日をもってDMATの活動は終了した。

### (b) 広域医療搬送

大規模災害時に、緊急な治療を要する傷病者に対し、被災地外での高度な医療の提供及び被災地内の医療負担の軽減を図るため、広域医療搬送が実施された。これまでに岩手県から13名、宮城県から92名、福島県から16名がそれぞれ他地域に搬送された。

### (c) 医薬品、医療機器等の確保

地震による道路の損壊、燃料等の供給不足により、被災地の病院では医薬品、医療機器等が不足し、その確保が課題となった。そのため、厚生労働省は、3月12日に医療機関等に対する医薬品、医療機器等の供給に支障が生じることがないように、また、適正な流通を阻害することがないように万全の措置を講ずるよう関係団体に依頼したほか、医薬品、医療機器等を被災地に円滑に輸送できるよう、「緊急通行車両確認標章」の交付申請手続を関係団体に通知した。また、関係団体の協力を得て、医薬品、医療機器等を被災地へ搬送した。

## (6) 生活必需物資の調達及び輸送

被災地では、大量の被災者が発生し、発災当日から水、食料等の物資が不足したため、被災者の生活に必要な物資を大量に被災地へ供給する必要が生じた。そのため、発災当日から、緊急災害対策本部において、関係府省の物資調達・輸送関係の担当官を集め、物資の調達・輸送の調整を開始するとともに、関係団体や企業に対して、所管省庁から協力を要請した。従前は、被災地において必要な物資は地方公共団体が自ら調達してきたところ



であるが、今回の東日本大震災は、前例のない大規模災害で被害が広範囲に及び、さらに地方公共団体の機能が著しく低下していたことから、国（緊急災害対策本部）において物資の調達・輸送を直接実施するとの前例のない取組を開始した。そのために必要な経費として、平成22年度予備費から約302億円を物資支援に使用することが閣議決定された（3月14日）。

緊急災害対策本部（3月20日以降は、被災者生活支援特別対策本部。本項においては、以下まとめて「本部」という。）においては、被災地の要請にあわせた支援を効率的に行うため、被災市町村の物資需要をとりまとめた各被災県からの逐次の要請に基づき、関係府省及び関係団体・企業の協力を得て、必要となる物資を調達し、県が指定する物資集積拠点へ輸送することとした。物資集積拠点に輸送された物資は、地方公共団体及び自衛隊等によって、各避難所等へ輸送が行われた。

本部に対する物資の要請は、発災当初の水、食料、毛布等に始まり、その直後から燃料の需要が高まり、発災後一週間程度を経過すると、これらに加えて、おむつ、トイレットペーパー等の日用品、その後は、パーテーションやシャンプー、炊き出し器材等の避難所の生活環境改善に資する物資へと重点が変化した。このように被災地のニーズの変化に応じて、本部において必要な物資を調達し、被災地へ輸送が行われた。

なお、石油製品については、一部の製油所の稼働停止のほか、被災地における道路の損壊等から輸送手段が十分に確保できない状況があいまって、病院、通信施設、地元消防局等、人命救助や生活維持のため不可欠なところへの供給等が非常に困難な状況となった。このような状況への対処として、関係業界への円滑供給の要請、石油の民間備蓄義務の水準の3日分の引き下げ、輸出・需要の抑制、石油事業者間の連携、タンクローリーの大量投入、鉄道による輸送、拠点サービスステーションの整備等、緊急の供給確保措置と輸送手段の多様化を図った。

## （7）緊急交通路の確保

警察では、発災翌日には、人命救助や緊急物資輸送に必要な車両等の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、東北自動車道、常磐自動車道及び磐越自動車道の一部区間等を緊急交通路に指定した。

その一方で、3月16日から同22日にかけて、高速道路の補修状況等に応じて、交通規制の実施区間を順次縮小し、残る規制区間においても大型車等を規制の対象から除外するなど、交通規制による市民生活への影響を最小限度にとどめるよう努めた。その後、3月24日には、主要高速道路の交通規制を全面解除した。

また、救助・救援、医療、緊急の物資輸送等の災害応急対策を実施する車両に対し、緊急交通路の通行に必要な「緊急通行車両確認標章」の適切な交付に努め、合計16万3,208枚の標章を交付した。



東北自動車道矢板ICでの流入規制  
提供：警察庁

## 2 インフラ・ライフライン等の被害への対応

発災後における各種の応急活動を迅速かつ的確に展開するための市町村機能の多くが被災するとともに、応急・復旧活動に必要な交通網が広範囲にわたり寸断され、港湾施設等のインフラ施設の損壊及び電気、ガス、水道をはじめとするライフラインへの大きな被害が発生した。また、東北から関東の広い範囲において液状化現象が発生し、ライフラインに被害が発生した。

これに対して、国、地方公共団体及び事業者がそれぞれ復旧作業に取り組んでいる。国においては、直轄事業に係る復旧に取り組むとともに、国土交通省において緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し（5月29日現在までに延べ16,879名を被災地に派遣）、被災状況の迅速な把握、通信途絶した被災地方公共団体における通信環境の確保、緊急輸送ルート確保の確保、湛水排除等を実施することにより、救助・救急、物資輸送等の応急活動の円滑化に努めるなど、被災地方公共団体における迅速な復旧を支援している。

## (1) 交通関係

広範囲における地震動及び液状化現象並びに沿岸部における津波被害により、交通関係に被害が発生した。

### (a) 鉄道関係

地震直後、JR 東日本、私鉄等多くの路線で運転が休止した。

5月31日現在、被害の大きな東北地方を中心に9事業者20路線において、全線または一部区間が不通となっている。

東北地方の交通の幹線である東北新幹線は、段階的に運転を再開し、4月29日に全線で運転が再開された。

なお、首都圏の多くの路線は、3月11日夜半から翌朝にかけて運転が再開された。

### (b) 道路関係

道路関係については、東北自動車道をはじめとする高速道路や直轄国道が被災により通行止めとなり、特に太平洋沿岸の国道45号は各地で寸断された。

このため、道路の復旧に当たっては、まず東北地域へのアクセスのために、南北方向の幹線である東北自動車道と国道4号の縦軸ラインについて、発災翌日の3月12日に緊急輸送ルートとしての機能を確保するとともに、内陸部の縦軸ラインから太平洋沿岸に向けて東西方向の国道を「くしの歯形」に啓開し、11ルートを確認、4日後の3月15日にはすべての15ルートを確認した（いわゆる「くしの歯」作戦）。7日後の3月18日には国道45号の啓開作業を概ね完了させた。

物流の大動脈となる東北自動車道では、13日後の3月24日に一般車両の通行が全面的に可能となり、19日後の3月30日には常磐自動車道が福島第一原子力発電所の規制区間を除き、一般車両の通行が全面的に可能となった。

国道45号・国道6号については、福島第一原子力発電所の規制区間を除き、発災から約1ヶ月後の4月10日には、迂回路の確保を含めた応急復旧を概成した。

また、福島第一原子力発電所の規制区間内の国道6号についても、一時立入に間に合うように、5月8日には迂回路を含めた応急復旧を完了した。

### (c) 港湾関係

港湾関係については、地震やそれに伴う津波により、青森県八戸市から茨城県に至る太平洋岸のすべての港湾において港湾機能が停止したが、津波警報・注意報解除後の3月14日から、主要港において、航路、泊地等の障害物を取り除く啓開作業が行われ、3月15日の釜石港及び茨城港（常陸那珂港区）を皮切りに、3月24日までに、一部の岸壁が利用可能となり、緊急物資、燃料等の搬入が可能となった。

5月26日現在、水深4.5m以深の公共岸壁として、被災港湾の暫定利用が可能な岸壁数は、373バース中148バースである。ただし、暫定利用が可能な施設の大部分において復旧工事が必要であり、吃水制限や上載加重制限が設けられている。

#### (d) 航空関係

空港施設については、仙台空港、百里飛行場（茨城空港）及び花巻空港で被害が発生した。このうち、仙台空港及び百里飛行場が閉鎖されたが、百里飛行場においては3月14日から運行が再開された。

津波被害を受けた仙台空港においては、3月16日から滑走路1,500mが暫定使用（救援機限定）され、多くの救援物資が輸送された。引き続き応急復旧作業を進めた結果、4月13日に民航機の就航が再開された。

## (2) ライフライン関係

#### (a) 電力関係

電力については、延べ891万戸が停電したが、停電戸数は、5月27日現在で、家屋流出等地域を除き、東北電力管内における約300戸に減少している。

#### (b) ガス関係

都市ガスについては、供給停止が延べ48万戸発生したが、他地域の都市ガス事業者からの応援もあり、5月3日までに家屋流出等地域を除いた約42万戸が復旧済みである。

また、LPガスについては、家屋流出等地域を除いて供給可能である。

#### (c) 水道関係

水道については、187市町村の水道施設が被災し、一時約220万戸が断水した。

このため、被災水道事業者は、全国の水道事業者等からの応援を得て復旧活動に当たり、5月20日現在では断水は3県で約65,000戸以上となっている。

#### (d) 下水道関係

1都12県の処理施設120箇所が被災した（稼働停止48箇所、施設損傷63箇所及び現地確認が困難なため不明9箇所）。5月30日現在、不明の9施設を除き、93施設において正常稼働とほぼ通常の処理が行われるようになり、稼働停止は18施設に減少している。このうち、13箇所では沈殿・消毒による暫定的な簡易処理等の応急対応を実施している。

ポンプ施設は7県の112箇所が被災した（稼働停止79箇所、施設損傷32箇所及び現地確認が困難なため不明1箇所）。5月30日現在、不明の1施設を除き、稼働停止は29施設に減少している。

下水管・マンホールについては、5月30日までの調査（目視による調査）で、137市町



村等の下水管66,086kmのうち、957kmで被害が確認され、マンホールについては21,504箇所で被害が確認されている。

#### (e) 工業用水道関係

工業用水道については、13都県で44事業が被災し、給水停止となった。

このため、被災事業者は、一部は他事業者からの応援を得ながら、仮復旧作業を行い、5月31日までに43事業で給水を再開している（一部再開を含む）。

#### (f) 通信関係

電話等の固定回線（加入電話及びISDN）は、最大で約100万回線が停止し、5月30日現在での停止は約12,000回線に減少している。携帯電話の基地局の停波は、最大で約14,800局（4社計）であったが、約440局に減少している。

衛星携帯電話について最大1,269台（事業者分940台及び総務省分（今回の地震に際し、国際電気通信連合から総務省に無償供与された153台を含む。）329台）、また、移動電源車最大百数十台、車載型携帯電話基地局最大約40台をそれぞれ配備するとともに、特設公衆電話最大約2,300台が設置された。

#### (g) 放送関係

宮城県のテレビジョン中継局は、5月31日現在56箇所中2箇所で停波中である（停電1箇所及び損壊1箇所）。

総務省では、放送手段の確保を望む被災23市町からの申請を受けて、臨時災害放送局（FM放送）の開設を臨機に許可した（5月31日現在）。また、1万台の携帯ラジオを被災地に配布した。

#### (h) 石油精製施設等

地震により6箇所の製油所で操業を停止した。5月14日現在、3箇所が再稼働し、出荷設備、栈橋、貯蔵タンク等の火災が発生した2箇所を含む3箇所では操業停止が継続している。

石油流通施設については、塩釜油槽所の被災に代表される施設の損傷等で、東北地方の主要元売系列ガソリンスタンド1,137箇所が営業停止となり、ガソリン不足が発生した。その後、営業を再開したガソリンスタンドが徐々に増加した結果、5月30日現在では、東北地方の主要元売系列ガソリンスタンド3,070箇所に対し、2,937箇所が稼働し、多くの地域では、安定供給が行われている。

### (3) 公共建物

#### (a) 文教施設等

学校施設，社会教育施設等の文教施設及び文化財については，約12,000件の被害が報告されている。

公立学校施設の被害については約6,400校，社会教育施設の被害については約3,300施設となっている。

このため，教育活動に支障が生じないように，国の現地調査を待たず早期に復旧工事に着手できる旨の通知，災害復旧事業の手続の簡素化等を行い，学校施設，社会教育施設等の早期復旧に向けた地方公共団体等への支援を実施しているところである。

#### (b) 医療施設等

岩手県，宮城県及び福島県の医療機関は，5月25日時点で，380病院中300病院が何らかの被害を受け，うち11病院が全壊している。また，4月19日時点で，6,531の一般診療所・歯科診療所中1,174診療所が何らかの被害を受け，うち167診療所が全壊している。また，岩手県・宮城県及び福島県の社会福祉施設は，5月31日現在，875施設が何らかの被害を受け，うち59施設が全壊している。

このため，医療関係団体等からの医療関係者の派遣により，被災地の医療機能の確保を行っている。また，仮設診療所や仮設歯科診療所の設置を進めるとともに，医療機関の早期復旧に向けた財政支援を実施することとしている。

### (4) 河川・海岸施設等

#### (a) 河川

直轄管理河川については，地震及び津波被害により北上川，利根川等では堤防崩壊，堤防クラック，護岸被災等2,115箇所被害が発生した。また，県・市町村管理河川についても1,360箇所に同様の被害が発生した。

現在，堤防の応急復旧等の応急対策を講じるとともに，水防団出動基準等の引き下げ，住民等の広報等の警戒避難対策を講じているところである。

#### (b) 海岸

海岸保全施設については，岩手県，宮城県及び福島県3県の海岸堤防約300kmのうち190kmが全壊・半壊し，津波により561km<sup>2</sup>の浸水被害が生じた。

現在，台風等に備え，高潮位までの土のう積等の緊急対策を講じているところである。

#### (c) 土砂災害

この地震で，福島県他11県において，122件の土砂災害（死者19名）が発生した。

現在、台風や梅雨に備え、土のう積等の応急的な対策を講じるとともに、地震で崩壊等が発生した箇所等において緊急的に砂防堰堤等の整備に着手し、土砂災害警戒情報発表基準の引き下げ、土石流センサー等による警戒の強化を行っているところである。

### (5) 農業関係

農業関係では、流失・冠水等の被害を受けた農地の被害額は約4,000億円と推定される。このほかにも、農業用施設等の損壊（18,364箇所）、農産物の冠水・流失、家畜の死亡、ハウス、畜舎等の損壊等、合計約7,600億円となっている。林野関係では木材加工・流通施設をはじめ合計約1,200億円、水産関係では漁港施設をはじめ合計約9,000億円の被害となっており、農林水産省関係全体では約1兆8,000億円となっている（5月30日現在）。

### (6) 漁業関係

全国の漁業生産量の5割を占める7道県（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城及び千葉）を中心に広範な地域で大きな被害が発生した。

現在、被災した漁港施設等について、災害廃棄物の撤去を含む災害復旧事業を実施しているところである。

### (7) 市町村庁舎等

被災地の市町村の中には、想定を超えた津波により、庁舎の直接被害や職員の被災のため、その後の災害対応に大きな支障が生じた市町村が発生した。

## 3 被災者生活支援等

### (1) 被災者生活支援特別対策本部の設置

3月17日の第12回緊急災害対策本部会議において、被災者の生活支援が喫緊の課題であることにかんがみ、政府における体制の一層の強化を図るため、緊急災害対策本部の下に、内閣府特命担当大臣（防災）を本部長とする被災者生活支援特別対策本部の設置が決定された。その主な任務は、生活必需物資等の調達及び輸送、避難所の生活環境の改善、居住の安定化の推進、保健・医療・福祉・教育等のサービスの確保等、被災者の生活支援に関し、関係行政機関、地方公共団体、企業等関係団体等との調整を行うこととされた。

被災者生活支援特別対策本部は、被災地の復旧、災害廃棄物の処理、被災者等の就労支

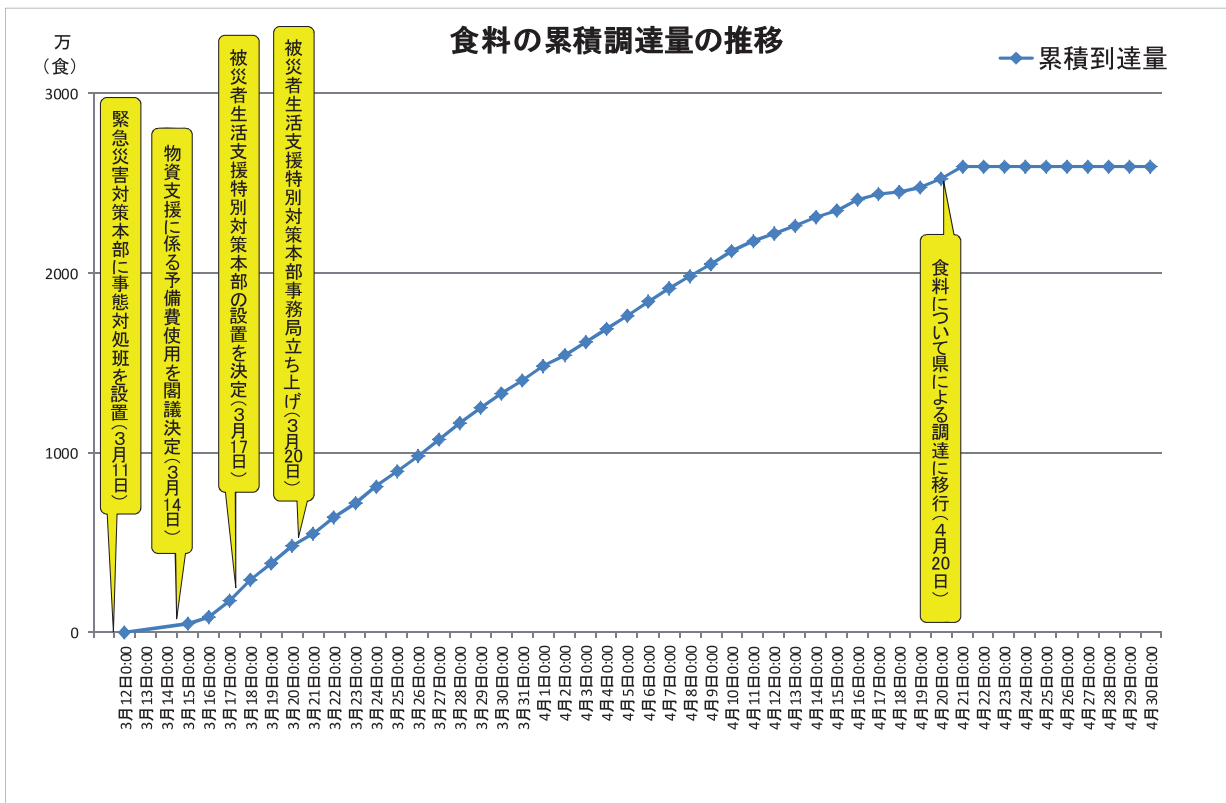
援や雇用創出，被災者向け住宅供給の促進等の課題について，それぞれ検討・推進会議を設置し，各府省間の調整を推進した。

その後，同本部の名称は5月9日に被災者生活支援チームに変更された。

## (2) 生活必需物資等の調達及び輸送

被災者生活支援特別対策本部においては，緊急災害対策本部において実施していた物資調達・輸送に引き続き，各被災県からの逐次の要請に基づいて，被災地のニーズの変化に応じた物資支援を継続した。発災後一週間を経過した後からは，各物資集積拠点において滞留が見られたことから，国土交通省は，宮城県，岩手県，福島県及び茨城県の県庁又は市町村に物流専門家の派遣について働きかけを行い，その結果13名が派遣され，物資集積拠点から避難所等への末端輸送の円滑化，効率化等を支援した。その後，4月に入り，被災県においても物資の調達が可能となったことから，4月末までに，本部による直接調達から各県等による調達に移行した（図1-2-1）。

図1-2-1 緊急輸送物資（食料）の到達状況



(被災者生活支援特別対策本部資料)



自衛隊による物資配給（岩手県大槌町）

緊急災害対策本部事案対処班及び被災者生活支援特別対策本部による主な物資調達の実績は、食料約2,621万食，飲料約794万本，毛布約41万枚，燃料約1.6万キロリットル，おむつ約40万枚，一般薬約24万箱及びパーテーション約6万6千枚であった。本部が調達したこれらの物資を輸送するため，全日本トラック協会を通じて手配したトラック延べ約1,900台，自衛隊航空機延べ約150機，警察・民間ヘリコプター5機及び船舶8隻が使われた。

国による被災県への物資支援に加えて，全国の地方公共団体や企業・団体等からも被災地に対して相当量の物資支援が行われ，自衛隊のほか，各運送事業者によって被災地へ輸送された。各運送事業者による輸送実績は，各都道府県トラック協会がトラック延べ約5,500台を手配したほか，JR貨物による燃料輸送の貨物列車が延べ約150本，燃料輸送のタンカー等の船舶が延べ約990隻，自衛隊等の要員・車両を輸送するフェリーが約240便，航空機が約660便であった（5月30日現在）。

### （3）避難所の生活環境改善等

#### （a）避難者数の状況

被害の大きかった岩手県，宮城県及び福島県を中心に避難者数は増加し，3月14日時点で約47万名に上った。これは，平成7年の阪神・淡路大震災（最大時約32万名）と比較すると約1.5倍に上る。その後は減少し，5月30日時点で約10万名が避難している（緊急災害対策本部資料による）。



#### (b) 避難所における生活環境改善

発災直後、避難所においては、食料を含む物資の不足が深刻であったが、物資の調達・配送を国が直接開始した後、4月に入り著しい物資不足は解消された。

全避難所の生活環境に係る定期的な実態把握結果によると、第1回目（4月前半）に対し第3回目（4月後半）では、食事、下着・洗濯、プライバシー確保、入浴等の各項目について、物資支援や水道・電気等のライフラインの復旧の進展に合わせ、改善がみられた。一方で、避難所数が多い沿岸部の市町村では、生活環境の改善が遅れていたため、各県の避難所担当課と協力し、重点的な環境改善が可能となるよう市町村を支援した。

#### (c) 被災者支援のための情報提供

政府は、生活に役立つ情報等を被災者が身近なところで入手できるよう、「壁新聞」、 「生活支援ハンドブック」及び「生活再建・事業再建ハンドブック」を避難所、スーパー、コンビニエンスストア等で掲示・配布したほか、ラジオ、地方新聞、首相官邸災害対策ページ等により各種情報の発信を行った。このほかに、各府省における相談会や電話相談、ガイドブックの作成・配布等の取組や、被災地における被災自治体による広報紙や臨時災害放送局等を通じた教育・子ども、交通、ごみ・し尿処理、ライフライン、医療・保健、各種支援制度等に関する生活支援情報の提供も行われた。所在が明らかでない被災者（県外避難者及び避難所以外にいる避難者等）については、避難者に避難前に居住していた県や市町村からの情報を提供する全国避難者情報システム等を通じて、避難者情報を把握し、各種の情報提供を行う試みが講じられた。

### (4) 市町村への職員の派遣

被災地の市町村においては、庁舎や職員自身の被災等により、行政体制や行政機能に支障が生じている事例もみられた。そのため、総務省においては、全国市長会及び全国町村会の協力を得、全国の市町村から被災市町村に対する人的支援の体制を作り、被災市町村への職員の派遣を進めた。5月31日現在、既に53団体に対し、1,017名の派遣が決定されている。その他、姉妹都市提携等に基づくものや全国知事会のシステムにより、積極的に地方公共団体同士での人的支援が行われ、多数の職員が派遣されている。

また、国の職員の派遣については、各省庁が個別に被災地方公共団体と連絡を取って要望の把握を行い、職員を被災地域の地方公共団体に派遣した。これに加え、政府全体の取組として、国家公務員に対する派遣要望を調査した上で、要望に応じて各省庁の人材を派遣する仕組みを設けた。5月23日現在、延べ約38,000名の職員を派遣した。

## (5) 保健・医療・福祉・教育のサービスの確保

### (a) 保健・医療・福祉

厚生労働省及び文部科学省は、各関係団体や大学に対して医療従事者等の派遣に係る協力を依頼し、保健・医療・福祉サービスが必要な被災者に対して、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療従事者累計12,000名以上、介護職員等累計1,089名等がそれぞれ派遣された。また、厚生労働省所管病院全体で約1,250名の被災地の患者を受け入れた。さらに、被災地以外での要援護者の受入れ調整を行い、これまでに1,785名を受け入れたほか、医療・介護における利用者負担の減免等を実施した。

また、被災者の二次的健康被害を未然に防止するため、保健師等延べ6,184名を派遣し、避難所を巡回するなどして健康相談を実施したほか、心のケアチームを延べ2,049名派遣し、保健師の活動等と連携を取って、避難所の巡回、被災者の自宅への訪問支援、行政職員等の支援等の心のケアを行っている（人数は5月末時点）。

### (b) 教育

文部科学省は、各都道府県教育委員会等に対し、被災児童生徒等について学校への受入れを要請し、これまでに各都道府県で21,769名の受入れが行われた（5月1日現在、国公立計）。また、被災児童生徒等に教科書の無償給与、就学援助等の弾力的な取扱・措置等を要請したほか、被災地等における教育活動の実態把握に努めつつ、学校運営の本格的な復旧に向け、必要な教職員を確保することが必要であることから、教職員の加配措置を実施している。

また、大学等に対して、被災学生等への修学上の配慮や授業時間の弾力的な扱いを周知するとともに、授業料減免や奨学金の活用等、学生等への経済的支援についても周知・配慮を行った。4月5日現在、国立大学及び高等専門学校はすべて、公立大学及び東北・関東・甲信越の私立大学のほぼすべてにおいて、授業料減免等の経済的支援を検討しているほか、東北・関東地方の国公立大学、高等専門学校の一部で、入学式の延期及び中止、授業開始時期を遅らせる等の措置が講じられている。また、専修学校においても、授業料減免、入学金免除等の経済的支援が行われるとともに、授業開始時期を遅らせる等の措置が講じられている。

## (6) 生活の再建に向けて

### (a) 被災者生活再建支援金の支給

住宅が全壊等の被害を受けるなど一定の要件に該当した場合に、被災者生活再建支援法に基づき、当該住宅に居住していた被災世帯に対し、住宅の被害状況に応じて、基礎支援

金（最高額100万円）及び住宅の再建方法に応じた加算支援金（最高額200万円）が4月下旬から支給されている。また、被災者生活再建支援制度の運用にあたり、液状化等地盤被害の取扱いに関する運用改善等が図られた（詳細は第3章参照）。

#### (b) 災害弔慰金の支給等

今回の災害により亡くなられたり重度の障害を受けた方に関して、災害弔慰金または災害障害見舞金を支給するとともに、被災者に災害援護資金の特例貸付（利率の引下げ（原則無利子）、償還期間の延長等）が実施されている。また、被災世帯に対し、無利子の生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付が実施されている。

#### (c) 雇用対策及び生業支援

##### ① 被災者等の雇用対策

被災者の雇用対策として、ハローワークにおいて、震災特別相談窓口の設置、広域職業紹介の実施、避難所への出張相談の実施、求人確保、合同求人面接会の実施等、被災者に対する就職支援が強化された。

事業者が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくても失業手当を支給できる雇用保険の特例が実施された。

今回の災害に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等を行い雇用維持を図った場合は、雇用調整助成金の対象となるが、さらに、東京都を除く災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主等に対する特例措置を講じた。

さらに、被災者等の就労の支援や雇用創出を促進するため、「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」が設置され、当面の緊急総合対策（「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1（第1段階）及び補正予算や法律措置による対策（フェーズ2））が取りまとめられた。

##### ② 中小企業等への対策

経済産業省等では、震災直後から、金融機関に対し、既往債務の返済猶予等の条件変更柔軟に対応するよう要請するとともに、信用保証協会による災害関係保証や、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫等による長期・低利の災害復旧貸付を実施し、金融面から経営再開を支援してきた。さらに、23年度補正予算を活用し、金利の引き下げや貸付・据置期間の長期化、限度額の拡充、利差補給の拡充等を実施している。

工場等の施設復旧のため、資金・人材面での支援や被災地での仮設店舗・仮設工場等の整備等を地方公共団体と連携し、実施しているほか、被災した商店街に対しても、施設補修や障害物除去に関する資金支援を実施している。



また、中小企業支援策をまとめた広報資料を広く配布し支援策の周知を行うとともに、専門家による「中小企業電話相談ナビダイヤル」を活用し、経営再開を支援している。

### ③ 農林業への対策

農林水産省では、農山漁村に被災者を受け入れられるよう被災地域に各種情報を提供している。特に耕作放棄地の利用による農業経営の希望者に対しては、営農等への支援を実施している。また、被災農家が災害復旧事業の作業員として積極的に雇用されるように指導を実施した。

農作物の作付けが困難な地域においては、営農再開に向けた復旧作業を共同で行う農業者に対して支援を実施する。また、経営再開を金融面から支援するため、災害復旧関係資金について、無担保・無保証人で一定期間実質無利子での貸付を措置するとともに、貸付限度額、償還期限、措置期間の延長等により、農業金融の充実を図っていく。被災食品製造業者販売業者等に対しては、立ち直りを支援するため、長期・低利の融資制度を措置するとともに、引き続き支援策について検討することとしている。

応急仮設住宅等の復旧資材については、今後の本格的な復興に必要な資材を安定的に供給するため、早期に稼働可能な合板工場等の復旧・整備等を支援するとともに、森林・林業再生の取組を強化する。

### ④ 水産業への対策

幅広い地域で水産関係に壊滅的被害が生じたことから、早急な経営再建をめざし、漁業継続のある漁業者が自ら行う、がれきの回収処理等の取組や漁業協同組合が行う漁船・定置網の漁具の導入を支援する。

また、漁船保険の再保険金及び漁業共済の保険金の支払いに充てるための特別会計への繰り入れの実施や、被災した地域の漁船保険組合の保険金及び漁業共済組合の共済金の支払い財源を補助する。

漁業の再開等を金融面から支援するため、漁業近代化資金や日本政策金融公庫資金等の貸付金利を実質無利子化するとともに、無担保、無保証人融資が可能となる融資制度の構築や保証制度の充実について措置した。

## (7) 被災者の立場に立ったきめ細かな制度運用

各省庁により、次のような被災者の立場に立ったきめ細やかな措置が取られた。

### ① 「緊急物資の輸入手続の簡素化等」(財務省事務連絡)(3月11日及び12日)

被災者に無償で提供する救援物資の輸入手続の簡素化

- ② 「被保険者証が提示できない場合の取扱い等」(厚生労働省事務連絡)(3月12日及び4月2日)  
被災者が医療保険や介護保険の被保険者証を提示できなくとも保健医療機関での受診や介護保険サービスの利用を可能とする措置
- ③ 「住民基本台帳事務の取扱い」(総務省通知)(3月13日)  
被災地域から転入した転出証明書を提出できない住民の転入届の受理
- ④ 「国税・関税の申告・納付等の期限延長」(国税庁・財務省告示)(3月15日)  
青森県, 岩手県, 宮城県, 福島県及び茨城県に納税地を有する納税者につき, 3月11日以後に到来するすべての国税に関する申告・納付等の期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長。また, これらの県における被災者について, 関税に関する法律に基づく申請等の期限の延長や証明書交付手数料等の軽減を実施
- ⑤ 「外国人登録事務の取扱い上の措置」(法務省通知)(3月15日)  
被災地域での外国人登録を行っていた外国人が避難先の市町村でも身分関係・居住関係に関する証明書の発行を受けられる措置等
- ⑥ 「印鑑の証明書の発行停止に係る取扱い等」(法務省通達)(3月18日)  
登記所の発行した印鑑カード及び登記所に提出した印鑑を紛失し, 登記所から印鑑証明書の交付を受けることができない場合の特例等
- ⑦ 「被災者の本人確認方法の特例」(警察庁, 金融庁, 総務省, 法務省, 財務省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省及び国土交通省による命令)(3月25日)  
本人確認書類を消失した被災者の口座開設等における暫定措置等

## 4 災害廃棄物の処理等

### (1) 災害廃棄物の処理

今回の地震とそれに伴う大津波のため, 大量の災害廃棄物が発生した。岩手県, 宮城県及び福島県において津波により倒壊した家屋のがれきの推計量は約2,490万トンに及ぶ。環境省では, 3月25日に災害廃棄物の撤去に関し, 作業のための私有地立入りや, 損壊家屋等の撤去について指針を示したほか, 廃棄物処理法に基づき市町村が行う災害廃棄物の処理事業について, 特例的措置として, 国庫補助率の高上げや地方負担分の全額を災害対策債により対処することとし, その元利償還金の100%を交付税措置とするなど, 災害廃

棄物の早期処理を推進している。

## (2) 湛水対策等

地震による津波と地盤沈下により、沿岸低平地では湛水が発生しており、搜索活動や施設の復旧活動の障害となっている。国土交通省では、全国に配備している排水ポンプ車を集結し、3月12日以降、岩手県、宮城県及び福島県の10市6町において機動的に排水を実施した。農林水産省では、全国の農政局にポンプ派遣の要請を行い、3月14日以降、宮城県及び福島県の7市3町において災害応急用ポンプによる強制排水を実施した。

また、地盤沈下等によって安全度が低下している地域については、関係省庁が連携して、海岸堤防の整備等二次災害防止対策等を実施する予定である。

## (3) 液状化対策

この地震により、広い地域で液状化が発生した。液状化の影響により、道路、河川堤防、下水道、住宅等の被害が確認された。太平洋沿岸の港湾においては、液状化による埠頭の陥没、岸壁のはらみ出し等が多数発生し、津波による被害と重なり港湾の施設に大きな被害を与えた。

また、千葉県埋立地の住宅街等では、電柱の傾きやマンホールの浮き上がり、建物周囲の地盤沈下等が各所で発生し、ライフラインが長期間にわたり停止した。

内閣府は、液状化の被害を受けた住宅について、実態に即した適切な被害認定が実施できるよう、その運用の見直しを行った。

国土交通省においては、各公共土木施設の復旧に向けた液状化の発生メカニズムの確認等について、必要となる技術的な検討を進めている。

## (4) 適切な警戒情報等の発表等

気象庁等は、東日本大震災の被災地に対して、地盤の緩みを考慮し、震度5強以上を観測した市町村における土砂災害を対象とした大雨警報・注意報や土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを行った。また、河川の堤防や排水施設等が地震や津波の影響を受けた地域における浸水害を対象とした大雨警報・注意報、洪水警報・注意報及び洪水予報の発表基準の引き下げを行った。

さらに、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県では、地盤沈下量を加味して、満潮時の潮位が高くなる大潮の時期に高潮注意報や潮位情報を発表し、海岸付近の低地の浸水や冠水に注意を呼びかける弾力的な運用を行っている。

## 5 居住の安定化の推進

### (1) 応急仮設住宅の建設

5月30日現在、23,795戸が完成し、約36,956戸の建設が着工済みである。さらに約2,076戸の着工が予定されている。

### (2) 公営住宅等への二次避難

国土交通省は、3月22日に被災者向け公営住宅等情報センターを設置し、地方公共団体の公営住宅等の避難者向け無償提供の申込窓口への避難者の取り次ぎを実施している。また、財務省は、避難者の二次避難について、直ちに利用可能な国家公務員宿舎等の情報を取りまとめ、全都道府県に対して情報提供を行うとともに、国家公務員宿舎を、公営住宅等と同様に都道府県を通じて避難者に無償で提供している。

5月30日現在の入居済み戸数は、公営住宅等は5,567戸、国家公務員宿舎等は5,877戸となっている。

また、厚生労働省は民間賃貸住宅についても、応急仮設住宅として二次避難において活用できるようにしており、地方公共団体が借り上げ、避難者に無償提供している。

5月26日現在の入居済み戸数は、11,091戸となっている。

### (3) 旅館等への一時的避難

地方公共団体は、避難所として指定した旅館・ホテルについて、継続的に利用できる住居が確保されるまでの間、一時的な避難先として避難者に無償で提供している。また、観光庁では、厚生労働省等の関係省庁と連携し、災害救助法の活用により、県境を越えた旅館・ホテルでの被災者の受入れを支援している。

5月30日現在、岩手県、宮城県及び福島県の3県から、災害救助法の適用を受ける旅館・ホテルへ避難している被災者数は、約2万7千名となっている。

## 6 被災地に寄せられた善意の支援

### (1) 海外からの救援物資

5月30日現在、政府は、159の国、地域及び43の国際機関から支援の意図表明を受けて

いる。そのうち、55の国、地域及び国際機関から食料、水及び医薬品並びに原子力関連資機材等の支援物資が日本に到着しており、順次被災地へ配送された。なお、在日米軍は「トモダチ」作戦の下、支援物資の輸送・配布等の活動を展開した。

## (2) 義援金

### (a) 国内からの義援金

日本赤十字社、中央共同募金会等の義援金受付団体には阪神・淡路大震災時を上回る義援金が寄せられている。5月25日現在、日本赤十字社、中央共同募金会等に寄せられた義援金は、約2,362億円となっている。義援金の配分については、日本赤十字社等が、学識経験者、被災都道府県及び義援金受付団体を構成メンバーとする「義援金配分割合決定委員会」を平成23年4月8日に設置し、各被災都道府県への義援金の第1次配分の配分割合が決定された。「死亡、行方不明者、住宅全壊・全焼は35万円」、「住宅半焼、半壊は18万円」、「原発避難指示・屋内退避指示圏域の世帯は35万円」を基準として、これを対象世帯数・対象者数を乗じた額が各被災都道府県に配分され、被災都道府県では「配分委員会」において配分方法等を決定し、市町村を通じて被災者の方に配付される。

### (b) 海外からの義援金

これまでに81の国、地域及び国際機関から総額161億円以上の寄付金が寄せられた（民間団体や個人からの支援は含まない）。

## (3) ボランティア

阪神・淡路大震災以降、発災時において、多くのボランティアがいち早く被災地に駆けつけ、避難生活の支援、家屋の泥かき、被災地や被災者の活力を取り戻すための生活再建支援、町おこし・村おこし等、応急から復旧・復興段階まで、様々な防災ボランティア活動が展開されてきたところである。

今回の災害においても、社会福祉協議会が主体となり、被災地に災害ボランティアセンターが設置され、ボランティア希望者の受付、刻々と変化する被災者のニーズとボランティアを結びつけるマッチング等が実施され、避難所の運営や炊き出し等のお手伝い等が行われている。

発災当初は、ガソリン不足や宿泊場所の確保等の問題があり、被災地において大規模な人数を受け入れることが難しいことから、地元住民を中心に活動が行われてきた。その後、復旧活動が進むにつれ、移動や食事、宿泊等を自ら手配できる自己完結型のボランティアに限定して受入れを行う状況となり、特に被害の大きかった沿岸市町村において、



相当数のボランティアニーズが発生し、地元以外のボランティアも受入れが進んでいるところである。

被災地外からは、被災地の負担を軽減しつつ、効果的にボランティア活動に参加する仕組みとして、被災地の要望にあわせて必要な人数や活動内容等を整理してボランティアを募集し、バスをチャーターして被災地内外を行き来する「ボランティアバス」の取組も行われている。

また、被災地内において行政とボランティアが連携して活動している事例もみられ、例えば、宮城県においては、県、県災害ボランティアセンター、自衛隊及び政府現地対策本部による「被災者支援4者会議」を定期的を実施するなど官民の支援の連携について具体的な調整等が図られている。



ボランティアによる炊き出し支援  
写真提供：特定非営利活動法人 ADRA Japan

## 第3章 発災以来の政策対応

### 1 激甚災害の指定

東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う非常に大きな津波は、東北地方をはじめとした東日本に著しく甚大な被害をもたらした。その被害が激甚災害指定基準を明らかに超えるものと見込まれたため、被災地からの被害報告の積み上げを行うことなく、災害発生の翌日の平成23年3月12日に「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が閣議決定され、激甚災害指定（全国を対象とする本激）が行われた（3月13日公布・施行）。

当該災害に適用すべき措置として、

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ③ 水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

を指定するとともに、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例等、合計18の措置が適用された。

その後、農林水産省において農林漁業者等に向けての融資を「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づいて実施することを受けて、激甚災害制度で貸付限度額の上乗せ及び償還期限の延長を行うこととされ、4月15日に「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」が閣議決定された（同日公布・施行）。

さらに、3月12日に制定した激甚災害指定政令について、災害名を東日本大震災と改める等の改正を行う「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」が5月2日に閣議決定された（同日公布・施行）。

## 2 特定非常災害の指定

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（3月13日公布）により、今回の災害が特定非常災害に指定され、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図る措置が講じられた。その後、当該政令について災害名を東日本大震災と改め、適用すべき措置を追加した（平成23年6月1日公布）。

① 行政上の権利利益の満了日の延長（運転免許証の有効期間の延長等）

特定非常災害の被災者が、運転免許のような有効期限のついた許認可等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続を取れない場合があることを考慮して、許認可等に係る有効期限を一定期間（平成23年8月31日まで）延長することができること

② 期限内履行されなかった行政上の義務の履行の免責

履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても、一定期間まで（平成23年6月30日）に履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないこと

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

特定非常災害により債務超過となった法人に対しては、支払不能等の場合を除き、一定の期間（平成25年3月10日まで）破産手続開始の決定をすることができないこと

④ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置（一部改正により追加）

被災地区に住所等を有していた者が、今回の災害に起因する民事に関する紛争について、民事調停法による調停の申立てをする場合、申立て手数料を不要とすること（平成26年2月28日まで）

⑤ 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置（一部改正により追加）

建築基準法により建築後最長2年3月の存続が認められている応急仮設住宅について、特定行政庁の許可を受けることでさらに1年ごとの存続期間の延長を可能とすること



### 3 災害救助法の弾力運用

今回の震災による被害の甚大さにかんがみ、被災地はもちろん被災地ではない都道府県においても積極的に被災者の救助に当たれるよう、災害救助法について以下のような弾力運用を行うこととした。

主な弾力運用は以下の通り。

- ① 公的な宿泊施設を利用したり、民間の旅館、ホテル等を借り上げることにより避難所として活用することも可能であることとし、参考として過去の災害の際の単価を示した。
- ② 地域の実情に応じて、民間賃貸住宅、空家の借り上げにより設置することも差し支えないこととし、参考として過去の災害の際の単価を示した。
- ③ 災害救助法が適用された市町村からの避難者のために、公営住宅等を活用して、避難所又は応急仮設住宅を設置した場合にも国庫負担の対象となることを示した。
- ④ 広域にわたる避難が行われた場合の取扱いとして、災害救助法が適用された都道府県からの県域を越えた避難についても、国庫負担の対象となることを示し、積極的な支援を促した。
- ⑤ 避難所被災者の入浴機会の確保のため、避難所から近隣の入浴施設の利用に係る経費は災害救助費等負担金として国庫負担の対象となることを示した。
- ⑥ 応急仮設住宅への早期入居を図るための具体的留意点を示した。
- ⑦ 応急仮設住宅の用地確保が困難な場合には、土地の借料も災害救助法の国庫負担の対象となることを示した。
- ⑧ 応急仮設住宅の建設用地における造成費及び原状回復経費について、必要・合理的な範囲内で災害救助法の対象となることを示した。
- ⑨ 被災3県の負担軽減のため、求償に関する事務処理を厚生労働省において代行することとした。

### 4 税制上の対応

東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、被災納税者の実態等に照らし、緊急対応の措置として、現行税制をそのまま適用した場合の負担を軽減するなど

の措置を「東日本大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第29号，4月27日公布）や「地方税法の一部を改正する法律」（平成23年法律第30号，4月27日公布）に基づき講じた。

### （1）国税

所得税について，平成22年分所得の計算上，被災事業用資産の損失を必要経費へ算入することを可能とするなどの特例を講じるとともに，法人税，資産税及び消費課税にもそれぞれ特例措置を講じた。

### （2）地方税

個人住民税について，住宅，家財，自家用車等に係る損失の雑損控除の平成23年度住民税への適用を可能にするなどの特例を講じるとともに，地方法人二税，固定資産税・都市計画税，不動産取得税，自動車取得税，自動車税・軽自動車税等にもそれぞれ特例措置を講じた。

## 5 第一次補正予算

東日本大震災からの早期復旧に向け、年度内に必要と見込まれる経費として、4兆153億円の補正予算が5月2日に成立した（表1-3-1）。

表1-3-1 平成23年度補正予算の概要

1. 災害救助等関係経費	4,829億円
（仮設住宅等の災害救助費，災害援護貸付金，生活福祉資金貸付金，災害弔慰金等）	
2. 災害廃棄物処理事業費	3,519億円
（津波等により発生した災害廃棄物（ガレキ等）を処理するための経費）	
3. 災害対応公共事業関係費	1兆2,019億円
（公共土木施設（河川・海岸・道路・港湾・漁港・下水道等）等の復旧）	
4. 施設費災害復旧費等	4,160億円
（学校施設，社会福祉施設等の復旧経費）	
5. 災害関連融資関係経費	6,407億円
（中小企業等の事業再建及び経営安定のための融資等）	
6. 地方交付税	1,200億円
（地方が自由に使える資金として，災害対応の特別交付税を増額）	
7. その他東日本大災害関係経費	8,018億円
（①自衛隊・消防・警察・海上保安庁活動経費等，②医療保険制度等の保険料減免等に対する特別措置，③漁船保険・漁業共済の支払支援，④漁場・養殖施設等復旧対策，⑤被災者生活再建支援金，⑥被災児童生徒等就学支援，⑧企業等の電力需給対策，⑨燃料安定供給対策）	

（内閣府作成資料）

## 6 東日本大震災財特法による特別の財政援助等

東日本大災害に対処するため、応急復旧等を迅速に進める地方公共団体に対する財政援助や、被災者のための社会保険料の減免、中小企業者に対する金融上の支援等の特別の助成措置を講じることを目的として、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号、5月2日公布）が制定された。

### （1）地方公共団体等に対する財政援助

大地震又は大津波により甚大な被害を被った地方公共団体（同法政令で定める「特定被災地方公共団体」）等に対し、公共土木施設や社会福祉施設等の復旧、災害廃棄物処理等に対する補助等の財政援助が講じられた（表1-3-2）。

以上の措置の対象となる「特定被災地方公共団体」は、都道府県については、法第2条において、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県と規定され、市町村については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」で震度6弱以上、住宅の全壊戸数が一定規模以上、大津波による浸水被害が確認されているもの等の観点から、148市町村が指定された。

表1-3-2 地方公共団体等に対する主な支援内容

[補助率 8/10～9/10]	上水道，工業用水道，改良住宅等，交通安全施設等，都市施設（街路等），一般廃棄物の処理施設，集落排水施設（*以上の施設は事業費を合算して補助率を算出）
[補助率 1/2～8/10～9/10]	災害廃棄物処理（ガレキ処理）
[国の負担率 8.5/10]	仙台空港の滑走路等
[補助率 2/3]	警察施設，消防施設・設備，公的医療機関，被災市町村の臨時庁舎，保健所，社会福祉施設（老人デイサービス施設，障害者支援施設等）等

（内閣府作成資料）

## (2) 被災者等に対する特別の助成措置

東日本大災害に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる区域（同法政令で定める「特定被災区域」）における被災者等に対し，社会保険料の減免，農林漁業者や中小企業者に対する金融支援等の助成が講じられた（表1-3-3）。

以上の措置に係る「特定被災地域」については，「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」により，災害救助法の適用対象地域（帰宅困難者対応を除く。）及びそれに準じる地域（被災者生活再建支援法の適用対象地域（全壊世帯数が0のものを除く。))に相当する214市町村が指定された。

表1-3-3 被災者に対する主な支援内容

[社会保険関係等]	被災者・事業者に対する社会保険料の減免等，被災者の医療費窓口負担等の免除，介護保険サービスの利用者負担等の免除等，行方不明者の死亡推定による遺族年金等の速やかな支給 等
[金融支援関係]	被災した農業・漁業者及び中小企業者に対する信用保険の保険填補率の拡充 等

(内閣府作成資料)

## 7 建築・工事に関する特例措置

東日本大震災による被害を受けた地域の状況にかんがみ、公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の国による代行、市街地における建築制限の特例措置が講じられた。

### (1) 公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等の代行

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成23年法律第33号，4月29日公布）が制定され、被災地域において、被災地方公共団体からの要請があり、かつ、実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認められる場合に、国又は県が被災地方公共団体に代わって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を施行できる制度が創設された。代行の対象工事は、漁港、砂防、港湾、道路等である。

### (2) 建築制限の特例

被災地域における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（平成23年法律第34号，4月29日公布）が制定され、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地を所轄する特定行政庁は、災害発生の日から6か月（延長の場合で8か月）以内の期間に限って、指定した区域における建築を制限・禁止できる特例措置が講じられた。

### (3) 土地改良法の特例（塩害除去事業等）

東日本大震災に対処し早期営農再開を図るため、農用地が受けた塩害を除去する事業を土地改良事業として行うとともに、災害復旧等に係る土地改良事業についての都道府県の負担の軽減等を図るため、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号，5月2日公布）が制定された。主な内容は以下のとおりである。

#### ① 除塩に関する特例

東北地方太平洋沖地震の津波による海水の浸入のために農用地が受けた塩害を除去するための事業を土地改良事業（災害復旧）として実施すること

#### ② 国又は都道府県が行う土地改良事業に関する特例

国又は都道府県は、津波による災害に対処するため、災害復旧の土地改良事業を行う場合において、必要があると認めるときは、申請によらずに土地改良施設の変更、



区画整理等の事業を行うことができること

- ③ 国の負担金及び補助に関する特例

## 8

### 被災者生活再建支援金支給等に係る運用改善

災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給する被災者生活再建支援金について、支給手続の迅速化のための措置等が講じられた。また、液状化による住家被害について実態に即した適切な被害認定が実施できるよう、その運用の見直しを行った。

#### (1) 被災者生活再建支援金等に係る手続の迅速化

り災証明書は、被災者生活再建支援金をはじめとする各種被災者支援制度において、適用の判断材料となるものであり、その発行手続を迅速化するために、その前提となる住宅の被害認定に関して、

- ① 津波により流出した住宅については、航空写真や衛星写真を活用し全壊と判定できること
- ② 津波浸水区域について、一定の調査により、概ね1階天井まで浸水したことが明らかかな区域については、当該区域内の住宅すべてを全壊と判定できること
- ③ 外形を目視してイメージ図等を活用した判定方法を採用することができること

等の簡便な方法を被災地方公共団体等に示した。

また、被災者生活再建支援金を速やかに支給するために、支給手続について、

- ① 住宅の倒壊が写真で確認できる場合には、り災証明書がなくとも写真の添付で申請が可能であること
- ② 津波により地域全体が壊滅的被害を受けたような場合で、長期避難世帯に該当する場合には、り災証明書がなくとも支援金を支給できること

等の迅速化のための措置を、被災地方公共団体等に示した。

また、支援金の支給事務処理体制の強化のため、支援金の支給に当たる法人職員の増員及び被災市町村への各県の積極的な協力を要請した。

#### (2) 液状化被害に対する取組

今回の地震では、千葉県、茨城県等において、液状化による住宅被害が広範囲に発生し

た。住家被害認定の調査・判定方法について、今回の地震による地盤の液状化による住宅被害の実態にそぐわないとの指摘を踏まえ、現地の実態を把握するとともに、学識経験者の意見も聞き、住家被害認定の運用が見直された。具体的には、基礎・床一体となった傾斜による判定及び住家の基礎等の潜り込みによる判定が追加された。



## 第4章 今後の取組について

今回の災害は、従来の政府の想定を超える極めて巨大な自然災害であり、被災地が非常に広範囲に及ぶとともに、被害は極めて激甚なものとなっている。このため、災害への対応は難易度が高く、かつ、長期間に及んでいる。

当面の最大の課題は、被災者の生活環境の改善等による被災地の生活平常化、インフラ等の復旧、さらには、緒についたばかりではあるが、被災地の復興等であり、それに向け、これまで述べてきた取組の一層の強化が望まれるところである。

### 1 被災地における生活の平常化に向けた取組

すでに災害の発生から約2ヶ月半以上が経つが、引き続き大勢の被災者が不自由な避難生活を余儀なくされている。大変なストレスを感じながら頑張っている被災者の命を守り、その生活を改善してゆくことが政府として最優先の課題である。長引く避難生活の中で、避難所での梅雨期の対策や夏期の暑さへの対策にも留意する必要がある。

このため、平成23年5月20日、本格的な復興の取組段階に至るまでの、当面3ヶ月程度の間、被災地における生活の平常化に向けて、被災者や市町村・県の取組を支援するために国が取り組んでいくべき施策を取りまとめた「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」が緊急災害対策本部において決定された。その主な内容は次の通りである。

#### (1) 避難所等の生活環境の向上

避難所に避難されている被災者及び在宅被災者の生活環境を改善。特に、著しく厳しい環境となっている避難所を重点的に改善するため、県・市町村を支援。必要な情報の提供と各種相談を実施。

#### (2) 居住の支援

応急仮設住宅の建設促進、国家公務員宿舎・公営住宅等、民間賃貸住宅の活用等を進め、応急仮設住宅等への一刻も早い入居を支援。

平成23年8月中旬までに大部分の避難所を解消、応急仮設住宅等への希望者全員の入居

を目指す。

### (3) 保健・医療・福祉・教育等のサービスの確保

医療等のサービスの質・量を確保するため、被災地外からの応援、仮設施設の設置を行うつつ、施設の復旧を進める。

教育活動等の平常化に向け、学校施設等を復旧するとともに、被災児童生徒等への支援を充実。

### (4) がれき処理

マイナスの状態から、まっさらな状態（ゼロ）に戻すべく、生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物を平成23年8月末を目途に概ね撤去。

### (5) 緊急災害防止対策

梅雨期前まで、台風期までに必要な二次災害対策をそれぞれ実施。

津波・地盤沈下により湛水した地域の排水や液状化対策を進める。

### (6) ライフライン、交通網、農地・漁港等の復旧

家屋流出等地域におけるライフライン・交通網等のインフラの早期復旧に向けて、引き続き力を注ぐとともに、農地・漁港等の復旧を進める。

全浸水地域を対象とした被災状況等の調査分析を行い、地元地方公共団体の取組の支援を行う。

### (7) 生活の再建に向けて

復旧事業等による雇用創出、新たな就職に向けた支援、被災企業等の雇用維持の取組に対する支援、企業の営業再開支援等を行い、地域経済の復興に向けた足掛かりを作る。

## 2 被災地の復興に向けて

被災地における生活の平常化に向けた取組と並行して今後本格的に取り組まなければならないのは、被災地の復興である。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に当たっては、被災者、被災地の住

民のみならず、今を生きる国民全体が相互扶助と連帯の下でそれぞれの役割を担っていくことが必要不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要である。このため、被災地の住民に未来への明るい希望と勇気を与えるとともに、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想を早期に取りまとめることが求められている。

このため、政府においては、我が国の叡智を結集し、幅広い見地から復興に向けた指針策定のための復興構想について議論するため、被災した岩手、宮城及び福島各県知事や有識者からなる「東日本大震災復興構想会議」を設置（平成23年4月11日閣議決定）した。同会議は、5月10日に、「復興構想7原則」を決定した上で、この7原則に基づき、復興の「青写真」となる「提言」の策定に向けて精力的な議論を重ねているところである。

さらに、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進等を図るため、復興の基本方針、復興の推進等を担う新たな国の行政機関等について定める基本法の整備が進められている。

### 3 今後の防災対策に向けて

防災対策は、実際に発生した災害の状況及び対応について検証を行い、そこから得られる教訓を踏まえ必要な見直しを行うとの不断努力の上に成り立つものである。今回の災害について、現段階では、被災者の支援及び被災地の復興が最重要課題であることは言うまでもないが、これらと並行して、その状況及び対応を検証した上で、今後の防災対策について、災害対策に係る法制、体制、仕組み等のあり方を含め、必要な見直しを行っていくことが課題となる。

そして、行政による災害対応力の向上、地域・住民・企業等による十分な災害への備え、あるいは防災意識向上のための国民運動の推進等、自助・共助・公助の総合的な防災力の向上を図るとともに、ハード対策とソフト対策を重層的に組み合わせた減災の取組を推進し、社会全体で大規模な災害への防災力の向上を図ることが必要である。

東日本大震災を受けて、平成23年4月27日に中央防災会議が開催され、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の設置が決定された。

また、各省庁においても、各種の災害対策に関する点検や見直しのための検討が進められているところである。今回の震災に係る検証や教訓の抽出は、今後本格的に取り組まれることになるが、ここでは現時点での問題意識を述べる。

### (1) 想定災害の適切な見直し

東日本大震災は、これまでの防災対策において想定された事態を超えた災害であり、今回の経験を踏まえ、今後想定される地震についても、想定（発生地、マグニチュード、津波高等）のあり方の見直しの必要がある。

このため、上述の中央防災会議専門調査会では、今後、地震・津波の発生メカニズムや被害の把握・分析を行い、さらに、地震動推定における規模及び対象範囲や被害想定手法を検討することとしている。

### (2) 防災基本計画の見直し等による津波対策等の充実

上述の中央防災会議専門調査会では、想定災害の再検討を行った上で、平成23年秋を目前に今後の地震・津波対策に関する取りまとめを行い、防災基本計画の見直し等の地震・津波対策への反映を行うこととされている。また、地域防災計画について、消防庁において東日本大震災を踏まえた見直しを支援するための検討会の立ち上げが決まっている。

また、関係各省庁においても、災害情報提供のあり方や個別の防災施設整備のあり方等、ハード対策・ソフト対策両面での地震・津波対策の検討が進められている。具体的には、津波警報については、気象庁において、有識者及び関係防災機関からなる勉強会の立ち上げが決まったほか、海岸保全施設については、農林水産省及び国土交通省において専門の検討委員会を立ち上げ、検討が行われている。

以上のような各機関における様々な検討・対応と連携を図りながら、想定災害の点検・見直しも踏まえつつ、津波ハザードマップの策定・見直し、海岸堤防等の施設整備及び土地利用計画や避難計画等の様々な対策を有機的に組み合わせ、想定を超える災害が発生した場合の対処にも配慮した効果的な津波防災のための計画の策定等が求められている。その上で、津波の観測体制の強化、調査研究の推進、津波に関する教育及び訓練の実施、施設の整備等を講じていくことが必要である。

### (3) 東海・東南海・南海地震（三連動地震）及び首都直下地震への取組の強化・促進

南海トラフのプレート境界で発生する東海地震、東南海・南海地震については、それぞれの地震について対策が進められてきたところであるが、東北地方太平洋沖地震は、これらの地震が連動して発生した場合に備えた広域的防災対策の重要性を改めて認識させることとなった。今回の中央防災会議の専門調査会における地震動推定のあり方等の検討を踏まえ、東海地震、東南海・南海地震等が連動する海溝型大規模地震の対策の確立を図る必

要がある。

また、首都直下地震についても、今回の地震とは発生メカニズムが異なるものの、首都を直撃する被害の大きさや経済社会に与える影響は甚大であり、首都中枢機能の継続性確保方策、帰宅困難者対策、膨大な数の避難者への対策等について、従来の対策の点検等を行う必要がある。

#### (4) 広域災害への対応

東日本大震災は、東北三県を中心として、東日本全体に被害が及んだ広域災害であることがその特徴の一つである。このような中で、多くの市町村の行政機能が損なわれたことも、これまでに経験することのなかったものである。

発災直後の相当期間にわたって極めて広範囲の地方公共団体が十分に機能することができないという事態に備えるべく、国と地方公共団体の役割分担や市町村機能の補完のあり方についての検証を進めることが求められる。

#### (5) 被災者支援のあり方

今回の大震災においては、東北三県を中心として、多くの被災者が住家を失い、津波による浸水、地盤沈下、災害廃棄物の大量発生等も相まって、大量の被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされる状況となっている。

こうした災害実態を踏まえ、災害の発生地域、発生規模、発生時期(季節)等に応じて、避難所において良好な生活環境の確保を図るための取組の指針となる考え方や、支援のあり方等を明らかにしていくことが求められる。

特に、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者に対しては、要援護者に配慮した災害情報等の伝達、避難行動の支援、避難所での生活支援等を推進していく必要がある。

また、被災者に対する避難所より良好な生活環境の提供や、恒久的な住宅の再建がなされるまでの居住の安定という観点から、いわゆる二次避難の円滑な推進も必要である。

さらには、避難所等への食事や物資の円滑な配給、災害ボランティアとの連携、男女のニーズの違いへの配慮、被災者の心のケア等を含め、被災者の視点に立ったきめ細かい被災者生活支援をより一層推進していくことが求められる。

#### (6) 国際防災協力の更なる推進

今回の震災経験から得られた知見や教訓を、国内の防災政策のみならず諸外国とも共有



していくことが求められる。平成23年5月にジュネーブで国連が開催した第3回防災グローバル・プラットフォーム会合に内閣府副大臣が出席し、東日本大震災に対する各国からの支援への謝意を伝えるとともに、第3回国連防災世界会議をホストする用意があることを表明し、議長総括にこの表明が盛り込まれた。同月開催された日中韓サミットでは、東日本大震災の経験と教訓を踏まえた防災分野での三か国協力の強化が合意された。今後、被災地の復旧・復興に全力を尽くすとともに、今回の大災害に対して十分検証を行い、国外への情報発信に取り組んでいくことが求められる。



# 原子力災害の概要とその対策等

## 第1章 原子力災害の概要

### 1 東京電力福島第一原子力発電所の事故等

3月11日14時46分の東北地方太平洋沖地震の発生により、東京電力福島第一原子力発電所の原子炉6機のうち、運転中の1号機から3号機までのすべてが自動停止した（4号機から6号機までは定期検査により運転停止中であった）。

同日15時42分には、東京電力により、1号機から3号機までにおいて全交流電源が喪失したとして、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条事象が発生したとの判断がなされ、原子力安全・保安院等関係機関に連絡がなされた。

さらに、同日16時36分には、東京電力が、1号機及び2号機において原災法第15条該当事象（非常用炉心冷却装置による注水が不能）が発生したとして、16時45分に原子力安全・保安院等に連絡した。3号機においては、同月13日の早朝、東京電力が、原災法第15条事象（原子炉冷却機能喪失）が発生したとして、原子力安全・保安院等に連絡した。また、1号機から4号機までの使用済燃料プールの冷却も困難となった。

その後、同月12日午後1号機において、同月14日午前3号機において、同月15日朝に4号機において、水素爆発と思われる爆発が発生した。2号機においては、同月15日朝に水素爆発によるものと思われる大きな衝撃音が確認されたほか、4号機においては、同日朝、火災の発生も確認された。また、汚染水の滞留、外部流出も発生しており、本事故は、発電所内施設の損傷に留まらず、放射性物質が外部へと放出される事態へと進展した。

こうした中、政府は、事態の収束のため、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づき、経済産業大臣から東京電力に対し、原子炉格納容器内の圧力抑制のための措置や海水注入等の実施を命令した。また、自衛隊、警視庁機動隊や緊急消防援助隊による放水活動なども実施されている。東京電力は、原子炉及び使用済燃料プールの冷却のための注水・放水作業、原子炉格納容器の圧力抑制のための措置、水素爆発の防止のための窒素封入措置（1号機）や汚染水の放出を防ぐための措置等を実施している。政府及び東京電力は、一日も早く事態を収束させるべく、総力を挙げて取り組んでいる。

なお、本事故により、原子力安全・保安院は、同月12日に国際原子力・放射線事象評価尺度（International Nuclear and Radiological Event Scale：[INES]と略す。）において、

レベル3（重大な異常事象）と暫定評価した後、同日、レベル4（事業所外への大きなリスクを伴わない事故）に、同月18日にレベル5（事業所外へリスクを伴う事故）に、4月12日にはレベル7（広範囲な影響を伴う事故）に引き上げ、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency：[IAEA]と略す。）に通報している。



事故が発生した東京電力福島第一原子力発電所の様子  
（上：4月26日，下：3月21日，3号機）  
提供元：陸上自衛隊（上），東京電力（下）

## 2 東京電力福島第二原子力発電所の事故等

3月11日14時46分の東北地方太平洋沖地震の発生により、東京電力福島第二原子力発電所の運転中であった1号機から4号機までのすべてが自動停止した。同日17時35分には、東京電力が、1号機について原災法第10条事象（原子炉冷却材漏えい）が発生したと判断<sup>1</sup>し、18時33分には1号機、2号機及び4号機において原災法第10条事象（原子炉除熱機能喪失）が発生したと判断して原子力安全・保安院等関係機関に連絡した。翌12日の早朝には、同じく1、2及び4号機において、原災法第15条事象（圧力抑制機能喪失）が発生したとして、東京電力が原子力安全・保安院等に連絡した。

その後、東京電力の復旧作業により除熱機能が回復し、すべての号機が冷温停止し、安定した状況が続いている。

なお、本事故により、原子力安全・保安院は、同月12日にINESにおいて、レベル3（重大な異常事象）と暫定評価し、IAEAに通報している。

<sup>1</sup> なお、後日、東京電力から「原子炉冷却材漏えい」は発生していなかったと考えている旨の報告があった。

## 第2章 原子力災害への対応

### 1 原子力災害対策本部の設置等

3月11日15時42分に、東京電力により、東京電力福島第一原子力発電所の1号機から3号機までにおいて全交流電源が喪失したとして、原災法第10条事象が発生したとの判断がなされ、原子力安全・保安院等関係機関に連絡されたことを受け、同日16時36分に、官邸において官邸対策室を設置するとともに、既に東北地方太平洋沖地震災害の応急対応のため招集されていた緊急参集チームを拡大し協議を行った。同日16時45分には、東京電力が原子力安全・保安院等に対し、東京電力福島第一原子力発電所において原災法第15条事象が発生したと連絡し、これを受け、経済産業大臣は原災法第15条の原子力緊急事態が発生したと認め、直ちに内閣総理大臣に対して報告を行った。内閣総理大臣は、同日19時3分に原子力緊急事態宣言を発し、「平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」及び同現地対策本部を設置した（原災法施行後初めての設置）。また、原子力災害対策本部長は、原災法第20条第4項の規定に基づき、防衛大臣に対し自衛隊の部隊等の派遣を要請した。同月12日朝には、東京電力福島第二原子力発電所で発生した原災法第15条事象についても、原子力緊急事態宣言が発令された（この結果、原子力災害対策本部の名称は「平成23年（2011年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」に、現地対策本部についても同様に名称を変更）。

また、同月15日には、東京電力福島第一原子力発電所事故に対し、政府と東京電力が一体的に対応するため、内閣総理大臣を本部長とする「福島原子力発電所事故対策統合本部」を設置した（5月9日、原子力災害対策本部の下、「政府・東京電力統合対策室」に改組）。3月18日には、自衛隊や警察、消防などの連携を強化するため、「現地調整所」を設置した。

さらに、事故に係る被災者の生活への支援が喫緊の課題であることにかんがみ、同月29日に原子力災害対策本部の下に経済産業大臣をチーム長とする「原子力被災者生活支援チーム」を設置し、避難者の避難・受入れの確保等の諸課題について、総合的かつ迅速な取組を実施している。



## 2 被災者の避難と各区域の設定の指示等

東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所での事故を受け、周辺住民等の安全確保のため、避難区域の設定や農産物等の出荷制限など、原子力災害対策本部長による指示等が行われた。なお、避難区域の設定等については、放射線量の測定結果や、原子力発電所の状況等を踏まえ、原子力安全委員会の意見・助言も聴いた上で、住民の健康と安全の確保に万全を期す観点から決定された。

### (1) 避難等の指示

#### (a) 避難区域及び屋内退避区域の設定

東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の周辺地域の住民の健康と安全を確保するため、原子力発電所の状況等を踏まえ、原災法に基づき、原子力災害対策本部長は、福島県知事及び関係市町村長に対し、居住者等の避難のための立ち退きや屋内への退避について指示を行った(屋内退避に係る指示については、4月22日に解除された)。

なお、東京電力福島第二原子力発電所については、原子力緊急事態宣言を発令した3月12日時点と比較して重大な事故が発生することによるリスクが相当程度低下してきていることから、4月21日、同発電所から半径10km圏内としていた避難区域を半径8km圏内に変更した。

#### (b) 警戒区域の設定

原子力災害対策本部長は、東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内について、住民の安全確保に万全を期すため、原災法に基づき、福島県知事及び関係市町村長に対し、同圏内を警戒区域に設定することを指示した(4月21日)。当該指示に基づき、4月22日午前0時以降、当該区域に消防吏員、警察官、海上保安官、自衛官等の緊急事態応急対策に従事する者以外の者が市町村長の許可なく立入りを行うことは禁止された。

#### (c) 計画的避難区域の設定

原子力災害対策本部長は、東京電力福島第一原子力発電所の事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある地域については、住民の健康への影響を踏まえ、概ね1ヶ月を目途に区域外への避難を求める「計画的避難区域」に設定した(4月22日)。

#### (d) 緊急時避難準備区域の設定

原子力災害対策本部長は、東京電力福島第一原子力発電所から半径20kmから30km圏

内の区域に係る屋内退避の指示を解除する一方で、未だ安定しない事故の状況にかんがみ、緊急時における避難等の対応が求められる可能性が否定できない地域については、緊急時の屋内退避や避難が可能な準備を求める「緊急時避難準備区域」に設定した（4月22日）。

表2-2-1 避難区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域（4/22～）の対象人口

市町村名	避難区域人口（人） 〔福島第一20km圏 福島第二8km圏〕	計画的避難区域 対象市町村	計画的避難区域 人口（人）
田村市	約600	飯館村（全域）	約6,200
南相馬市	約14,300	葛尾村（20km圏外）	約1,300
楡葉町	約7,700	浪江町（20km圏外）	約1,300
富岡町 （全域20km圏内）	約16,000	川俣町（一部）	約1,200
川内村	約1,100	南相馬市（一部）	約10
大熊町 （全域20km圏内）	約11,500	合計	約10,000
双葉町 （全域20km圏内）	約6,900		
浪江町	約19,600	緊急時避難準備区域 対象市町村	緊急時避難準備 区域人口（人）
葛尾村	約300	広野町（全域）	約5,400
合計	約78,000	楡葉町（20km圏外）	約10
		川内村（20km圏外）	約1,700
		田村市（一部） <sup>（注）</sup>	約4,000
		南相馬市（一部）	約47,400
		合計	約58,500

（注）データ集計上の制約から、一部20km圏内との重複がある。

※平成22年国勢調査を基に推計

※「一部」とある市町の人口は、当該市町が把握している該当区域の人口

※福島県の避難者数は約99,000人（県外への避難を含む。また、原子力災害の他に地震・津波による避難も含む）（5月末現在）



## (2) 出荷制限等

農産品等については、都道府県による検査結果等を踏まえ、原災法に基づき、原子力災害対策本部長より関係県知事に対し、一部地域における出荷制限等を指示している（3月21日～）。また、4月4日には「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を公表し、県内を複数のブロックに分割して出荷制限やその解除を行えるようにするとともに、基準値を下回った農産品等につき、順次その指示を解除している。

稲の作付けについては、原災法に基づき、原子力災害対策本部長より福島県知事に対し、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の各区域内における作付け制限の指示を行った（4月22日）。

また、警戒区域内の家畜については、原災法に基づき、原子力災害対策本部長から福島県知事に対して、当該家畜の所有者の同意を得て、当該家畜に苦痛を与えない方法（安楽死）によって処分するよう指示した（5月12日）。

## 3 緊急安全対策等

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、3月30日に、経済産業大臣は、各電気事業者等に対し、緊急安全対策の実施を指示した。この指示では、まず、緊急安全対策として、今回の事故を引き起こしたものと同程度の津波により全交流電源喪失等に至ったとしても、炉心損傷及び使用済燃料の損傷を防止し、多量の放射性物質を放出することなく、冷温停止状態に繋げることができるよう、緊急対応の実施手順を整備し、訓練を行うこと及び電源車の確保や消防車の配備、消火ホースの配備などの設備面の対応等を求めた。また、同指示では、中長期対策として、海水ポンプ等の予備品の確保や空冷式の大容量非常用発電機の設置、津波に対する防護措置等について計画を策定することも求めた。その後、原子力安全・保安院は、各電気事業者等から、同指示に基づく緊急安全対策の実施状況の報告を受け、その実施状況について立入検査等を通じて厳格な確認を行った上で、5月6日に各電気事業者等の実施状況が適切であるとの確認結果を公表した。

また、4月7日の宮城県沖を震源とする余震により東北電力東通原子力発電所1号機の非常用ディーゼル発電機が動作不能の状態に陥ったことを踏まえ、同月9日に原子力安全・保安院は、原子炉が冷温停止中であっても原子炉毎に2台以上の非常用ディーゼル発電機を動作可能としておくことを指示した。

さらに、4月7日の同地震により広域にわたる停電が発生し、一部の原子力施設で一時

的に外部電源を喪失する事象が発生したことを踏まえ、4月15日に原子力安全・保安院は、電気事業者等に対し、外部電源の信頼性確保に向け、各号機について複数（すべて）の外部回線への接続を確保することや所内の電源施設の強化等の対策を指示した。

続いて、5月1日には、各再処理事業者に対しても、経済産業大臣が緊急安全対策の実施を指示した。

中部電力浜岡原子力発電所については、5月6日に、想定東海地震により30年以内に震度6強の地震に見舞われる可能性が84%と際だって高く、これによる大規模な津波襲来の切迫性という特有の事情を踏まえ、内閣総理大臣は、経済産業大臣を通じて、防潮堤の整備などの中長期対策が完了するまでの間、国民の一層の安心のために全号機を停止するよう、中部電力に対して要請した。この要請を受け、中部電力は、5月14日までに同発電所の運転中の原子炉を停止した。

#### 4 原子力発電所事故の収束に向けた取組

東京電力は、4月17日に、「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」を発表し、「放射線量が着実に減少傾向となっている」ことを「ステップ1」、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」ことを「ステップ2」とし、その目標達成時期について、「ステップ1」は3ヶ月程度、「ステップ2」はステップ1終了後の3～6ヶ月程度を目安として設定した。その後、5月17日には、東京電力は、この道筋のこれまでの進捗状況と見直しを発表した。

これを受け、政府は、同日、原子炉や使用済燃料プールの冷却、大気・土壌での放射性物質の抑制、作業環境の安全確保やIAEAを通じた国際協力など、今後の取組について、「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」を発表し、現在、各国からの技術的、人的支援など国際社会の協力も得ながら、このロードマップに沿って、事故収束の可能な限りの前倒しと被災住民の安全確保に取り組んでいる（参考資料17）。

#### 5 各区域における被災者支援関係の取組

原子力災害対策本部は、上述の通り、被災者等の安全確保や原子力事故の収束に取り組

んでいるが、併せて、5月17日には、同本部は「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」等を策定し、事故による被災者及び被災自治体への対応に係る当面の課題とその取組方針をとりまとめた。その中で、原子力事故周辺の各区域においては、円滑な避難の実現と被災者の生活支援のため、以下のような対策を講じている。

## (1) 避難区域に係る取組

### (a) 避難状況等

原子力災害対策本部長から避難指示が出された区域（東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内及び福島第二原子力発電所から半径8km圏内）における人口は、約78,000人となっている。

福島県、市町村等が連携し、避難区域の住民の避難が実施されたが、5月下旬時点で、依然として、福島県内の約110箇所の一次避難所施設に約6,300人が生活している。また、福島県外にも約36,000人が避難している。他方、避難所生活の長期化を回避し、被災者の住環境を改善するため、応急仮設住宅等の用地確保及び建設、公営・公団住宅等の活用、民間賃貸住宅の借上げにより、二次避難先の確保を進めている。

また、避難区域内の障害者施設の入所者については、福島県の要請を踏まえ、他県で継続的な受入れを行える施設への避難を完了した。さらに、区域内の介護施設入所者についても、他県での受入れ可能状況を福島県へ提供するとともに、要援護者の受入れの仕組みを構築し、県外への避難を完了した。

### (b) 一時立入の実施

避難区域内の被災者は、事故発生時に緊急に避難したため、必要な物資を持ち出せなかった者が大半であり、自宅への一時立入の強い要望がある。このため、対象市町村<sup>2</sup>それぞれの対象者数見込みや準備状況を勘案し、5月10日から、地方公共団体や警察の協力の下、一時立入を開始した。

一時立入の実施にあたっては、原子力安全委員会の放射線防護の観点から被ばくの程度を低減させるための留意事項についての助言を踏まえ、以下のような安全確保策が取られた。

- ・安全確保に万全を期す観点から、特別の例外を除いて一世帯当たり一名で、バスを利用し集団で行動することを原則とする。
- ・警戒区域への入域に際しては、線量計やトランシーバー等を携帯し、帰る際にはスク

<sup>2</sup> 大熊町、葛尾村、川内村、田村市、富岡町、浪江町、楡葉町、双葉町及び南相馬市（50音順）



リーニングを確実に実施する。この結果、必要と認められる場合には除染を実施する。また、在宅時間は最大2時間程度とする。



一時立入の実施

## (2) 計画的避難区域に係る取組

東京電力福島第一原子力発電所から半径20km 以遠の周辺地域において、事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある地域については、4月22日に、概ね1ヶ月を目途に区域外への避難を求める「計画的避難区域」が設定されたが、この区域（飯舘村（全域）、葛尾村（半径20km 圏外）、浪江町（半径20km 圏外）、川俣町

(一部)及び南相馬市(一部)における人口は、約10,000人となっている。この区域では、計画的避難の円滑な実施に向け、飯館村及び川俣町に管理職級を含む関係省庁の職員9名が常駐した現地政府対策室を発足させ(4月22日)、地元市町村、福島県と密接に連携しながら、避難への対応や生活支援等を行っている。

避難先の確保については、特に、飯館村、川俣町については、追加的な避難先が必要となることから、応急仮設住宅、公営住宅、雇用促進住宅や民間賃貸住宅等の活用を含めて、円滑な避難が出来るよう、必要な措置を講じている。

加えて、市町村の基盤となる雇用の維持等の観点から、住民の健康や安全の確保を前提に、市町村の責任の下、一定の条件を付した上で、区域内で事業を継続することを認めている。

### (3) 緊急時避難準備区域に係る取組

東京電力福島第一原子力発電所から半径20kmから30km圏内の区域のうち、計画的避難区域を除く区域については、緊急時の屋内退避や避難が可能な準備を求める「緊急時避難準備区域」が設定された。この区域(広野町(全域)、楡葉町(半径20km圏外)、川内村(半径20km圏外)、田村市(一部)及び南相馬市(一部))における人口は、約58,500人となっている。緊急時避難準備区域では、原則として、住民の生活や事業者の活動が継続されることとなるため、原子力災害対策本部としても、緊急時避難準備区域内の生活基盤の確保に取り組んでいる。区域内の郵便物等集配業務及び郵便局業務については、局舎が倒壊した郵便局を除いて、4月25日に再開したほか、地域医療再生基金を活用した医療施設の整備等も実施している。

### (4) 各区域内における治安維持

住民の安心と安全を確保するため、警察による警戒区域周辺の道路における検問や各区域内での警戒・警らの強化等、関係地方公共団体等とも連携しながら各区域内の治安維持に取り組んでいる。

## 6 被災住民の安心・安全の確保

原子力災害対策本部では、被災した住民の安心で安全な暮らしを実現するため、以下のような対策を講じている。

### (1) 地域コミュニティの維持

都道府県や市町村が、避難住民の一次避難所から二次避難先や仮設住宅等への移動を進めていく際に、地域コミュニティの維持に配慮しながら進められるよう必要な支援を継続している。

### (2) 健康不安等への対応

被ばくに対する住民の健康不安を取り除くため、住民のスクリーニング及び除染を確実に行うことが必要であり、福島県とともに5月29日までに19万人以上に対して実施した。また、住民の健康管理が適切になされるよう、健康相談ホットラインの開設、専門家の巡回等による健康相談や心のケアを行っている。

### (3) 教育への支援

避難先等における子どもの就学機会の確保等を進めるほか、福島県内の教育施設における土壌等の取扱いについて、環境モニタリングの測定結果を踏まえつつ、対応を進めている。具体的には、福島県が県内（20km圏内の警戒区域等を除く）の教育施設約1,600校を対象としたモニタリングの結果を踏まえ、放射線量測定値が比較的高かった52校について、再調査を実施した（4月14日）。当該調査結果等を受け、原子力災害対策本部において、国際放射線防護委員会（International Commission on Radiological Protection: [ICRP]と略す）の勧告等を踏まえ、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方」をとりまとめた（4月19日）。さらに、文部科学省において放射線量を低減させる方策を検証するため、実地調査を行い（5月8日）、「まとめて地下に集中的に置く方法」と「上下置換法」が有効であることを確認した（5月11日）。また、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくという「暫定的考え方」に沿って、より安心して教育を受けられる環境の構築を目指して、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を示した（5月27日）。

### (4) 環境モニタリング等の充実

事故状況の全体像を把握するとともに、計画的避難区域等の設定の評価に資することなどを目的として関係機関が密接に連携して体系的に取り組むため「環境モニタリング強化計画」を策定した（4月22日）。

同計画に基づき、4月24日時点の「線量測定マップ」及び「積算線量推定マップ」を発表（4月26日）し、更新していく（5月16日に更新済み）。また、「土壌濃度マップ」につ



いても作成することとしている。

また、農地や教育施設等における環境モニタリングに取り組むとともに、食品、水道水中の放射性物質モニタリングを実施し、必要な措置を講じている。

#### (5) 災害廃棄物や下水処理副次産物等の取扱い

福島県内の災害廃棄物の取扱いや福島県の下水処理場において下水汚泥等から放射性物質が検出された問題に関し、原子力安全委員会からの助言も踏まえ、災害廃棄物については5月2日に、下水処理副次産物については5月12日に、当面の考え方をとりまとめた。

#### (6) 原子力災害・被災者向け広報の充実

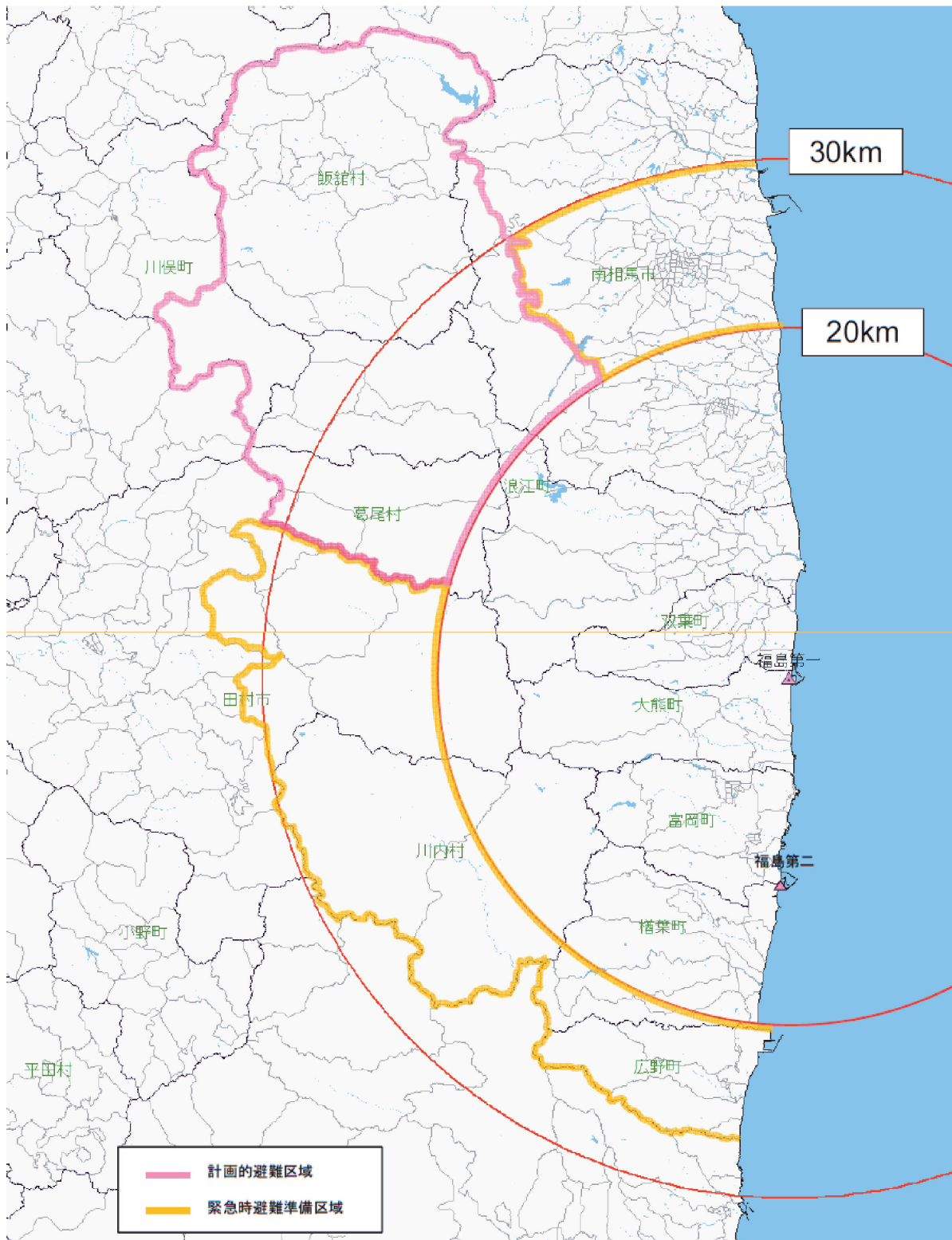
正確かつ迅速な事故の情報を伝えるため、毎日記者会見を開催するとともに、避難住民にわかりやすく、必要な情報を確実に届けるため、地元ラジオでの広報番組の放送や「ニュースレター」の避難所等での掲示を実施している。

## 7 雇用の確保, 農業・産業への支援

風評被害を含め原子力災害固有の被害状況を踏まえ, 原子力災害対策本部の下で, 政府一丸となって, 次のような雇用の確保や農業・産業活動の支援策, 外国政府への適切な情報提供等の風評被害対策を実施している。

- ・「日本はひとつ」しごとプロジェクトに基づく雇用対策の推進
- ・雇用調整助成金や失業手当の特例措置
- ・被災学生を含め被災者に対する新たな就職に向けた支援
- ・風評被害対策や農林水産品・食品の輸出促進
- ・出荷制限等を受けた農林水産事業者に対する民間融資への支援
- ・中小事業者向け東日本大震災復興緊急保証, 東日本大震災復興特別貸付の創設
- ・工場や商店等の復旧支援として, 中小企業等が一体となって進める施設の復旧・整備や, 仮設工場・仮設店舗の整備
- ・警戒区域等から移転を余儀なくされる中小企業等に対する原則無担保で長期の無利子貸付制度の創設
- ・外国政府等への適切な情報提供や国内の検査体制の充実や検査支援等を通じた風評被害対策, 工業品等の輸出支援

図2-2-1 「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」





## 第2部

# 平成22年以降に発生した 主要な災害とその対策等





# 平成22年以降に発生した主要な災害とその対策等

ここでは、平成22年以降に発生した東日本大震災以外の災害について述べる。

平成22年は風水害による被害が顕著であった。台風については、発生数が14個と1951年の統計開始以降最も少なかったものの、梅雨前線が停滞したため、多くの人的被害や住家被害等が発生した。また、鹿児島県奄美地方においては、大雨の影響で電力の供給停止や通信の途絶が多数発生したことにより、住民等の安否や集落等の安全等について確認が困難となった。火山噴火では、鹿児島県と宮崎県の境に位置する霧島山の新燃岳が噴火し、周辺地域に降灰による被害が生じた。地震及び津波については、東日本太平洋沖地震発生前においては、揺れによる大きな被害が伴うものは発生していないものの、チリ中部沿岸を震源とする地震で発生した津波により水産関係で被害が発生した。

また、林野火災による焼失面積は755haに達した。

## 1 チリ中部沿岸を震源とする地震による津波

### (1) 災害の状況

2月27日15時34分（チリ国現地時間同日3時34分）、チリ中部沿岸を震源とするマグニチュード8.8の地震が発生した。我が国では、この地震の影響から2月28日9時33分に青森県太平洋沿岸、岩手県及び宮城県に津波警報（大津波）が発表されたほか、その他の太平洋沿岸全域等に津波警報（津波）が発表された。

これによる津波は、2月28日午後から3月1日午前までの間に日本の太平洋沿岸等各地に寄せていて、高知県須崎港の検潮所で最大128cmを観測した。気象庁による現地調査により、岩手県陸前高田市両替漁港で最大1.9mの高さの津波が痕跡から推定された。

この災害では、人的被害が発生していないが、住家被害としては、宮城県及び静岡県で、床上浸水6棟及び床下浸水51棟が発生した。

避難指示・勧告は、673,708世帯に出された。

道路については、東名高速道路等で津波警報発表に伴う通行規制が行われ、最大時には、高速道路3路線、直轄国道10路線及び都道府県管理道路121路線の通行止めが発生した。

鉄道については、58路線で運転休止となった。

農林水産施設等では、津波警報（大津波）の対象となった青森県、岩手県及び宮城県を中心に養殖施設16,506台、416柵で被害が発生した。

文教施設等では、国立学校施設2校で被害が発生した。

公共土木施設（国土交通省所管分に限る。以下この部において同じ。）及び社会福祉施設では、被害は生じていない。

## （2）国等の対応状況

政府においては、官邸対策室を設置するとともに、緊急参集チームを招集し、津波の状況について情報の収集・分析を行い、住民の避難と被害を最小限とするための対策に万全を期すとともに、地方公共団体との的確な連携を図りながら政府一体となって適切に対応すること等を確認した。また、内閣府等関係省庁は情報収集体制を強化して対応を行った。このほか、内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣（防災）は、青森県知事、岩手県知事及び宮城県知事とテレビ会議を実施して対応状況の情報共有を行った。

なお、「平成22年2月28日の津波による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成22年4月20日閣議決定、平成22年4月23日公布・施行）により激甚災害として指定し、水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助を指定した。併せて、大きな被害を受けた被災者の方々に対して必要な支援を講じ、災害復旧を促進する観点から補助対象の条件の見直しを行い、養殖施設の種類ごとに「被害額が2,000万円を超える」市町村も対象となるよう補助対象の拡大を図った。

各府省の対応は、参考資料18のとおり。

## 2 平成22年梅雨前線による大雨

### （1）災害の状況

6月中旬から7月中旬にかけて、梅雨前線は九州から本州付近に停滞し、断続的に活動が活発となった九州から東北地方にかけての広い範囲で大雨となった。この大雨では局地的に1時間に80ミリを超える猛烈な雨が観測された。1時間の降水量では鹿児島県の南大隅町で116ミリの観測史上1位の値を更新した。24時間の降水量では宮崎県のえびの市で441ミリを観測した。また、6月11日からの総降水量では宮崎県えびの市で2,226ミリを観測した。このほか、九州南部では、この間の総雨量が1,500ミリから2,000ミリに達し、平年の2倍を超える雨量となった。

この災害により、死者16名、行方不明者5名及び負傷者31名の人的被害が発生した。特に、岐阜県の可児市では鉄道高架下に車5台が取り残されて死者1名、行方不明者2名が、広島県では土石流により死者5名が発生している。また、住家被害としては、広島県

及び山口県を中心とした37都道府県で、住家全壊42棟、住家半壊74棟、住家一部破損208棟、床上浸水1,786棟及び床下浸水5,702棟等の被害が発生した。

避難指示・勧告は、215,643世帯に出された。

土砂災害については、42道府県の200市町村で576件発生した。

河川については、筑後川水系城原川で計画高水位を越えたほか、延べ7水系10河川ではん濫危険水位（危険水位）、延べ9水系11河川で避難判断水位（特別警戒水位）を超え、各地で浸水被害等が発生した。

ライフライン関係については、東北電力、中部電力、関西電力及び中国電力の各管内で延べ約10万6千戸が停電となったほか、都市ガスは福岡県の福岡市及び北九州市並びに山口県の宇部市及び下関市で一時供給に支障が生じ、上水道は山口県等で約1万6千戸が断水した。通信関係では、携帯電話の基地局が停波した。

道路については、広島県庄原市川北町の県道445号線中迫川北線において土石流等により交通が寸断されて住民が孤立状態になるなどし、被災により、延べ高速道路5区間、直轄国道6区間、都道府県管理国道52区間及び都道府県道242区間で通行止めが発生した。

鉄道については、多くの路線が運転休止となった。

公共土木施設では、河川2,836箇所、海岸2箇所、砂防（地すべり及び急傾斜地含む）267箇所、道路（橋梁含む）2,342箇所、港湾5箇所、下水道1箇所及び公園17箇所被害が発生した。

農林水産施設等では、農地10,765箇所、農業用施設8,724箇所、林地荒廃1,142箇所、治山施設50箇所及び林道施設2,890箇所被害が発生した。

文教施設等では、国立学校施設9校、公立学校施設76校、社会教育・体育、文化施設等33施設及び文化財等47件で被害が発生した。

社会福祉施設では、22施設で被害が発生した。

## （2）国等の対応状況

6月9日に関係省庁連絡会議を開催し、梅雨期及び台風期に際しての国の災害即応態勢の充実を図るとともに、都道府県及び市町村の防災態勢の強化に係る各省庁の取組について情報共有と意見交換を行った。

梅雨期に入り、内閣官房や内閣府、災害対策関係省庁は情報収集体制を強化するとともに、被害状況と都道府県等の対応状況に応じた国としての災害応急対策を迅速に講じられるよう備えた。その後、7月9日に再び関係省庁連絡会議を開催し、これまでの降雨状況、今後の気象状況の見通し、被害状況及び各省庁の対応状況について、情報共有と意見

交換を行った。

7月16日に総理大臣より指示があり、同日に総理官邸に情報連絡室を設置して気象状況について厳重な監視を行うなどの更なる情報収集体制等の強化を図った。また、7月17日に内閣府特命担当大臣(防災)が広島県において、7月18日に総理大臣が岐阜県において、国土交通大臣が8月8日広島県及び8月18日に鹿児島県においてそれぞれ現地調査を実施した。

自衛隊は、岐阜県知事、山口県知事、福岡県知事及び宮崎県知事からの災害派遣要請を受け、行方不明者の捜索(岐阜県八百津市及び宮崎県都城市)、孤立住民の救助(山口県下関市及び宮崎県都城市)、捜索救助(山口県下関市)、人命救助(避難誘導含む。山口県山陽小野田市)、避難誘導支援(福岡県北九州市)、水防活動(土嚢作成含む。山口県下関市)、土嚢作成(福岡県北九州市)及び給水支援(山口県山陽小野田市)等を行った。

広島県は、7月14日に世羅町と呉市に続き7月16日に庄原市に、山口県は7月15日に山陽小野田市に、それぞれ災害救助法を適用した。

また、被災者生活再建支援法に基づく支援金支給制度について、今回の梅雨前線による大雨の被害にかんがみて、甚大な住宅被害が広域的に散在している場合にも対応できるようにするため、被災者生活再建支援法施行令を改正(8月31日閣議決定、9月3日公布・施行)して適用要件を拡充した。

これにより、広島県庄原市(7月16日付適用)及び山口県山陽小野田市(7月15日)に加え、新たに、長野県飯田市(7月14日)、岐阜県八百津町(7月15日)、広島県呉市(7月14日)、山口県美祢市(7月15日)及び鹿児島県曾於市(7月3日)においても支援金支給制度が適用された。

なお、この災害を「平成22年6月11日から7月19日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(8月20日閣議決定、8月25日公布・施行)により激甚災害に指定し、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用した。

また、この災害を契機に、局部的豪雨が増える傾向にある中、過疎地域等財政規模の小さな市町村を中心に局部的ではあるものの大きな被害が発生していること等を踏まえて、局地激甚災害指定基準の見直しの検討が行われた。これにより、平成23年1月13日に、一定の条件(標準税収入が50億円以下であり、かつ、査定事業費が2.5億円超)を備える市町村は、査定事業費が標準税収入割合の20%を超えていれば、局地激甚災害指定対象に追加する等の局地激甚災害指定基準改正が中央防災会議で決定された。

各府省の対応は、参考資料18のとおり。



### 3 鹿児島県奄美地方における大雨

#### (1) 災害の状況

前線が奄美地方に停滞し、この前線に向かって南から湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となった。

この影響で、奄美地方では1時間に120ミリ以上の猛烈な雨となった所がある。奄美市名瀬では10月18日の降り始めから21日までの降水量が766.5ミリに達した。また24時間の降水量は648ミリとなり観測史上1位を更新した。

この災害により、死者3名及び負傷者2名の人的被害が発生した。特に奄美市ではグループホームわだつみ苑において入所者2名が亡くなった。また、住家全壊10棟、住家半壊479棟、住家一部破損11棟、床上浸水119棟及び床下浸水767棟等の住家被害が発生した。

避難指示・勧告は、1,638世帯に出された。

土砂災害については、5市町で56件発生した。

ライフライン関係については、九州電力で延べ約2万5百戸が停電となったほか、上水道は約35百戸が断水した。通信関係では固定電話のアナログ回線、ISDN、ADSL及び専用線が不通となり、携帯電話の基地局が停波した。

道路については、被災により、延べ県管理国道11区間及び県道23区間で通行止めが発生した。

公共土木施設では、河川121箇所、海岸3箇所、道路（橋梁含む）261箇所、下水道1箇所及び公園1箇所で被害が発生した。

農林水産施設等では、農地366箇所、農業用施設373箇所、林地荒廃22箇所、林道施設374箇所及び木材加工施設3箇所で被害が発生した。

文教施設等では、公立学校施設22校、社会教育・体育、文化施設等5施設及び文化財等1件で被害が発生した。

社会福祉施設では、8施設で被害が発生した。

#### (2) 国等の対応状況

奄美地方で大雨の影響から電力の供給停止や通信の途絶が多数発生したことにより、住民等の安否、集落等の安全等について確認が困難となったことをかんがみて、内閣府及び災害対策関係省庁は情報収集体制を強化し、被害・対応状況の速やかな把握等を行った。

政府、鹿児島県及び被災市町村が一体となって災害応急対策に全力をあげるために、関

係省庁災害対策会議を10月21日以降5回にわたり開催した。10月27日には、被災・対応状況の把握や、鹿児島県及び被災市町村が行う災害応急対策についての助言等を行うため、政府現地連絡対策室を設置した。また、10月30日に内閣府特命担当大臣（防災）が鹿児島県奄美地方における大雨に関する現地調査を実施した。

自衛隊は、鹿児島県知事からの災害派遣要請を受け、行方不明者の捜索・救助、孤立地域に対する住民の救助及び生活支援物資の輸送、給水支援、土砂の除去並びに関係行政機関等の人員等の輸送等を行った。

鹿児島県は、10月20日に奄美市、龍郷町及び大和村に、災害救助法を適用した。また、同日に奄美市及び龍郷町に被災者生活再建支援法に基づく支援金支給制度を適用した。

なお、この災害を「平成22年10月18日から同月25日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（11月19日閣議決定、11月25日公布・施行）により激甚災害に指定し、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助及び農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用した。

各府省の対応は、参考資料18のとおり。

## 4 霧島山（新燃岳）の噴火

### （1）災害の状況

霧島山（新燃岳）では、平成23年1月26日から本格的なマグマ噴火が発生し、更に活動が活発になる可能性があることから、26日に火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）から3（入山規制）に引き上げた。1月27日以降爆発的噴火も発生するようになり、28日に上空から確認された直径数十メートルの溶岩は、30日には直径500m程度に成長し、今後の爆発的噴火に伴う火砕流の発生への警戒が必要になったほか、大きな噴石が火口から3kmを超えて飛散している事例も確認されたことから、1月31日及び2月1日に火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベル3（入山規制）を維持したまま、火砕流や大きな噴石に対する警戒範囲を順次拡大した。

1月26日以降、爆発的噴火は3月1日までに計13回発生し、噴火に伴う降灰が宮崎県高原町や鹿児島県霧島市等火口の南東側を中心に広い範囲で観測された。

この災害により、負傷者42名の人的被害が発生した。負傷者の多くは灰の除去作業中に誤ってはしご等から落下したものである。住家被害は発生していないが、こぶし大の噴石



による太陽光パネルの破損、空振現象（爆発的噴火に伴い発生する空気の強い振動）による自動車ガラスの破損等の被害が約900件発生している。

避難勧告は、1,661世帯に出された。堆積した火山灰が、降雨により土石流を生じさせる可能性が高まっていることから、警戒が必要となる雨量の基準に達するおそれのある場合には、総合的な判断により、土石流避難勧告が出されている。

降灰により、露地野菜の一部収穫不能、収量や品質低下等の農林水産関係被害が、これまでに約12,000haにおいて生じている。

道路については、延べ高速道路1路線、県管理国道1区間及び県道6区間で通行止めが発生した。

公共土木施設では、道路1箇所被害が発生した。

文教施設等では、国立学校施設2校、公立学校施設41校、私立学校施設1校、社会教育・体育及び文化施設等4施設で被害が発生した。

社会福祉施設では、11施設で被害が発生した。

## (2) 国等の対応状況

1月26日以降噴火活動が活発した新燃岳に対する確な観測監視体制、被害状況の把握、避難体制の確立等を図るため、2月25日までに関係閣僚会議を2回、関係省庁連絡会議を3回開催した。

2月7日には住民の避難計画の作成等早急に講じるべき対策について地方公共団体の取組をサポートするため、新燃岳噴火に関する政府支援チームを派遣し、現地で開催されたコアメンバー会議において国と地方公共団体及び火山専門家等が一体となって検討を行い、避難計画策定に係るガイドライン等を作成した。

1月29日から同30日、2月11日から同12日及び5月27日から同28日に内閣府特命担当大臣（防災）が、1月29日に国土交通大臣が、2月27日に経済産業大臣が、それぞれ霧島山（新燃岳）の噴火に関する現地調査を実施した。

2月25日に、火山の噴火により住民等の身体・生命に被害が生じるおそれのある地域で、避難施設の整備を緊急に必要とする地域として高原町の大字蒲牟田の一部及び大字広原の一部の区域を避難施設緊急整備地域に、また降灰防除施設（空調施設等）の整備を必要とする地域として都城市、日南市、小林市、三股町及び高原町を降灰防除地域にそれぞれ指定した。

宮崎県は、1月30日に高原町に、2月10日に都城市に、それぞれ災害救助法を適用した。

各府省の対応は、参考資料18のとおり。

## 5 平成22年11月からの大雪等

### (1) 災害の状況

平成22年12月下旬以降、冬型の気圧配置となる日が多く、断続的に強い寒気が日本付近に流れ込んだため各地で大雪となった。特に、年末から年始にかけては、西日本を中心に強い寒気が流入し、西日本の日本海側等の一部では記録的な大雪となった。また、1月は中旬と月末にも強い寒気が南下し、北日本から西日本にかけての日本海側で大雪となった。

この大雪等では、積雪の深さが14道府県24地点で観測史上1位を更新し、交通障害や停電、なだれ等の被害のほか、大雪による道路の閉塞から集落が孤立し、また大量の積雪に耐えられなくなった漁船等の転覆が生じた。

この大雪により、主に屋根の雪下ろしや除雪作業中の事故等で、死者128名、負傷者1,491名の人的被害が生じている。また、住家被害は、秋田県、島根県等の21道府県で住家全壊9棟、住家半壊12棟、住家一部損壊558棟、床上浸水6棟及び床下浸水62棟が生じている。

ライフライン関係については、東北電力、中部電力、北陸電力、関西電力及び中国電力で延べ約56万5千戸が停電になったほか、上水道は長崎県等で約1万戸が断水した。通信関係では固定電話で障害が発生し、携帯電話の基地局が停波した。

道路については、記録的な大雪となった山陰地方で12月31日に国道9号で大型車のスリップ等の影響により多数の車両が立ち往生する事態が発生した。

鉄道については、積雪やこれに伴う倒木の発生等から、多数の路線で運転の休止が生じた。

公共土木施設では、道路（橋梁含む）50箇所被害が発生した。

農林水産施設等では、林地荒廃10箇所被害が発生した。

文教施設等では、国立学校施設6箇所、公立学校施設147箇所、私立学校施設1箇所、社会教育・体育、文化施設等24箇所、文化財等11件及び研究施設1箇所で被害が発生した。

社会福祉施設では、15施設で被害が発生した。

## (2) 国等の対応状況

降雪に対する災害即応態勢を強化し、道路・ライフラインの確保や雪下ろし時の転落事故防止のための普及啓発等を図るため、関係閣僚会議を1回、関係省庁連絡会議を4回開催した。

2月5日に内閣府特命担当大臣（防災）が新潟県において大雪に関する現地調査を実施した。

自衛隊は、福島県知事、鳥取県知事、島根県知事、福井県知事及び新潟県知事からの災害派遣要請を受け、除雪支援等の活動を実施した。

新潟県は、1月27日に長岡市、小千谷市、十日町市及び魚沼市に、1月30日に上越市及び東蒲原郡阿賀町に、1月31日に柏崎市、妙高市及び南魚沼市に、それぞれ災害救助法を適用した。

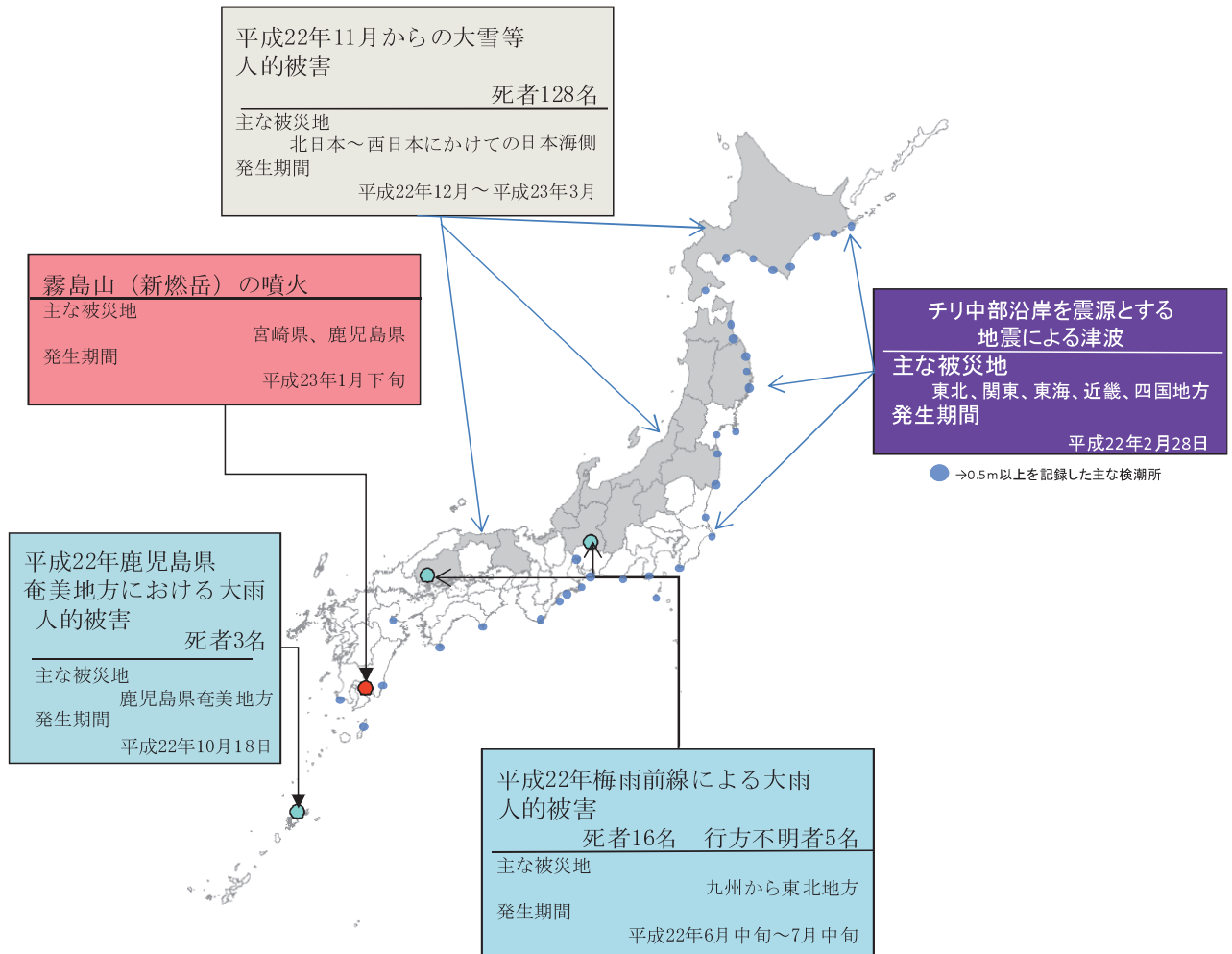
## 6

### 平成22年に発生した主な林野火災

平成22年（1月～12月）に発生した林野火災については、1,392件（前年同期比より692件減）、焼損面積は755ha（前年同期比より29%減）であり、過去5年間において発生件数では最も少なく、焼損面積では4番目であった。



平成22年以降に発生した東日本大震災以外の主要な災害

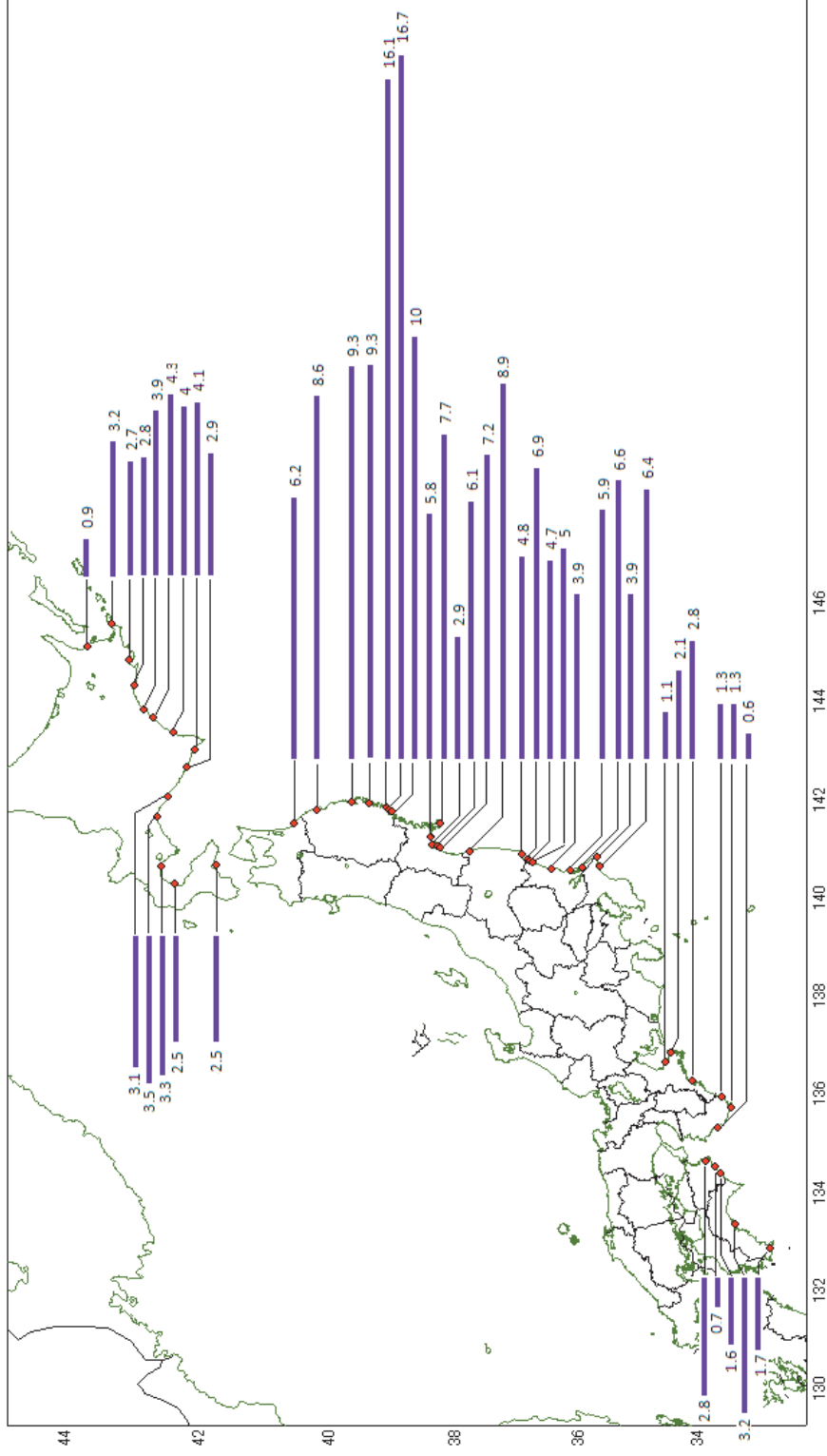


# 参 考 资 料





気象庁機動班による現地調査の結果（速報値）



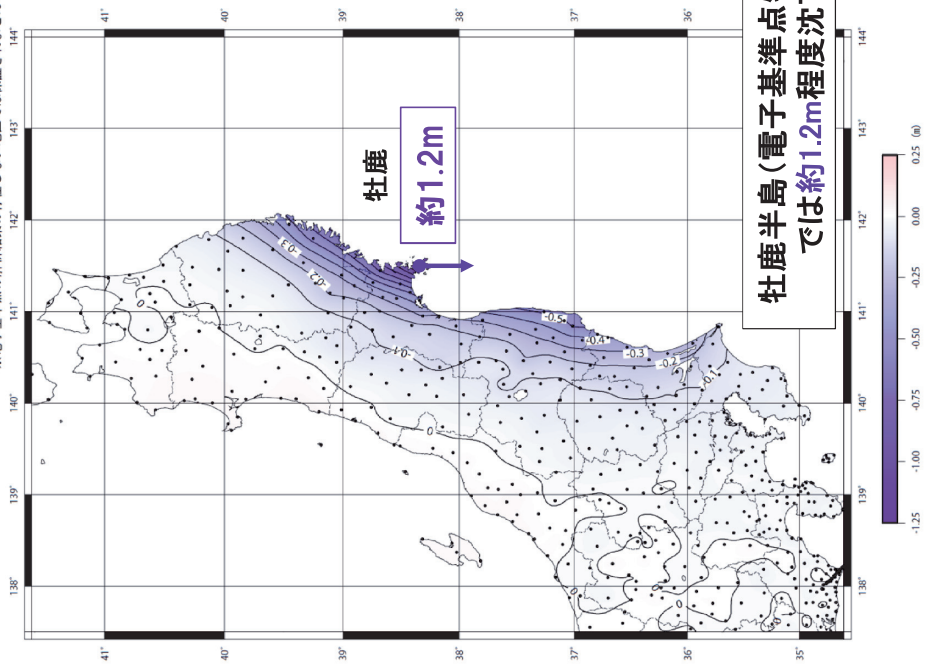
主な調査地点における津波の痕跡から推定した津波の高さ(単位:m)

(気象庁作成)

(上下変動)

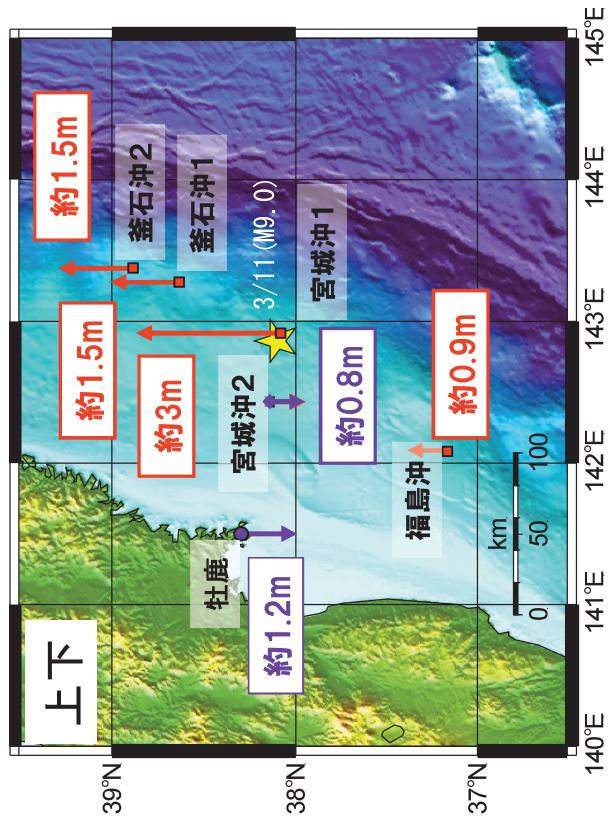
本震 (M9.0) に伴う地殻変動  
等変動量線図 (上下変動量)

基準期間：2011/03/01 21:00 - 2011/03/09 21:00 R3運輸解 平均値  
比較期間：2011/03/11 18:00 - 2011/03/11 21:00 Q3迅速解 平均値  
※電子基準点の解析結果の存在しない地区では保証されません



(資料)：国土地理院資料に内閣府追記

## 震源のほぼ真上の宮城県沖の海底約3メートル隆起

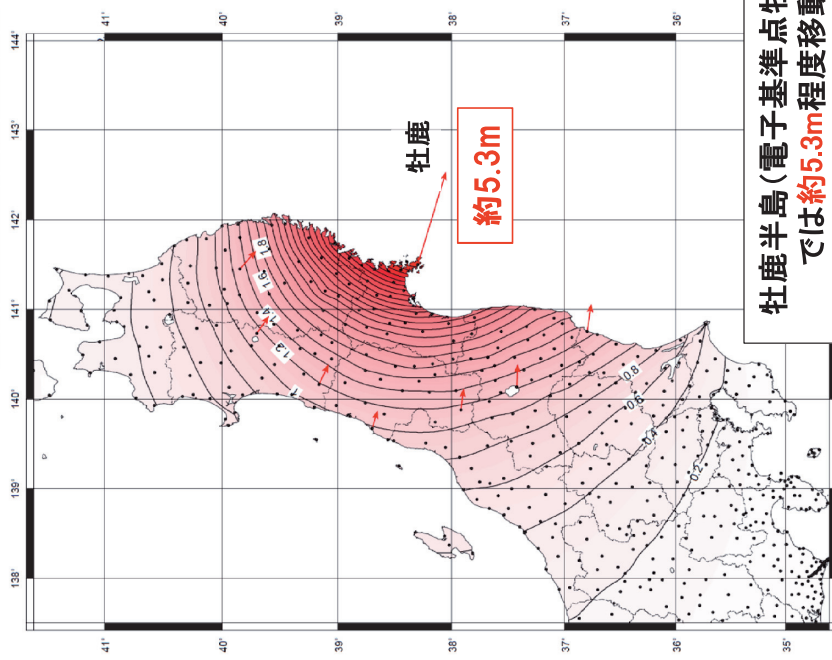


(資料)：海上保安庁資料を基に内閣府作成

(水平変動)

本震 (M9.0) に伴う地殻変動  
等変動量線図 (水平変動量)

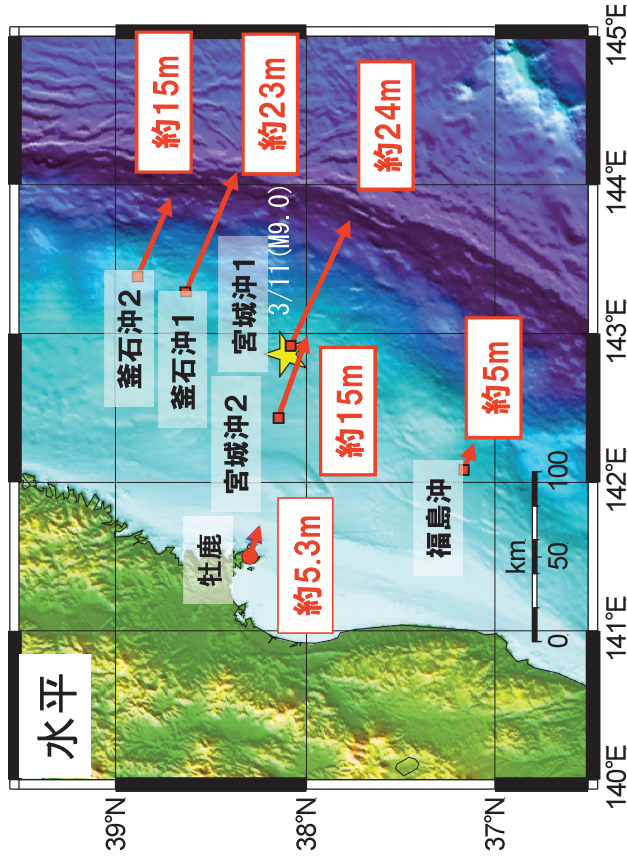
基準期間：2011/03/01 21:00 - 2011/03/09 21:00 R3速報解 平均値  
比較期間：2011/03/11 18:00 - 2011/03/11 21:00 03迅速解 平均値  
※電子基準点の解算結果の存在しない地区では保証されません



牡鹿半島 (電子基準点牡鹿)  
では約5.3m程度移動

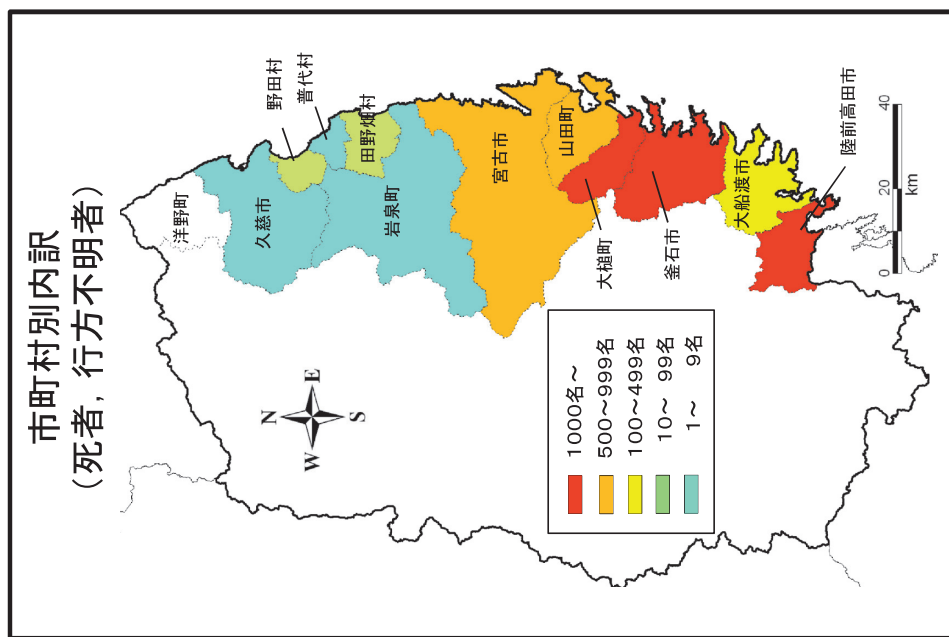
(資料)：国土地理院資料に内閣府追記

震源のほぼ真上の宮城県沖の海底  
東南東に約24メートル移動



(資料)：海上保安庁資料を基に内閣府作成

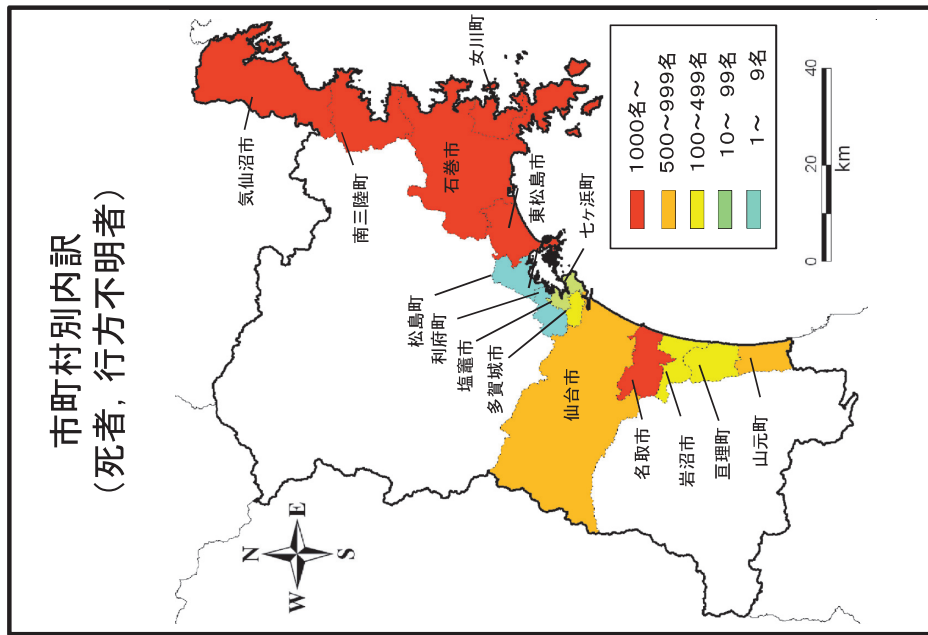
沿岸市町村の被害 (岩手県)



沿岸市町村	市町村人口	浸水範囲内人口	死者(名)	行方不明者(名)	建物倒壊数(棟)
洋野町 (種市町, 大野町)	17,823	2,733	0	0	26
久慈市 (久慈市, 山形村)	36,568	7,171	2	2	255
野田村	4,613	3,177	38	0	476
普代村	3,071	1,115	0	1	0
田野畑村	3,831	1,582	14	22	270
岩泉町	10,597	1,137	7	0	197
宮古市 (宮古市, 鹿野町, 瀬野町, 河井村)	58,917	18,378	415	355	4,675
山田町	18,634	11,418	575	296	3,184
大槌町	15,239	11,915	773	952	3,677
釜石市	39,119	13,164	853	452	3,723
大船渡市 (大船渡市, 三陸町)	40,643	19,073	319	149	3,629
陸前高田市	23,164	16,640	1,506	643	3,341
合計	272,219	107,503	4,502	2,872	23,453

(出典) ・市町村人口：岩手県毎月人口推計 (平成23年3月1日現在)  
 ・浸水範囲内人口：総務省統計局 (平成23年4月26日)  
 ・死者, 行方不明者, 建物倒壊数：岩手県「東北地方太平洋沖地震に係る人的被害・建物被害状況一覧 (平成23年5月31日現在)」  
 ※沿岸市町村名の ( ) 内は平成11年度以降の市町村合併前市町村名を記載。

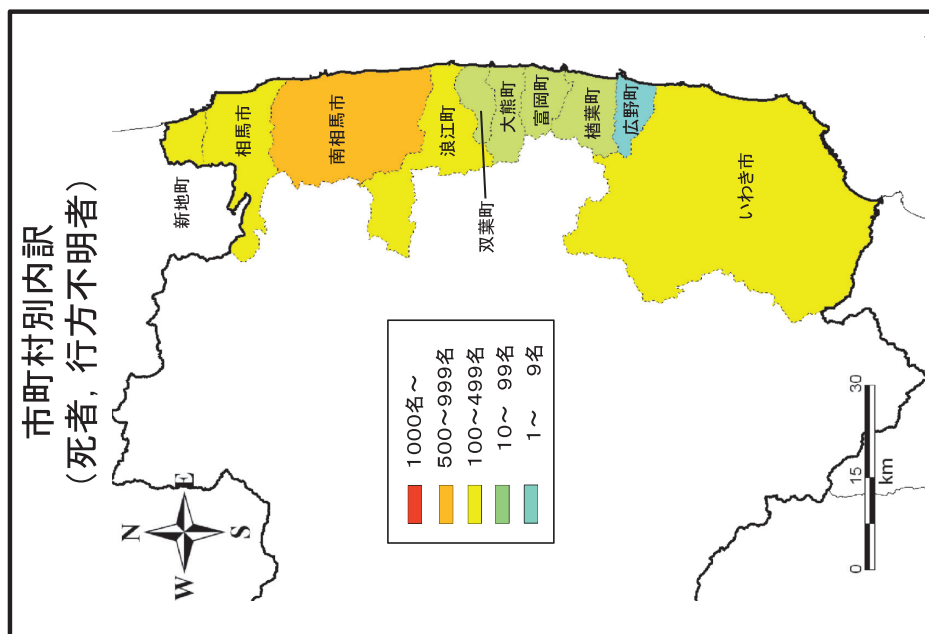
沿岸市町村の被害（宮城県）



沿岸市町村	市町村人口	浸水範囲内人口	死者(名)	行方不明者(名)	全壊棟数(棟)	半壊家屋数(棟)
気仙沼市 (気仙沼市, 唐桑町, 吉本町)	73,279	40,331	957	532	8,383	1,861
南三陸町 (志津川町, 歌津町)	17,382	14,389	519	664	3,877	調査中
石巻市 (石巻市, 河北町, 雄勝町, 河南町, 継町, 北上町, 牡鹿町)	160,336	112,276	3,025	2,770	28,000	調査中
女川町	9,965	8,048	481	550	3,021	46
東松島市 (矢本町, 鳴瀬町)	42,859	34,014	1,038	198	4,791	4,410
松島町	15,017	4,053	2	2	103	390
利府町	34,249	542	1	2	12	84
塩竈市	56,325	18,718	21	1	386	1,217
七ヶ浜町	20,377	9,149	65	7	667	381
多賀城市	62,881	17,144	186	1	1,500	3,000
仙台市	1,046,902	29,962	699	180	9,877	8,227
名取市	73,576	12,155	907	124	2,676	773
岩沼市	44,138	8,051	180	3	699	1,057
亶理町	34,773	14,080	254	14	2,369	823
山元町	16,633	8,990	671	63	2,103	939
合計	1,708,692	331,902	9,006	5,111	68,464	23,208

(出典) ・市町村人口：宮城県推計人口（平成23年2月1日）  
 ・浸水範囲内人口：総務省統計局（平成23年4月26日）  
 ・死者、行方不明者、全壊家屋数、半壊家屋数：宮城県「東日本大震災の被害等状況一覧（平成23年5月31日現在）」  
 ※沿岸市町村名の（ ）内は平成11年度以降の市町村合併前市町村名を記載。

## 沿岸市町村の被害（福島県）



沿岸市町村	市町村人口	浸水範囲内人口	死者(名)	行方不明者(名)	全壊棟数(棟)	半壊家屋数(棟)
新地町	8,176	4,666	94	20	548	
相馬市	37,738	10,436	430	28	1,120	392
南相馬市 (原町市, 小高町, 鹿島町)	70,834	13,377	540	166	4,682	975
浪江町	20,861	3,356	55	125		
双葉町	6,884	1,278	26	9	58	5
大熊町	11,574	1,127	52	5	30	
富岡町	15,959	1,401	8	12		
楢葉町	7,679	1,746	11	2	50	
広野町	5,397	1,385	2	1	102	38
いわき市	341,711	32,520	305	49	5,234	9,037
合計	526,813	71,292	1,523	417	11,824	10,447

(出典) ・市町村人口：福島県人口推計（平成23年2月1日）  
 ・浸水範囲内人口：総務省統計局（平成23年4月26日）  
 ・死者, 行方不明者, 全壊棟数, 半壊家屋数：福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第192報）（平成23年5月31日現在）」  
 ※空欄は被害状況即報に記載なし  
 ※沿岸市町村名の（ ）内は平成11年度以降の市町村合併前市町村名を記載。



参考資料4 昭和20年以降の我が国の主な自然災害の状況

年月日	災害名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
昭和 20. 1. 13	三河地震 (M6.8)	愛知県南部	2,306名
9. 17 ~ 18	枕崎台風	西日本 (特に広島)	3,756名
21. 12. 21	南海地震 (M8.0)	中部以西の日本各地	1,443名
22. 8. 14	浅間山噴火	浅間山周辺	11名
9. 14 ~ 15	カスリーン台風	東海以北	1,930名
23. 6. 28	福井地震 (M7.1)	福井平野とその周辺	3,769名
9. 15 ~ 17	アイオン台風	四国~東北 (特に岩手)	838名
25. 9. 2 ~ 4	ジェーン台風	四国以北 (特に大阪)	539名
26. 10. 13 ~ 15	ルース台風	全国 (特に山口)	943名
27. 3. 4	十勝沖地震 (M8.2)	北海道南部, 東北北部	33名
28. 6. 25 ~ 29	大雨 (前線)	九州, 四国, 中国 (特に北九州)	1,013名
7. 16 ~ 24	南紀豪雨	東北以西 (特に和歌山)	1,124名
29. 5. 8 ~ 12	風害 (低気圧)	北日本, 近畿	670名
9. 25 ~ 27	洞爺丸台風	全国 (特に北海道, 四国)	1,761名
32. 7. 25 ~ 28	諫早豪雨	九州 (特に諫早周辺)	722名
33. 6. 24	阿蘇山噴火	阿蘇山周辺	12名
9. 26 ~ 28	狩野川台風	近畿以東 (特に静岡)	1,269名
34. 9. 26 ~ 27	伊勢湾台風	全国 (九州を除く, 特に愛知)	5,098名
35. 5. 23	チリ地震津波	北海道南岸, 三陸海岸, 志摩海岸	142名
38. 1.	昭和38年1月豪雪	北陸, 山陰, 山形, 滋賀, 岐阜	231名
39. 6. 16	新潟地震 (M7.5)	新潟, 秋田, 山形	26名
40. 9. 10 ~ 18	台風第23, 24, 25号	全国 (特に徳島, 兵庫, 福井)	181名
41. 9. 23 ~ 25	台風第24, 26号	中部, 関東, 東北, 特に静岡, 山梨	317名
42. 7. ~ 8.	7, 8月豪雨	中部以西, 東南北部	256名
43. 5. 16	十勝沖地震 (M7.9)	青森県を中心に北海道南部・東北地方	52名
47. 7. 3 ~ 15	台風第6, 7, 9号及び7月豪雨	全国 (特に北九州, 島根, 広島)	447名
49. 5. 9	伊豆半島沖地震 (M6.9)	伊豆半島南端	30名
51. 9. 8 ~ 14	台風第17号及び9月豪雨	全国 (特に香川, 岡山)	171名
52. 1.	雪害	東北, 近畿北部, 北陸	101名
52. 8. 7 ~ 53. 10.	有珠山噴火	北海道	3名
53. 1. 14	伊豆大島近海地震 (M7.0)	伊豆半島	25名
6. 12	宮城県沖地震 (M7.4)	宮城県	28名
54. 10. 17 ~ 20	台風第20号	全国 (特に東海, 関東, 東北)	115名
55. 12. ~ 56. 3.	雪害	東北, 北陸	152名
57. 7. ~ 8.	7, 8月豪雨及び台風第10号	全国 (特に長崎, 熊本, 三重)	439名
58. 5. 26	日本海中部地震 (M7.7)	秋田, 青森	104名
7. 20 ~ 29	梅雨前線豪雨	山陰以東 (特に島根)	117名
10. 3	三宅島噴火	三宅島周辺	-
12. ~ 59. 3.	雪害	東北, 北陸 (特に新潟, 富山)	131名
59. 9. 14	長野県西部地震 (M6.8)	長野県西部	29名
61. 11. 15 ~ 12. 18	伊豆大島噴火	伊豆大島	-
平成 2. 11. 17 ~	雲仙岳噴火	長崎県	44名
5. 7. 12	北海道南西沖地震 (M7.8)	北海道	230名
7. 31 ~ 8. 7	平成5年8月豪雨	全国	79名
7. 1. 17	阪神・淡路大震災 (M7.3)	兵庫県	6,437名
12. 3. 31 ~ 13. 6. 28	有珠山噴火	北海道	-
6. 25 ~ 17. 3. 31	三宅島噴火及び新島・神津島近海地震	東京都	1名
16. 10. 20 ~ 21	台風第23号	全国	98名
10. 23	平成16年 (2004年) 新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68名
17. 12. ~ 18. 3.	平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152名
19. 7. 16	平成19年 (2007年) 新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15名
20. 6. 14	平成20年 (2008年) 岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北 (特に宮城, 岩手)	23名
22. 12. ~ 23. 3.	雪害	北日本~西日本にかけての日本海側	128名
23. 3. 11	東日本大震災 (Mw9.0)	東日本 (特に宮城, 岩手, 福島)	(死者) 15,270名 (行方不明者) 8,499名

(注)

- 死者・行方不明者について、風水害は500名以上、雪害は100名以上、地震・津波・火山噴火は10名以上のもののほか、災害対策基本法による非常災害対策本部等政府の対策本部が設置されたもの。
- 阪神・淡路大震災の死者・行方不明者については平成17年12月22日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,515名。
- 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震の死者は、平成12年7月1日の地震によるもの。
- 東日本大震災については、速報値 (平成23年5月30日現在)。

資料：気象年鑑，理科年表，消防庁資料，緊急災害対策本部資料，兵庫県資料 (内閣府作成)

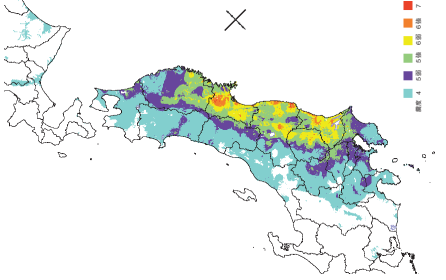
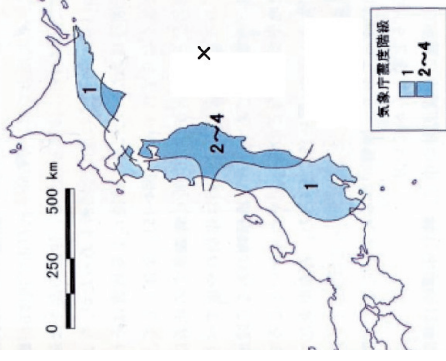
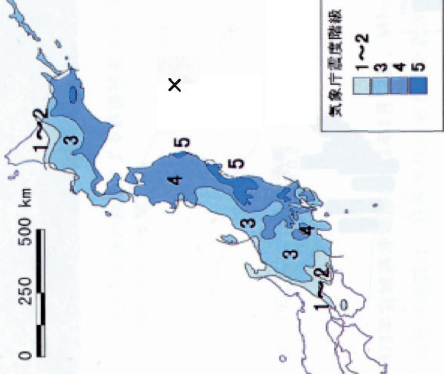
参考資料5 東日本大震災と過去の地震との比較

地震	マグニチュード	死者 (名)	行方不明者 (名)	負傷者 (名)	家屋被害数 <sup>※2</sup>
明治29年6月15日 (1896年) 明治三陸地震	8 $\frac{1}{4}$	21, 920		3, 899	7, 957 (戸)
大正12年9月1日 (1923年) 関東大震災	7. 9	105, 385		103, 733	372, 659 (棟)
昭和8年3月3日 (1933年) 昭和三陸地震	8. 1	1, 522	1, 542	1, 092	6, 067 (棟)
平成23年3月11日 (2011年) 東北地方太平洋沖地震	9. 0 <sup>※1</sup>	15, 270	8, 499	5, 363	162, 053 (戸)
明治24年10月28日 (1891年) 濃尾地震	8. 0	7, 273		17, 175	222, 501 (棟)
昭和23年6月28日 (1948年) 福井地震	7. 1	3, 769		22, 203	51, 851 (棟)
平成7年1月17日 (1995年) 阪神・淡路大震災	7. 3	6, 434	3	43, 792	256, 312 (棟)

(出典) ・マグニチュード：東北地方太平洋沖地震は気象庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」について(第15報)より、他は理科年表  
 ・死者、行方不明者、負傷者、家屋被害数：東北地方太平洋沖地震：緊急災害対策本部資料(平成23年5月30日)及び消防庁災害対策本部資料(第125版、平成23年5月26日)、関東大震災：日本地震工学会『日本地震工学会論文集 Vol.4, No.4, September 2004』、関東地震(1923年9月1日)による被害要因別死者数の推定、諸井孝文・武村雅之、明治三陸地震：「1896(明治29)年『岩手県統計書』」、昭和三陸地震・濃尾地震・福井地震：東京大学出版社「日本被害地震総覧2003年初版、宇佐見龍夫」、阪神大震災：「消防庁『阪神・淡路大震災について(確定報)平成18年5月19日』」

※1：東北地方太平洋沖地震はモーメントマグニチュードを記載

※2：数値は各資料に記載されている家屋被害の全壊、半壊、流失家屋数、全壊、半壊の被害数の合計値を記載。

	東北地方太平洋沖地震				明治三陸地震			昭和三陸地震		
	死者 (名)	行方不明者 (名)	家屋被害数 (戸) <sup>※</sup>	死者・行方 不明者 (名)	死者・行方 不明者 (名)	家屋被害数 (戸) <sup>※</sup>	死者 (名)	行方不明者 (名)	家屋被害数 (棟) <sup>※</sup>	
青森県	3	1	286	316	534	23	7	264		
岩手県	4,501	2,888	17,133	18,158	6,036	1,316	1,397	4,035		
宮城県	9,122	5,196	68,939	3,446	1,387	170	138	1,474		
福島県	1,583	411	14,094	-	-	-	-	-		
4県合計	15,209	8,496	100,452	21,920	7,957	1,509	1,542	5,773		
震度 分布図										

(出典) ・死者、行方不明者、家屋被害数：東北地方太平洋沖地震：緊急災害対策本部資料(平成23年5月30日)及び消防庁災害対策本部資料(第125版、平成23年5月26日)、明治三陸地震：「1896(明治29)年『岩手県統計書』」, 昭和三陸地震：「日本被害地震総覧2003年初版、宇佐見龍夫」

・震度分布図：東北地方太平洋沖地震：「岩手県統計書」, 明治三陸地震、昭和三陸地震：「気象庁資料」, 昭和三陸地震、昭和三陸地震：「日本被害地震総覧2003年初版、宇佐見龍夫」を参考に内閣府作成

※数値は各資料に記載されている家屋被害の全壊、半壊、流失家屋数、全焼、半焼の被害数の合計値を記載。

参考資料6 東日本大震災と阪神・淡路大震災における死者数（年齢階層別・男女別）

東日本大震災（岩手県・宮城県・福島県）

	男		女		合計
	死者数（名）	男女比（%）	死者数（名）	男女比（%）	死者数（名）
0～9歳	191	(48.8%)	200	(51.2%)	391
10～19歳	165	(49.1%)	171	(50.9%)	336
20～29歳	220	(55.1%)	179	(44.9%)	399
30～39歳	331	(52.2%)	303	(47.8%)	634
40～49歳	386	(49.0%)	401	(51.0%)	787
50～59歳	659	(49.9%)	661	(50.1%)	1,320
60～69歳	1,129	(53.2%)	995	(46.8%)	2,124
70～79歳	1,345	(50.5%)	1,318	(49.5%)	2,663
80歳以上	938	(38.2%)	1,516	(61.8%)	2,454
年齢不詳	607	(32.0%)	1,292	(68.0%)	1,899
性別不詳	—		—		128
合計	5,971	(45.5%)	7,036	(53.6%)	13,135

※平成23年4月11日現在，検視等を終えている者を掲載

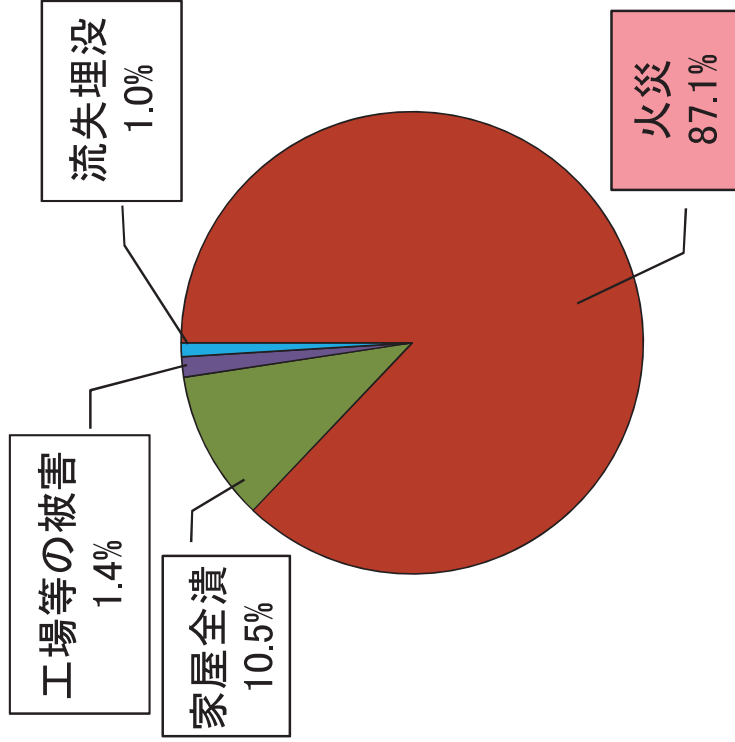
(警察庁資料から内閣府作成)

阪神・淡路大震災（兵庫県）

	男		女		合計
	死者数（名）	男女比（%）	死者数（名）	男女比（%）	死者数（名）
0～9歳	131	(52.0%)	121	(48.0%)	252
10～19歳	136	(42.9%)	181	(57.1%)	317
20～29歳	232	(49.2%)	240	(50.8%)	472
30～39歳	122	(46.2%)	142	(53.8%)	264
40～49歳	215	(44.2%)	271	(55.8%)	486
50～59歳	385	(44.3%)	485	(55.7%)	870
60～69歳	533	(43.8%)	684	(56.2%)	1,217
70～79歳	488	(38.5%)	780	(61.5%)	1,268
80歳以上	471	(37.8%)	776	(62.2%)	1,247
性別及び死亡時 年齢不明	—		—		9
合計	2,713	(42.4%)	3,680	(57.5%)	6,402

(兵庫県資料)

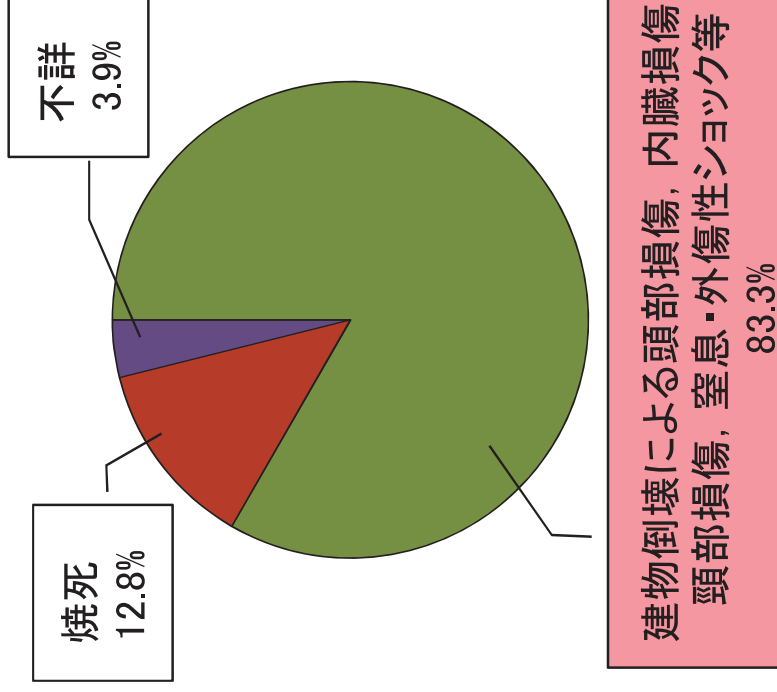
### 関東大震災における死因



死者・行方不明者 105,385名

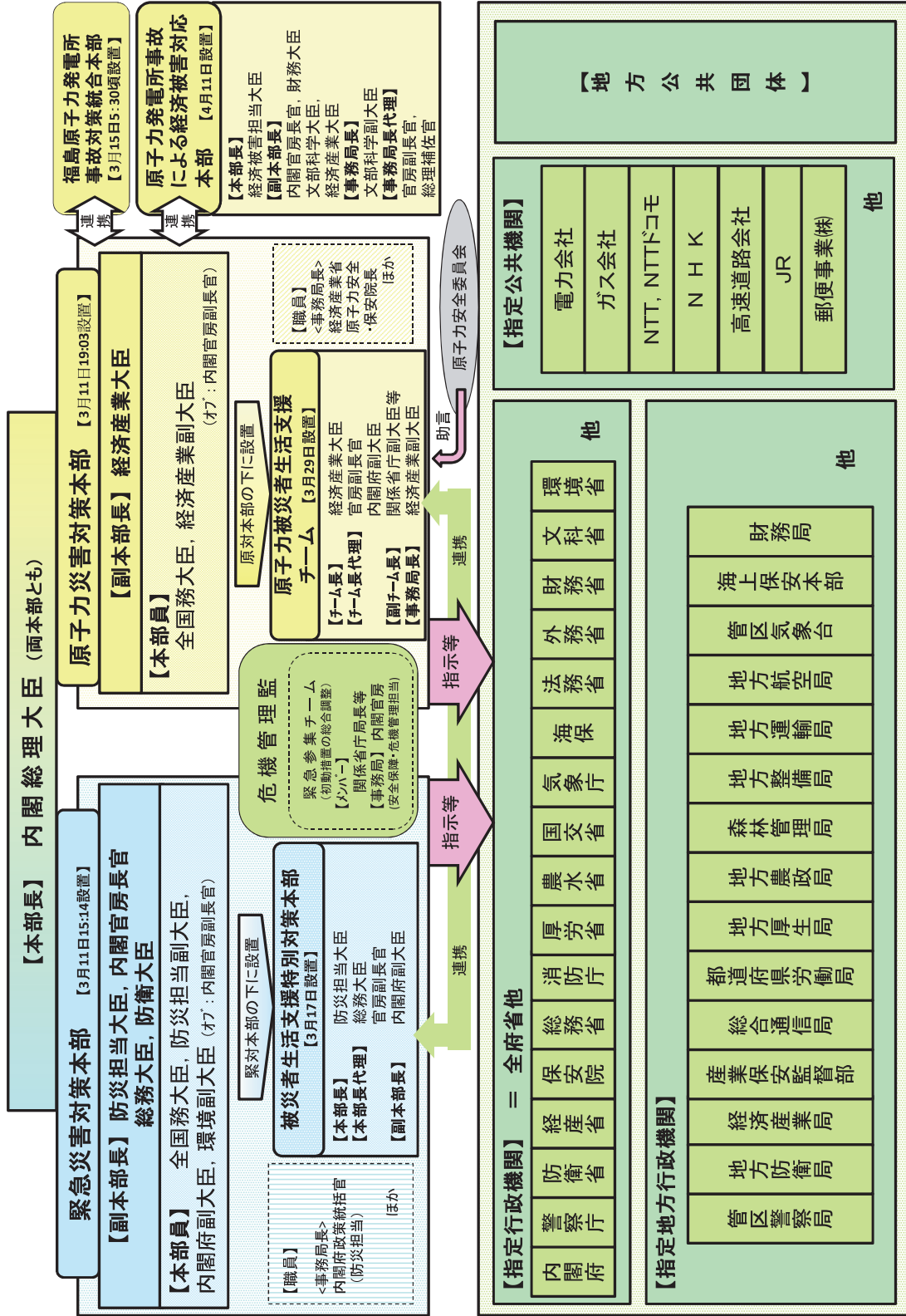
(出典) 日本地震工学会『日本地震工学会論文集Vol.4, No.4(September 2004)』、関東地震(1923年9月1日)による被害要因別死者数の推定、諸井孝文・武村雅之]

### 阪神・淡路大震災における死因



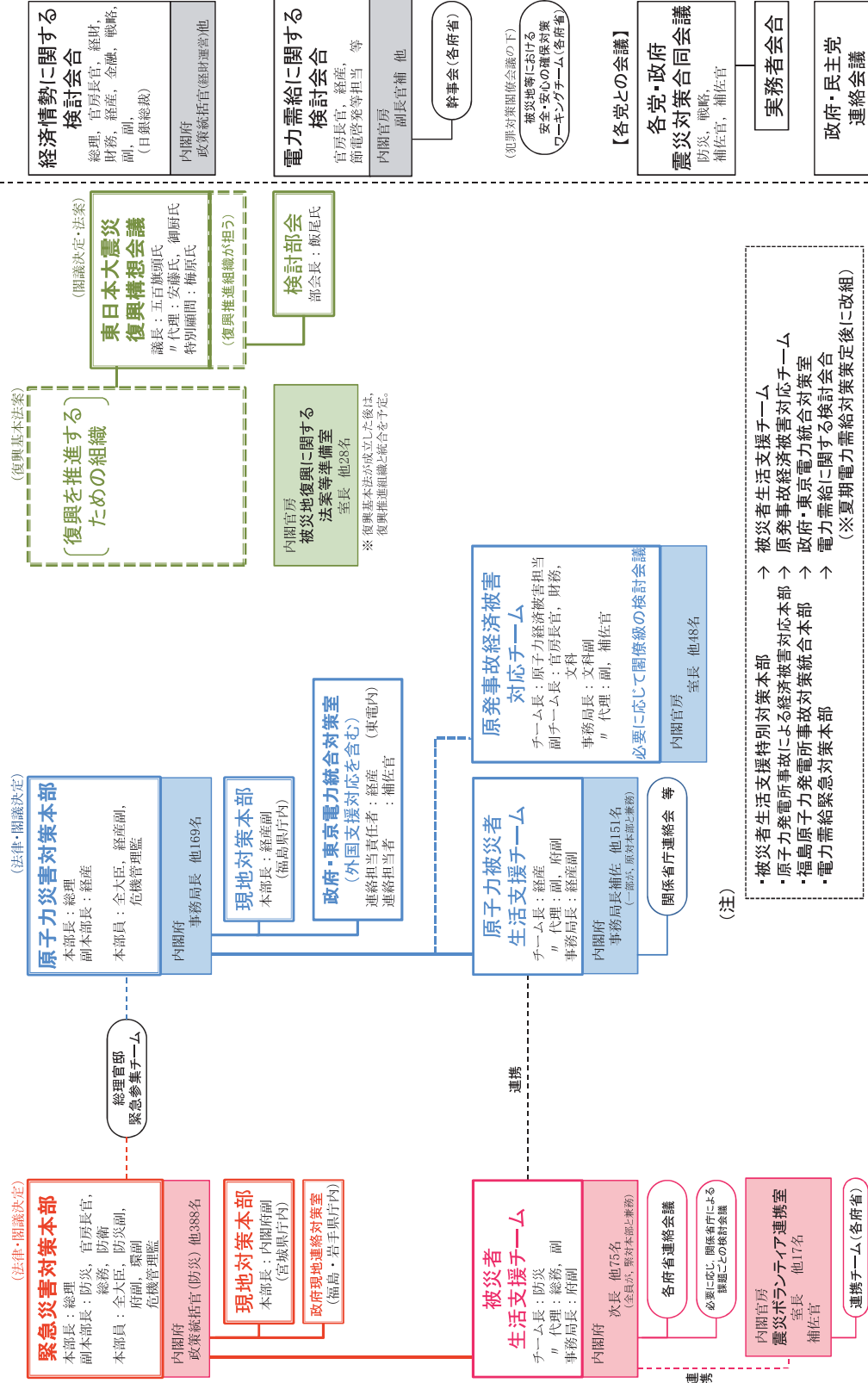
死者 6,434名  
行方不明者 3名

出典:「神戸市内における検死統計(兵庫県監察医,平成7年)」



（内閣府作成資料）





(緊急災害対策本部・原子力災害対策本部作成資料)

参考資料10 海外からの救助隊等の受入れ

(平成23年5月30日現在)

	国・地域・機関名	構成	日本到着・出国日	活動場所	
1	韓国	スタッフ5名 救助犬2匹	3/12到着 3/23出国	宮城県仙台市	
		救助隊員102名	3/14到着 3/23出国		
2	シンガポール	スタッフ5名 救助犬5匹	3/12到着 3/16出国	福島県相馬市	
3	ドイツ	救助隊員41名 救助犬3匹	3/13到着 3/19出国	宮城県南三陸町	
4	スイス	救助隊員27名 救助犬9匹	3/13到着 3/19出国	宮城県南三陸町	
5	米国	救助隊員144名 (フェアファックス隊、ロサンゼルス隊、各隊とも救助犬を含む)	3/13到着 3/19出国	岩手県大船渡市、釜石市	
		原子力規制委員会専門家11名 米エネルギー省34名 PNNL 2名他	3/13以降順次到着	東京都、横田基地、福島県等	
6	中国	救助隊員15名	3/13到着 3/20出国	岩手県大船渡市	
7	英国	救助隊員69名 プレス8名 救助犬2匹	3/13到着 3/19出国	岩手県大船渡市、釜石市	
8	ニュージーランド	先遣隊7名 救助隊員45名	3/13、14到着 3/19出国	宮城県南三陸町	
9	国連	UNDAC	災害調整専門家7名	3/13、14到着 3/23出国	JICA 東京
10		UNOCHA	災害調整専門家3名	3/13、14到着 4/2出国	JICA 東京
11	メキシコ	救助隊員等12名 救助犬6匹	3/14到着 3/19出国	宮城県名取市	
12	豪州	救助隊員75名 救助犬2匹	3/14到着 3/21出国	宮城県南三陸町	
13	フランス	救助隊員等134名 (モナコ人11名を含む)	3/14到着 3/27出国	宮城県名取市、 青森県八戸市	
14	台湾	救助隊員28名	3/14到着 3/19出国	宮城県名取市、岩沼市	
15	ロシア	救助隊員75名	3/14到着 3/22出国	宮城県石巻市	
		救助隊員約80名	3/16到着 3/22出国	宮城県石巻市	
16	モンゴル	救助隊員12名	3/15到着 3/21出国	宮城県名取市、岩沼市	
17	国連世界食糧計画 (WFP)	物流支援要員25名(延べ人数)	3/15以降順次到着	東京都、宮城県、 岩手県、福島県	
18	イタリア	調査隊員6名	3/16到着 3/21までに順次出国	東京都	
19	インドネシア	救助隊員11名 医療・事務員4名	3/18到着 3/27出国	宮城県気仙沼市、 塩竈市、石巻市	

20	南アフリカ	救助隊員45名	3/18到着 3/27出国	宮城県岩沼市, 名取市, 石巻市, 多賀城市
21	IAEA	放射線計測専門家チーム16名 海洋放射線計測専門家1名 IAEA 国際支援調整官1名	3/18以降順次到着 4/20までに順次出国	東京近辺, 福島県
		沸騰水型原子炉 (BWR) 専門家 3名	4/3, 7到着 4/12出国	東京都, 福島県
22	FAO/IAEA	食品モニタリング専門家チーム3 名 (FAO 職員1名, IAEA 職員 2名)	3/26到着 4/1出国	福島県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 東京都
23	トルコ	救助隊員32名	3/19到着 4/11出国	拠点: 宮城県利府町 活動地: 多賀城市, 石巻 市, 七ヶ浜町等
24	イスラエル	医療支援チーム53名	3/27到着 4/11出国	拠点: 宮城県栗原市 活動地: 南三陸町
25	インド	救援隊員46名	3/28到着 4/8出国	拠点: 宮城県利府町 活動地: 女川町
26	ヨルダン	医療支援チーム4名	4/25到着 5/13出国	福島県
27	タイ	医療支援チーム2名×2チーム	5/8, 19到着	福島県
28	スリランカ	復旧支援チーム (災害管理省職員) 15名	5/12到着	宮城県石巻市

(外務省作成資料)

参考資料11 海外からの救援物資の受入れ

(平成23年5月30日現在)

	国・地域・機関名	救援物資	日本への受入れ日	配送先
1	米国	米国際開発庁から救援物資(寝袋, 簡易ベッド, 石油ストーブ, 灯油等), 放射線防護服(1万着) 米軍から貨物約3,100トンの輸送(食料品(約280トン), 水(770万L), 燃料(約4.5万L)の配布を含む), 消防車(2台), ポンプ(5機), 核・生物・化学兵器対処用防護服(99セット), ホウ素(約9トン), 大型放水用ポンプ(1式), 淡水を積載したバージ船(2隻) 米国防総省より放射線線量計(31,000枚) イリノイ州より個人線量計(2,000個)他	随時	岩手県 宮城県 福島県等各地
2	国連児童基金(ユニセフ) / 日本ユニセフ協会	水(1万3,824本)	国内調達	岩手県 宮城県 神奈川県
3	中国	12人用テント(500張), 6人用テント(400張), 毛布(2,000枚), 手提げ式応急灯(200個)	3/14	宮城県
		水(6万本), 使い捨てゴム手袋(325万組)	3/28	宮城県 茨城県他
		仮設トイレ(60個), 厚手ゴム手袋(10,000組), スニーカー(25,000足)	3/31	宮城県
		ガソリン(1万トン)	4/2	各地
		ディーゼル油(1万トン)	4/3	各地
4	香港	缶詰(約2万個)	4/9	福島県
		缶詰(約1万個)	4/19	福島県
		靴下(約3万足)	4/20	宮城県
5	台湾	発電機(688台), 毛布(1,599箱), 寝袋(2,587箱), スリーピングマット(236箱), 衣類(防寒着等を含む)(4,488箱), 食品(16.5トン及び9,444箱), ストーブ(900台), マスク(404箱), カイロ(150箱), 飲料(870箱), 手袋(42箱), 暖房器具(53台), マットレス(33箱), 粉ミルク(895箱), マフラー(21箱), ナプキン(10箱), 枕(16箱), キルト(408箱), ティッシュ(20箱), トイレレットペーパー(30箱), 懐中電灯(3箱), タオル(48箱), 納体袋(24箱)	3/14~28	岩手県 宮城県 福島県 新潟県 山梨県
6	モンゴル	毛布(約2,500枚), セーター・靴下等の防寒衣(計約800着・足)	3/14~15	宮城県
7	インド	毛布(26,740枚)	3/16~30	栃木県他
		水(750ml×約1.3万本(約10トン分))	3/23	宮城県
		ビスケット(約10トン)	3/28	宮城県
8	カナダ	毛布(約2.5万枚)	3/17	宮城県 山形県 神奈川県
		放射線サーベイメーター(153個), 個人線量計(40個), 放射線線量計(5,000枚)	4/6	福島県他
9	タイ	毛布(約2万枚)	3/17	栃木県 山形県他

9	タイ	サバイバルキット (500セット), 寝袋 (1,000個), 缶詰 (約2.8万個), ラーメン (2.8万食), 懐中電灯 (約130本)	3/18~4/15	岩手県 宮城県 福島県
		懐中電灯 (約400本), マスク (約1万枚), 毛布 (850枚)		埼玉県 東京都 神奈川県
		水 (1.5L×約9,000本)		茨城県
		防寒具 (420箱), 缶詰 (17箱), サバイバルキット (600セット), 水 (500ml×4.5万本), ラーメン (252食)		岩手県
		毛布 (14,000枚), 防寒具 (約400着)		岩手県 福島県 東京都
		マスク (約2千枚)		JEN
		毛布 (約1,700枚), ラーメン (300箱), マスク (5万4千枚), 懐中電灯 (500本), サバイバルキット (1,500セット)		北海道 岩手県 宮城県
10	ウクライナ	毛布 (2,000枚)	3/17	栃木県
11	国際電気通信連合 (ITU)	衛星移動通信端末等の無償供与 (153台)	3/17~22	岩手県 宮城県他
12	インドネシア	毛布 (約10,000枚)	3/18~20	岩手県 山形県 埼玉県
		食料 (非常食缶詰: おかず缶詰セット200箱, 甘味類缶詰セット1,000箱)	5/7	宮城県
13	キルギス	水 (ミネラル・ウォーター (約2.5トン))	3/18	宮城県
14	フランス	毛布 (8,000枚)	3/19	山形県
		毛布 (6,870枚), マスク (97万2千枚), 防護服・防護マスク (約2万セット), 放射線サーベイメーター (239個), 個人線量計 (35個), ポンプ (10台), 発電機 (5台), 空気圧搾機 (5台), 環境測定車両 (3台), 環境測定被牽引車両 (1台), 医薬品 (5トン), 消毒用アルコール (12トン), 食料品 (10トン), 水 (0.5L×10万800本)	3/25	岩手県 宮城県 福島県 茨城県他
		防護服 (1,000着)	4/5	防衛省
		放射線計測器 (放射線サーベイメーター (103個), 個人線量計 (310個), 放射線線量計 (1,161枚)) 等の原子力関連物資	4/12	福島県等
15	シンガポール	毛布 (4,350枚), 水 (0.5L×1万本, 1.5L×1万本), マットレス (200個), ポリタンク (20L×3,000個), 非常食 (4,400食)	3/19	宮城県
16	韓国	毛布 (6,000枚), 水 (100トン)	3/19	福島県
		食料 (レトルト焼飯 (30,000食), チョコパイ (120,000袋), ラーメン (129,024食) 等), 長靴 (4,000足), ゴム手袋 (12,000個), ペットボトル茶 (14,000本)	3/27	宮城県
		水 (480トン), 海苔, レトルトご飯	4/2	宮城県
		マスク (2万個), 石けん (2万個), 作業用手袋 (3,500組), レトルト炊き込み御飯 (2,800食)	4/5	岩手県
		放射線サーベイメーター (20個)	5/4	東電

17	ロシア	毛布 (1.72万枚), 水 (3.6トン)	3 / 19	宮城県
		個人線量計 (400個), マスク (5,000個)	4 / 9	農林水産省 福島県他
18	コロンビア	水, 黒砂糖, 食料, 調味料, トイレットペーパー	3 / 22	宮城県, 宮城県気仙 沼市, 宮城県南三陸 町
19	ウズベキスタ ン	テント (200張), 毛布 (2,000枚), 防寒長靴 (2,000足)	3 / 23	宮城県 福島県
20	イラン	缶詰5万個 (ツナ及びインゲン豆:各2.5万個)	3 / 24, 31	宮城県
21	欧州委員会 (EU)	一部加盟国からの物資を取りまとめて支援		
22	オランダ	マットレス (1,998台) ※EUを通じた支援	3 / 24	茨城県
23	デンマーク	毛布 (23,310枚) ※EUを通じた支援	3 / 24, 29	茨城県 栃木県
24	リトアニア	毛布 (2,000枚), 寝袋 (300個) ※EUを通じた支援	3 / 24	茨城県
25	ベネズエラ	毛布 (5トン), 缶詰 (1,190箱), 水 (約2.8トン)	3 / 24	福島県 宮城県
26	マレーシア	食料品パック (約2,000個)	3 / 24	宮城県
27	国連世界食糧 計画 (WFP)	栄養強化ビスケット (50万個), 可動式倉庫 (45基), プレ ハブ (41棟), 各国等からの救援物資 (毛布, 食料等) の 国内輸送を実施	3 / 24, 25	宮城県 岩手県 福島県
28	フィリピン	食料品パック (1,500個), カップ麺 (12,000食), パスタ オル (1,000枚), マット (1,000枚), 防塵マスク (5,000 枚)	3 / 25	岩手県 宮城県
		マット (500枚)	4 / 18	岩手県
29	パキスタン	水 (1.5L×500本)	3 / 26	岩手県
		常温保存可能牛乳パック (9トン), 高カロリービスケッ ト (13.5トン)		宮城県
30	ネパール	毛布 (5,000枚)	3 / 26, 27	埼玉県
31	イスラエル	携帯トイレ (150個), 手袋 (8,290組), アクリルフリース 毛布 (6,000枚), コート (1万着)	3 / 27	福島県
		医療機器	4 / 10	宮城県南三陸町
32	メキシコ	保存食料 (約8.4トン), 衛生物品セット (約3.4トン), 水 (約6.8トン)	3 / 27	宮城県 茨城県
		使い捨てゴム手袋 (3,300セット)	4 / 21	福島県 宮城県
33	英国	水 (約100トン)	3 / 28	茨城県
		個人線量計 (195個), 放射線サーベイメーター (135個), 防護マスク, 同マスク用交換フィルター, 防護フード	4 / 2	東電
		放射線サーベイメーター (249個), 防護マスク等	4 / 12	原子力被災者生活支 援チーム
		カップヌードル15万食	5 / 2	宮城県 (石巻市), 岩手県
34	国連難民高等 弁務官事務所 (UNHCR)	ソーラーランプ (1,794個)	3 / 29	宮城県
		ソーラーランプ (1,800個)	4 / 18	宮城県
		折りたたみ式水汲み容器 (1,000個), プラスチック防水布 (ビニールシート3,000枚, ビニール・ロール250個)	5 / 3	石巻市



35	バングラデシュ	毛布 (2,000枚), ゴム長靴 (500足), ゴム手袋 (1,000組)	3 / 31	新潟県 宮城県
36	トルコ	毛布・シーツ (5,000枚), ツナ缶 (約40,000個), ウズラ豆缶 (約20,000個), 水 (18.5トン)	4 / 4	宮城県 福島県 東京都
37	ウルグアイ	コンビーフ缶 (4,600個)	4 / 4	宮城県
38	フィンランド	放射線サーベイメーター (52個) ※EUを通じた支援	3 / 26, 4 / 5	茨城県
		水容器 (130点), スチール製水筒 (2,800個), マット (880点) ※EUを通じた支援	4 / 24	茨城県
39	ハンガリー	食料品 (カップラーメン (39,864食), 桃缶 (8,640個), チョコバー (27,000個), チョコかけアップルチップ (28,800袋) (合計16.7トン分)) ※EUを通じた支援	4 / 6	宮城県
40	スウェーデン	屋外作業用手袋 (10,000点), ゴムブーツ (296足) ※EUを通じた支援	4 / 6	宮城県
		毛布 (7,125枚)	4 / 21	茨城県
41	スロバキア	衣料品 (Tシャツ (1,000点), ズボン (1,000点), シャツ (1,000点), プルオーバー (1,000点)), 靴 (1,000足), 寝袋 (112個), テント (14張) ※EUを通じた支援	4 / 6	宮城県
		キャンプ用ベッド (112台)	4 / 21	茨城県
42	グアテマラ	クラッカー・トマトソース等保存食 (15,008キット), 栄養ドリンク (15,000個), 水 (600ml×10,008本)	4 / 9	宮城県 茨城県 神奈川県
43	タンザニア	インスタントコーヒー (600缶), 缶詰 (405缶)	在京大使館が本邦で購入	宮城県
44	カザフスタン	牛肉の缶詰 (4万2,500個)	4 / 12	宮城県
		牛肉の缶詰 (4万750個)	4 / 18	宮城県
45	ポルトガル	子供服 (1,500着)	4 / 14	福島県会津若松市
46	豪州	食料 (クッキー, ビーフ・ジャーキー, レトルトのビーフカレー, 缶野菜スープ, ドライ・フルーツ等) (1,500名分), ぬいぐるみ (1,500個)	4 / 23	宮城県南三陸町
47	ブルガリア	ベッド (168台) ※EUを通じた支援	4 / 24	茨城県
48	スリランカ	紅茶ティーバッグ (300万袋)	4 / 24	宮城県気仙沼市, 南三陸町, 石巻市
49	クウェート	サッカーボール240個及び文具等	4 / 28	宮城県気仙沼市
50	ベトナム	大人用下着上下 (男女それぞれ12,000着ずつ), 女児用下着 (4,500着), タオル30,000枚, 割り箸3万膳, 靴下3万足	4 / 28	岩手県遠野市, 宮城県亶理町
51	チリ	毛布 (2,000枚)	5 / 26	東京都千代田区

※本表は、外国政府等からの物資支援を取りまとめたもの。(注：民間団体や個人からの支援は含まない)

(外務省作成資料)

参考資料12 義援金を受領した国・地域・機関一覧

(平成23年5月30日現在)

米国, 台湾, モンゴル, カナダ, タイ, インドネシア, キルギス, フランス, シンガポール, 韓国, ロシア, 欧州委員会, オランダ, メキシコ, ウルグアイ, フィンランド, スロバキア, タンザニア, カザフスタン, 豪州, ブルガリア, NZ, パプアニューギニア, トンガ, サモア独立国, ブータン, スリランカ, ラオス, ブルネイ, 東ティモール, アイスランド, アンドラ, アイルランド, エストニア, バチカン, ラトビア, ルクセンブルク, オーストリア, スロベニア, クロアチア, セルビア, チェコ, ギリシャ, アゼルバイジャン, グルジア, ブラジル, パラグアイ, アルジェリア, アフガニスタン, オマーン, ガボン, スーダン, 赤道ギニア, エリトリア, ナミビア, ボツワナ, マダガスカル, ルワンダ, アルメニア, ミャンマー, カンボジア, ベトナム, タジキスタン, モンテネグロ, モルドバ, ベラルーシ, アルバニア, ボスニア・ヘルツェゴビナ, ジャマイカ, ニジェール, ガイアナ, セネガル, マリ, コンゴ共和国, ケニア, マケドニア, カタール, ポーランド

(外務省資料)

### 参考資料13 ライフライン・インフラ等の被害

各ライフライン・インフラなどにおいても、大規模な被害が発生した。

ライフライン	電気	東北電力管内：停電約466万戸（3月11日） 東京電力管内：停電約405万戸（3月11日）
	ガス	岩手県、宮城県、福島県における供給停止戸数： 都市ガス：約42万戸（3月11日）、LPガス：約166万戸（3月11日）
	水道	19県において、余震による被害も含めて少なくとも累計で約229万戸
	下水道等	【下水道】1都11県において、下水処理施設48箇所、ポンプ施設78箇所が稼働停止。下水管渠の被害延長は約946km 【集落排水】11県、403地区において被災
	通信	NTT固定電話：約100万回線不通（3月13日） 携帯電話：停波基地局約14,800局（3月12日）

（出典）電気、ガス、下水道等、通信：被災者生活支援チーム HP <http://www.cao.go.jp/shien/index.html>、水道：厚生労働省資料

（参考）阪神・淡路大震災

電気	停電約260万戸
ガス	供給停止戸数約84万5千戸
上水道	断水約127万戸
下水道	管きよ被災延長約260km
通信	交換機系：約28万5千回線不通、加入者系：約19万3千回線不通

（出典）兵庫県 HP「阪神・淡路大震災の支援・復旧状況」[http://web.pref.hyogo.jp/pa17/pa17\\_000000002.html](http://web.pref.hyogo.jp/pa17/pa17_000000002.html)

ライフライン	市場・流通業	【市場】中央卸売市場では、仙台市中央市場本場、仙台市中央市場食肉市場、福島市中央市場、いわき市中央市場において、施設被害が発生。 また、被災直後に休市、入荷の激減等の事態が発生。 【流通業】震災直後は、被災地にある総合スーパーの約3割、コンビニ店舗の4割強など数多くの店舗が営業停止。
	燃料	【製油所】東北・関東地方にある9製油所中6製油所が停止。 うち、2箇所で大規模火災発生。 【SS】東北3県の稼働率は、総数1,834の約53%（3月20日）。
	銀行	東北6県及び茨城県に本店のある72金融機関の営業店約2,700について、約10%に相当する約280が閉鎖（3月14日時点）
	郵便	岩手県、宮城県、福島県： 【郵便局】1,103局のうち、約53%（583局）が営業停止（3月14日時点） 【郵便】301エリアのうち、約15%（544）が配達業務を実施できない状況（3月14日時点）
	宅急便	岩手県、宮城県、福島県： 震災直後から一週間程度の間、全域で全サービス休止
	放送	震災当初、確認できた範囲において、テレビ中継局が最大120箇所、ラジオ中継局が最大4箇所停波。

（出典）被災者生活支援チーム HP <http://www.cao.go.jp/shien/index.html>

交通	道路	高速道路15路線，直轄道路69区間，都道府県等管理国道102区間，都道府県道等539区間で通行止め
	鉄道	3月13日15時時点で，東北，山形，秋田の各新幹線を含め，22事業者64路線が地震の影響により，運行休止となっている。 (被災状況) 東北新幹線：被災箇所約1200箇所 在来線 (JR)：(津波を受けた7線区以外) 被災箇所約4,400箇所 (津波を受けた7線区) 駅舎流出23駅，線路流出・埋没：約60km， 橋けた流出・埋没101箇所など
	バス	東北3県において，196両の車両損害(乗合62両・貸切134両)及び115棟の社屋等の損害(全壊30棟・一部損壊85棟)が発生。
	航空	仙台空港が津波により使用不能。 (このほか花巻空港，茨城空港でターミナルビル天井落下などの被害)
	港湾	国際拠点港湾及び重要港湾14港，地方港湾19港が津波等により港湾機能が停止。 (八戸港，久慈港，宮古港，釜石港，大船渡港，石巻港，仙台塩釜港(塩釜港区，仙台港区)，相馬港，小名浜港，茨城港(日立港区，常陸那珂港区，大洗港区)，鹿島港)等
	離島航路	気仙沼～大島，女川～江島，石巻～長渡，塩竈～朴島の4航路で，使用船舶の陸上への乗り上げ等や岸壁の損傷が発生
	フェリー	八戸港，仙台塩釜港(仙台地区)，茨城港(大洗港区)の被災により寄港不可能(八戸～苫小牧航路，名古屋～仙台～苫小牧航路，大洗～苫小牧航路)。

(出典) 被災者生活支援チーム HP <http://www.cao.go.jp/shien/index.html>，鉄道：国土交通省資料，JR 東日本 HP「設備の被害・復旧状況について」<http://www.jreast.co.jp/press/earthquake/index.html>，港湾：国土交通省資料

その他基盤	河川	国管理河川：堤防流出・決壊など2,115箇所の被害が発生 県・市町村管理河川：堤防流出・決壊など1,360箇所の被害が発生
	海岸	岩手県，宮城県，福島県： 海岸堤防約300kmのうち約190kmが全壊・半壊
	漁港	岩手県，宮城県，福島県： 約260の漁港のほぼ全てが壊滅的な被害。被害報告額は，3県で計5,944億円
	農地等	岩手県，宮城県，福島県： 津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積は約2.3万ヘクタール(耕地面積の5.2%)であり，農業用施設の被害箇所数は約7,400。
	文教施設	国立学校施設については76校，公立学校施設については6,414校，社会教育・体育，文化施設等については，2,928施設の被害が発生。主な被害は，校舎や体育館の倒壊や半壊，津波による流出など。
	医療施設	岩手県，宮城県，福島県： 全381病院において，全壊11病院，一部損壊296病院。 *一部損壊には建物の一部が利用不可能なものから設備等の損壊まで含まれる
がれき	岩手県，宮城県，福島県のがれき推計量： 約2,490万t(岩手県約600万t，宮城県約1,600万t，福島県約290万t)	

(出典) 被災者生活支援チーム HP <http://www.cao.go.jp/shien/index.html>，文教施設：文部科学省資料，医療施設：厚生労働省資料

東北地方（被災地）及び関東圏でのガソリン・軽油等の供給確保  
 一緊急の供給確保措置と拡大輸送ルートの設定一

稼働率アップによる追加増産分等を東北地方に転送（約2万kl/日）

輸出抑制，需要抑制

西日本の製油所の稼働率95%以上へ

関東圏への安定供給  
 ・ローリーの大量投入  
 ・鉄道による輸送ルートの確保

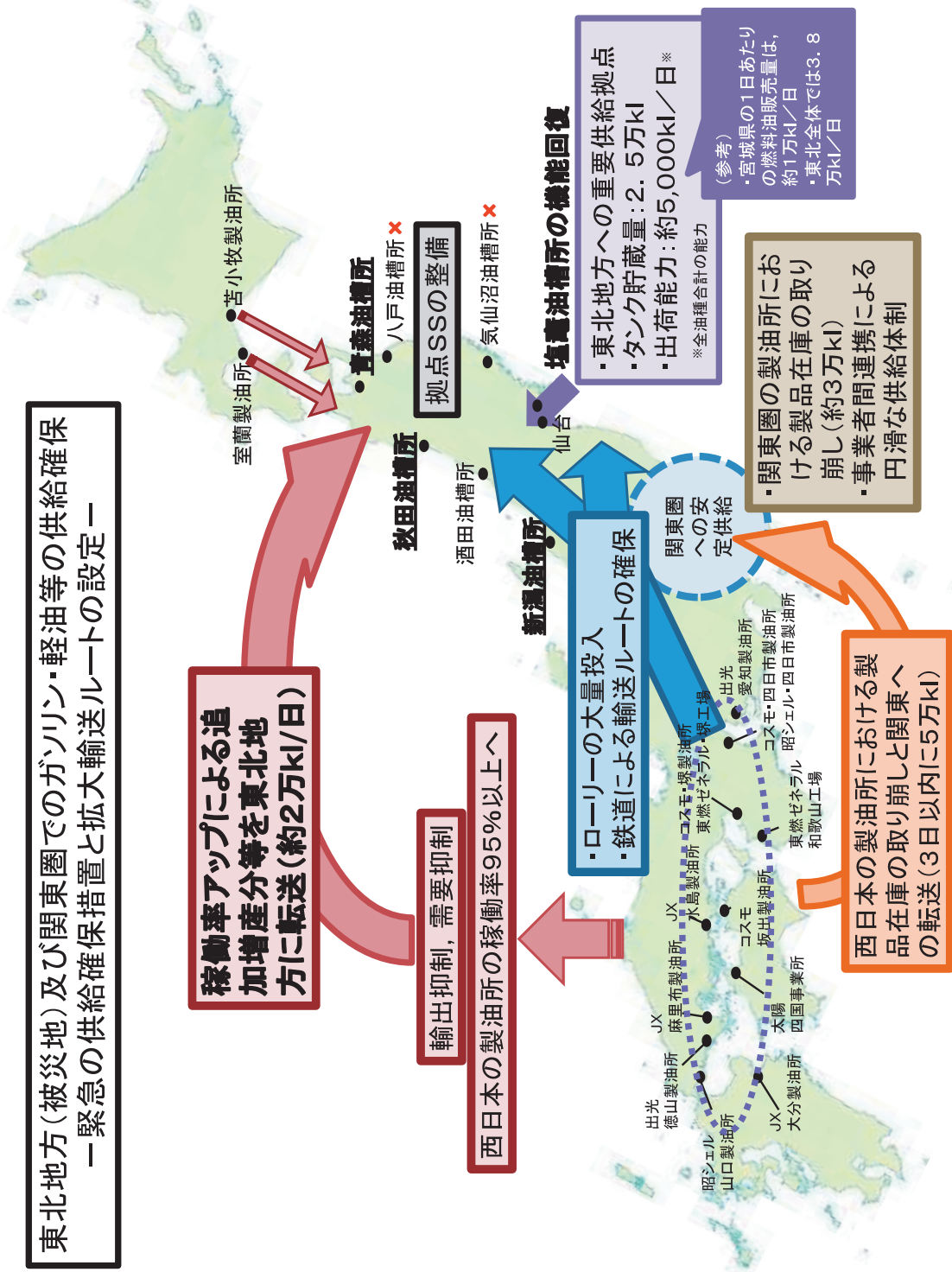
塩竈油槽所の機能回復

・東北地方への重要供給拠点  
 ・タンク貯蔵量：2.5万kl  
 ・出荷能力：約5,000kl/日※

（参考）  
 ・宮城県の1日あたりの燃料油販売量は、約1万kl/日  
 ・東北全体では3.8万kl/日

関東圏の製油所における製品の在庫の取り崩し（約3万kl）  
 ・事業者間連携による円滑な供給体制

西日本の製油所における製品の在庫の取り崩しと関東への転送（3日以内に5万kl）



## 東北地方(被災地)及び関東圏でのガソリン・軽油等の供給確保 — 緊急の供給確保措置と拡大輸送ルートの設定 —

### 東北地方(被災地)に向けて着実な供給

#### タンクローリーを抜本的に追加投入(300台増)

- 現在、東北地方でガソリン等の供給に携わるローリーは、約1,100台
- このうち、油槽所からSSにガソリン等を供給するローリーは、約400台

#### 域内供給の最大のボトルネックは、特に、この油槽所からSSにガソリン等を供給するローリーの不足

- 石油各社が新たに関西圏等の域外からローリーを大幅に追加投入(300台追加)するよう要請し、700台の供給体質を確保

- 鉄道による輸送ルートの確保

#### 西日本の製油所からのガソリン等の東北地方への大量転送

- 西日本の製油所の稼働率アップ(各製油所とも95%以上の稼働率の達成を目標)
- 輸出抑制・需要抑制

- 約2万kl/日のガソリン等を東北地方に転送

- 北海道の2製油所からの供給を加え、震災前の東北地方の需要量に相当する約3.8万kl/日のガソリン等の供給を確保

#### 太平洋側の油槽所(塩竈油槽所)の早期の機能回復

- 震災により停止した塩竈油槽所は、東北地方域内へのガソリン等の主要拠点であり、早期の機能回復が必要

- 3月16日、出光・塩竈油槽所が在庫出荷を開始

- 今後、タンカーが着棧可能となるよう、早期の近隣海域の掃海・海上保安庁による検査が必要

#### 拠点SSの指定と重点供給

- 以下の観点から、被災地域において特に重要な拠点SSを指定し、重点的にガソリン等を供給。

- ・消防、警察等の緊急車両の重要供給地点
- ・救援物資等の物流維持のために重要な供給地点
- ・避難者の生活・生活者支援のために特に重要な供給地点

#### 灯油供給対策

- ドラム缶による大量陸送による供給 等

### 関東圏に向けガソリン・軽油等の安定供給確保

- 来週後半頃に、地震により停止中の3製油所が回復し、供給不足はほぼ解消するため、それ以前の**今後、数日間が重要**。

- 概ね3日以内に、西日本の製油所の製品在庫のうち、5万klを関東圏に転送し、市場に投入することを石油各社に指示

- 移動中の関東圏の製油所の在庫の取り崩し(約3万kl)
- 事業者間連携による円滑な供給体制(他社へのローリーの提供等)

拠点SSの指定と重点供給(上記と同様)

(経済産業省資料)



平成23年 5月20日  
平成23年東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部

### 東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた 当面の取組方針（概要）

本格的な復興の取組段階に至るまでの、当面3か月程度の間に関が取り組んでいく施策を取りまとめ。地方自治体・関係者の協力を得て、被災者の生活の平常化に向けて努力する。

#### 1. 避難所等の生活環境の向上

避難所に避難されている被災者及び在宅被災者の生活環境を改善。特に、著しく厳しい環境となっている避難所を重点的に改善するため、県・市町村を支援。必要な情報の提供と各種相談を実施。

#### 2. 居住の支援

応急仮設住宅の建設促進、国家公務員宿舎・公営住宅、民間賃貸住宅の活用等を進め、応急仮設住宅等への一刻も早い入居を支援。

8月中旬までに大部分の避難所を解消、応急仮設住宅等への希望者全員の入居を目指す。

#### 3. 保健・医療・福祉・教育等のサービスの確保

医療等のサービスの質・量を確保するため、被災地外からの応援、仮設施設の設置を行いつつ、施設の復旧を進める。

教育活動等の平常化に向け、学校施設等を復旧するとともに、被災児童生徒等への支援を充実。

#### 4. がれき処理

マイナスの状態から、まっさらな状態（ゼロ）に戻すべく、生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物を本年8月末を目途に概ね撤去。

#### 5. 緊急災害防止対策

梅雨期前まで、台風期までに必要な二次災害対策をそれぞれ実施。

津波・地盤沈下により湛水した地域の排水や液状化対策を進める。

#### 6. ライフライン、交通網、農地・漁港等の復旧

家屋流出等地域におけるライフライン・交通網等のインフラの早期復旧に向けて、引き続き力を注ぐとともに、農地・漁港等の復旧を進める。

全浸水地域を対象とした被災状況等の調査分析を行い、地元自治体の取組の支援を行う。

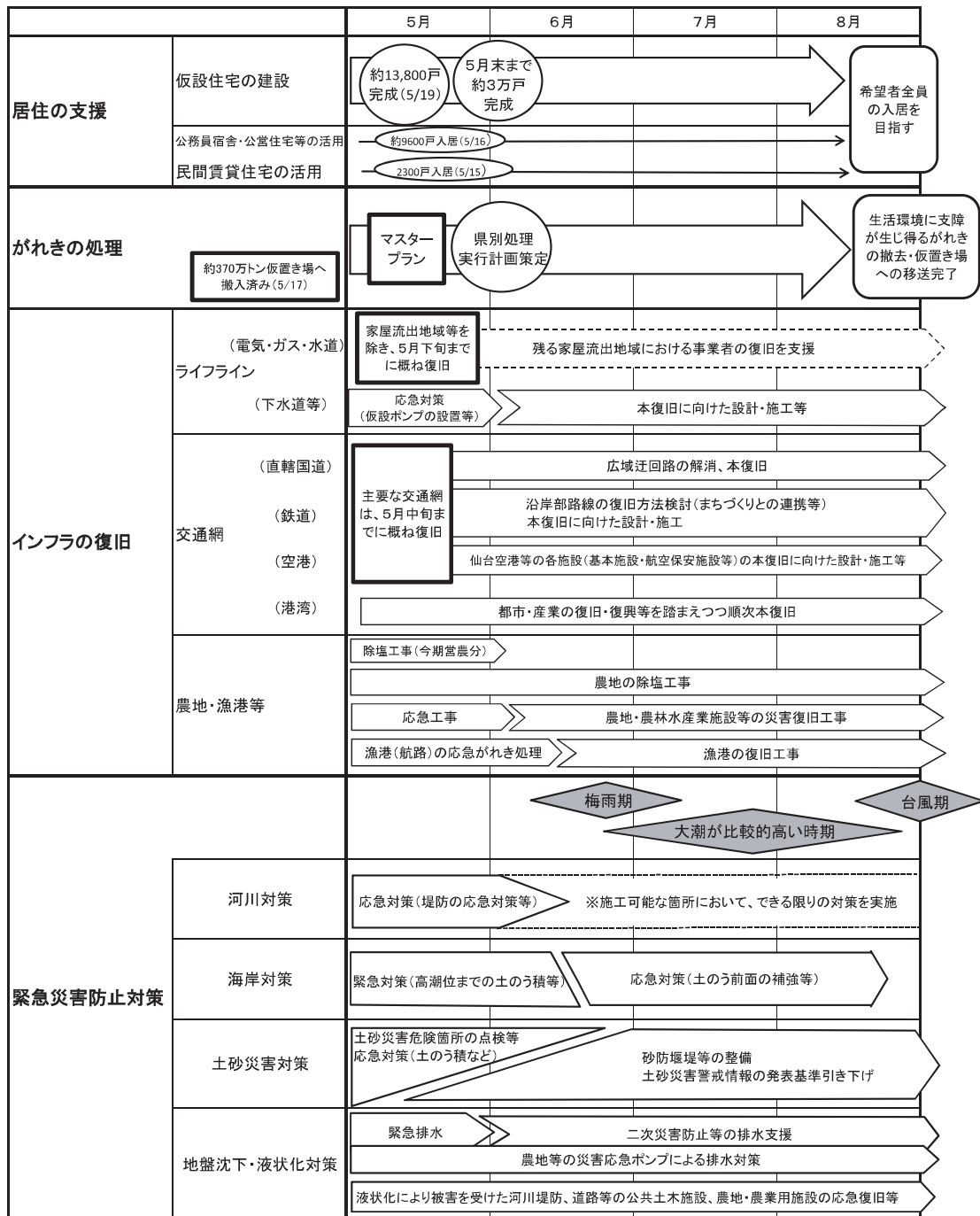
#### 7. 生活の再建に向けて

復旧事業等による雇用創出、新たな就職に向けた支援、被災企業等の雇用維持の取組に対する支援、企業の営業再開支援等を行い、地域経済の復興に向けた足掛かりを作る。

平成23年5月20日

平成23年東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部

東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた  
当面の取組方針（スケジュール）



平成23年5月10日  
東日本大震災復興構想会議決定

### 復興構想7原則

「東日本大震災復興構想会議」においては、4月14日の第1回会議以来、精力的に審議を重ね、また、一連の現地視察を実施した。

6月末日途の「第1次提言」に先立ち、本日、当会議は、「復興構想7原則」を策定したので、これを公表する。

今後、この7原則に基づき、各界・各層のご意見を仰ぎつつ、さらに議論を深め、未来の日本にとって希望となる復興の「青写真」を描いていきたいと考える。

原則1：失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。

原則2：被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。

原則3：被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。

原則4：地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。

原則5：被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。

原則6：原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。

原則7：今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

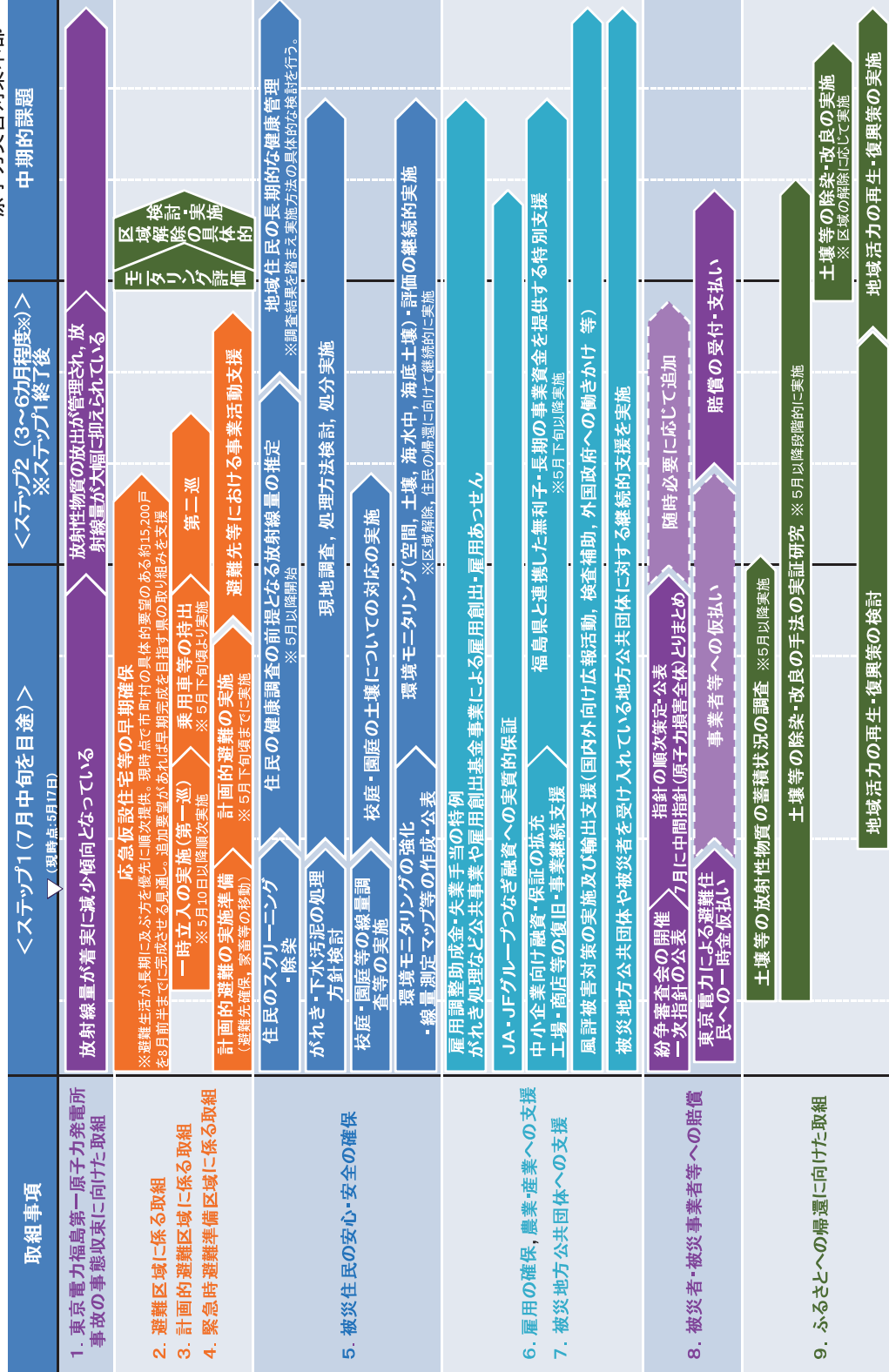
## 東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ

平成23年5月17日  
原子力災害対策本部

取組事項	<ステップ1 (7月中旬を目途)> ▼(現時点:5月17日)	<ステップ2 (3~6カ月程度※)> ※ステップ1終了後	中期的課題
東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向けた道筋における目標	放射線量が着実に減少傾向となっている	放射線物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている	
1. 国による支援・安全性の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>空素封入・冷却状態の安全性確認/炉心状態の解析</li> <li>冷却方法の安全性及び環境影響確認</li> <li>建屋モニタリングのためのロボット導入支援</li> <li>原子炉建屋開口部開放に際しての環境への影響評価</li> <li>無人ヘリの活用・プール内サンプリングの促進</li> <li>使用済み燃料取出・移送に関するプランの検討</li> <li>代替冷却設備の安全性確認</li> <li>代替冷却設備の設置・運転状況の監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水処理システムの水収支バランスの確認/監視</li> <li>高レベル汚染水処理システムの導入支援/安全性確認</li> <li>集中R/W建屋への高レベル汚染水移送の安全性確認</li> <li>高レベル汚染水貯蔵タンクの安全性確認</li> <li>建屋内の汚染水の排除・処理状況の確認</li> <li>メガフロート導入・移送の円滑化支援</li> <li>海水淡水化設備の安全性確認</li> <li>海水淡水化設備の設置・運転状況の監視</li> <li>地下水道工法の確認</li> <li>地下水道工事業実施状況の確認</li> <li>飛散防止利の検討/導入支援</li> <li>原子炉建屋カバリングの設計/導入支援/安全性確認</li> <li>建屋カバリー設置工事業実施状況の確認</li> <li>建屋コンテナ設置の安全性確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済み燃料、破損燃料の取り出し、処分方法の安全性確認</li> </ul>
(1) 原子炉の冷却			
(2) 使用済み燃料プールの冷却			
(3) 放射性物質で汚染された水(滞留水)の閉じ込め、保管・処理・再利用			
(4) 地下水汚染の拡大防止			
(5) 大気・土壌での放射性物質の抑制			
(6) 余震対策			
(7) 作業環境の安全確保, 生活環境・健康管理の改善			
2. モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空機・正行カーバイ</li> <li>環境モニタリング</li> <li>モニタリングポスト</li> <li>海城モニタリング</li> <li>土壌サンプリング</li> <li>関係機関による体系的なモニタリングの実施(空間, 土壌, 海水中, 海底土壌)</li> <li>経量測定マップ作成</li> <li>積算経量推定マップ作成</li> <li>モニタリング結果の評価, 月2回の頻度でマップを公表</li> <li>土壌濃度マップ作成</li> <li>農地土壌/教育施設/食品・水道水中の環境モニタリング等の実施</li> </ul>		
3. 国際協力			
4. 事故の調査・検証			
	海外からの専門家受入・資機材提供等に関する協力促進/放射性物質の排出・管理に関する国際通報の強化	日本政府/IAEAによる調査	IAEA附属会議
			事故原因等の調査・検証

# 原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ

平成23年5月17日  
原子力災害対策本部





### (1) チリ中部沿岸を震源とする地震による津波

内閣官房は、2月27日19時に情報連絡室を設置した。

内閣府は、2月27日19時に情報連絡室を設置し、2月28日8時30分に情報対策室へ格上げし、同日9時33分に災害対策室へさらに格上げして、関係機関から情報収集を行うとともに、官邸及び関係省庁との情報連絡を行った。また、2月28日16時21分に、津波警報（大津波）が発表された、青森県、岩手県及び宮城県の各知事に対し、「1960年5月24日チリ地震津波の第一波と最大波の到達時刻」を送付した。

警察庁は、2月28日8時30分に、災害警備本部を設置し、関連情報の収集、関係機関との連絡調整を行った。

消防庁は、2月27日16時に情報収集体制を強化し、同日20時20分以降、都道府県に対して「チリ中部沿岸で発生した地震について」を発出して市町村に対する周知を依頼した。2月28日9時33分に災害対策本部を設置するとともに、同時刻以降、都道府県に対して「チリ中部沿岸で発生した地震に係る大津波警報等について」を逐次発出した。同日12時5分に、青森県、岩手県及び宮城県に担当官を派遣した。

防衛省は、2月28日8時30分に災害対策室を設置した。同日9時15分に南鳥島及び硫黄島の各部隊に対して情報収集を指示し、同日10時に関係部隊に対して体制強化及び待機等を指示した。また、2月28日から3月1日までに、連絡員を青森県、岩手県及び宮城県等の20都県庁並びに宮城県の気仙沼市及び石巻市、千葉県の鴨川市等の40市町村へ派遣するとともに、人員延べ約750名、車両延べ約220両及び航空機76機が対応状況等把握のため活動した。

海上保安庁は、2月28日9時33分に平成22年海上保安庁チリ中部沿岸地震による津波災害対策本部を設置するとともに、NAVTEX放送と管区地域航行警報を実施した。同日9時45分に、65港に航行する船舶に避難勧告を行い、同時刻以降、巡視船艇349隻、航空機44機、特殊救難隊等3隊を動員し、注意喚起及び航行安全指導等を実施した。

総務省は、2月28日9時33分に連絡体制を整備した。

法務省は、2月28日11時に災害情報連絡室を設置した。

外務省は、2月27日17時に対策室を設置した。

文部科学省は、2月28日10時14分に災害情報連絡室を設置し、同日11時10分に津波警報が発表された各都道府県教育委員会に対して、児童生徒の安全確保、文教施設の被害状況の把握、災害防止を要請した。



---

---

厚生労働省は、2月28日9時33分に災害情報連絡室を設置し、同日9時39分に青森県、岩手県及び宮城県にDMATの待機等を要請し、同日9時46分に広域災害・医療情報システムを通じて警戒を呼びかけた。

農林水産省は、2月28日9時33分に災害情報連絡室を設置した。同日に水産庁から関係都道府県及び関係団体に対して津波への警戒に関する事務連絡等を発出し、3月1日から3月3日にかけて担当官を宮城県及び岩手県に派遣した。3月1日に、漁業保険団体に対して迅速な損害評価の実施及び保険金の早期支払が円滑に行われるよう通知するとともに、関係金融機関に対して被害漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう依頼した。

経済産業省は、2月28日9時33分に防災連絡会議を設置するとともに、原子力安全・保安院に対策本部を設置した。

国土交通省は、2月28日9時33分に非常体制をとり、同日12時30分に災害対策本部を設置し、担当官を岩手県、青森県、宮城県、高知県、石巻市、八戸市、釜石市、久慈市及び大船渡市へ派遣した。

気象庁は、2月28日9時33分に、非常体制をとるとともに、気象庁災害対策本部を設置した。3月5日に、気象庁機動調査班（JMA-MOT）を現地調査のため派遣し、その後、調査結果を公表した。

国土地理院は、2月28日9時33分に、非常体制をとり、同時刻以降、官邸、内閣府及び国土交通省へ災害対策図を提供した。

環境省は、2月28日9時43分に情報収集・連絡体制を整備した。

## （2）平成22年梅雨前線による大雨

内閣官房は、7月16日16時30分に、官邸情報連絡室を設置した。

内閣府は、6月18日16時05分に情報連絡室を設置し、7月16日16時30分に情報対策室へ格上げして、関係機関からの情報収集を行うとともに、官邸及び関係省庁との情報連絡を行った。また、内閣府大臣政務官が、7月7日に東京都の北区及び板橋区に、7月15日に鹿児島県の霧島市及び南大隅町に、及び7月18日に内閣総理大臣に随行して岐阜県の可児市及び八百町において現地調査を実施した。

警察庁は、7月16日16時30分に、災害情報連絡室を設置した。

消防庁は、7月15日23時44分に災害対策室を設置し、7月16日18時に災害対策本部へ移行した。

---

---

防衛省は、7月16日16時30分に、災害対策連絡室を設置した。現地調査に係る空輸支援を、7月17日に防災担当大臣に、及び7月17日に内閣総理大臣に対して実施した。7月3日から7月16日までに、人員延べ約1088名、車両延べ約232両及び航空機4機を派遣し、行方不明者の搜索、孤立住民の救助、避難誘導支援、土嚢作成、人命救助及び給水支援等を行った。

海上保安庁は、7月8日に情報収集・連絡体制の強化を行った。7月14日に、広島県三原港内で巡視艇により行方不明者の搜索を実施した。7月16日に、山口県で河川のはん濫で流出したプロパンガスボンベを巡視艇等により回収した。

金融庁は、7月16日及び同18日に、山口県及び広島県の関係金融機関等に対して日本銀行及び財務省中国財務局の連名で通知を発出し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等の被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることを要請した。

総務省は、6月18日18時15分に情報収集体制を整備した。7月16日に総務大臣が福岡県北九州市を、同日に総務副大臣が広島県世羅町を視察した。7月16日に、中国四国管区行政評価局において「平成22年7月豪雨災害行政相続窓口」を開設した。7月16日及び同20日に、災害救助法の適用を受けた市内の無線局免許人に対して電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。7月28日に、広島県の呉市、庄原市及び世羅町、並びに山口県の山陽小野田市に対して9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付した。

文部科学省は、関係都府県（中国・四国・九州の各地方：6月17日、甲信・東海・近畿・関東・北陸の各地方：6月18日、四国・九州（山口県を含む）・沖縄の各地方：6月25日、東北・関東甲信・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州の各地方：7月14日）の各教育委員会に対し、警戒避難体制等防災体制の整備と、児童生徒等の安全対策及び施設の安全確保に万全を期すよう要請した。7月13日に、依然、広い範囲において大雨が続いていること等から、引き続き、防災態勢の強化等に万全を期すよう依頼する旨の通知を都道府県教育委員会等関係機関に発出した。7月16日16時30分に、災害情報連絡室を設置した。7月16日に、学校施設の早期復旧に向けて、災害復旧の国庫補助申請を行うものについては、国の調査を待たずに復旧工事が行える旨の通知を関係教育委員会に発出した。7月16日、同20日及び同22日に、全国の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）並びに広島・山口の両県下の災害救助法適用地域の高等学校等に対して独立行政法人日本学生支援機構から大雨による災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する「奨学金の緊急採用・応急採用の取扱い」について通知を発出した。

厚生労働省は、7月16日16時30分に災害情報連絡室を設置した。7月15日及び同17日

---

---

に、避難所の生活環境の整備等に関し、避難所について、仮設トイレ、暑さ対策、被災者に対するプライバシーの確保等の生活環境の改善対策を講じること、高齢者、障害者等の災害時要援護者のニーズを把握して必要な対応を行うこと、及び食品の給与について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等を必要に応じて行うことの旨を、山口県及び広島県に通知した。7月18日から同27日にかけて、山口県看護協会から要請を受け、被災者の支援及びボランティアの健康管理等を目的として、労働者健康福祉機構山口労災病院から災害支援ナース8名を被災地の支援に派遣した。独立行政法人勤労者退職金共済機構において、7月14日に広島県の呉市及び世羅町、7月15日に山口県の山陽小野田市、並びに7月16日に広島県の庄原市を対象に、被災により中小企業退職金共済制度の掛金の納付が困難となった共済契約者（事業主）からの申し出により掛金の納付期限を最大1年間延長した。

農林水産省は、7月5日に鹿児島県の霧島市、及び7月15日から同18日にかけて広島県に林野庁担当官を派遣し、被害状況の把握等を行うとともに、早期復旧に向けて助言した。7月16日に、都道府県に対し、大雨等による農産物の被害を最小限に抑え、今後の梅雨明けに合わせて生育の回復等を図るため技術指導通知を発出した。災害救助法の適用を受け、株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等に対し、大雨災害による被害農林業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう、7月16日に山口県、及び7月20日に広島県に係る通知を行った。7月20日に、農林水産省の担当官を広島県の庄原市に派遣して広島県とともに被災状況を調査し、応急対策に関する助言等を実施した。農林水産大臣が7月26日に広島県の庄原市を視察した。

経済産業省は、7月16日16時30分に防災連絡会議を設置した。7月16日及び同20日に、災害救助法の適用を踏まえ、山口県及び広島県における被災中小企業対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時貸付の適用を講じた。7月16日、同20日及び同22日に、山口県内及び広島県内において災害救助法を適用することが決定されたことを受け、中国電力株式会社から被災した電気の需要家に対する支払期限の延長、不使用月の料金免除、工事費負担金の免除等の特別措置の認可申請、及び一般ガス事業者及び簡易ガス事業者から被災した需要家に対する支払期限の延長、不使用月の料金免除等の特別措置の認可申請があり、いずれも即日、認可を行った。

国土交通省は、6月20日15時30分以降、被災状況を踏まえ、都度、警戒体制をとった。6月18日以降、照明車及び排水ポンプ車等延べ57台を派遣した。7月7日以降、国土交通本省、国土技術政策総合研究所及び土木研究所から、土砂災害の専門家を鹿児島

---

---

県、島根県、静岡県及び宮崎県へ派遣した。7月17日以降、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）員延べ69名を広島県へ派遣した。国土交通大臣政務官が7月18日に福岡県の北九州市及び直方市等を視察した。

国土地理院は、7月16日に、山口県の山陽小野田市の厚狭川周辺の地形分類図を作成してHPで公開した。また、航空機により山口県山陽小野田市、広島県庄原市の写真撮影を行い、正射写真をHPで公開した。

気象庁は、7月14日3時10分以降、警戒体制をとり、同時刻以降、関係機関に対する気象解説及び災害時気象支援資料を各地気象台より適宜提供した。

環境省は、6月18日19時に、情報収集・連絡体制の整備を行った。

### （3）鹿児島県奄美地方における大雨

内閣府は、10月20日13時20分に情報連絡室を設置し、同日19時30分に情報対策室へ格上げして、関係機関からの情報収集を行うとともに、官邸及び関係省庁との情報連絡を行った。また、10月26日に鹿児島県現地合同本部、10月27日に政府現地連絡対策室へ、同日に鹿児島県大島支庁へ職員を派遣した。鹿児島県現地合同本部へ派遣した職員は、その後、政府現地連絡対策室へ転身させた。鹿児島県大島支庁へ派遣した職員は、当該支庁内で住家の被害認定説明会を開催した。

警察庁は、情報収集・連絡体制の強化を図った。

消防庁は、10月20日13時に情報収集体制の強化を図り、10月27日に現地連絡対策室へ職員を派遣した。

防衛省は、10月21日8時30分に防衛省災害対策連絡室を設置し、10月27日に政府現地連絡対策室へ職員を派遣した。

海上保安庁は、10月24日までに巡視船艇延べ23隻、航空機延べ10機、潜水土士延べ55名、機動救難士延べ7名及び機動情報通信隊等延べ19名が被害状況調査、捜索隊搬送作業、避難誘導作業及び傷病者等搬送等を実施した。また、奄美保安部から、消防にゴムボート1隻、警察に救命胴衣50着を貸し出した。

金融庁は、10月21日に、鹿児島県の関係金融機関等に対し、日本銀行と財務省九州財務局の連名で「10月20日の大雨にかかる災害に対する金融上の措置について」を発出し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被害者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることを要請した。

総務省は、10月20日20時に、情報収集体制を整備するとともに、災害救助法の適用を受けた鹿児島県の奄美市、龍郷町及び大和村の無線局免許人に対して、電波利用料債権



---

---

の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。実施日は、奄美市及び龍郷町が10月21日、大和村が10月25日である。そのほか、鹿児島県行政評価事務所において、11月4日に災害行政相談窓口、11月8日に災害特設行政相談窓口を開設した。

財務省は、10月21日に、鹿児島県及び奄美関係各市町村に対して、無償で使用可能な国有財産リストを情報提供した。

文部科学省は、10月20日19時に災害情報連絡室を設置した。10月21日及び同月25日に、全国の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校等に対して、独立行政法人日本学生支援機構から大雨による災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する「奨学金の緊急採用・応急措置取扱い」について通知を発出した。10月25日に、学校施設の早期復旧に向けて、災害復旧の国庫補助申請を行うものについては、国の調査を待たずに復旧工事が行える旨の通知を鹿児島県教育委員会に発出した。10月27日に、台風第14号の接近に伴い、鹿児島県及び沖縄県の教育委員会に対して、警戒避難体制等防災体制の整備、児童生徒等の安全対策、施設の安全確保に万全を期すよう要請した。

厚生労働省は、10月20日19時に災害情報連絡室を設置した。10月20日に避難所の生活環境の整備等について、10月21日に災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保体制について、10月22日に避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、10月26日に避難所における食中毒等の感染症発生予防について、鹿児島県に通知した。10月21日に、『鹿児島県奄美地方の集中豪雨による被災者のいわゆる「エコノミークラス症候群」の予防について』を鹿児島県に情報提供し、関係機関等への周知を依頼した。10月27日に、政府現地連絡対策室へ職員を派遣した。

農林水産省は、10月20日19時に災害情報連絡室を設置した。10月21日に、災害救助法の適用を受け、株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等に対し、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう通知した。10月21日に、林野庁から鹿児島県に対して、山地災害についての適切な応急対策と迅速な被害報告の徹底等について、文書により通知した。10月22日に、水産庁から鹿児島県に対して、漁港施設等に被害が発生した場合における適切な応急対策と迅速な被害報告について、文書により通知した。10月21日に、農協・漁協系統関係機関に対し、通帳、貯金証書又は共済証書等を焼失・流失した貯金者及び共済契約者に対する対応等の適切な措置を講じるよう要請した。10月22日に、株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等において、被害農林漁業者等からの相談受付の体制を整備した。10月25日に、被害状況の把握のため、鹿児島県奄美大島においてヘリコプターによる現地調査を実施した。10月26日に、農林水産関係被害の把握と対応の検討のため、農林水産省内の関係局庁の担当

---

---

者で構成する調査チームを奄美大島に派遣した。10月27日及び11月3日から4日にかけて、林野庁担当官が奄美大島において、鹿児島県とともに現地調査を実施し、今後の対応について県へ助言を実施した。10月27日、政府現地連絡対策室へ職員を派遣した。10月27日に、水産庁から鹿児島県に対して、台風第14号による災害に備え、事前の防災対策とあわせ漁港施設等に被害が発生した場合における迅速な被害報告と適切な応急対策について、文書により通知した。10月28日に、台風第14号による農作物被害防止に向けて、九州農政局を通じて、鹿児島県に対し適切な技術指導が行われるよう通知し、また、農業共済団体等に対し、上記農作物関係の被害防止等に係る指導通知を周知するとともに、共済金の早期支払体制の確立等がなされるように改めて指導したほか、林野庁から鹿児島県に対して、台風第14号により山地災害及び村道施設被害が発生した場合における適切な応急対策と迅速な被害報告の徹底等について、文書により通知した。11月8日に、農林水産本省及び九州農政局の担当官を鹿児島県奄美大島に派遣して、鹿児島県及び関係市町村とともに被災状況を調査し、今後の復旧に関する助言等を実施した。

経済産業省は、10月21日に、災害救助法の適用を踏まえ、鹿児島県における被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等の小規模企業共済災害時貸付の適用の措置を講じるとともに、鹿児島県奄美市及び大島郡龍郷町に災害救助法を適用することが決定されたことを受け、九州電力株式会社から、被災した電気の需要家に対する支払期限の延長、不使用月の料金免除、工事費負担金の免除等の特別措置の認可申請、また、南海ガス株式会社、大洋産業株式会社及び吉田商事株式会社から、被災した需要家に対する支払期限の延長、不使用月の料金免除等の特別措置の認可申請があり、いずれも即日、認可を行った。

国土交通省は、梅雨前線による大雨により体制継続して、都度、警戒体制をとった。10月21日から11月2日にかけて情報連絡担当官延べ96名を、10月21日から11月6日にかけて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）延べ299名を派遣した。10月22日から11月1日にかけて、災害対策用ヘリコプター2機が出動した。10月21日から11月2日にかけて、情報収集車1台、照明車2台、Ku-sat1台、ヘリコプター画像可搬受信装置2台及び衛星通信車2台が出動した。10月27日に、政府現地連絡対策室へ職員を派遣した。11月3日に、鹿児島県大島支庁内に災害支援相談窓口を開設した。

気象庁は、10月20日15時30分に警戒体制をとり、同時刻以降、関係機関に対する気象解説及び災害時気象支援資料を各地気象台より適宜提供した。10月27日に、政府現地連絡対策室へ職員を派遣した。

国土地理院は、10月21日に、奄美大島の地形図を電子データで関係機関に提供した。



---

---

10月26日から27日にかけて、測量用航空機による空中写真撮影を実施した。10月27日に、航空機による空中写真（奄美市名瀬の市街地及び奄美市、瀬戸内町の一部）をHPに公開した。10月29日に、正射写真と写真データを、官邸、内閣府及び国土交通省へ提供し、また鹿児島県及び奄美市等の関係機関に発送した。

環境省は、10月20日20時17分に情報収集・連絡体制を整備した。10月27日に、政府現地連絡対策室へ職員を派遣した。

#### （４）霧島山（新燃岳）の噴火

内閣府は、1月26日18時に情報連絡室を設置し、1月31日1時40分に情報対策室へ格上げして、関係機関からの情報収集を行うとともに、官邸及び関係省庁の情報連絡を行った。1月31日に、情報収集のため、内閣府担当官を宮崎県及び鹿児島県へ派遣した。2月7日から、政府支援チーム員として、宮崎県に職員を派遣した。3月6日から7日にかけて、現地調査のため、内閣府副大臣を鹿児島県及び宮崎県に派遣した。

気象庁は、噴火活動の活発化を受け、警戒体制をとり、また噴火警報等の火山に関する情報を適時的確に発表するとともに、地元自治体をはじめとする関係機関に対する解説及び資料を各地気象台より適宜提供した。1月27日以降、宮崎・鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台の職員で構成する気象庁機動調査班を派遣し、降灰の状況等について現地調査を実施するとともに、鹿児島県霧島市内に遠望カメラを設置した。その後、火山噴火予知連絡会が、霧島市内に現地事務局を置く総合観測班を設置して、当該班における調整に基づいて、地震計、傾斜計、空振計、高感度カメラ、赤外線カメラ及び降灰計等の観測機器を新たに設置し、また、降水による泥流や土石流の発生に備え、宮崎県の高原町及び都城市並びに鹿児島県の霧島市の3か所に臨時雨量観測所を設置する等し、観測体制を強化した。火山噴火予知連絡会が、噴火活動の評価を行うため、2月3日に拡大幹事会を、2月15日に及び3月22日定例会を開催し、いずれもその時における見解を発表した。2月7日以降、政府支援チーム員として職員を宮崎県に派遣した。

国土地理院は、1月26日18時に注意体制をとり、1月31日16時に警戒体制へ格上げした。1月28日に、霧島山及び周辺地域の地形図を電子データで関係機関に提供するとともに、霧島山（新燃岳）周辺に設置している電子基準点（3点）の観測データを解析して公開した。1月31日以降、国土地理院が地殻変動のGPS観測点増設並びに航空機による監視及び観測を実施した。2月1日に、航空機で撮影した新燃岳火口付近の斜め写真を関係機関に提供した。2月2日に、GPSリモート火山観測装置（REGMOS）を設置して観測を開始するとともに、航空機による合成開口レーダー（SAR）の観測画像

---

---

と初期解析結果を公表した。2月3日に、電子基準点及び REGMOS の観測データを解析して公開した。2月7日に、航空機による SAR による2回目となる観測を実施するとともに、航空機で撮影した新燃岳火口付近の斜め写真を関係機関に提供した。2月9日以降、デジタル標高地形図（霧島山）を関係機関に提供した。2月22日に、人工衛星（だいち）データを用いて霧島山（新燃岳）の地殻変動を面的に把握して結果を公表した。

文部科学省は、1月31日9時30分に、災害情報連絡室を設置した。1月27日以降、陸域観測技術衛星「だいち」により被災地域を撮影して、その画像を関係機関に提供した。1月28日以降、独立行政法人防災科学技術研究所から、火山観測施設での観測値及び陸域観測技術衛星「だいち」のデータの解析結果を公表するとともに、火山噴火予知連絡会に提供したほか、全国の国公私立大学に対して、平成23年度大学入学者選抜実施にあたって噴火により影響を受けた受験生等に対する配慮を要請した。2月1日に、学校施設の早期復旧に向けて災害復旧の国庫補助申請を行うものについては国の調査を待たず復旧工事が行える旨の通知を、宮崎県及び鹿児島県の教育委員会に発出した。2月4日に、空振に対する注意事項等について、宮崎県及び鹿児島県の教育委員会に情報提供した。2月10日に、独立行政法人防災科学技術研究所及び東京大学地震研究所等が実施する平成22年度科学技術振興調整費「平成23年霧島山新燃岳に関する緊急調査研究」を総合科学技術会議が指定した。2月10日に、その日以降の降雨予報に伴い、警戒避難体制等防災体制の整備、児童生徒等の安全対策、施設の安全確保に万全を期すよう、宮崎県及び鹿児島県の教育委員会等に要請した。2月14日に、宮崎県及び鹿児島県の教育委員会並びに両県に学校を設置する者等に対して、リーフレット「火山灰から身を守るための対策」を周知するとともに、児童生徒等の健康問題への取組及び通学時の安全確保に配慮を要請する旨の通知を発出した。2月15日から16日にかけて、学校施設の被害調査のため、職員を現地に派遣した。2月18日に、噴火発生メカニズムの学術的解明等を目的とした「2011年霧島火山（新燃岳）噴火に関する総合調査」を行おうとする東京大学等の研究者に対して、科学研究費補助金の交付を決定した。2月25日に、活動火山対策特別措置法施行令に基づく多量降灰防除地域として、宮崎県の都城市、小林市、三股町及び高原町を指定し、公立の義務教育諸学校における空調等の整備に対する国庫補助率の嵩上げ措置を講ずるとともに、その旨を宮崎県教育委員会に通知した。

国土交通省は、1月26日18時に注意体制をとった。1月27日以降、散水車延べ457台、路面清掃車延べ687台、歩道清掃車延べ52台、排水管清掃車延べ193台及び防護付調査車延べ126台が出動した。1月21日以降、災害対策用ヘリコプター延べ10機が出動した。

1月23日以降、現地連絡員延べ144名を派遣した。1月27日以降、九州地方整備局が設置した監視カメラ等の状況監視映像を各省等に配信するとともに、土砂災害対応のため、降灰範囲・降灰量の緊急調査及び土石流危険範囲の解析を実施した。1月31日から2月1日にかけて、及び2月9日から2月11日にかけて、道路の降灰状況の調査と円滑な支援のため、担当官を派遣した。2月1日以降、避難勧告が発令されている宮崎県の高原町において、土砂災害を防止するため、既設砂防堰堤3基における緊急的除石工事を実施した。2月2日に、九州地方整備局が降灰調査の結果及び土石流のおそれのある溪流について地元自治体へ説明した。2月2日及び2月15日に、路面清掃車等のオペレータ不足に対応するため、宮崎県内の建設業者を対象に緊急操作講習会を開催した。2月7日に、政府支援チーム員として国土技術政策総合研究所職員を宮崎県に派遣するとともに、観光庁から社団法人日本旅行業協会及び社団法人全国旅行業協会に対して、新燃岳噴火に関し、政府等から公表される最新の情報の収集に努め、旅行者または旅行予定者からの問い合わせ等に際しては正確な情報提供を図るよう要請した。2月7日から2月8日にかけて、宅地及び公園等の降灰状況の調査並びに円滑な地方公共団体支援のため、担当官を派遣した。2月9日に、九州運輸局が霧島連山（新燃岳）噴火活動に伴う土石流への警戒について自動車運送事業者等に通知した。2月11日以降、土石流による被害のおそれが特に高まっていると想定される都城市内の5箇所において、除石や仮設導流堤等の緊急的な土石流対策工事に着手した。2月14日に、九州地方整備局が、降灰調査の結果、及び土石流による被害の生じるおそれが高い区域の解析結果について、宮崎県、鹿児島県及び関係市町に説明した。3月1日に、土石流災害に対する避難のための参考となる雨量基準を4mm/hから10mm/hに見直した。

金融庁は、2月18日に、九州財務局から、宮崎県及び鹿児島県内金融関係団体等に対して、霧島山（新燃岳）の噴火を踏まえた金融上の対応について、要請文を発出した。

警察庁は、1月31日2時に災害情報連絡室を設置した。

消防庁は、1月31日1時40分に災害対策室を設置した。2月7日に、政府支援チーム員として職員を宮崎県に派遣した。2月9日から2月10日にかけて、現地調査のため、消防庁防災課長を始めとする職員を宮崎県及び鹿児島県に派遣した。

防衛省は、1月31日12時に災害対策連絡室を設置した。1月31日以降、気象庁からの依頼より、自衛隊ヘリコプターに気象庁職員や火山予知連絡委員が搭乗し霧島山新燃岳の観測延べ7回を実施した。2月11日に、内閣府からの依頼により、自衛隊ヘリコプターに防災担当大臣のほか内閣府等職員が搭乗して霧島山新燃岳の視察を実施した。

総務省は、1月31日9時30分に情報収集体制を整備した。2月22日及び2月26日に、

---

---

独立行政法人情報通信研究機構が、合成開口レーダシステム（Pi-SAR 2）による新燃岳の観測を実施し、データを関係機関に提供した。3月1日に、災害救助法の適用を受けた宮崎県の都城市及び高原町の無線局免許人に対して、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施した。

法務省は、1月31日9時に情報収集・連絡体制を強化した。

財務省は、2月2日に、九州財務局から宮崎県に対して、利用可能な国有財産リストを情報提供した。2月3日に、九州財務局から鹿児島県に対して、利用可能な国有財産リストを情報提供した。2月15日に、宮崎県及び鹿児島県における被災中小企業者対策として、株式会社日本政策金融公庫国民生活事業において、特別相談窓口の設置及び災害貸付等の措置を講じるとともに、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行による危機対応貸付を実施した。

厚生労働省は、1月31日1時40分に災害情報連絡室を設置した。宮崎県及び鹿児島県等に対して、2月3日に新燃岳噴火に伴う保健所等における健康相談体制について、2月7日に「新燃岳噴火」により被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について、及び「新燃岳噴火」により被災した要援護障害者等への対応について、2月15日に霧島山（新燃岳）噴火に伴う要保護児童等への対応について通知した。2月4日に、宮崎県及び鹿児島県に対し、「新燃岳噴火」により被災した要介護者等への対応について通知した。2月8日に、宮崎及び鹿児島労働局に対して、霧島山（新燃岳）噴火被害拡大に伴う雇用調整助成金の取扱いについて通知した。2月22日に、雇用調整助成金について、霧島山（新燃岳）噴火被害拡大に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した事業主について支給要件を緩和し、事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮した。2月28日に、宮崎県に対して、避難所の生活環境の整備等について（留意事項）を通知した。

農林水産省は、1月28日に、散水等による降灰の除去、火山灰の分析に基づく土壌改良等、農作物の被害をできるだけ抑えるための技術指導の徹底について文書により通知した。1月28日に、宮崎県及び鹿児島県の農業共済団体等に対して、遺漏なき被害申告、迅速かつ適切な損害評価、共済金の早期支払体制の確立等の徹底について文書により通知した。1月28日及び2月3日に、宮崎県、鹿児島県及び九州森林管理局に対して、林野関係被害の迅速な報告、適切な応急対応の依頼等について文書により通知した。現地の状況を把握するため、1月29日から1月30日にかけて九州農政局及び九州森林管理局、並びに1月31日から生産局、独立行政法人家畜改良センターの担当官を派遣した。2月1日に、被害に遭った農家への緊急支援として、家畜飼料の供給を開始する



とともに、被害農林漁業者に対する農林漁業セーフティネット資金等の資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予等について日本政策金融公庫等の関係機関に依頼した。2月2日から2月3日にかけて、現地の被災状況の把握、並びに宮崎県及び鹿児島県との意見交換のため、生産局、経営局及び農村振興局の担当官を派遣した。2月3日に、独立行政法人家畜改良センターに対して、春以降不足が見込まれる粗飼料の増産等の依頼について文書により通知した。2月4日に、新燃岳噴火情報対策室を設置した。2月7日以降、政府支援チーム員として職員を宮崎県に派遣した。2月8日に、霧島山（新燃岳）の噴火による降灰被害農家への支援策として、活動火山対策特別措置法に基づく防災営農対策について、営農継続に対する緊急支援について、及び農地に堆積した灰の除去について公表し、併せて、それらのうち、防災営農対策については営農継続に必要な資材導入等の緊急支援についての公募を開始した。2月8日に、宮崎県及び鹿児島県に対して、漁港施設等に被害が発生した場合における適切な応急対策と迅速な被害報告について文書により通知した。2月8日から10日にかけて、現地調査及び今後の対応を検討するため、林野庁の担当官を派遣した。2月9日に、現地調査並びに宮崎県及び鹿児島県との意見交換のため、農村振興局及び九州農政局の担当官を宮崎県に派遣した。2月9日以降、降灰量調査、森林被害の把握のため、九州森林管理局が現地調査を実施した。営農継続に対する緊急支援についての現地説明のため、九州農政局の担当官を、2月9日に宮崎県、2月16日に鹿児島県に派遣した。2月10日に、その日までの調査結果を踏まえ、霧島山（新燃岳）の噴火による降灰に伴う土石流等への緊急対策として、既存治山施設の機能向上対策等について、土石流センサーの設置について、既崩壊地の拡大防止対策について、及び今後の治山対策に向けた詳細調査について公表した。2月21日に、霧島山（新燃岳）の噴火に伴う降灰等に対応した飼料確保の推進に係る留意事項等について、九州農政局に文書により通知し、また独立行政法人家畜改良センターに依頼したほか、今後、飼料作物の生育期を迎えるに当たって、適切な追肥、再は種、作付拡大等、飼料の確保に係る技術指導の徹底について文書により通知した。2月25日から26日にかけて、現地調査のため、農村振興局及び九州農政局の担当官を宮崎県に派遣した。この現地調査には、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（農村工学研究所）の専門家が参加している。2月25日に、活動火山対策特別措置法に基づく「避難施設緊急整備地域」の指定に伴い、宮崎県から「防災営農施設整備計画」についての変更協議があり、異存ない旨回答した。

経済産業省は、1月31日10時20分に、防災連絡会議を設置した。2月15日に、宮崎県及び鹿児島県における被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付

---

---

等の適用，既往債務の返済条件緩和等，小規模企業共済災害時貸付の適用の措置を講じた。また，宮崎県の5市町（都城市，日南市，小林市，三股町，高原町）及び鹿児島県の1市（霧島市）の中小企業を対象として，信用保証協会の別枠化等を実施した。

環境省は，1月27日11時13分に，情報収集・連絡体制を整備した。1月28日に，大気汚染，水質汚濁情報等の把握に係る関係自治体との連絡体制を強化した。



## 第3部

平成21年度に防災に関して  
とった措置の概況及び  
平成23年度の防災に関する計画



## 第1編 平成21年度に防災に関してとった措置の概況

### 第1章 概要

#### 1 法令の整備等

消防法，地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が改正された。

#### 2 科学技術の研究

科学技術の研究については，地震に関する調査研究，火山噴火の予知に関する研究，各種災害の発生機構・防止対策等に関する研究等を推進した。

#### 3 災害予防

防災施設等の整備を図るとともに，大都市震災に対処するため防災拠点等の整備等を推進した。また，中央防災無線網の拡充整備，地震防災情報システムの整備等を推進したほか，各種施設・設備の耐震補強等を行った。その他，災害対策の計画の樹立に資するための各種調査等を行ったほか，総合防災訓練等を実施した。

#### 4 国土保全

防災上緊急を要する地域に重点を置き，国土基盤河川事業，地域河川事業，砂防事業，

急傾斜地崩壊対策事業，治山事業，地すべり対策事業，海岸事業，総合流域防災事業，農地防災事業，災害関連事業，地盤沈下対策事業，下水道事業等を実施した。

#### 5 災害復旧等

##### (1) 災害応急対策

平成21年度に発生した災害に対して，被害情報の収集，被災者の避難誘導・救護等の活動の実施，災害救助法の適用，激甚災害の指定等各種援助措置を講じた。

##### (2) 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業及び農林水産業施設災害復旧事業は，直轄事業については2か年，補助事業については3か年で復旧するという基本方針に基づき，平成20年災害の直轄事業及び平成19年災害の補助事業を完了した。

##### (3) 財政金融措置

国民生活金融公庫，独立行政法人住宅金融支援機構等からの融資，災害保険金の支払い並びに地方交付税及び地方債による措置など財政金融上の措置を講じた。

##### (4) 災害復興対策

新潟県中越地震等に対して，被災地の再建を推進した。

## 6 国際防災協力

我が国が開催国を務めた国連防災世界会議の成果である「兵庫行動枠組」が各国で実施され、災害に強い国づくりが進められるよう支援するため、国際機関を通じた拠出、アジア防災センターを通じた地域協力など、我が国の知識や技術を活用した国際防災協力を積極的に推進した。

## 第2章 法令の整備等

### 1 消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）

災害等による傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会を設置する等の措置を講じた。

### 2 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第12号）

法の有効期限を5年延長し平成27年3月31日までとすること、地震対策緊急整備事業計画の策定の義務付けを廃止すること、公立小中学校等の木造以外の校舎の補強で、地震による倒壊の危険性が高いものとして文部科学大臣の定める基準に該当する校舎に係るものについて、修正前の法では2分の1とされていた国の負担割合を地震防災対策特別措置法と同様に、3分の2とすること等の措置を講じた。

## 第3章 科学技術の研究

### 1 災害一般共通事項

#### (1) 総合科学技術会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術会議においては、第3期科学技術基本計画（平成18年度～22年度）の分野別推進戦略等に基づき、防災科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図るとともに、社会還元加速プロジェクト「きめ細かい災害情報を国民一人ひとりに届けるとともに災害対応に役立つ情報通信システムの構築」を推進した。

#### (2) 情報セキュリティ技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保し、インターネット等を通じた自由かつ安全な情報の受発信を可能としたり、サイバー攻撃によるネットワーク障害を未然に防ぐ情報通信技術や、大規模災害時における重要通信の確保や、防災に寄与する情報通信技術の研究開発を推進した。

#### (3) 防災リモートセンシング技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、航空機等からの先端リモートセンシング技術の高性能化を進めるとともに、これらを用いた災害把握のための地上面変動の把握技術及び迅速なデータ提供技術の開発を進めた。

#### (4) 消防防災対策に関する研究

消防庁においては、初動時における被災地

の情報収集にあたり、日本中どの地域が被災しても情報の入手ができるよう、ヘリコプターで撮影した映像を通信衛星に直接伝送する技術（通称：ヘリサット）を導入すべく、消防防災ヘリコプターに実装するための実施設計を行った。

（平成21年度決算額 13百万円）

#### (5) 防災科学技術の推進

文部科学省においては、平成18年1月に打ち上げた陸域観測技術衛星「だいち」を用いて、平成21年7月の山口県土砂災害、平成22年1月のハイチ地震など、大規模自然災害の発生時に被災地を緊急に観測し、国内外の防災機関等に発災前後の比較可能な画像を提供するなど、災害状況把握に貢献した。また、準天頂高精度測位実験技術について、関係省庁と協力し平成22年度の打ち上げに向けて準天頂衛星初号機の開発を進め、衛星システム全体の組立を行った。

#### (6) 衛星等による自然災害観測・監視技術

文部科学省においては、平成18年1月に打ち上げた陸域観測技術衛星「だいち」を用いて、平成19年7月の新潟県中越沖地震など、大規模自然災害の発生時に被災地を緊急に観測し、国内外の防災機関等に発災前後の比較可能な画像を提供するなど、災害状況把握に貢献した。また、準天頂高精度測位実験技術について、関係省庁と協力して準天頂衛星初号機の開発を進め、平成21年3月までに衛星搭載の測位実験機器等の製作を完了させ、衛星システム全体の組立を開始した。



**(7) 災害リスク情報プラットフォーム**

独立行政法人防災科学技術研究所においては、各種自然災害情報を集約するとともに、災害リスク・ハザード評価手法の開発や災害リスク情報活用システムの開発を推進した。また、地震動予測・地震ハザード評価手法の高度化に関する研究開発を推進した。特に、平成21年度においては、岩手・宮城内陸地震で震央周辺のエリアで速報が間に合わない技術的な課題が顕在化したことを受け、単独観測点処理手法の開発に着手した。

**(8) 農作物及び農業用施設等の災害防止等に関する研究**

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業環境技術研究所においては、耐冷性、耐寒性、耐湿性品種の育成、冷害、雪害、風害、凍霜害、湿害、干害、高温障害等への作物の気象災害防止技術に関する研究を行った。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農地の地すべり防止に関する研究、異常降雨・大規模地震による災害の軽減対策に関する研究を行った。また、農業用施設等の災害に伴う周辺地域への影響予測に関する調査を行った。

**(9) 寒冷地における港湾・海岸防災に関する研究**

独立行政法人土木研究所においては、寒冷地における港湾・漁港・海岸の安全確保のため、冬期における流水障害対策及び高波による施設被害や護岸の背後における利用障害の防止に関する研究を行った。

**(10) 船舶における防災技術の研究**

独立行政法人海上技術安全研究所においては、リスクベースの安全性評価手法の構築のための研究、船舶の事故を再現することによる事故原因分析手法の構築のための研究等を行った。

**(11) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究**

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、港湾・海岸、空港等における災害を防止するために、次の研究を行った。

- ・大規模地震に起因する津波に対する防災技術に関する研究
- ・港湾、海岸及び空港施設の耐震性能の評価と向上に関する研究
- ・沿岸域の流出油対策技術に関する研究
- ・港湾における水中作業の無人化に関する研究
- ・高潮・高波防災のための高精度な沿岸海象把握に関する研究

**(12) 高度な画像処理による減災を目指した国土の監視技術の開発**

国土交通省においては、国土の監視技術の確立による迅速な被災状況の把握を目的に、2時期の画像から変化情報を抽出する技術開発、開発前の地形と現在の地形の比較によって脆弱な盛土地盤の地区を把握し、その危険性を評価する手法の開発、市街地における精緻な火災延焼シミュレーションの開発、被災状況を適切な基盤地図に重ね合わせて、行政・住民等が、ダメージを受けた情報通信インフラの下でも確実に情報を提供・収集することができる技術開発を行った。

### (13) ソーシャルキャピタルの特性に応じた地域防災力向上方策に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地域防災力向上に向けた取り組みを推進するため、地域特性と地域防災力の関係に関するロジックモデルを構築し、既往の取り組み事例から課題を整理し、地域類型ごとの取り組み基本方針整理を行った。

(平成21年度決算額 13百万円)

### (14) 災害等緊急撮影に関する研究

国土交通省国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、被災地の状況を広域的かつ詳細に把握できる空中写真画像をより早く提供可能となるデジタル航空カメラ撮影に関する検討を行った。

(平成21年度決算額 345百万円)

### (15) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進した。特に気象観測・予報については、竜巻等突風の監視・予測手法や集中豪雨等の予測精度向上に関する研究等を行った。また、我が国の地球温暖化対策の推進に資するため、日本付近の詳細な気候変化予測を行う数値モデルの開発を行った。

(平成21年度決算額 780百万円の内数)

## 2 震災対策

### 2-1 地震に関する調査研究

#### (1) 地震調査研究の推進

文部科学省においては、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）において平成21年4月に策定された、「新たな地震調査研究

の推進について－地震に関する観測，測量，調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策－」に基づき、強い揺れに見舞われる可能性が高い地域における重点的調査観測や、追加・補完調査を実施する等、地震調査研究を推進した。

(平成21年度決算額 1,102百万円)

独立行政法人防災科学技術研究所においては、地震観測データを活用した地殻活動の評価及び予測に関する研究並びに、地震動予測・地震ハザードの評価手法の高度化に関する研究を行った。

#### (2) 地震・津波観測監視システム

文部科学省においては、東南海地震の想定震源域である紀伊半島熊野灘沖に設置した、地震計、水圧計等各種観測機器を備えたリアルタイム観測可能な高密度海底ネットワークシステムの試験運用を開始した。

(平成21年度決算額 1,274百万円)

#### (3) 地震予知に関する基礎的研究

文部科学省においては、関係国立大学法人における地震予知に関する基礎的研究の推進を図るとともに、「地震及び火山噴火予知のための観測研究の推進について（建議）」（平成21年度～平成25年度）の進捗状況を取りまとめた。

#### (4) 地球内部ダイナミクス研究

独立行政法人海洋研究開発機構においては、地震・火山活動等の固体地球科学における諸現象を解明するため、海洋性プレート沈み込み帯の構造、地震活動などの調査研究を大学等と連携し、国際的・学際的視野に立った研究を実施した。

**(5) 海底地震総合観測システム等の運用**

独立行政法人海洋研究開発機構においては、釧路・十勝沖・室戸岬沖に設置した海底地震総合観測システム及び、相模湾初島沖に設置した深海底総合観測ステーションの運用及び観測研究を行った。

**(6) 深海地球ドリリング計画推進**

独立行政法人海洋研究開発機構においては、国際科学プロジェクトである統合国際深海掘削計画を推進し、東南海・南海地震の震源域である南海トラフにおいて、巨大地震発生帯直上域の掘削を実施するとともに、巨大分岐断層浅部の掘削及び将来の長期孔内計測の準備を実施した。

**(7) 首都直下地震防災・減災特別プロジェクト**

文部科学省においては、複雑なプレート構造の下で発生しうる首都直下地震の姿（震源域、将来の発生可能性、揺れの強さ）の詳細を解明するとともに、高層建築物等の耐震技術の向上や地震発生直後の迅速な被害把握等と有機的な連携を図り、地震による被害の大幅な軽減に資するための調査研究プロジェクトを実施した。

(平成21年度決算額 808百万円)

**(8) ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究**

文部科学省においては、近年地震が頻発する「ひずみ集中帯」の活構造を明らかにし、ここで発生する地震のメカニズムを解明するとともに、震源断層モデルを構築するための調査観測・研究を実施した。

(平成21年度決算額 595百万円)

**(9) 東海・東南海・南海地震の連動性評価研究**

文部科学省においては、将来連動して発生する可能性の高い東海・東南海・南海地震について、時間的及び空間的な連動性を評価するため、3つの地震の想定震源域における稠密広域な海底地震・津波・地殻変動観測や、シミュレーション研究、強震動予測、津波予測、被害想定研究等を実施した。

(平成21年度決算額 500百万円)

**(10) 地震観測データを利用した地殻活動と評価と予測に関する研究**

独立行政法人防災科学技術研究所においては、基盤的地震観測網等から得られるデータを解析し、地震活動や地殻変動などの地殻活動を的確に把握するとともに、スローリップ源の実時間特定等を可能とする観測データの処理・解析手法の高度化等を推進した。特に、平成21年度においては、各種地殻活動モニタリングシステムの高度化を行った。

**(11) 活断層等による地震発生ポテンシャル評価及び地震災害予測の研究**

独立行政法人産業技術総合研究所においては、国の地震調査研究推進施策に基づき、主として地質学的観点から、[1] 重要な活断層の調査と評価の高度化の研究、[2] 地表兆候の少ない断層の連続性・不均質性等の解明に関する地球物理学的研究、[3] 地震発生機構の研究、[4] 物理モデルに基づく内陸地震の長期予測手法の開発、[5] 海溝型地震の履歴解明と被害予測の研究、[6] 東南海・南海地震予測のための地下水等総合観測点整備、地震防災対策強化地域及び活断層近傍等における地下水総合観測井のネットワーク管理と調査研究、[7] 地震動及び地

表の変位・変形予測の高度化に関する研究，  
〔8〕平野地下地質・構造のデータベース整備の研究，〔9〕沿岸域の地質・活断層の解明及びシームレス地質情報の整備等を実施した。（平成21年度決算額 運営費交付金  
(65,925)百万円の内数)

#### (12) 東南海・南海地震域における調査

独立行政法人産業技術総合研究所においては，東南海・南海地震域における古地震・古津波調査及び地下水等総合観測点整備を含む地下水等調査により地震発生予測の研究を行った。（平成21年度決算額 運営費交付金  
(65,925)百万円の内数)

#### (13) 2008年6月岩手・宮城内陸地震に関する緊急調査

独立行政法人産業技術総合研究所においては，地震発生直後に緊急地震調査本部を立ち上げ，地表地震断層の調査および地上レーザーによる精密測量を実施した。さらに地表地震断層のトレンチ調査を実施し，この断層の過去の活動時期を明らかにした。

（平成21年度決算額 運営費交付金  
(65,925)百万円の内数)

#### (14) 地震予知研究の推進

地震予知連絡会（事務局：国土交通省国土地理院）においては，全国の地震予知観測研究に関する情報交換と学術的見地での検討を行った。また，国土地理院においては，同連絡会に報告された観測データ等を地震予知連絡会会報として編集した。

（平成21年度決算額 5百万円）

#### (15) 測地的方法による地殻変動調査

国土交通省国土地理院では，全国を対象と

した高精度三次元測量，高度地域基準点測量等を定期的に実施したほか，全国の電子基準点（GPS連続観測施設）連続観測，高精度地盤変動測量を行い，地殻変動の監視を実施した。また，地震防災対策強化地域及び重点的調査観測対象地域等において，高密度で短周期の地殻変動観測を実施したほか，御前崎地方において，高密度三次元連続観測（GPS高精度比高観測）を実施した。さらに，機動的な地殻変動連続観測及び重要活断層の地形学的調査等を実施し，その他，定常観測として地磁気観測，地殻変動連続観測，潮位の連続観測を行った。

（平成21年度決算額 3,333百万円）

#### (16) 地殻変動データベース整備

国土交通省国土地理院においては，測量・調査結果等についてデータベース化し，関係機関，研究者等への地震調査関連情報の提供・流通を促進した。

（平成21年度決算額 6百万円）

#### (17) 地殻活動総合解析

国土交通省国土地理院においては，GPS等の地殻変動観測データ等各種データを総合解析して，地殻活動の詳細な分析を行い，地震調査委員会等に報告した。

（平成21年度決算額 8百万円）

#### (18) 緊急防災情報としての震源断層即時推定手法の開発に関する研究

国土交通省国土地理院においては，電子基準点データをもとに，内陸・近海において発生するM7以上の地震を対象に地震発生後10分以内に自動震源断層モデル推定を行い，震源域と津波波源域に関する防災情報の即時提供が可能となるように，リアルタイム処理



手法の開発に関する研究を行った。

(平成21年度決算額 11百万円)

### (19) SAR衛星の位置情報の高精度化を通じた地殻変動検出の高度化に関する研究

国土交通省国土地理院においては、陸域観測技術衛星「だいち」を用いて干渉SARにより行っている、全国の地盤変動の面的な監視について迅速化かつ省力化を図るため、「だいち」のSAR干渉解析に最適化された軌道情報を迅速かつ高精密に推定する技術を開発した。(平成21年度決算額 6百万円)

### (20) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に地震に関する研究を推進した。特に、東海地域に想定される地震の予知の確度を向上させるため、数値シミュレーション手法の高度化による東海地震の予測精度向上、及び、新たな観測・監視手法の開発による東南海・南海地震の監視体制の強化に関する研究などを行った。

(平成21年度決算額 780百万円の内数)

### (21) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測、沿岸における津波観測を行った。また、関係機関の地震に関するデータに加え、地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供した。

(平成21年度決算額 [2,713] 百万円)

(注) [ ] 書きは、第4章2-2(28)に計上したものと同一である。

### (22) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域における地形・活断層調査、海底基準局を用いた海底地殻変動観測、DGPS及び験潮所による地殻変動監視観測、レーザー測距観測データを用いプレート運動の把握等を行った。

(平成21年度決算額 105百万円)

## 2-2 震災対策一般の研究

### (1) 大規模自然災害時等の消防防災活動に関する研究

消防庁消防大学校においては、懸念される東海地震等の巨大地震が発生した場合の被害軽減を図るため、これら大規模自然災害発生時における情報伝達、緊急消防援助隊等の部隊の円滑な運用、消防活動時の安全確保などの消防防災活動を支援するための総合システムの研究開発を行った。

(平成21年度決算額 46百万円)

### (2) 地震防災フロンティア研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、都市部を中心とする巨大地震災害の軽減を目的として、分野横断的、個別具体的課題の解決に向け、地震災害時の医療システムの防災力向上のための方策を明らかにするとともに、情報技術(IT)を最大限に活用した震災対応危機管理技術の開発を推進した。

### (3) 実大三次元震動破壊実験施設を活用した耐震実験研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、世界最高性能の実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)を活用し、各種構造物等の破壊過程や耐震性能・余裕度評価に関するデータの取得・蓄積を行うとともに、

構造物の耐震補強技術や免制震技術等の研究開発及び構造物崩壊シミュレーション技術の開発を推進した。特に、平成21年度においては、鉄骨造建物と橋梁の大規模実験を実施し、有用なデータを取得した。

#### (4) 低頻度メガリスク型の沿岸域災害に対する多様な効用を持つ対策の評価に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、発生頻度は低いがひとたび生起すると大きな被害をもたらす低頻度メガリスク型沿岸災害対策として、災害時の減災効果だけでなく、平常時にも社会的効用がある対策を提案した。また、評価手法や地域住民等を含めた合意形成手法、統合的マネジメントシステムの構築について検討した。

(平成21年度決算額 8百万円)

#### (5) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の合理的な耐震設計法を確立するため、土木構造物での強震観測網、高密度強震観測網の維持管理及び地震動の観測並びに解析を継続した。

(平成21年度決算額 12百万円)

#### (6) 避難意思決定要因に基づく海岸災害からの避難促進に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、高潮・津波による人的被害の大幅な軽減を図るため、台風接近時や津波警報発表時に住民が避難する・しない要因に基づく住民ワークショップの試行と効果分析などを実施し、避難促進施策の効果的な進め方を整理した。

(平成21年度決算額 14百万円)

#### (7) 耐震化率向上を目指した普及型耐震改修技術の開発

独立行政法人建築研究所においては、安価で実用性の高い耐震改修技術として、ソフトランディング免震改修技術のほか、耐震改修を促進するための技術として木造住宅の耐震改修構法選択システム、鋼材ダンパーにより耐震改修された建築物の簡易性能評価法等を開発した。

#### (8) 防災都市づくりの実効性向上のための密集市街地の把握と改善支援技術の高度化

独立行政法人建築研究所においては、地方自治体のデータの整備状況に関して調査・分析を行い必要なデータの作成手順を示し、延焼シミュレーションプログラムについては実験的知見を基に改訂し、事前評価手法のマニュアルを作成した。

#### (9) 建築構造物の災害後の機能維持・早期回復を目指した構造システムの開発

独立行政法人建築研究所においては、新たな建築構造システムやその評価技術として、機能維持・早期回復性能評価手法や試設計例、性能評価のためのデータベースの枠組の研究開発を行った。

#### (10) 土木構造物の耐震設計技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、部分係数法による橋梁の耐震設計技術の開発、制震技術を用いた橋梁の耐震設計技術の開発、擁壁のレベル2地震動に対する照査法の開発、コンクリートダム及びフィルダムのレベル2地震動に対する照査法の開発等に関する研究を行った。



#### (11) 土木構造物の耐震補強技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、補強対策が困難な条件の道路橋に対する耐震補強技術の開発、基礎の耐震補強技術の開発、盛土の耐震診断・耐震補強技術の開発、河川堤防のレベル2地震動に対する耐震診断・耐震補強技術の開発などに関する研究を行った。

#### (12) 北海道における橋梁等の耐震設計法及び施工法に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、北海道の特殊土地盤における地震による構造物被害等の災害を防止するため、地震動の特性に関する研究及び地震時における基礎構造の安定に関する研究を行った。

#### (13) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、港湾地域及び空港における強震観測の実施、港湾・海岸施設及び空港土木施設の耐震性に関する研究等、港湾地域及び空港における地震災害防止に関する研究を行った。

#### (14) 高層建築物の地震後の火災安全対策技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震直後に高層建築物において起こる火災に対する利用者の安全性を確保することを目的に、構造部および防火区画に地震被害を想定した強制変形を与えた上で加熱して耐火性能を確認し、在館者の地震直後の緊急点検・避難指針に関するフレームワークを作成した。  
(平成21年度決算額 24百万円)

#### (15) 超高層建築物等の安全対策の高度化に向けた技術と災害後の機能維持・早期回復に関する技術の開発

独立行政法人建築研究所においては、構造計算の様々な局面で求められる適切な工学的判断を支援するため技術的な知見を取得し、その課題に関する考え方や評価手法を整理・提示した。

### 3 風水害対策

#### (1) MPレーダーを用いた土砂・風水害の発生予測に関する研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、局地的な豪雨や強風を高精度に監視・予測する技術開発を推進した。また、その予測結果に基づき、都市域におけるリアルタイム浸水被害危険度予測手法および土砂災害の発生予測手法の開発を推進した。特に、平成21年度においては、全国展開が始まったMPレーダネットワークに豪雨強風等監視アルゴリズムを実装した。

#### (2) 豪雨時の山地災害対策に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、降雨時における崩壊危険地の予測のため、物理則モデル等を用いた山腹崩壊危険地の判定手法の開発に関する研究を行った。また、崩壊土砂の到達範囲解明のため、花崗岩ブロック積層体の流下実験により供試体体積が運動距離に及ぼす影響に関する研究を行うと共に、その流下運動を予測する粒状体モデル開発を推進した。

### (3) 非構造部材の被害防止技術に関する研究

独立行政法人建築研究所においては、屋内大規模空間天井を対象とした合理的な設計・施工技術の構築、鋼材製屋根を対象とした合理的な設計・施工技術の構築を行った。

### (4) 豪雨・地震による土砂災害に対する危険度予測と被害軽減技術の開発

独立行政法人土木研究所においては、豪雨に対する土砂災害の発生場所や時期を絞り込むための災害危険度の予測手法の高度化・実用化、新潟県中越地震による地すべりの発生機構の解明とそれに基づく危険度評価手法の開発及び大規模地震後の流域からの生産・流出土砂量の変化予測手法の開発、発災後の被害拡大防止のための地すべり等に対する監視手法・被害軽減手法の開発に関する研究を行った。

### (5) 風水害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、河川災害防除に関する研究、斜面災害防止に関する研究を行った。

### (6) 水災害リスクマネジメント国際センター (ICHARM) の運営

独立行政法人土木研究所においては、「水災害リスクマネジメント国際センター (ICHARM)」を通じ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するべく、統合洪水解析システム (IFAS) の開発・普及、途上国行政官を対象とする洪水リスク管理技術に関する研修活動の実施と共に、新たにアジア開発銀行との地域技術協力連携プロジェクトを開始した。

### (7) 治水安全度向上のための河川堤防の質的強化技術の開発

独立行政法人土木研究所においては、河川堤防の信頼性向上・管理高度化のため、河川堤防の弱点箇所抽出技術の開発、浸透・侵食に対する堤防強化技術の開発に関する研究を行った。

### (8) 非構造部材の地震・強風被害防止技術の開発

独立行政法人建築研究所においては、構造部材・非構造部材・設備機器・収容物の損傷評価・修復性評価・機能性評価データベースフォーマットを構築し、その利用方法や今後の維持体制について検討を行った。

## 4 火山災害対策

### (1) 火山噴火に関する調査研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、火山観測網の維持・強化と噴火予測システムの開発、マグマ移動過程解明、航空機搭載型放射伝達スペクトルスキャナ (ARTS) や合成開口レーダ (SAR) 等リモートセンシング手法による火山活動把握、災害予測のためのシミュレーション技術の開発を推進した。特に、平成21年度においては、科学技術・学術審議会測地学分科会火山部会による「今後の大学等における火山観測研究の当面の進め方について」(平成20年12月15日)に基づき、観測施設の増強等を行った。

### (2) 火山噴火予知に関する基礎的研究

文部科学省においては、関係国立大学法人における火山噴火予知に関する基礎的研究の推進を図るとともに、「地震及び火山噴火予

知のための観測研究の推進について（建議）」（平成21年度～平成25年度）の進捗状況を取りまとめた。

独立行政法人産業技術総合研究所においては、火山噴火予知研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況などの地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行った。樽前山、十勝岳、伊豆大島、諏訪之瀬島、九重山において地質図の作成のための調査研究を実施した。

（平成21年度決算額 運営費交付金  
66,555）百万円の内数）

国土交通省国土地理院においては、火山噴火予知の基礎資料とするため、火山変動測量及び機動観測を行った。

（平成21年度決算額 22百万円）

気象庁においては、気象研究所を中心に火山監視業務を高度化するため、マグマ活動の定量的把握技術の開発とそれに基づく火山活動度判定の高度化に関する研究等を推進した。また、火山噴火予知連絡会を通じて、関係機関と緊密な連携を図り、火山噴火予知に関する研究を推進した。

（平成21年度決算額 780百万円の内数）

### （3）火山灰の浸透能低下と堆積厚が土砂流出に与える影響に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、火山噴火後の土石流の発生規模等を推定するための計算シミュレーション技術、火山灰の堆積範囲推定手法、そして、火山灰のリアルタイム自動計測機器を開発した。

### （4）海底火山噴火予知の推進

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面の海底火山活動海域の

温度分布、火山性変色水の分布等の調査及び磁気測量を行った。また、海域における火山噴火の予知に関する的確な情報収集と提供を図るため、海域火山基礎情報図の整備を引き続き行った。

（平成21年度決算額 15百万円）

## 5 雪害対策

### （1）雪氷災害の発生予測に関する研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、降雪・吹雪・雪崩等の雪氷災害を予測するシステムの開発を推進するとともに、雪崩等のハザードマップ作成手法の開発を推進した。特に、平成21年度においては、新潟県及び山形県等を対象として、県・市等の機関の協力の下、雪氷災害発生予測システムの試験運用を開始した。

### （2）雪崩の発生に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、大規模な表層雪崩の発生を検知し、雪崩発生時の気象条件や流下経路、到達範囲に関する調査研究を行った。

### （3）雪害の防除に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、雪崩発生危険度予測の精度向上に関わる調査研究を実施したほか、豪雪時の雪崩危険箇所点検手法と応急対策手法、リアルタイムな降雪データ等を用いた雪崩危険評価手法を検討した。

### （4）雪害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、冬期道路交通の安全性・効率性の向上を目的とし

て、効果的・効率的な冬期道路管理に関する技術開発や地域特性を踏まえた交通事故対策について検討するとともに、防雪対策施設の性能評価手法や、冬期道路関連情報の高度活用に関する研究を行った。

## 6 火災対策

### (1) 火災に関する一般的研究

消防庁においては、次の研究を行った。

- ・火災原因調査技術の高度化に関する調査研究  
(平成21年度決算額 13百万円)
- ・過密都市空間における火災時の安全確保に関する研究  
(平成21年度決算額 37百万円)
- ・ナノテク消防防護服の要素開発及び評価手法の開発に関する研究  
(平成21年度決算額 10百万円)
- ・特殊災害に対する安全確保に関する研究  
(平成21年度決算額 40百万円)
- ・化学物質の火災爆発防止と消火に関する研究  
(平成21年度決算額 38百万円)
- ・消防の技術に関する総合的な企画立案のための、消防用設備等の性能評価手法の研究  
(平成21年度決算額 17百万円)

### (2) 消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）の促進

消防庁においては、消防防災科学技術に係る総合的な研究を促進するため、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）の推進を図った。

(平成21年度決算額 271百万円)

### (3) 火災リスク評価に基づく性能的火災安全設計法の開発

独立行政法人建築研究所においては、現行法令の仕様規定に適合している建築物と、機能要求に対応した性能検証法に適合する建築物を対象にケーススタディを実施し、現行と同等の安全性を達成することを目標として、スプリンクラー設備等の防災対策について設置の有無の場合を比較し、火災被害の低減効果について性能検証法の妥当性を検討した。

### (4) 森林火災に関する一般研究

独立行政法人森林総合研究所においては、林野火災対策として、林内可燃物の含水率と日射量の関係に関する研究、林分構造と林内可燃物量に関する研究を行った。

## 7 危険物災害対策

### (1) 危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

- ・危険物施設の安全性向上に関する研究  
(平成21年度決算額 36百万円)
- ・新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査研究  
(平成21年度決算額 20百万円)
- ・危険物の安全を確保するための技術基準の整備に関する研究（屋外貯蔵タンクの安全対策の充実、屋外タンク貯蔵所の耐震化の促進）  
(平成21年度決算額 58百万円)

### (2) 爆発防止等に関する研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、種々の爆発性物質の爆発威力の評価法の開発とデータ収集、及び爆発現象を数値モデ



ルにより再現できる計算コードの開発と高精度化を実施した。

(平成21年度決算額 運営費交付金  
(66,555)百万円の内数)

## 8 原子力災害対策

### (1) 原子力防災対策の実効性向上等に関する調査・研究

原子力安全委員会においては、原子力防災対策の実効性向上等を図るために必要な事項、体制等についての調査等を行った。

(平成21年度決算額 29百万円)

### (2) 原子力の開発利用に係わる安全確保のための研究

独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構等において、原子力施設等安全研究、環境放射能安全研究及び放射性廃棄物安全研究を行った。

### (3) 原子炉施設の耐震安全性の評価

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、原子力発電所の耐震安全性に資するため、安全上重要な設備等について、耐震安全性に関する審査等に必要データを得るとともに、耐震性評価技術の高度化を図った。また、海域活断層の評価手法の高度化や、建屋等の耐震裕度の定量化を図った。

(平成21年度決算額 1,230百万円)

### (4) 原子炉施設の過酷事故に対する安全確保のための評価、研究

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、国際協力試験等に参加することにより、原子炉施設で過酷事故が生じた場合において

も、その事故の拡大を阻止するための知識ベースの整備、高度化を図った。

## 9 その他の災害対策

### (1) 災害リスク情報プラットフォームの開発に関する研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、防災科学技術研究所や他の機関が保有する地震、津波、火山、気象、土砂、雪氷災害等による様々な自然災害に関する観測データ・解析結果・ハザードマップ等の情報を利用した詳細なリスクマップの作成に取り組んだ。また、ハザード及びリスク情報を地方公共団体、研究機関、NPO、企業、住民等の関係者間で共有するために、WebGIS等の技術を用いてそれらの情報を集約、発信、活用する災害リスク情報プラットフォームの開発を行った。

### (2) 労働災害防止に関する研究

独立行政法人労働安全衛生総合研究所においては、産業用機械・設備等の破壊・倒壊災害、爆発災害、土砂崩壊災害等各種災害を防止するための基礎的、応用的研究を行った。

## 第4章 災害予防

### 1 災害一般共通事項

#### 1-1 教育訓練

##### (1) 政府における教育訓練

政府においては、9月1日に関係地方公共団体等と連携して、「首都直下地震応急対策活動要領」等に基づく政府本部運営訓練を行った。また、1月15日に「東海地震応急対策活動要領」に基づく緊急災害対策本部の業務について政府総合図上訓練を行った。

内閣府においては、関係省庁の防災担当職員を対象とした合同研修を実施した。また、過去の災害事例や教訓等を蓄積し共有するため、7月中国・九州北部豪雨等の平成21年度に発生した災害の対応記録集を作成した。さらに、大規模災害発生時に国等からの支援を受ける地方公共団体側との連携を進めるため、静岡県が策定した受援計画について課題等を整理するとともに、首都圏における受援計画の策定に向けた検討を行った。

(平成21年度決算額 7百万円)

##### (2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の災害警備担当幹部に対して、災害応急対策等についての教育訓練を行ったほか、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施するとともに、都道府県警察に対して、関係機関と連携した災害警備訓練の実施を指示した。また、警察広域緊急援助隊において、災害救助のための特殊技術訓練を行ったほか、特別救助班では、救出救助能力を更に向上させるための、より高度な訓練を行った。さらに、機動警察通信隊では、災害発生時における現場の情報

等を迅速に収集・伝達するため、各種情報通信システムの活用等、実践的な訓練を行った。

##### (3) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、平素から部隊における各種災害対処能力の維持・向上を図るため、陸上、海上、航空各自衛隊の統合運用体制下における自衛隊統合防災演習を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加した。

(平成21年度決算額 1,296百万円)

##### (4) 総務省における非常通信訓練の実施等

総務省においては、災害時における通信の円滑な実施を確保するため、非常通信協議会と連携し災害時に備えた通信計画の作成並びに国及び地方公共団体等と連携した実践的な通信訓練を実施し、非常通信体制の整備をさらに推進する。また、無線局の免許人に対しても通信施設の点検等について指導を行った。

(平成21年度決算額 11百万円)

##### (5) 日本放送協会における教育訓練

日本放送協会（以下「NHK」という。）においては、大規模災害等における放送確保等のため、広域応援体制も織り込んだ総合訓練を実施するとともに、各放送局においては、個別訓練等を実施した。

(公団等支出額 15百万円)

##### (6) 消防庁における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対して、火災、風水害、震災、危険



物災害等の各種災害の防止や災害時の対応、消防・水防、救助・救急等の応急対策に関する教育訓練を行った。また、都道府県、市町村の首長及び幹部等に対する地震等の大規模災害発災時の対応能力向上のためのトップマネジメントコース、消防・防災航空隊の隊長等に対する航空隊長コース及び緊急消防援助隊の都道府県隊長等に対する指揮隊長コースを実施した。

(平成21年度決算額 302百万円)

消防庁においては、地方公共団体が、地域防災計画に従い、地震、津波、風水害等各種の災害や様々な条件を想定して、市町村長の迅速かつ確かな意思決定のための図上訓練や関係機関及び地元住民と連携した総合防災訓練や広域訓練、参集訓練、情報伝達訓練など実践的な訓練を実施するよう要請・助言等を行った。(平成21年度決算額 4百万円)

#### (7) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話等で構成される「法務省緊急連絡体制網」通信訓練を行った。

(平成21年度決算額 11百万円)

#### (8) 安全教育の充実

文部科学省においては、災害時に子どもが自ら安全な行動をとれるよう、高校生を対象とした防災教育教材を作成し、配布した。また、学校安全の充実を図るため、教職員向けの研修等に活用できる安全教育資料等を作成し、配布した。

(平成21年度決算額 78百万円)

#### (9) 防災教育支援推進プログラム

文部科学省においては、学校や社会教育施設等における防災教育の充実のため、防災科学技術の知見を活用した防災教育の優れた取り組みを選定・支援する防災教育支援事業を行うとともに、研究成果の紹介、防災教育に関するパネルディスカッション、研修、ワークショップ等を行う防災教育推進フォーラムを開催した。

(平成21年度決算額 36百万円)

#### (10) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施した。

#### (11) NBC 災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC(核、生物剤、化学剤)災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施した。(平成21年度決算額 8百万円)

#### (12) 災害派遣医療チーム(DMAT) 隊員養成研修の実施

厚生労働省においては、医師、看護師等に対し、DMAT 隊員養成研修を実施した。

※DMATとは、災害急性期(発災後48時間以内)に機動的に活動するためのトレーニングを受けた医療チーム。

(平成21年度決算額 67百万円)

### (13) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行った。

(平成21年度決算額 18百万円)

### (14) 都道府県の災害救助対策事業に対する補助

厚生労働省においては、都道府県が行う市町村災害救助法担当職員に対する研修等の災害救助対策事業に要する経費について補助を行った。(平成21年度決算額 7百万円)

### (15) 災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

厚生労働省においては、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーを養成する事業を実施した。

(財団法人大阪府地域福祉推進財団に運営を委託している国際障害者交流センターにおいて実施。)(平成21年度決算額 1百万円)

### (16) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害などの被害者となることで生じる PTSD (心的外傷後ストレス障害) 等に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化を図ることを目的とし、PTSD 対策専門研修に対する補助を行った。

(平成21年度決算額 26百万円の内数)

### (17) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通大学校においては、国土交通省の職員や国土交通行政を担当する地方公共団

体、独立行政法人等の職員を対象に、各研修コースにおいて防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義を実施した。特に、『災害査定』、『危機管理』及び『電気通信』では、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力の向上を目的に、実習や演習を取り入れた研修を実施した。

### (18) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、各地で防災気象講演会を主催し、気象等に関する知識の普及等の周知を図った。また、防災機関の担当者を対象に予報、警報その他情報の伝達等に関する説明会を適宜開催した。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質の向上を図った。

(平成21年度決算額 136百万円)

### (19) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等による各種災害対策訓練を実施したほか、機動防除隊を対象とした高度な防災技術等の研修を行った。また、海難防止思想の普及・高揚を図るため、海難防止講習会等を開催したほか、タンカー等危険物積載船舶の乗組員、危険物荷役事業者等の海事関係者を対象に訪船指導、タンカーバースの点検等を行うとともに、旅客船の事故対策訓練を実施し、運航関係者に対して事故時の措置等について指導した。

## 1-2 防災施設設備の整備

### (1) 中央防災無線網の整備

中央防災無線網は、官邸等国の主要拠点、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体の通信を確保するため、内閣府が整備して

いる政府専用の通信網である。平成21年度も引き続き、通信の安定的な運用のため適切な措置を講ずるとともに、総理大臣官邸の情報収集回線の増強、立川災害対策本部予備施設に通信バックアップ機能の整備、地方への衛星通信装置の配備（3か所）、並びにヘリコプター映像等の伝送基盤としての通信機能の強化整備などを推進した。

（平成21年度決算額 1,986百万円）

## （2）災害警備活動用資機材の整備備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要なヘリコプターやフレーム式テント等の災害警備活動用資機材の整備を行った。（平成21年度決算額 2,062百万円）

## （3）警察情報通信システムの整備

警察庁においては、被災地へ派遣された警察広域緊急援助隊の位置情報をリアルタイムで把握し、迅速かつ的確な部隊運用を行うため、警備指揮支援システムの強化を図った。

（平成21年度決算額 21百万円）

## （4）防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安心安全なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講ずることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化などの重点的な防災基盤の整備を推進した。

## （5）地域衛星通信ネットワーク整備構想の推進

総務省及び消防庁においては、防災行政無線の機能拡充や通信ルートの多ルート化を図ることを目的とした地域衛星通信ネットワーク整備構想を推進するため、地域情報通信基

盤整備事業等を活用して、地方公共団体における衛星地球局等の整備を進めた。

## （6）NHKにおける非常用電源設備等の整備

NHKにおいては、大規模災害における電波の安定確保のため、放送局の非常用電源設備の整備を行った。

（公団等支出額 801百万円）

## （7）電気通信網の確保等

NTTグループ各社においては、安定した電気通信サービスの提供を確保するため、伝送路の多ルート化、通信センターの分散、災害に強い通信設備の構築等による災害に強く信頼性の高い通信網の構築や、各種災害対策機器の配備等による重要通信を確保するための早期復旧対策を実施し、円滑かつ適切な災害対策を遂行できるよう十分な連携協力を行った。また、大規模災害発生時の被災地との円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言ダイヤル（171）」、「iモード災害用伝言板」及び「災害用ブロードバンド伝言板（web 171）」の活用をPRした。

KDDI株式会社においては、サービスの更なる安定提供に向けた、伝送路の異ルート化、設備の二重化の増強及び電源設備等の信頼性強化を実施し、重要通信確保のため早期復旧対策の充実及び非常災害対策機器等の配備を強化した。また、大規模災害発生時の被災地との円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言板サービス」、および気象庁の緊急地震速報の携帯電話による配信サービスの活用をPRした。

## （8）災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、地震等の非常災害時

に、被災地方公共団体等から被災地の通信手段確保として、災害対策用移動通信機器の貸付要望があった際に速やかに対応できるよう、東京、大阪に備蓄庫を設け、移動無線機を被災地へ搬入できるよう整備した。

(平成21年度決算額 11百万円)

### (9) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整備について、地方公共団体に対し補助を行った。(平成21年度決算額 5,129百万円)

### (10) 生物・化学テロ災害に対する対応の強化

消防庁においては、特殊災害対応自動車及び大型除染車を政令指定都市の消防本部、化学剤検知器等のテロ災害対応資機材を全国の代表的な消防本部に配備し、テロ災害に対する対応の強化を図った。

(平成21年度決算額 25,950百万円)

### (11) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、耐震性貯水槽、高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行った。

(平成21年度決算額 2,608百万円)

### (12) 特別高度工作車の整備

消防庁においては、大型ブロアーとウォー

ターカッターを兼ね備えた車両を政令指定都市の消防本部に分散配備し、全国的な救助体制・装備の充実を図った。

(平成21年度決算額 636百万円)

### (13) 貴重な文化財の保存機能の強化

文化庁においては、防災機能に配慮した施設を前提に埋蔵文化財保護行政を積極的に進めるため、地域の実情に則した特色ある拠点施設を整備するための補助を行った。

(平成21年度決算額469百万円の内数)

### (14) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院の整備について補助を行った。

※災害拠点病院とは、耐震構造、ライフラインの維持機能、応急医薬品等の備蓄機能等の災害医療支援機能を有し、災害時に24時間対応可能な救急体制を確保する病院。

(平成21年度決算額 756百万円)

### (15) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム(DMAT)等災害医療にかかる総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るための整備について補助等を行った。

(平成21年度決算額 1,639百万円)

### (16) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。



(平成21年度決算額 10,020百万円の内数)

厚生労働省においては、障害福祉施設・児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(平成21年度決算額 2,201百万円)

また、厚生労働省においては、地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(平成21年度決算額 31,551百万円の内数)

さらに、厚生労働省においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(平成21年度決算額 8,230百万円の内数)

#### (17) 日本赤十字社への災害救護用移動式仮設診療所整備費

厚生労働省においては、日本赤十字社に対し災害救護用移動式仮設診療所を整備するための補助を行った。

(平成21年度決算額 23百万円)

#### (18) 農林水産省における情報収集・伝達体制の整備

農林水産省においては、災害に備えた確実な情報体制を確保するため、本省と各地方農政局等とを結んだ衛星通信施設等の整備等を行った。(平成21年度決算額 18百万円)

#### (19) 渇水対策のための農業水利施設整備

農林水産省においては、渇水の頻発している地域において、渇水時に農業用水を有効利用するための堰、揚水機場、ファームポンド(農地または農地の道傍に設ける小規模な貯留施設)等の施設整備を行った。

(平成21年度決算額 15百万円)

#### (20) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、災害時の水産物流通機能の確保、漁港の来訪者等の安全性確保及び被災地の支援基地としての漁港利用など漁村の総合的な防災対策を図るため、ハード・ソフト一体的な考えの下、防災強化対策を推進した。

(平成21年度決算額 137,318百万円の内数)

#### (21) 農山村の防災機能強化の促進(防火・防災対策林道整備)

農林水産省においては、林野火災の発生及び延焼の危険性が高い集落周辺地域等における、防火及び消火活動の円滑な実施にも資する林道の整備を行った。また、自然災害が発生した際に迂回路等としても重要な役割を果たす林道の整備を行った。

(平成21年度決算額 26,400百万円の内数)

#### (22) 農山村の防災機能強化の推進(防災対策林道機能強化)

農林水産省においては、災害に強く安心して暮らせる村づくりを推進するため、緊急的に次の施設等の整備を図った。

(平成21年度決算額 29,837百万円の内数)

- ・避難路及び避難地等の確保
- ・消防用施設等の確保
- ・集落の防火施設整備
- ・災害情報の伝達施設の確保場所

#### (23) 農地の防災機能増進

農林水産省においては、農地の持つ雨水貯留機能などの防災機能を増進させるため、水田の畦畔の補強・嵩上げなどのハード対策と、こうした取り組みに係る地域の合意形成・体制づくりなどのソフト対策について、一体的に支援を行った。



(平成21年度決算額 52百万円)

#### (24) ガスに係る防災支援基盤の整備

経済産業省においては、ガス事業者の供給区域、ガス製造設備等主要ガス工作物設置状況、アクセスルート等の地図情報の所要の情報を盛り込んだ「防災支援基盤」を構築した。また、地震情報に関連したシステムの高度利用に関する検討について国庫負担を行った。

(平成21年度決算額 49百万円)

#### (25) 石油ガス安定供給対策補助事業

経済産業省においては、災害発生時における迅速かつ円滑なエネルギー供給のため、災害時にライフライン途絶等が生じやすいと考えられる都市地域においてLPガス供給設備等の導入促進を図る事業者に対し補助を行った。

(平成21年度決算額 37百万円)

#### (26) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震や大雨等による土砂災害が広範囲に発生した場合に、被災状況を迅速かつ的確に把握するための危険度判定を実施し、二次災害の軽減・防止や早期復旧に資する被災宅地危険度判定制度について、都道府県等と協力し、危険度判定の実施体制の整備支援等を行った。

#### (27) 河川・道路管理用無線通信設備の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、CCTV映像やテレビ会議などの河川管理、道路管理、災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施した。また、河川・道路管理用の次期移動体通信システムと

衛星通信システムの検討を実施した。

#### (28) 宅地防災工事資金の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、宅地防災工事に対する融資により、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律又は建築基準法による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援した。

(平成21年度融資額 4百万円)

#### (29) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風、豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るとともに、国際協力を行うため、次のとおり台風・集中豪雨雪監視体制の整備を行った。

(平成21年度決算額 22,974百万円)

- ・ 静止気象衛星業務の実施
- ・ 地域気象観測施設の整備
- ・ 突風等に関する短時間予測情報の提供に向けた準備
- ・ 台風5日進路予報の提供開始
- ・ 市町村単位の気象警報の発表に向けた準備
- ・ 航空気象業務の整備
- ・ 気象ドップラーレーダーの整備
- ・ 気象レーダーの観測を5分間隔に高頻度化
- ・ 集合型GPS高層気象観測設備の整備
- ・ ウィンドプロファイラ観測データを10分毎に配信するための整備

#### (30) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機の整備、電子海図システムの整備及び航路標識の整備を行った。

(平成21年度決算額 97,434百万円)

**(31) 海上防災体制の整備**

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材の充実、巡視船艇・航空機等の常時出動体制の確保を図った。

(平成21年度決算額 108百万円)

**1-3 その他****(1) 災害対策の推進**

内閣府においては、東海地震に関連する情報を始めとする各種災害情報を夜間及び休日においても確実に受理し、関係職員に迅速に伝達するために必要な情報連絡要員を常駐させ、情報連絡体制の整備を図った。

(平成21年度決算額 27百万円)

また、内閣府においては、災害対策総合推進調整費を別表の調査等に配分し、関係省庁において調査等を実施した。

(平成21年度決算額 175百万円)

**(2) 災害被害を軽減する国民運動の展開**

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動」を展開するため、「防災の日」「防災週間」の期間を中心に「防災フェア」等を行うとともに、期間外にも被災者の体験談の資料化等、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る取組みを行った。

(平成21年度決算額 55百万円)

**(3) 防災ボランティア関連施策の充実**

内閣府においては、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害に対する備えの充実・強化を図るため、防災とボランティア週間（1月15～21日）において、「防災とボランティアのつどい」を開催した。また、防災ボランティア活動がより一層円滑に実施さ

れるよう検討を行った。

(平成21年度決算額 19百万円)

**(4) 民間と市場の力を活かした安全な地域づくり**

内閣府においては、中央防災会議専門調査会報告書を具体化するため、BCP策定の推進に向けた防災ビジネス市場条件整備、BCPの実効性確保のための環境整備、サプライチェーンに対応したBCPに関する企業間連携の円滑化、地域・企業における防災への取組の推進策、事業者と地域住民の力を活かした防災力向上策について検討を行った。

(平成21年度決算額 32百万円)

**(5) 復興対策の調査検討**

内閣府においては、災害発生後の被災者の生活再建及び被災地域の再建・復興を迅速かつ円滑に進めるための復興施策関連の調査を行うとともに、地方公共団体の復興対策の普及・啓発方策の検討を行った。また、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の見直しを行った。

(平成21年度決算額 48百万円)

**(6) 特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）の運営に対する助成**

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）において行われる、[1] 阪神・淡路大震災をはじめとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示及び情報発信、[2] 防災に関する総合的、実践的能力を有する人材の育成、[3] 復旧・復興対策のあり方等を含めた総合的な防災に関する調査研究などの事業に要する経費の一部を補助し、当該事

## 災害対策総合推進調整費の配分

事 項 名	実施省庁名	決算額(千円)	概 要
1. 一 般 調 査		87,532 (小計)	
(1) 災害情報の体系的な蓄積と発信に関する調査	内閣府	15,183	国民の防災意識の向上と防災施策の推進を図るため、過去の大災害についての災害資料の取りまとめを行った。
(2) 各省庁における業務継続力向上に向けた取組支援のための調査・検討	内閣府	24,150	各省庁の業務継続計画の分析及び政府全体で統一的に対応すべき課題に係る対応策の検討並びに地方支分部局及び地方公共団体における業務継続計画の策定支援のための検討を行った。
(3) 災害時要援護者の避難支援対策に係る阻害要因及び解決方策に関する調査	内閣府 消防庁 (小計)	422 8,833 9,139	全市町村を対象に、避難支援計画策定に係る阻害要因を調査した。また、先進市町村の状況をフォローアップして、阻害要因に即した解決方策とその長短所を整理し、各市町村に提示した。
(4) 首都直下地震発生時における応急用食料供給方策緊急調査・検討	農林水産省	2,761	過去の地震等における状況を分析し、被災地への供給に適した食料品目を整理するとともに、広域物資拠点と供給企業を結びつけた食料供給計画を策定した。
(5) 特殊地下壕安全対策推進調査	農林水産省 林野庁 国土交通省 (小計)	66 137 18,100 18,303	全国に残存する地下壕の残存数、劣化状況、危険度等の調査を行い、現行対策事業における対策工法及び事業促進方策の検討を行った。
(6) 平成21年大雨災害における避難行動等の課題の整理及びその対策に関する緊急調査	内閣府 消防庁 厚生労働省 国土交通省 気象庁 (小計)	16,919 84 164 513 200 18,022	避難時の課題等を取りまとめ、適切な避難勧告等の態勢整備を促進するとともに、関係省庁が連携して、住民を安全で迅速、円滑に避難させるための施策の検討等に活用した。
2. 課 題 事 業		88,384 (小計)	
(1) 平成21年度総合防災訓練及び防災に関する訓練	内閣府 警察庁 消防庁 海上保安庁 防衛省 (小計)	19,257 13,539 8,720 20,215 5,653 67,358	災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法に基づき、首都直下型地震及び東海地震を想定した総合防災訓練を行うとともに、平成21年度総合防災訓練大綱に則り、総合防災訓練の全国展開に向けた取り組み及び地域の実情に応じた訓練を実施した。
(2) 建築物の耐震化促進に関するこれまでの政策の評価とより効率的な政策の調査・検討	国土交通省	21,000	耐震化に係る国民意識の把握や、事前・事後対応の比較・検証、防災教育を通じた耐震化への関心向上に係るケーススタディの実施等、より効果的な施策展開に必要な調査を行った。
合 計		175,916	

業の推進を図った。

(平成21年度決算額 251百万円)

### (7) 防災広報

内閣府においては、災害対策基本法に基づき防災白書の作成、ホームページにより国民各層に対する正確な知識の提供及び災害発生時に迅速な情報提供、最近の防災に関する施策をわかりやすく伝達するための広報誌の発行等を行った。

(平成21年度決算額 29百万円)

### (8) 防災意識の高揚

警察庁及び都道府県警察においては、過去の災害発生状況、防災に関する知識等をインターネットや各種広報誌で紹介するなど、国民の防災意識の高揚に努めた。

### (9) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時等における広域部隊派遣計画の策定・検討を行うとともに、災害発生時には、ヘリコプターや通信衛星を利用した映像伝送等による迅速な現場の情報の収集・伝達に努めるなど、災害警備対策の強化を図った。

(平成21年度決算額 363百万円)

### (10) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備等や非常災害時に備えた訓練の実施及びこれらを踏まえた地域防災計画における災害予防対策の見直しを行うよう指導することとし、特に、防災行政用無線局に対しては、自家発電装置を設置する等の停電対策を指導した。

### (11) 非常時における通信確保のための情報伝達ネットワークの維持運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合に、被災状況の即時把握など、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための非常時情報伝達ネットワークを維持・運用した。(平成21年度決算額 15百万円)

### (12) 全国瞬時警報伝達システム(J-ALERT)の運用・管理

消防庁においては、弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、住民に瞬時に伝達するシステムであるJ-ALERTの運用・管理を行った。

(平成21年度決算額 44百万円)

### (13) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地方公共団体に対し、浸水想定区域の指定や土砂災害警戒区域の指定があったときは、高齢者等が主に利用する施設への洪水予報等や土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法等について地域防災計画に定めることとされているので、地域防災計画の見直しに当たっては留意するよう、助言・要請等を行った。

### (14) 消防防災・危機管理教育におけるeラーニングの運営、コンテンツ開発

消防庁においては、インターネットを通じた防災・危機管理e-カレッジの運用・管理を行うとともに、更なる利用促進を図るため、トップページのリニューアルや、利用頻度の高いコンテンツの充実・強化を図った。

(平成21年度決算額 45百万円)



**(15) 地域防災の推進**

消防庁においては、地域防災力の向上につなげるため、小中学生や地域住民に消防・防災に関する知識、技術を伝えるための指導者用防災教材「チャレンジ!防災48」を作成した。また、自主防災組織連絡協議会の結成促進・充実強化のための出前講座等を通して自主防災組織の活動の充実強化を図った。

(平成21年度決算額 34百万円)

**(16) 防災意識の高揚**

消防庁においては、国民の防災意識の高揚のため、テレビ放送やインターネットによる広報活動等を実施するとともに、地方公共団体に対し「防災とボランティア週間」等の機会を通じ、地域の実情に即応した広報活動や啓発行事等を実施するよう要請を行った。

(平成21年度決算額 0百万円)

**(17) 防災ボランティアの活動環境の整備推進**

消防庁においては、地方公共団体によるボランティアの活動環境整備の促進を目的とした連絡協議会を開催するとともに、災害ボランティア・データバンク（データベース）の登録団体、登録情報の拡充や、その維持管理及び保守点検を行った。

(平成21年度決算額 1百万円)

**(18) 緊急消防援助隊派遣体制の整備**

消防庁においては、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動するための要綱を策定するなど、早期出動体制の充実を図るとともに、消防組織法の一部を改正し、機動力の強化を図った。また、計画・通知等を盛り込んだ参考資料の作成・配布、関係機関との連携体制、装備資機材等に関する調査研究等を行う

とともに隊員の技術向上と部隊間の連携強化のため、地域ブロックごとの合同訓練を実施した。(平成21年度決算額 132百万円)

**(19) 緊急消防援助隊の情報通信機能の確保**

消防庁においては、緊急消防援助隊を迅速かつ効果的に運用するため緊急消防援助隊の部隊位置や状態を管理する動態情報システムについて運用体制の確保を行った。

(平成21年度決算額 17百万円)

**(20) 防災情報通信体制の整備**

消防庁においては、大規模災害発生時に映像情報等の災害情報収集・伝達体制の充実強化を図るため、災害現場の映像等を通信衛星を介して消防関係機関へ配信することを想定した映像送受信訓練を行うほか、消防庁が保有する各種システムの整備を図った。

(平成21年度決算額 12百万円)

**(21) IT革命に対応した緊急通報等のあり方に関する検討**

聴覚・言語機能障がい等の「音声による意思疎通が難しい者」からの緊急通報手段に関して、音声によらない、電子メール、WEB又はFAX等を活用した緊急通報について、全国の消防本部及び関係事業者に対してアンケート調査やヒアリングを行った。

(平成21年度決算額 4百万円)

**(22) 消防・救急無線等のデジタル化の推進**

消防庁においては、各消防機関の計画的なデジタル化を推進するにあたり、複数消防本部が早期かつ効率的に無線設備の広域化・共同化を行うため、アドバイザー派遣等を行った。

(平成21年度決算額 38百万円)



**(23) 防災情報の共有化に向けたシステムの構築**

消防庁においては、各種災害発生時に、迅速に正確な情報を収集し、防災関係機関で共有するとともに、その情報を地方公共団体等に対し、確実に提供するための体制を構築した。(平成21年度決算額 14百万円)

**(24) 消防団の充実強化・活性化**

消防庁においては、消防団の認知度を高めるためのPR、消防団協力事業所表示制度の全国展開、消防団員確保アドバイザーの派遣、消防団の新戦力の確保（消防団活動を円滑化するための事業所や大学等への働きかけ、将来の地域防災の担い手・消防団員等となる児童・生徒等の防災教育の普及促進）などにより、消防団の充実強化を図った。

(平成21年度決算額 89百万円)

**(25) 救急業務の高度化の推進**

消防庁においては、消防機関と医療機関の連携による円滑な救急搬送・受入医療体制の構築の検討、救急車適正利用の啓発、全国メディカルコントロール（MC）協議会連絡会の開催を行うことにより、救急業務の高度化の推進を図った。

(平成21年度決算額 14百万円)

**(26) 救助技術高度化の推進**

消防庁においては、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会を設置し、新たな救助事象に対応する活動技術の検討を行うとともに、全国消防救助シンポジウムを開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図った。

(平成21年度決算額 9百万円)

**(27) 災害伝承情報データベースの整備**

消防庁においては、各地の災害にまつわる言い伝えなどの情報や古くから残されている絵画等を集約整理し防災意識の向上に役立てるため構築したデータベースの更新・維持管理を行った。

(平成21年度決算額 3百万円)

**(28) 地域防災計画情報システムの維持管理**

消防庁においては、インターネットを通じて公開している都道府県の地域防災計画データベースの維持管理を行い、地方公共団体間の情報共有による広域的な相互支援の推進等、防災体制の充実を図った。

(平成21年度決算額 4百万円)

**(29) 消防と医療の協議システム構築の推進**

消防庁においては、救急搬送において医療機関への照会回数が多数に及ぶ選定困難事案が多発していることを受け、円滑な救急搬送・受入医療体制を確保するためのシステムを構築するため、消防と医療の連携を推進した。

(平成21年度決算額 33百万円)

**(30) 救助資機材の高度化の検討**

消防庁においては、大規模・特殊災害に迅速に対応するために、新たな救助資機材についての研究・検討を行った。

(平成21年度決算額 1百万円)

**(31) 救急業務におけるICT化に関する検討**

消防庁においては、救急隊（救急隊員）と医療機関（医師）との傷病者バイタルサイン等の情報伝達における画像伝送システムの活用について検証し、救急業務の効率化を図った。

(平成21年度決算額 4百万円)

**(32) 市町村の消防の広域化の推進**

消防庁においては、市町村の消防の広域化についての取組を支援するため、消防広域化セミナーの開催、消防の広域化を踏まえた消防のあり方検討会の開催、消防の広域化の周知・広報のためにパンフレットの作成及び消防広域化推進アドバイザーの派遣を行うとともに、消防広域化支援策として所要の地方財政措置を講じ、市町村の消防の広域化の推進を図った。（平成21年度決算額 7百万円）

**(33) 新型インフルエンザ発生時の適切な救急業務提供体制の整備**

消防庁においては、新型インフルエンザ発生時の感染防止を中心とした救急業務提供体制を確立するため、検討及び訓練を行い、救急体制の充実・強化を図った。

（平成21年度決算額 4百万円）

**(34) 市民の救急相談に応じる窓口の設置**

消防庁においては、市民が救急車を呼ぶべきか、自分で受診すべきか迷った際に電話で相談するための窓口を設置するため、奈良県、愛知県、大阪市において救急安心センターを設置し、効果の検証を行った。

（平成21年度決算額 328百万円）

**(35) 救急車の適正利用等の推進**

消防庁においては、限りある資源である救急車を適切に利用してもらうための普及啓発を推進した。

（平成21年度決算額 2百万円）

**(36) 救急統計活用による救命処置効果の検証**

消防庁においては、救急統計を活用して、救急隊の行う救命処置の効果等についての検

証を行った。

（平成21年度決算額 11百万円）

**(37) 救急隊員の教育用資器材の整備**

消防庁においては、救急業務の高度化を推進するため、救急救命士を含む救急隊員の教育体制の充実・強化のため、高度訓練人形と救急救命処置として追加されたエピペン（訓練キット含む）を全国の803消防本部に整備した。（平成21年度決算額 1,458百万円）

**(38) 全国瞬時警報伝達システム（J-ALERT）のシステムの高度化**

消防庁が運用している J-ALERT について、状況に応じた柔軟な音声放送や、地方公共団体に設置した受信機等の稼働状況の消防庁での確認、オンラインでのソフトウェアのバージョンアップ等が可能となるようシステムの高度化を進めた（～23年度）。

（平成21年度決算額 66百万円）

**(39) 全国瞬時警報伝達システム（J-ALERT）の整備**

高度化したシステムに対応した受信機等を整備する都道府県及び市区町村に交付金（10/10）を措置することとし、J-ALERT の全国的整備を進めた（～23年度）。

**(40) 文教施設における防災対策の強化・推進**

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックを作成し、普及・啓発を図った。また、地方公共団体等の設置者が行う学校施設の総合的な防災機能強化の支援や、応急危険度判定技術者の養成など、総合的・計画的な防災対策を強化・推進した。

(平成21年度決算額 10百万円)

#### (41) 災害救助調査研究・研修事業

厚生労働省においては、日本赤十字社が災害救助を適切かつ迅速に実施する上で必要な調査研究を行い、その成果について研修等を通じ関係者に広く情報提供していく災害救助調査研究・研修事業に対する補助を行った。

(平成21年度決算額 27百万円)

#### (42) 災害医療調査ヘリコプターの運用

厚生労働省においては、災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るためのヘリコプターのチャーター費用の補助を行った。

(平成21年度決算額 10百万円)

#### (43) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用の補助を行った。(平成21年度決算額 2百万円)

#### (44) 農村防災・災害対応の指導体制強化

農林水産省においては、国営施設の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データを収集、整理しリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステムの整備のため、システム基本設計等を行った。

(平成21年度決算額 23百万円)

#### (45) 山地防災情報の周知

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域住民に対する山地災害

危険地区等の山地防災情報を行政と地域住民とが相互に伝達・共有する体制の整備等のソフト対策を推進した。

#### (46) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営施設の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データを収集、整理しリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステムの整備のため、システム基本設計等を行った。

(平成21年度決算額 21,354百万円の内数)

#### (47) 中小企業BCP策定に関する支援

(株)日本政策金融公庫等においては、中小企業が策定したBCP(事業継続計画)に基づき防災設備を設置する者に対する融資制度を推進した。

#### (48) 国土交通省内の防災情報の一元的提供

国土交通省においては、国土交通省が保有する防災情報を集約し、国民にわかりやすく提供することを目的としたホームページ「防災情報提供センター」(<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>)で、リアルタイム雨量、リアルタイムレーダーや国土交通省の災害対応に関する情報等を容易に入手できるよう一元的な提供を行った。

#### (49) 災害発生時の緊急輸送ネットワーク確保のための体制整備

国土交通省においては、災害発生時に最適な輸送モード、最適な体制による緊急輸送を確実に実施するため、地方運輸局と関係機関、輸送事業者等との適切な連携体制の構築及び輸送の具体的実施方策等について

定める緊急輸送マニュアルを作成した。

(平成21年度決算額 19百万円)

#### (50) 土地保全基本調査の実施

国土交通省においては、危険な自然作用から国土を保全するため、自然環境、災害対策の実績等の概況を調査する土地保全基本調査を実施した。

(平成21年度決算額 36百万円)

#### (51) 道路交通情報の充実

警察庁、総務省及び国土交通省においては、災害情報、工事・交通規制情報等の情報をリアルタイムにカーナビゲーション装置へ提供する VICS（道路交通情報通信システム）について、積極的に取組を推進し、情報内容の充実等を図った。また、警察庁及び国土交通省においては、道路利用者等に対して交通情報板、道路情報板、(財)日本道路交通情報センター等から提供する道路交通情報の充実等に向けて情報収集・提供業務の推進を図った。さらに、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等の異常気象時において、事前通行規制区間における規制開始・解除の見通し情報の提供に努めた。

#### (52) 災害に対応した道路防災情報システムの整備等

国土交通省においては、災害発生の際に国民等からより詳細な被災状況を収集し、道路災害情報を迅速に提供するため、道路防災情報システムの導入を推進した。

#### (53) 災害時における公共交通情報システムの整備

国土交通省においては、災害・事故等発生

時における公共交通機関の運行情報等を一元的かつリアルタイムに収集・提供するためのシステムの整備・運営を行った。

(平成21年度決算額 10百万円)

#### (54) 地籍調査の実施

国土交通省においては、災害からの円滑な復旧に備えるため、土地の面積や境界を正確に把握し記録する地籍調査を実施した。

(平成21年度決算額 11,229百万円)

#### (55) 予報、警報その他の情報の発表、伝達

気象庁においては、適時適切な予報、警報その他の情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。また、各種天気図や波浪、海流及び海水の実況・予想図等について、気象無線模写通報（無線ファクシミリ放送）等による提供を行った。さらに、アジア太平洋気候センターにおいては、アジア太平洋域各国に季節予報のための数値予報資料や気候の監視に関する情報、及び地球温暖化予測情報の提供を行うとともに、域内各国の異常気象災害の軽減に向けた取組みを支援する活動を行った。

#### (56) 地球規模の高度海洋監視システムの推進

気象庁においては、文部科学省、海上保安庁等と連携して、全世界の海洋の状況をリアルタイムで監視・把握するとともに、海洋変動・気候変動の把握・解明等を進展させるための地球規模の高度海洋監視システム（アルゴ計画）を推進した。

(平成21年度決算額 9百万円)

#### (57) 注意報・警報の細分区域の見直し

気象庁においては、防災関係機関の防災活動に直結するきめ細かな防災気象情報の発表



の推進を図るため、都道府県などの地元関係機関と協議し、近年の観測技術、予報技術の進展を背景として、防災関係機関の管轄範囲及び災害特性から、二次細分区域の設定・見直しを進めた。

#### (58) 北西太平洋津波情報、インド洋津波監視情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、北西太平洋域各国からの要請を受け、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋津波情報として北西太平洋関係各国に対して提供した。また、インド洋における津波災害の軽減に資するため、インド洋沿岸各国からの要請を受け、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、インド洋において津波早期警戒システムが構築されるまでの当面の間の暫定的な措置として、津波の到達予想時刻等をインド洋津波監視情報としてインド洋沿岸各国に対して提供した。

#### (59) 沿岸防災情報図の整備

海上保安庁においては、災害時に海上からの救難・救助活動を迅速かつ適切に実施するため、海岸線、水深等の自然情報、公共機関所在地等の社会情報及び災害危険地、避難地等の防災情報を網羅した沿岸防災情報図の整備を引き続き行った。

(平成21年度決算額 2百万円)

#### (60) 緊急地震速報の訓練

内閣府と気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるよう、6月と12月に、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な

参加を呼びかけた。

## 2 震災対策

### 2-1 教育訓練

#### (1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、震災発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、都道府県警察に対して、震災対策上必要な教育訓練の実施を指示した。また、緊急災害警備本部の設置運営訓練、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練、官邸等への映像伝送通信訓練等各種災害警備訓練を行った。さらに、指定自動車教習所における教習等において、交通の方法に関する教則等を用いて、東海地震に係る警戒宣言発令時及び大規模地震発生時並びに災害対策基本法による交通規制時における運転者の採るべき措置について周知徹底が図られるよう、都道府県警察に対し指導した。

#### (2) 消防庁における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対して、震災時の救急・救助、避難誘導等の消防活動をはじめ、震災対策に関する教育訓練を行った。また、都道府県、市町村の首長及び幹部等に対して、大規模災害発生時の対応能力向上のためのトップマネジメントコースを実施した。

消防庁においては、国の総合防災訓練のほか、参集訓練、情報収集訓練等を行うとともに、地域の実情に応じた実践的な各種訓練の実施等、災害に強いまちづくりのために必要となる重要な事項について地方公共団体に対し要請・助言等を行った。



### (3) 大規模津波総合防災訓練

国土交通省においては、総合防災訓練大綱に基づき、東海地震による津波を想定し、国土交通省が作成した計画により、静岡県沿岸住民と防災関係団体・関係機関が協力、連携し、住民の避難訓練、地震津波情報の収集・伝達、漂流者救助・救急、応急復旧、物資輸送訓練等を行った。

### (4) 津波警報・注意報の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報・注意報発表の迅速化を図るため、地震発生時における震源の決定及び津波判定並びに津波警報・注意報の発表作業の訓練を全国中枢(本庁・大阪)にて行うとともに、地方公共団体が行う訓練にも積極的に参加協力した。また、地震予知情報を報告するための異常発見、地震防災対策強化地域判定会、東海地震に関連する情報等に係る業務の円滑な遂行を期するための訓練を実施した。

### (5) 海上保安庁における震災対策訓練

海上保安庁においては、9月1日の「防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練の一環として、政府対策本部等の設置運営、情報伝達、巡視船艇・航空機動員手続き等の訓練を実施したほか、海上における実働訓練等の大規模地震災害対策訓練を実施した。

## 2-2 防災施設設備の整備

### (1) 広域防災基地(立川)の整備

内閣府においては、南関東地域に広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる立川広域防災基地について整備を行った。(平成21年度決算額 36百万円)

### (2) 公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策拠点となる公共施設や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進した。

### (3) 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備を実施した。

(平成21年度決算額 9,554百万円)

### (4) 国立大学法人等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、校舎等の耐震補強整備への支援を行い、防災機能の強化を実施した。

(平成21年度決算額149,633百万円の内数)

### (5) 公立学校施設等の整備

文部科学省においては、公立学校等の防災機能の強化のため、次の施策を行った。

- ・公立小中学校等施設について、地方公共団体からの要望に応じた予算措置を行い、耐震化事業を積極的に推進した。

(平成21年度決算額322,880百万円の内数)

- ・浄水型プール等の整備事業並びに学校給食施設の整備事業に対し補助を行った。

(平成21年度決算額272,038百万円の内数)

### (6) 私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、私立学校の施設について、防災機能の強化のための施設整備事業に対し補助を行った。

(平成21年度決算額 24,686百万円の内数)

### (7) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、都道府県において災害拠点病院等の耐震整備に対する補助を行うための基金を設置するため、医療施設耐震化臨時特例交付金を都道府県に交付した。

(平成21年度決算額 122,210百万円)

厚生労働省においては、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行った。

(平成21年度決算額 12百万円)

### (8) 緊急時給水拠点確保等事業

厚生労働省においては、地震の被害が予想される地域において、配水管等管路を利用した貯留施設及び緊急遮断弁の整備並びに貯水池容量の増大及び連絡管整備を促進するとともに、配水池や浄水場等の耐震補強事業等を推進するため、その整備に要する費用に対して補助を行った。

(平成21年度決算額 8,445百万円)

### (9) 水道管路近代化推進事業

厚生労働省においては、地震等による被害を受けやすい石綿セメント管及び老朽化した铸铁管等の更新の推進を図るため、その整備に要する費用に対して補助を行った。

(平成21年度決算額 13,897百万円)

### (10) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老

朽建物の建替等に取り組み、耐震性の向上を図った。

### (11) 山地災害に対する整備

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設整備等を重点的に実施するとともに、岩手・宮城内陸地震等による山地災害の発生地区における荒廃地、荒廃危険地等の整備を推進した。

### (12) 水産物流通拠点となる漁港の耐震対策

農林水産省においては、平成19年6月に策定された漁港漁場整備長期計画に基づき、地震発生後においても水産物供給の維持を図るとともに、地震発生時に漁港で作業する人々の人命や資産の防護を図るため、水産物流通拠点となる漁港において、産地市場前面の陸揚げ用の岸壁の耐震化を促進した。

### (13) 災害対応型給油所普及事業

経済産業省においては、地震等の大規模災害発生時に対応するための緊急車両への燃料供給等の石油製品の安定的な供給や、帰宅困難者に対する飲料水提供等の支援を行うことができる体制を構築するため、自家発電設備や貯水設備等を設置する災害対応機能を備えた給油所の普及を図った。

(平成21年度決算額 488百万円)

### (14) 水力発電施設の耐震性能調査

経済産業省においては、昨今国民の関心が高まっているダム等水力発電設備の耐震性能について検証した。また、水力発電施設の耐震設計の方法について定めている電気事業法に基づく発電用水力設備の技術基準について

も検討した。

(平成21年度決算額 45百万円)

#### (15) 防災拠点官庁施設等の耐震化

国土交通省においては、防災拠点となる新潟第2地方合同庁舎（II期）等について整備を実施したほか、官庁施設の総合耐震診断結果に基づき、内閣本府庁舎（A棟）等の緊急性の高い要整備施設26件の耐震補強等整備を行った。

(平成21年度決算額 34,643百万円の内数)

#### (16) 建設機械の整備

国土交通省においては、災害時の緊急輸送道路確保等に必要な機械を整備した。

#### (17) 震災に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施した。

- ・避難地、避難路、防災活動拠点となる防災公園の整備

(平成21年度決算額 36,973百万円の内数)

- ・密集市街地等において避難路として活用される道路等における街路事業の実施
- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の整備
- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

(平成21年度決算額 2,176百万円の内数)

- ・三大都市圏のうち、特に地震の際に危険度の高い地区における避難地等と周辺住宅地の一体的な拠点整備

また、災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

- ・密集市街地をはじめとする防災上危険な市

街地における都市防災総合推進事業の実施

(平成21年度決算額 3,268百万円の内数)

- ・三大都市圏の木造密集市街地等における都市再生区画整理事業の実施

(平成21年度決算額14,602百万円の内数)

- ・低層木造建築物の密集した既成市街地における市街地再開発事業の促進

(平成21年度決算額52,112百万円の内数)

- ・まちづくり交付金を活用した耐水性水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

(平成21年度決算額236,040百万円の内数)

#### (18) 下水道における震災対策

国土交通省においては、「下水道総合地震対策事業」を活用し、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するため、重要な施設の耐震化を推進するとともに、被災した場合における下水道機能のバックアップ対策等を進めた。

また、新潟県中越地震の教訓等を踏まえ、液状化対策によるマンホールの浮き上がり防止等、災害に強い下水道づくりを推進するとともに、下水処理場間のネットワーク化による代替路の確保、下水道管きょを利用した情報通信網の整備、下水処理場等の避難地等としての活用等を推進した。

さらに、耐震化等の機能高度化を考慮し、長寿命化対策を含めた改築を推進した。

(平成21年度決算額 655,087百万円の内数)

#### (19) 河川の整備

国土交通省においては、人口、経済活動の集積したゼロメートル地帯等において、大震災等により堤防が沈下して浸水した場合の壊滅的被害を防止するため、堤防の耐震性向上対策を実施した。また、大地震等の大災害時において、被災者の救援活動、被災地の復旧

活動及び物資の輸送等に活用できる緊急用河川敷道路を整備した。

## (20) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生に備え、地震に起因する土砂災害により住宅等が被災することがないように、土砂災害対策を重点的に実施した。特に、住宅等の耐震化改修を促進する必要がある地域において土砂災害対策を実施するなど、連携により効果的な整備を実施した。

また、新潟県中越地震や福岡県西方沖を震源とする地震などの活断層に起因する地震により発生する土砂災害対策等を重点的に実施した。

さらに、土砂災害の危険箇所が集中して存在する都市部における土砂災害対策を実施した。

## (21) 道路における震災対策

国土交通省においては、震災が発生した場合においても安全で信頼性の高い道路の通行を確保するため、広域的な幹線道路ネットワークの整備を図るとともに、緊急輸送道路等の橋梁耐震補強等各種道路事業を実施した。

## (22) 住宅市街地の防災性の向上の推進

国土交通省においては、不良住宅の密集地区や狭隘な道路の多い地区等において、不良住宅等を除去し、耐震性・耐火性の高い住宅に建て替えるとともに、地区の住環境の整備を行いつつ地区の防災性の向上を図るため、板橋区大谷口上町地区等において、住宅地区改良事業等を実施した。

(平成21年度決算額 176,349百万円の内数)

国土交通省においては、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な政策課題により機動的に対応するために、新田地区（足立区）、門真市北部地区（門真市）等において、住宅市街地総合整備事業を実施した。

(平成21年度決算額 125,440百万円の内数)

国土交通省においては、新耐震基準施行以前に建設された耐震性の低い既存の公営住宅団地について、早急に建替事業を実施し、防災性の強化を図った。

(平成21年度決算額 176,349百万円の内数)

## (23) 老朽公営住宅の建替の推進

国土交通省においては、新耐震基準施行以前に建設された耐震性の低い既存の公営住宅団地について、早急に建替事業を実施し、防災性の強化を図った。

(平成21年度決算額176,349百万円の内数)

## (24) 港湾の大規模地震対策

国土交通省においては、人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送機能、経済活動に資する一定の海上輸送機能を確保するため、基幹的広域防災拠点や耐震強化岸壁を整備するとともに、緊急輸送ルートに接続する臨港道路の耐震強化、緑地等オープンスペースの確保を行った。

<港湾整備事業>

直轄：283,136百万円の内数

補助：76,415百万円の内数

<港湾広域防災拠点支援施設整備事業>

51百万円



**(25) 総合的な宅地防災対策の推進**

国土交通省においては、大地震時の大規模盛土造成地の被害を軽減するため、宅地造成等規制法に宅地の耐震基準を導入し、住民への情報提供等を図る変動予測調査（ハザードマップ作成）及び滑動崩落を防止する工事に要する費用について補助を行い、造成された宅地等の安全性の確保を図るなどの総合的な宅地防災対策を推進した。

（平成21年度決算額 3,268百万円の内数）

**(26) 海岸保全施設の整備**

農林水産省及び国土交通省においては、地震・津波対策として、堤防・護岸等の整備や水門・陸こうの自動化・遠隔操作化、ハザードマップ作成支援などのハード・ソフト施策を一体的に推進した。

**(27) 情報通信基盤の整備**

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、河川利用者等への情報提供に資する河川情報通信基盤の整備を推進した。

**(28) 地震観測施設の整備等**

気象庁においては、津波警報・注意報や地震情報等を迅速かつ安定して発表するため、気象庁本庁と全国の管区气象台及び沖縄气象台に設置しているシステムを本庁と大阪に集約する次世代地震津波監視システムの整備を実施した。また、緊急地震速報を安定して確実に提供するため、全国に展開している多機能型地震観測施設を一斉更新した。

（平成21年度決算額 2,713百万円）

**2-3 その他****(1) 地震対策等の推進**

内閣府においては、中部圏・近畿圏直下地震対策のマスタープランとなる大綱や、首都直下地震における避難者対策・帰宅困難者対策の具体方策等についての検討をふまえた大綱及び応急対策活動要領の修正を、中央防災会議にて決定した。また、荒川、利根川の大規模水害を対象とした発災時の課題や対策の検討を専門調査会にて行った。その他、住宅・建築物の耐震化や津波対策、火山災害対策、総合防災情報システムの整備、中山間地等の孤立集落対策、災害に強い地域づくり等を推進した。

（平成21年度決算額 1,285百万円）

**(2) 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備**

国土交通省においては、都市再生プロジェクト第1次決定を受け、東京圏において大規模かつ広域的な災害が発生した際、災害対策活動の核となる現地対策本部機能を確保するため、東京湾臨海部において、基幹的広域防災拠点の整備を推進した。有明の丘地区（東京都江東区）では、公園事業により園路広場や防災体験学習施設の整備等を行った。また、東扇島地区（神奈川県川崎市）では、港湾事業により緑地や港湾広域防災拠点支援施設等を整備し、平成20年6月に供用を開始した。（平成21年度決算額 2,621百万円）

**(3) 大震災警備対策の推進**

警察庁においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討を行った。



#### (4) 交通対策の推進

警察庁においては、広域交通管制システムを的確に運用するとともに交通安全施設等の整備を推進した。

#### (5) 大規模地震対策等の推進整備

消防庁においては、大規模地震に備えた実践的・広域的な防災対策を推進するため、災害対応能力と地域コミュニティの基盤・機能に関する検討を行った。

(平成21年度決算額 7百万円)

#### (6) 震度情報ネットワークシステムの全国一斉整備

震度情報を速やかに把握するとともに、地震災害の被害想定に基づき迅速な初動対応を行うため、都道府県の設置した震度計(2,500基)について、全額国費により精度の向上を図り、震度情報ネットワークシステムを全国一斉に整備した。

(平成21年度決算額 1,140百万円)

#### (7) 建築物の耐震化の推進

法務省の維持管理する耐震診断対象施設としては矯正施設が該当するが、そのうち、昭和56年の新建築基準法施行以前に設計・施工された施設で、中央防災会議における被災予想地域に存在する矯正施設について優先して最適な耐震改修計画を策定し、耐震改修を促進するために、耐震診断を実施した。

(平成21年度決算額 14百万円)

また、法務省においては、矯正施設その他法務官署施設について、耐震診断結果に基づき、耐震改修計画が策定できた建物から、順次、耐震改修を実施した。

(平成21年度決算額 44百万円)

#### (8) 国宝・重要文化財(建造物)の耐震診断・耐震対策の促進

文化庁においては、国宝・重要文化財(建造物)の耐震性の課題を把握するために、建築専門家を派遣し耐震対策の基礎となる所有者診断を実施した。

(平成21年度決算額 9百万円)

また、所有者が「重要文化財(建造物)耐震診断指針」に基づき実施する国宝・重要文化財(建造物)の耐震診断に対し補助を行った。

(平成21年度決算額 27百万円)

さらに、耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判断された国宝・重要文化財(建造物)の耐震対策工事に対し補助を行った。

(平成21年度決算額 57百万円)

#### (9) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、地震による鉄道施設の災害を防止するため、鉄道施設の地震防災対策について調査・検討を実施し、鉄道事業者に対して指導を行った。また、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅の耐震補強に要する費用について一部補助を行い、整備促進を図った。

(平成21年度決算額 1,080百万円)

#### (10) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律の的確な施行に努めるとともに、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について補助を行った。特に住宅・建築物の耐震改修に係る補助率の引上げ等耐震化を加速するための取組を実施した。

(平成21年度決算額125,440百万円の内数)

### (11) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を行った。

### (12) 空港の耐震化

国土交通省においては、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施した。

(平成21年度決算額 47,021百万円の内数)

### (13) 大規模な河道閉塞（天然ダム）への危機管理

国土交通省においては、平成20年岩手・宮城内陸地震などで得られた多くの教訓を踏まえ、今後、国内において大規模な天然ダムが複数形成される事態に備え、迅速かつ円滑な危機管理を行うために必要な事項を検討した。

### (14) 全国活断層帯情報整備

国土交通省国土地理院においては、都市域周辺部（山間地を含む）の特に地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層帯の情報整備として、空中写真判読、資料分析等により、活断層の詳細な位置や関連する地形の分布等を明らかにした都市圏活断層図を作成した。(平成21年度決算額 12百万円)

### (15) 基幹的広域防災拠点の運用体制の構築

国土交通省においては、首都直下地震や東南海・南海地震等の非常災害発生時に広域的な災害応急対策が円滑に実施できるよう、港湾広域防災拠点支援施設を適切に維持管理

し、非常災害時に備えた訓練を実施すると共に事業継続計画（BCP）の策定に向け検討を行った。(平成21年度決算額 82百万円)

### (16) 京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備

国土交通省においては、京阪神都市圏における大規模地震発生時の応急復旧活動等の災害対応力の向上を図るため、堺泉北港堺2区において、基幹的広域防災拠点の整備を推進した。

- ・高次支援機能を担う緑地及び直背後の耐震強化岸壁等とを結ぶ臨港道路の整備
  - ・港湾広域防災拠点支援施設の整備
- <港湾整備事業>

直轄：283,136百万円の内数

<港湾広域防災拠点支援施設整備事業>  
51百万円

### (17) 東海地震に関連する情報の発表、通報

気象庁においては、関係機関の協力を得て、地震防災対策強化地域の地震・地殻活動の監視・観測を行い、その観測成果等を東海地震に関連する情報として発表し、防災関係機関、報道機関等に通報した場合に、関係機関で適切な防災体制がとられるよう努めた。

### (18) 緊急地震速報、津波警報・注意報、地震情報等の発表、伝達

気象庁においては、地震観測の結果をもとに緊急地震速報、津波警報・注意報、地震情報等を発表し、防災関係機関及び報道機関に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。また、緊急地震速報については海底地震計及び島しょ部の地震計の利用、並びに、マグニチュード決定手法の改良などを行い、情報発表の迅速化や精度の向上を図った。

### 3 風水害対策

#### 3-1 教育訓練

##### (1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施した。また、都道府県警察に対して、風水害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

##### (2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対して、風水害対策に関する教育訓練を行った。

#### 3-2 防災施設設備の整備

##### (1) 治山事業の推進

農林水産省においては、森林の水源のかん養や土砂の流出・崩壊の防止機能等の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくり、水源地域の機能強化を図るために治山施設整備等を推進した。

##### (2) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震・津波対策として、堤防・護岸等の整備や水門・陸こうの自動化・遠隔操作化、ハザードマップ作成支援等のハード・ソフト施策を一体的に推進した。

##### (3) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備した。

##### (4) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象データを収集するためのテレメータや、ダム等の放流による河川水位上昇を付近の住民に警報するための警報設備を引き続き整備した。また、雨量、降雪量や大都市圏のゲリラ豪雨をリアルタイムで広域に捉えるためのレーダ雨雪量計の整備を行った。さらに、高機能化を図った河川情報システムの普及を推進すると共に、各部局及び地方自治体が保有するデータの共有を図る情報システム整備を推進した。

##### (5) 水防施設の整備

国土交通省においては、気象庁と共同で発表する直轄河川の洪水予報等の情報を迅速かつ的確に通報・伝達するため、観測施設等の整備を行った。

(平成21年度決算額 149百万円)

##### (6) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、土砂災害を防止するため、土砂災害防止施設及び土砂災害に対する警戒避難システム等の整備を実施した。

##### (7) 道路における防災対策

国土交通省においては、安全で信頼性の高い道路ネットワークの整備を推進するとともに、対策が必要な法面等における落石防護工、雪崩・地吹雪対策を実施した。

#### 3-3 その他

##### (1) 風水害・土砂災害・雪害対策の推進

内閣府においては、風水害、土砂災害、雪害の被害軽減のため、地域コミュニティの力を活用した防災力向上策の検討を行った。

(平成21年度決算額 4百万円)

## (2) 災害時要援護者の支援対策

内閣府及び消防庁においては、地方公共団体の災害時要援護者の避難対策を促進するため、「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」を開催するなどして、全国の先進的な取組を課題別に示した「災害時要援護者の避難対策事例集」を作成・公表した。

(平成21年度決算額 9百万円)

## (3) 風水害・土砂災害・高潮災害・津波対策の推進

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの周知徹底について」(平成21年5月、内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁 共同通達)を発出し、地方公共団体に対して、避難勧告等に係る発令基準等を定めたマニュアルが速やかに作成するよう、助言を行った。

## (4) 平成21年7月中国・九州北部豪雨及び平成21年台風第9号に伴う大雨を受けての対策

「平成21年7月中国・九州北部豪雨及び平成21年台風第9号に伴う大雨を受けての対策について」(平成21年8月、内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、気象庁 共同通達)を発出し、平成21年7月中国・九州北部豪雨及び平成21年台風第9号に伴う大雨を受けて、改めて、関係機関と十分な連絡調整を図り、市町村における避難勧告等に係る発令の判断基準の策定等を促進するとともに、特に災害時要援護者及び災害時要援護者関連施設に係る避難支援対策を重点的に実施していただくよう、助言を行った。

## (5) 風水害に対する警戒体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して、災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立及び迅速な避難誘導の徹底を指示するなど、警戒警備体制の強化を図った。

## (6) 風水害対策の推進

消防庁においては、災害時要援護者の避難誘導体制を含めた避難体制の整備、避難勧告等の迅速かつ的確な発令・伝達、災害危険箇所の把握及び周知、二次災害防災対策の強化、実践的な防災訓練の実施及び防災知識の普及等について地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

また、「平成21年7月中国・九州北部豪雨及び平成21年台風第9号に伴う大雨を受けての対策について」(平成21年8月、内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、気象庁 共同通達)の内容の伝達や、その他の風水害対策を促進するため、都道府県防災主管課長会議を開催した。

## (7) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

「災害弱者関連施設に係る複合的な土砂災害対策の実施について」(平成11年1月、文部省、厚生省、林野庁、建設省、消防庁 共同通達)等を受け、次の対策を実施した。

## (8) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

農林水産省においては、災害時要援護者関連施設に係る農地の保全に係る地すべり危険箇所の周知等、地すべり対策事業等による防災対策を推進した。また、高齢者や障害者等の自力避難が困難な者が入居する災害時要援



護者関連施設を保全するため、治山事業を重点的に実施した。

#### (9) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

国土交通省においては、被害想定区域内にある災害時要援護者関連施設の管理者等に対して、市町村と協力して地域防災計画に基づき警戒避難体制の整備を行うよう指導するとともに、自力避難が困難な者が入所・入院している施設等を保全対象に含む緊急的に対応すべき箇所について警戒避難体制を確立する情報基盤の整備や、砂防設備等の整備を実施した。

#### (10) 国土交通省・林野庁と郵便事業株式会社・郵便局株式会社との連携による土砂災害・山地災害警戒避難体制の強化

地域住民への土砂災害・山地災害関連情報の提供を行うなどの協力要請（国土交通省・林野庁と郵便事業株式会社・郵便局株式会社（以下、「郵政2社」という。))に基づき、土砂災害・山地災害警戒避難体制の強化を行うため引き続き砂防担当機関・治山担当機関と郵政2社との連携を推進した。

#### (11) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、3大都市圏等においてXバンドMPレーダの整備を推進するとともに、モデル河川において高度な洪水予測システムを構築するなどによる洪水予測の高精度化等を図った。

#### (12) 河川情報の提供の推進

国土交通省においては、地方整備局に水災害予報センターを置き、災害時における迅速な危機対応が可能となるよう、リアルタイム

のレーダ雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報を提供した。また、地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じたきめ細やかな河川情報の提供を推進した。

#### (13) 国土交通省と気象庁との河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省と気象庁においては、水防法及び気象業務法に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を実施した。

#### (14) 総合治水対策の実施

国土交通省においては、浸水被害の著しい既成市街地が大部分を占める河川流域等について、河川や下水道の整備、流域の保水・遊水機能の確保等を行うための流域貯留浸透事業等の総合治水対策を推進した。特に、鶴見川等全国17の総合治水対策特定河川について、総合治水対策特定河川事業による河川改修の重点的实施、流域の保水・遊水機能の確保等、流域整備計画に基づく諸施策を実施した。また、上記17河川以外の河川においても、浸水想定区域図及び浸水実績の公表を推進した。

#### (15) 総合的な都市型水害対策の推進

国土交通省においては、平成15年6月に成立した特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害等の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で流域水害対策計画を作成し、本計画に基づき、河道から離れた雨水貯留浸透施設の河川管理者による整備などを行うことにより、総合的な都市型水害対策を推



進した。

#### (16) 災害危険区域図等の作成、公表

国土交通省においては、浸水想定区域図及び土砂災害危険区域図の作成・公表を推進するとともに、市町村が作成する災害が発生した場合の状況を想定した避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を示したハザードマップの作成を支援し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図った。浸水想定区域図については、平成17年7月に施行された改正水防法に基づき浸水想定区域の指定対象を従来の大河川だけでなく中小河川にまで拡大し、洪水ハザードマップの作成・普及の促進を図った。

#### (17) 氾濫域対策の推進

国土交通省においては、住宅地の嵩上げや輪中堤等の築堤を実施した。

#### (18) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害の恐れのある区域の指定の促進を支援し、既存の諸制度と相まって総合的な土砂災害対策を実施した。また、土砂災害による被害の軽減を図るため、「土砂災害警戒避難ガイドライン（H19.4国交省砂防部）」及び「土砂災害警戒避難事例集（H21.9国交省砂防部）」により市町村の警戒避難体制整備を支援するとともに、避難勧告発令や住民の警戒避難行動等を支援することを目的に、気象庁と連携して、土砂災害警戒情報を全都道府県で作成・伝達した。

このほか、土砂災害予警報システム等の整備、土砂災害ハザードマップ等の作成・公表、表示板設置など適切な警戒避難体制の確

立に向けた各種施策を講じた。

さらに、近年、想定を越える降雨や地震等により、大規模土砂災害が発生していることから、大規模土砂災害の危機管理体制の整備を推進した。

#### (19) 土砂災害防止のための啓発普及活動

国土交通省においては、土砂災害に関する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等を強力に推進し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的として、土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間を実施した。

月間中には、土砂災害防止推進の集い（全国大会）を山梨県で開催したほか、第3回「土砂災害・全国統一防災訓練」の実施、広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰、土砂災害に関する絵画・ポスター・作文の募集を行うとともに、各地で講演会、見学会の開催、危険区域の周知、砂防ボランティア等と連携して実施する危険箇所点検等を実施した。

#### (20) 水防に関する啓発普及活動

国土交通省においては、水防の意識及び重要性について国民の理解と関心を高めるとともに、水防に対する国民の協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体、その他関係機関とともに各種の行事及び活動を実施した。特に、関係団体と連携して、水防団員等に対して水防技術の習得・研鑽、水防に関する基本的考え方の普及を図るため、利根川等9河川において洪水時に際しての水防工法、情報伝達、救援、救護避難訓練等の総合的な演習を実施した。

また、都道府県及び市町村の職員に対し、

水防に関する実務的知識を修得させるため、関係団体と連携の下に水防研修を実施するとともに、主として水防団員の水防技術の向上及び伝承を図るため、水防工法の実技演習を中心とした水防技術講習会を実施した。

#### (21) 風水害基礎情報整備

国土交通省国土地理院においては、ハザードマップ作成の基礎情報とするため、精密地形データの取得を行い、地形分類、防災関係施設等の分布に関する事項を空中写真判読、現地調査等により調査し、防災数値データを整備するとともに、2万5千分の1土地条件図を作成した。

(平成21年度決算額 60百万円)

#### (22) 高密度地形データを用いた斜面崩壊予測のための大縮尺地形分類手法の開発

国土交通省国土地理院においては、航空レーザー測量による詳細な標高データ等を用いて、山地斜面の効果的な地形分類手法及び、斜面崩壊の危険度マップとして用いられる大縮尺地形分類図の作成手法を開発に関する研究を行った。

(平成21年度決算額 11百万円)

#### (23) 精密3D電子基盤情報の整備

国土交通省国土地理院においては、全国の主な都市域の人口集中地区(DID)を対象に、水害、高潮、地盤災害等の対策に資するため、航空レーザー測量による精密な5mメッシュの三次元標高データを整備するとともに、精密3D地図データを作成した。

(平成21年度決算額 39百万円)

#### (24) 予報、警報その他の情報の発表、伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、

地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、以下のような防災気象情報の発表及び伝達を行った。

- ・気象、高潮、洪水に関する予報及び警報
- ・水防法等に基づく、国土交通大臣または都道府県知事が指定する洪水予報指定河川を対象とした洪水予報（国土交通省または都道府県と共同で発表）
- ・土砂災害警戒情報（都道府県と共同で発表）
- ・竜巻注意情報
- ・警報・注意報を補完する気象情報
- ・降水ナウキャスト

## 4 火山災害対策

### 4-1 教育訓練

#### (1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施するとともに、都道府県警察に対して、関係機関と連携した火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

### 4-2 防災施設設備の整備

#### (1) 火山地域における治山事業の推進

農林水産省においては、火山地域において荒廃地等の復旧整備及び泥流、土石流等による山地災害の未然防止を図るため、火山地域防災機能強化総合治山事業を行った。

#### (2) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における住民の安全確保のため、火山砂防事業により、ハード及びソフト対策の一体的な火山災害防止対策を実施した。

#### a 火山砂防事業の推進

火山地，火山麓地，又は火山現象により著しい被害を受ける恐れのある地域において，土石流，溶岩流，火山泥流等に対する砂防設備の整備を行った。

#### b 火山噴火警戒避難対策事業の推進

火山地域における住民の安全確保及び市町村が整備する火山防災ステーションにおける火山噴火時及び噴火後の緊急対策の実施のため，火山災害予想区域図の作成を推進するとともに，火山活動の状況及び異常な土砂の動き等を監視，情報伝達するために必要なワイヤーセンサー，雨量計，監視カメラや光ファイバ網等の整備を行った。

#### c 火山噴火対策の調査

火山活動による社会的影響の大きい火山において，火山噴火時に発生が想定される溶岩流，火山泥流，土石流等の土砂災害による被害を軽減するため，国及び都道府県の砂防部局において，火山毎に，緊急ハード対策の施工やリアルタイムハザードマップによる危険区域の設定などの火山噴火時の緊急対応や平常時からの準備事項等，ハード・ソフト対策からなる「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を推進した。

### 4-3 その他

#### (1) 活動火山対策の推進

消防庁においては，火山噴火災害に対する防災対策の充実強化を図るため，地域防災計画の整備充実，関係機関との連携，広域的な防災体制の確立，警戒避難体制の整備，防災知識の普及及び実践的な防災訓練の実施等について，関係地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行うとともに，最新の火山防災に関する情報等を共有するため「火山災害関係都道県連絡会議」を開催した。

#### (2) 火山災害防止のための啓発普及活動

国土交通省においては，火山地域の自治体が火山と地域の安全についての理解を深める等により，火山砂防事業の推進に寄与することを目的とした火山砂防フォーラムの開催（於：新潟県糸魚川市）を支援し，火山災害防止のための啓発活動を行った。

#### (3) 火山災害基礎情報整備

国土交通省国土地理院においては，活動的火山の自然条件及び既往災害等を把握し，火山ハザードマップ作成のための基礎資料とするため，地形分類，防災関係施設の分布等を空中写真判読，現地調査等により調査し，火山防災数値データを整備するとともに，火山土地条件図を作成した。また，火山基本図を作成した。（平成21年度決算額 6百万円）

#### (4) 火山地域における地殻変動の連続監視

国土交通省国土地理院においては，霧島山，桜島をはじめとする火山地域において，火山活動に伴う地殻変動の動向を的確に把握するため，電子基準点(GPS 連続観測施設)，GPS 火山変動リモート観測装置(REGMOS)，及び光波測距連続観測装置(APS)等による地殻変動の三次元的な連続監視を行った。

#### (5) 噴火警報，予報その他の情報の発表，伝達等

気象庁においては，噴火をはじめ火山現象に異常が認められた場合などには，その状況に応じて噴火警報，噴火予報の発表及びその一般及び防災関係機関への周知に努めた。また，必要に応じて火山機動観測班を現地に派遣し，各種の観測及び調査を行った。

（平成21年度決算額 449百万円）

## (6) 火山観測施設の整備

気象庁においては、火山噴火予知連絡会が監視・観測体制をより充実させる必要のある火山として選定した47火山について、各種観測機器（地震計、傾斜計、空振計、GPS、遠望カメラ）を整備し、監視体制を強化した。また、噴火警報等をより迅速・的確に発表するため、火山監視・情報センターシステムの機能を強化した。

（平成21年度決算額 4,175百万円）

## 5 雪害対策

### 5-1 教育訓練

#### (1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察に対して、関係機関と連携した救出救助訓練の実施、的確な警戒警備及び救助活動のための体制の確立について指示するなど、雪害警備訓練の積極的な推進を図った。

### 5-2 防災施設設備の整備

#### (1) 民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯における民間社会福祉施設に対し、除雪助成事業を行った。（平成21年度決算額 60百万円）

#### (2) 雪崩防止

農林水産省においては、積雪地域における雪崩による被害から集落等を守るため、柵工などの整備と一体的に森林の造成等を推進した。

#### (3) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するた

め、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づき、除雪、防雪、凍雪害防止、除雪機械設備に係る事業を実施した。また、鉄道駅周辺や中心市街地、通学路等、特に安全で快適な歩行空間を確保するため、冬期バリアフリー対策を実施した。

#### (4) 豪雪地帯対策

国土交通省においては、安全安心な雪国創造事業及び特別豪雪地帯先導的事業導入推進事業を行った。

（平成21年度決算額 107百万円）

#### (5) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行った。また、下水処理水や下水道施設等を活用した流雪・融雪等の積雪対策のより一層の推進を図った。

（平成21年度決算額655,087百万円の内数）

#### (6) 雪崩対策

国土交通省においては、環境対策やコスト縮減等に配慮した雪崩防止施設的设计・施工等について調査・研究を行った。

#### (7) 雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出の防止、除排雪機能を発揮できる砂防設備の整備を総合的・包括的に実施することを目的とする雪対策砂防モデル事業を実施した。

#### (8) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域にお



ける航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行った。

(平成21年度決算額 1,078百万円)

### 5-3 その他

#### (1) 風水害・土砂災害・雪害対策の推進

内閣府においては、風水害、土砂災害、雪害の被害軽減のために、地域コミュニティの力を活用した防災力向上策の検討を行った。

#### (2) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、都道府県警察に対して、雪害の発生実態を把握し、国民への情報提供を行うとともに、雪害の発生実態の分析検討及び部内外の広報紙、パトロール等を通じた広報啓発活動の実施について指示するなど、広報啓発活動の推進を図った。

#### (3) 雪害対策の推進

消防庁においては、雪害に対する防災態勢の強化について、関係地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行った。

#### (4) 集落における雪崩災害防止のための啓発普及活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命、財産の被害防止に資することを目的として、雪崩防災週間を実施し、雪崩防災シンポジウムの開催（於：栃木県日光市）をはじめとした広報活動の推進、危険箇所の周知、点検、警戒避難訓練等を実施した。

#### (5) 予報、警報その他の情報の発表、伝達

気象庁においては、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報その他の情報を発表し、防災関係機関、報道機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

## 6 火災対策

### 6-1 教育訓練

#### (1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対して、火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行った。

#### (2) 消防団員の教育訓練に対する補助

消防庁においては、消防団員のための各種教育訓練に要する経費について、財団法人日本消防協会に対し補助を行った。

(平成21年度決算額 32百万円)

#### (3) 海上保安庁における教育訓練

海上保安庁においては、船舶火災等に迅速的確に対応するため、研修訓練を実施するとともに、地方公共団体等と合同で消防訓練を実施した。

### 6-2 防災施設設備の整備

#### (1) 文化財の防火施設等の整備

文化庁においては、文化財の火災予防のため、自動火災報知設備、貯水槽等の防災設備の整備を214件行った。

(平成21年度決算額4,167百万円の内数)

#### (2) 林野火災の予防

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及、予防体制の強化、予消防組織の育成、林野火災予防情報システムの整備等を地域単位で推進する事業及び防火林道を整備する事業につき助成を行った。ま



た、国有林においても防火線の整備、防火林道の整備等を実施した。

(平成21年度決算額 126,113百万円)

### (3) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行った。

### (4) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、大阪空港2台、福岡空港1台の化学消防車の性能向上を図って更新を行い、東京、鹿児島空港の消防指揮車の性能向上を図った。また、「空港保安防災教育訓練センター」については、専門的かつ総合的な消火救難訓練等の運用を行った。一方、救急医療体制については、仙台、広島、松山空港の救急医療搬送車の更新を行い、老朽化した空港救急医療用資器材等の更新を行った。百里空港については、共用空港開始に伴い、救急医療搬送車及び電源照明車を配備した。

(平成21年度決算額 1,083百万円)

### (5) 海上消防能力の整備

海上保安庁においては、海上火災に対してよりの確に対処するため、消防機能を備えた巡視船を整備した。

## 6-3 その他

### (1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図った。

・火災予防対策、消防用機器器具業界の指導

育成等 (平成21年度決算額 5百万円)

・消防庁長官が行う大規模火災等における火災原因調査の実施

(平成21年度決算額 1百万円)

・製品火災対策の推進

(平成21年度決算額 25百万円)

・消防防災科学技術の推進・評価の実施

(平成21年度決算額 1百万円)

・火災の危険性の高い小規模施設に対応した防火対策の検討

(平成21年度決算額 12百万円)

・ハロン消火剤等の使用抑制に関する対応

(平成21年度決算額 2百万円)

・防火対象物の大規模・複雑化等に伴う防火安全体制の向上についての検討

(平成21年度決算額 7百万円)

・消防用設備等の国際標準化

(平成21年度決算額 10百万円)

・住宅用火災警報器等の普及促進

(平成21年度決算額 36百万円)

・消防法令に係る違反是正推進

(平成21年度決算額 5百万円)

・重要文化財(建造物)における防火防災対策の推進

(平成21年度決算額 7百万円)

・民間事業所における自衛消防力の確保

(平成21年度決算額 24百万円)

・統計情報等

(平成21年度決算額 8百万円)

・月刊誌「日本消防」の発行に対する補助

(平成21年度決算額 11百万円)

・民間防火組織の育成等による防火思想の高揚

(平成21年度決算額 9百万円)

・消防行統計データの高度活用を図るための、火災統計等の戦略的分析

(平成21年度決算額 6百万円)

・消防防災分野におけるICT活用のための

連携推進（平成21年度決算額 16百万円）

## （2）林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の啓発普及を行った。また、消防庁においては、林野火災特別地域対策事業の一層の推進に努めた。

## （3）建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査、検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進した。

## （4）火災気象通報等

気象庁においては、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、消防法に基づきその状況を直ちに都道府県知事に通報し、地方公共団体の火災予防対策に協力した。一般に対しては、乾燥注意報、暴風警報、強風注意報を適時発表して注意・警戒を喚起した。

# 7 危険物災害対策

## 7-1 教育訓練

### （1）消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職員に対して、危険物災害及び石油コンビナート災害予防及び応急対応に関する教育訓練を行った。

## （2）火薬類災害防止対策

経済産業省においては、火薬類取扱従事者に対する保安教育及び火薬類販売事業者に対する流通保安対策講習会等を行った。

（平成21年度決算額 1百万円）

## （3）海上防災訓練等

海上保安庁においては、石油コンビナートや国家石油備蓄基地の周辺海域を中心に、官民合同による油等排出事故対策訓練及び消防訓練を実施した。また、危険物管理施設の従業員等を対象に、危険物排出時や海上災害発生時の通報及び応急措置の具体的な方法等について、海上防災講習会等を通じて指導した。

## 7-2 防災施設設備の整備

### （1）大規模石油災害対策

経済産業省においては、海上での大規模な原油流出等の災害に対応するため、石油連盟が実施する災害対策用資機材の整備、災害対策技術等に関する調査研究及び国際会議の開催等に補助を行い、原油流出災害等への対応体制の整備を行った。

（平成21年度決算額 681百万円）

## 7-3 その他

### （1）火薬類の安全管理対策

警察庁においては、火薬類取扱事業者等による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の徹底及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対し指示した。

### （2）各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締

りの強化及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対し指示した。

### (3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、消防法に基づき、次の予防対策を推進した。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備（化学物質の有害危険性の国際基準化に対応した危険物の分類方法等の調査検討、新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討 等）

（平成21年度決算額 50百万円）

- ・危険物施設の安全確保対策及びその推進に関する調査検討

（平成21年度決算額 1百万円）

- ・危険物データベースの精度の向上

（平成21年度決算額 4百万円）

- ・「危険物災害情報等情報支援システム」及び「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の情報オンライン処理システム」運用による情報提供

（平成21年度決算額 9百万円）

- ・新規危険性物質の早期把握及び危険性評価

（平成21年度決算額 14百万円）

### (4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に際し、事業所内の施設のレイアウトについて規制を実施するとともに、必要な要請、助言等を行った。

（平成21年度決算額 3百万円）

消防庁においては、石油コンビナート等防災本部への要請、石油コンビナート等特別防災区域に関する地域情報管理システムの維持管理並びに石油コンビナート災害の低減に向けたレイアウト規制の合理化に係る検討及び

内部浮きぶた付き屋外タンクの異常時における対応マニュアル作成に係る検討等を行った。（平成21年度決算額 20百万円）

### (5) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導、都道府県取扱担当者に対する研修等を行った。

### (6) 高圧ガス及び火薬類保安対策の強化と拡充

経済産業省においては、高圧ガス及び火薬類に係る事故の原因調査・分析及び技術進歩等に対応した技術基準の作成・運用検討に係る事業を行った。

（平成21年度決算額 41百万円）

### (7) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物の特性に応じた安全対策を講じた。また、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し立入検査を実施した。

（平成21年度決算額 12百万円）

### (8) 危険物積載船舶及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、危険物による災害を防止するため、次の施策を講じた。

- ・危険物積載船舶に関する交通安全対策
- ・危険物荷役に関する安全防災対策
- ・大型タンカーバースの安全防災対策
- ・国家石油備蓄の安全防災対策
- ・排出油の防除対策

**(9) 沿岸海域環境保全情報の整備**

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除措置等の実施に資するため、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果と併せて電子画面上に表示できる沿岸海域環境保全情報の整備を行った。（平成21年度決算額 14百万円）

環境省においては、環境保全の観点から油等汚染事故に的確に対応するため、環境上著しい影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面（脆弱沿岸海域図）の公開、地方自治体職員等に対する活用の推進、更新のための情報収集を引き続き実施した。

（平成21年度決算額 5百万円）

**(10) 漂流予測体制の強化**

海上保安庁においては、油流出事故等による防除作業を的確に行うために精度の高い漂流予測が必要であることから、現場の巡視船からリアルタイムに海象・風等のデータが取得できる「船舶観測データ集積・伝送システム」を運用するとともに、ブイの移動結果から漂流予測の評価・逐次補正を行うための「漂流予測補正用ブイ」を引き続き整備した。

（平成21年度決算額 6百万円）

**(11) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録**

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、活用しようとする関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供しうる体制の確保に努めた。

**8 原子力災害対策****8-1 教育訓練****(1) 警察庁における教育訓練**

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、原子力に関する知識、原子力災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。

**(2) 消防庁消防大学校における教育訓練**

消防庁消防大学校においては、都道府県、市町村の防災担当者及び消防職員に対して、原子力災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行った。

**(3) 原子力防災対策のための研修等**

文部科学省においては、原子力防災関係者を対象に防災対策に係る研修等を行った。

（平成21年度決算額 987百万円）

経済産業省においては、原子力災害に対応する防災要員を対象に災害対応能力向上のための研修等を実施した。

（平成21年度決算額 20百万円）

**(4) 放射性物質安全輸送講習会**

国土交通省においては、放射性物質安全輸送の確保のため、輸送作業従事者等に対し、法令に基づく基準及び具体的運用方針の普及並びに安全知識の向上を図るとともに、輸送責任者に対する専門的知識の徹底を図った。

（平成21年度決算額 1百万円）

**8-2 防災施設設備の整備****(1) 原子力関係施設等立地地域の防災対策の支援**

文部科学省においては、原子力防災対策の



充実強化を図るため、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備、各種防災資機材の整備、緊急事態応急対策拠点施設及び緊急時における通信・連絡体制の維持等を行った。

## (2) 原子力施設等の防災対策

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行った。

### 8-3 その他

#### (1) 原子力防災対策に係る緊急技術助言組織の運営等

原子力安全委員会においては、原子力災害発生時に内閣総理大臣に対し必要な技術的助言を行うことを目的として設置している緊急技術助言組織の運営に必要な資機材の整備等を行った。(平成21年度決算額 5百万円)

#### (2) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体におけるハンドブックなどの活用の普及、原子力防災訓練への助言・協力等を行った。また、消防機関と原子力事業者の連携をより強化し、災害時における指揮・命令系統や情報収集・伝達体制などの充実強化を図るため、消防機関と原子力事業者との連携による現場指揮本部の設置・運営に関するマニュアルの整備を行った。

さらに、放射性物質災害発生時に備え、災害の態様に応じた対応体制の強化を図るため、消防大学校等に整備した緊急消防援助隊の放射性物質災害対応教育・訓練用資機材の校正を行った。

#### (3) 原子力施設等の防災対策

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行った。

#### (4) 自治体が行う防災対策への支援

経済産業省においては、地方公共団体が実施する防災資機材・施設の整備、訓練の実施等原子力防災の取組に必要な費用を交付し、地方自治体の防災体制の強化を図った。

(平成21年度決算額 2,562百万円)

## 9 その他の災害対策

### 9-1 教育訓練

#### (1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県、市町村の防災担当者及び消防職員に対して、生物剤及び化学剤に起因する災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行った。

#### (2) 労働災害防止のための教育

厚生労働省においては、安全衛生教育の推進、安全衛生に関する研修の実施、安全衛生意識の高揚及び労働災害防止協会の活動の促進を行った。

#### (3) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行った。(平成21年度決算額 3百万円)

#### (4) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、第9次船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害の防止を



効果的かつ具体的に推進するため、平成21年度船員災害防止実施計画を作成し、各事業者における自主的な船員災害防止体制の確立等を図るとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行った。

(平成21年度決算額 57百万円)

## 9-2 その他

### (1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、消防活動や防災体制を検討した。

(平成21年度決算額 1百万円)

### (2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図った。また、トンネル工事、橋梁工事等大規模建設工事等に対し、安全衛生管理の徹底のため、監督指導等を行うとともに、計画の事前審査を実施し、自主的労働災害防止活動の促進を図った。さらに、ボイラー・クレーン等特に危険な機械等について検査、検定制度の適切な運用を図るとともに、プレス、フォークリフト等危険な機械等の定期自主検査制度の定着を図った。

### (3) 鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、鉱山保安法及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき、立入検査を行った。

### (4) 岩石採取に伴う災害防止指導

経済産業省においては、岩石採取に伴う災害を防止するため、採石場等の現地調査を实

施し、合理化も含めた適切な指導を行った。

(平成21年度決算額 1百万円)

### (5) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、海上人命安全条約等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止するため、「外国船舶監督官」の組織を引き続き整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督（PSC）を実施した。

(平成21年度決算額 110百万円)

## 第5章 国土保全

### 1 国土基盤河川事業

国土交通省においては、我が国の国土保全上又は国民経済上、特に重要であり、全国的に重大な影響を及ぼす大河川の安全度の向上を目的とし、平成20年度において、大規模放水路、治水ダム等の治水事業をはじめとして、基幹大河川の整備を重点的に実施し、近年激甚な災害が発生した河川等について再度災害防止対策及び慢性的な床上浸水被害の解消を図る治水対策を推進した。また、都市化の進展等に対処し、水害の防止を図るため、市街化地域等に関連する都市河川の治水対策を重点的に推進するとともに、安全で快適な生活環境の実現等を図るため、まちづくりと一体的な河川整備を推進した。特に床上浸水被害が頻発している地域に関する河川のうち、特に対策が必要な河川を対象とした床上浸水対策特別緊急事業、流域の保水・遊水機能の維持増進、水害に対して安全な土地利用の誘導等と併せて、治水施設を総合的・計画的に整備する総合治水特定河川改修事業等を引き続き実施した。さらに、安定的な水資源を確保するため、渇水頻発地域における渇水対策等に資する多目的ダム建設事業、流況調整河川事業等を実施した。

(平成21年度決算額 610,282百万円の内数)

#### 1-1 直轄事業

##### (1) 直轄河川改修事業

- ・一般河川改修  
一級河川114河川及び北海道の河川2河川について実施した。
- ・総合治水対策特定河川改修

流域における保水、遊水機能の確保のための各種流域対策と併せて治水施設を計画的、総合的に整備する必要のある5河川の改修を実施した。

- ・特定構造物改築事業  
老朽化が著しく施設機能に著しい障害が生じている大規模な河川管理施設及び流下能力を著しく阻害している大規模な許可工作物の改築を19施設について実施した。
- ・高規格堤防（スーパー堤防）整備事業  
5水系の区間において、決壊による壊滅的被害の防止を図るため幅の広い堤防を築造し、併せて水辺を生かした良好な市街地環境の形成を図った。
- ・土地利用一体型水防災事業  
連続堤防による治水対策に代えて、集落を輪中堤や宅地嵩上げ等で効率的に短期間で整備する必要のある12箇所について実施した。

##### (2) 直轄床上浸水対策特別緊急事業

床上浸水被害が頻発している地域に係する河川のうち、特に対策を促進する必要がある7箇所について実施した。

##### (3) 直轄河川災害復旧等関連緊急事業

上流部での災害復旧等による下流部での流量増への対策を機動的、集中的に実施する必要がある1河川について実施した。

##### (4) 直轄河川激甚災害対策特別緊急事業

浸水家屋2,000戸等に相当する洪水被害を生じた直轄河川で、災害の再発を防止するため5河川について実施した。

**(5) 直轄河川維持修繕**

直轄河川において、従前の機能を保持するために必要な維持補修を行った。

**(6) 直轄河川工作物関連応急対策事業**

堰、水門、橋梁等工作物の付属施設又は関連施設である護岸、擁壁、護床工、又は門扉等について、前後の一連区間の治水機能に比較して、工作物周辺の治水機能が劣っているものについて、応急的に改良及び新・増設の改善措置をとった。

**(7) 直轄総合水系環境整備事業**

良好な河川環境及びダム環境を保全・復元並びに創出することを目的に、河川とダムの連携を図りながら汚濁の著しい河川とダム貯水池の水質改善、魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく損なわれている河川の自然環境の再生、河川環境教育の場や地域と連携したまちづくり等と一体となった水辺整備の推進を実施した。

**(8) 直轄流水保全水路整備事業**

流入支川等の水質が著しく汚濁している河川について、流水の適切な保全を図るため流水保全水路を活用した。

**(9) 直轄消流雪用水導入事業**

消流雪用水の確保が可能な河川から市街地を流れる中心河川等に消流雪用水を導入するための導水路整備を3箇所において実施した。

**(10) 直轄ダム**

51事業（建設工事41事業、実施計画調査10事業）を実施した。

**(11) 直轄河川都市基盤整備事業**

都市部の浸水被害の解消、水環境の改善を図るため、まちづくりと一体となった河川整備及び下水道整備と連携した河川改修等を20河川で実施した。

**1-2 水資源機構事業****(1) 水資源機構事業ダム**

8事業（建設工事8事業）を実施した。

**2 地域河川事業**

国土交通省においては、影響範囲が地域に限定され、地域の生活基盤と密接な関係がある中小河川の安全度の向上を目的とし、平成21年度において、中小河川の整備を重点的に実施し、近年、激甚な災害が発生した河川等について再度災害防止対策及び慢性的な床上浸水被害の解消を図る治水対策を推進した。また、洪水調整を行う治水ダムの整備をはじめ常襲的な浸水被害を防止するための中小河川の整備やハード・ソフト一体となった対策を推進した。このほか、住宅宅地供給や下水道整備等とあいまって、流域が一体となった総合的な治水安全度の向上を図るための河川事業等を推進した。また、都市化の進展等に対処し、水害の防止を図るため、市街化地域等に関連する都市河川の治水対策を重点的に推進するとともに、安全で快適な生活環境の実現等を図るため、水道用水の確保等を目的とした生活貯水池の整備、まちづくりと一体的な河川整備を推進した。特に地震・高潮対策等河川事業等、流域の保水・遊水機能の維持増進、水害に対して安全な土地利用の誘導等と併せて、治水施設を総合的・計画的に整備する総合治水特定河川事業等を引き続き実

施した。さらに、周辺環境に対し河川環境が著しく劣悪な市街地等の中小河川において、河岸の緩傾斜化、多自然化等を行うとともに市が施行主体となって地域に密着した河川整備を実施する都市基盤河川改修事業等を実施した。

(平成21年度決算額 197,828百万円の内数)

## 2-1 補助事業

### (1) 河川整備事業

- ・ 広域河川改修事業  
指定区間内の一級河川及び二級河川において、洪水・高潮等による災害の発生を防止する事業を実施した。
- ・ 土地利用一体型水防災事業  
宅地等のかさ上げ及び輪中堤等の築堤により早期に治水効果を上げる事業を実施した。

### (2) 流域治水対策事業

- ・ 総合治水対策特定河川事業  
流域の急激な都市化に伴い、治水安全度の低下が著しいため、流域の開発と治水施設整備が著しくバランスの崩れている都市部の特に対策が急がれる河川における河川整備を実施した。
- ・ 流域貯留浸透事業  
局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることから、流域内において貯留浸透機能を持つ施設の整備を実施した。
- ・ 特定構造物改築事業  
施設の長寿命化を計画的に行い、ライフサイクルコスト縮減を進めるため、長寿命化計画の策定及び延命化に必要な措置を実施した。

### (3) 床上浸水特別緊急対策事業

床上浸水被害が頻発しており、特に対策を促進する必要がある河川について総合的な治水手法を集中的に実施した。

### (4) 河川災害復旧等関連緊急事業

上流部での災害復旧等による下流部での流量増への対策を行う事業を実施した。

### (5) 河川激甚災害対策特別緊急事業

激甚災害対策特別緊急事業を河川について実施した。

### (6) 補助ダム

70事業（建設工事65事業、実施計画調査5事業）を実施した。このほかに生活貯水池28事業を実施した。

### (7) 統合河川環境整備事業

良好な河川環境を保全・復元並びに創出することを目的に、汚濁の著しい河川の水質改善、魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく損なわれている河川の自然環境の再生、河川環境教育の場や地域と連携したまちづくり等と一体となった水辺整備の推進を実施した。

## 3 砂防事業

国土交通省においては、社会資本整備重点計画に基づき、土砂災害対策を強化するため、警戒避難体制整備と一体となった土砂災害対策、土石流被害等の緊急減災対策、大規模地震等に起因する土砂災害防止対策、また、砂防設備の整備にあたっては、地域の活性化や自然環境との調和に配慮するとともに



に、総合的な流木災害防止対策等について他省庁との連携、公共工事に係るコスト縮減の推進、連携等により効率的・効果的な整備を実施した。

(直轄 79,625百万円の内数/  
補助 56,423百万円の内数)

### 3-1 直轄事業

#### (1) 直轄砂防事業

34水系について、重荒廃地域、都市地域、土砂流出の著しい火山地域及び火山活動の活発な火山地域に重点を置いて砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備を行う等の事業を推進した。

#### (2) 砂防事業調査

34水系について、砂防事業等の基礎となる土砂生産・土砂流出に関する調査をはじめ、必要な各種データの収集、解析等の調査を推進した。

#### (3) 直轄砂防管理

土石流等による災害から人命財産を保全するため、火山噴火等に伴う継続的かつ大量の土砂流出等により、適正に機能を確保することが著しく困難な砂防設備について、新たに創設した砂防管理費により、砂防堰堤の除石等、砂防設備の管理を国直轄により実施した。

### 3-2 補助事業

#### (1) 通常砂防事業

近年の災害による荒廃の著しい溪流や、土石流の発生により人命、財産に大きな被害の影響を及ぼす危険性の高い溪流及び都市地域等に重点を置き、事業を実施した。

#### (2) 火山砂防事業

火山地、火山麓地、又は火山現象により著しい被害を受ける恐れのある地域において、泥石流、土石流等に対する砂防設備の整備を実施した。また、警戒避難体制を整備する火山噴火警戒避難対策事業を実施した。

#### (3) 砂防激甚災害対策特別緊急事業

平成19年7月の梅雨前線及び台風第4号による熊本県、鹿児島県、7月22日豪雨による鳥取県、9月の台風第9号による群馬県で発生した激甚な土砂災害の再度災害防止対策を計画的かつ緊急的に実施した。

#### (4) 特定緊急砂防事業

土石流による土砂災害が発生した溪流等において、災害発生箇所の応急的対策のみならず、周辺地域を含めた根本的対策を災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、集中的かつ重点的に実施した。

## 4 急傾斜地崩壊対策等事業

国土交通省においては、各地で台風、集中豪雨、地震等によりがけ崩れ災害等が多発している事態をふまえ、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を強力に推進した。

(直轄 32百万円の内数/  
補助 20,352百万円の内数)

#### (1) 補助事業

土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、乳幼児などの災害時要援護者に関連した施設や市町村役場地域の防災拠点施設、避難地・避難路を保全対象に含む急傾斜地崩壊危険箇所、大規模地震の発生が懸念されている地域



における対策を推進した。さらに、地震による津波被害防止のため、急傾斜地崩壊対策事業と一体となった避難地・避難路の創出を図った。また、事業の実施にあたっては、斜面環境・景観を保全しつつ安全度を向上するため、既存植生を活用した「緑の斜面工法」による斜面整備を行った。

## (2) 急傾斜地崩壊対策事業調査

事業の効率的な執行を図るため、急傾斜地の崩壊の発生機構の解明、大規模な地震発生を考慮した斜面の危険度の把握、対策の計画立案のための斜面調査技術開発、調査研究を行った。

## 5 治山事業

農林水産省においては、安全で安心して暮らせる国土づくり、豊かな水を育む森林づくり、身近な自然再生等による多様で豊かな環境づくりを図るため「森林整備保全事業計画」に基づき、治山事業を計画的かつ総合的に推進することとして、都市及び集落の周辺、国土保全上重要な流域の山地等の保全に重点を置いて次の事業を実施した。

### 5-1 国有林治山事業

国有林野内における荒廃地を対象として、復旧治山事業を実施した。また、山地荒廃危険地のうち、緊急を要するものについて予防治山事業を実施したほか、水源地域整備、保安林整備、地域防災対策総合治山等の各事業を実施した。

(平成21年度決算額 44,457百万円)

### 5-2 民有林治山事業

(平成21年度決算額 62,692百万円)

#### (1) 直轄事業

- ・直轄治山事業
  - 新規1地区、継続16地区において事業を実施した。
- ・直轄地すべり防止事業
  - 後掲（5章6-1（1））
- ・治山計画等に関する調査
  - 山地保全調査、地すべり対策調査、治山事業積算基準等分析調査等を実施した。

#### (2) 補助事業

- ・山地治山事業
  - 都市及び集落の周辺、国土保全上重要な流域の山地等における荒廃地の復旧を図るため、復旧治山事業を緊急度の高い箇所において実施した。
  - 都市、集落及び道路の周辺、国土保全上重要な流域の山地等における荒廃危険地を対象として、災害の未然防止を図るため、予防治山事業を緊急度の高い箇所において実施した。

工事コストの縮減を図るため、限界状態設計法等を導入した治山施設の設計・施工を実証的に実施した。

山地災害危険地の集中した地域や水土保持機能の高度発揮が重要とされる地域における森林整備、荒廃地の復旧等を行う水土保持治山を総合的に実施した。

- ・山地災害総合減災対策治山
  - 山地災害危険地区が複数存在する地域（集落）において、都道府県が市町村や地域住民と協働で減災計画を策定し、総合的な治山対策を進める保安施設事業を実施した。

- ・ 防災林整備事業

治山施設の適切な配置と森林の造成により、海岸部における風害、飛砂の害、潮害等の防備並びに内陸部における風害の防備、なだれ等の防止又は軽減を図る防災林造成事業を実施した。

森林の有する多面的機能を高度に発揮させ、地域における生活環境や自然環境の保全・形成を図る共生保安林整備統合補助事業を実施した。

治山事業の計画的かつ効率的な実施及び保安林の適正な維持管理に資するために、恒久的な車道の開設・改良を行う保安林管理道整備事業を5地区において実施した。

- ・ 水源地域等保安林整備事業

ダム上流等の水資源確保上重要な水源地域において、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を面的、総合的に実施する水源流域広域保全事業を59地区において実施した。

集落等の後背小流域において、森林の有する水源かん養機能等を高度に発揮させるため、荒廃森林の整備、荒廃地等の復旧整備を行う水源流域地域保全事業を65地区において実施した。

奥地水源地域等の荒廃地や荒廃森林において、従来工法や簡易な工法等による治山施設の整備と針広混交林等への再生のための森林整備を一体的に実施する奥地保安林保全緊急対策事業を実施した。

山村集落周辺の荒廃地や荒廃森林において、山村集落における安全と安心を緊急に確保しつつ、流域全体にわたる水源かん養機能や土砂流出防止等の高度発揮に資するため、地域住民等の参画も得ながら、治山施設の整備と荒廃森林等の整備を一体的に

実施した。

被災した保安林の機能の回復・強化を図る復旧整備、特定保安林内における機能の低位な保安林の整備、治山事業を施行した箇所等の保育等の事業を実施した。

- ・ 治山等激甚災害対策特別緊急事業

台風、集中豪雨等により、甚大な被害を受けた災害に係る2地区について治山激甚災害対策特別緊急事業を実施した。

台風、集中豪雨等により著しく激甚な地すべり災害が発生した地区において、再度災害を防止するため、緊急かつ集中的に地すべり防止施設による復旧整備を行う地すべり激甚災害対策特別緊急事業を1地区において実施した。

- ・ 特定流域総合治山事業

国有林と民有林の治山事業実施箇所が近接している地域では、事業効果の早期発現と効率的な事業実施を図るため、国有林・民有林を一体とした計画的な整備を行う特定流域総合治山事業を27地区において実施した。

- ・ 地すべり防止事業

後掲

- ・ 後進地域特例法適用団体補助率差額

## 6 地すべり対策事業

### 6-1 直轄事業

#### (1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次の事業を実施した。

- ・ 直轄地すべり対策事業

農地、農業用施設に被害を及ぼす恐れが大きく、かつ、地すべりの活動が認められるなど緊急に対策を必要とする区域のうち、

規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について事業を実施した。

(平成21年度決算額 947百万円)

・地すべり調査

斜面災害から農地、農業用施設を保全するため、地震に伴う地すべり発生危険がある箇所把握及び効率的な地すべり監視システムの構築のための指針策定に関する調査を実施した。(平成21年度決算額 44百万円)

・地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続11地区(直轄治山と重複している5地区を含む)において事業を実施した。

(平成21年度決算額 4,366百万円)

## (2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、次の事業を実施した。(直轄 8,207百万円の内数)

・地すべり対策事業

12地区において事業を実施し、また、GPS観測装置等によって地すべりの挙動を把握する機器整備、広域情報伝達手段としての光ファイバ網の構築等を推進した。

・地すべり調査

13地区において、地震により発生する地すべり機構の解明と、大規模な地すべり対策の計画・立案に資するための基礎的な調査を実施した。

### 6-2 補助事業

#### (1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次の事業を実施した。(平成21年度決算額 10,001百万円)

・地すべり対策事業

農地、農業用施設に被害を及ぼす恐れが大きく、かつ、地すべりの活動が認められる

など緊急に対策を必要とする区域に重点を置き事業を実施した。

(平成21年度決算額 5,028百万円)

・地すべり防止事業

集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区に重点を置き、事業を実施した。

(平成21年度決算額 4,973百万円)

## (2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、次の事業を実施した。(補助 10,738百万円の内数)

・地すべり対策事業

地すべりにより、人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れが大きく、かつ、近年の豪雨等により被害のあった区域など緊急に対策を必要とする区域及び治水上影響が特に大きい区域、並びに老人福祉施設等の災害時要援護者関連施設を含む区域に重点を置き事業を実施するとともに、地すべり防止工事により排出される地下水の有効利用を図る特定地下水関連地すべり対策事業、より望ましい地すべり斜面空間利用の誘導を図る特定利用斜面保全事業等を推進した。

・地すべり激甚災害対策特別緊急事業

土石流等による激甚な土砂災害の発生した地域のうち指定基準に該当した一連地区において一定計画に基づき、一定期間内に緊急に実施する集水井、杭工等の地すべり防止工事を実施した。

・特定緊急地すべり対策事業

地すべりにより人的被害、家屋被害等が発生した地区について同規模の災害が再び発生した場合でも安全が確保されるよう、災害関連緊急事業と一体的かつ緊急的に対策を実施した。

## 7 海岸事業

### 7-1 直轄事業

#### (1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、3地区において海岸保全施設の整備を行うとともに、事業の円滑な実施を図るため、必要な調査を行った。

(平成21年度直轄 4,104百万円)

#### (2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、24海岸において海岸保全施設の整備を行うとともに、事業の円滑な実施を図るため、必要な調査を行った。

(直轄 49,668百万円の内数)

### 7-2 補助事業

#### (1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、高潮対策事業を136地区、侵食対策事業を42地区、海岸環境整備事業を26地区でそれぞれ実施したほか、海岸耐震対策緊急事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業、局部改良事業を実施した。

(平成21年度補助 14,947百万円)

#### (2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、高潮対策事業を156海岸、侵食対策事業を84海岸、海岸環境整備事業を43海岸でそれぞれ実施したほか、海岸耐震対策緊急事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業、局部改良事業を実施した。

(補助 43,038百万円の内数)

## 8 総合流域防災事業

国土交通省においては、流域一体となった総合的な防災対策を推進するため、個々の事業規模が小さい等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の防止施設の整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施するほか、危機管理を中心とした適応策を実施した。

(補助 108,087百万円の内数)

## 9 農地防災事業

農林水産省においては、次の農地防災事業を実施した。

### 9-1 直轄事業

#### ・ 国営総合農地防災事業等

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農地、農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施した。

(平成21年度決算額 12,196百万円)

### 9-2 補助事業

#### ・ 農地防災事業

農地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、ため池等整備事業、湛水防除事業、農地保全整備事業等について実施した。

(平成21年度決算額 35,256百万円)

(注) 農地防災事業のうち、地すべり対策事業及び地盤沈下対策事業を除く。



- ・地すべり対策事業  
前掲（第5章6-2（1））
- ・地盤沈下対策事業  
後掲（第5章11（1））

## 10 災害関連事業

### 10-1 農業用施設災害関連事業等

#### （1）農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり災害関連事業を実施した。

（平成21年度決算額 14,584百万円）

- ・直轄地すべり対策災害関連緊急事業  
融雪等による地すべりに緊急に対処するための事業を実施した。  
（平成21年度決算額 939百万円）
- ・災害関連緊急地すべり対策事業  
豪雨等による地すべりに緊急に対処するための事業を実施した。  
（平成21年度決算額 24百万円）
- ・農業用施設等災害関連事業  
農業用施設等の効用を増加し、災害の再発を防止するための農業用施設等災害関連事業及び海岸保全施設等災害関連事業、農村生活環境施設の災害に対処するための災害関連農村生活環境施設復旧事業を実施した。  
（平成21年度決算額 147百万円）
- ・直轄治山等災害関連緊急事業及び災害関連緊急治山等事業  
災害の再発防止のため、災害により新たに発生し、または拡大した荒廃山地、なだれ発生地または地すべり地について、当該災害発生年に緊急に復旧整備を行う事業を実施した。  
（平成21年度決算額 12,930百万円）

- ・治山施設災害関連事業  
被災した治山施設の改良については、治山施設災害関連事業等により、被災施設の早期復旧を図った。

（平成21年度決算額 3百万円）

- ・林地崩壊対策事業  
平成21年の激甚災害により発生した林地荒廃地のうち、早期に復旧する必要がある箇所について事業を実施した。  
（平成21年度決算額 43百万円）
- ・国有林森林災害復旧造林事業  
平成16年発生 of 激甚災害に係る被害森林の復旧を図るため、跡地造林等の事業を実施した。
- ・漁港施設災害関連事業  
漁港施設等の再度災害を防止するための漁港災害関連事業、また、漁業集落環境施設を復旧するための災害関連漁業集落環境施設復旧事業を実施した。  
（平成21年度決算額 77百万円）
- ・後進地域特例法適用団体補助率差額  
農村業振興局  
（平成21年度決算額 6百万円）  
林野庁（平成21年度決算額 415百万円）  
（平成21年度決算額 603百万円）

#### （2）国土交通省所管事業（河川等）

国土交通省においては、河川等の災害関連事業を次のとおり実施した。

（直轄 1,157百万円の内数／  
補助 10,927百万円の内数）

- ・直轄河川等災害関連緊急事業  
被災箇所の単独復旧のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合において、災害復旧と併せて必要な改良事業を実施した。また、砂防設備、地すべり防止施設の改良復旧や豪雨等により生じた土砂の



崩壊等に関連し、緊急的施行を必要とする砂防工事，地すべり防止工事を実施した。

・河川等災害関連事業

河川，海岸，砂防，地すべり，急傾斜，道路及び橋梁について，災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できないと認められる箇所について，再度災害を防止するため，未被災箇所を含めた改良復旧を実施した。

（平成21年度決算額 1,446百万円の内数）

・河川等災害復旧助成事業

河川又は海岸について，被害が激甚であって災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できないと認められる箇所について，再度災害を防止するため，未被災箇所を含めた改良復旧を実施した。

（平成21年度決算額 6,216百万円の内数）

・河川等災害関連特別対策事業

河川の災害復旧助成事業及び河川又は砂防の災害関連事業に関し，改良事業による再度災害防止効果を確保するため，障害物等支障となる原因の除去を実施した。

（平成21年度決算額 6,216百万円の内数）

・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

激甚な災害によるがけ地の崩壊等が発生した箇所等，緊急に施行する必要がある箇所についてがけ崩れ防止工事を実施した。

・災害関連緊急砂防等事業

平成20年に発生した災害に関連して緊急的施行を必要とする砂防工事，地すべり防止工事，急傾斜地崩壊防止工事及び大規模漂着流木対策工事を実施した。

（平成21年度決算額 31百万円）

## 11 地盤沈下対策事業

### （1）地盤沈下対策事業等

農林水産省においては，地盤の沈下により低下した農用地，農業用施設の効用の回復を図るため，緊急に対策を必要とする地域に重点を置き，農業用排水施設を整備するなどの事業を実施した。

（平成21年度決算額 2,861百万円）

### （2）地下水調査（保全調査）

農林水産省においては，農業用地下水利用地帯において，地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握，障害発生機構の解明等に関する調査を実施した。

（平成21年度決算額 28百万円）

### （3）地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては，次の事業を実施した。

・地盤沈下防止対策工業用水道事業地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進するため，建設1事業，改築5事業を実施した。（平成21年度決算額 437百万円）

・地下水位観測調査

工業用水法に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため，地下水位についての観測を継続的に実施した。

（平成21年度決算額 1百万円）

### （3）国土交通省所管事業（港湾）

国土交通省においては，港湾施設及び海岸保全施設について，効用を増加し災害の再発を防止するため，災害関連事業を実施し，国庫負担を行った。

### （4）低地対策関連河川事業

国土交通省においては，次の事業を実施した。

・流域治水対策事業等

地盤沈下による内水被害を防除するため、排水機場の設置等を実施した。また、地盤沈下の著しい地域について、地盤沈下対策関連として、地下水から河川水への水源転換等のためのダム建設事業等を実施した。

(平成21年度決算額 5,745百万円)

・地盤沈下対策調査

河川管理施設の沈下対策を検討するため、水準測量を実施した。

・地下水保全管理調査

地下水を適切に保全、管理し、地盤沈下等の地下水障害の防止施策の立案に資するため、全国の一級水系の河川近傍において、観測井を利用して地下水の水位及び水質の測定を継続実施した。

(平成21年度決算額 19百万円)

・地盤沈下調査関連水準測量

国土交通省国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域において水準測量を行い、地方公共団体の行う調査結果と合わせて地盤沈下実態を明らかにした。

(平成21年度決算額 10百万円)

### (5) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況及び地下水データの収集・整理・分析をしたほか、地下水採取量、地下水水位及び地盤沈下の関係について、三次元モデルを用いて定量的に評価し、地下水の利用と保全をマネジメントするための「地下水管理方策」を検討した。

(平成21年度決算額 28百万円)

### (6) 地盤沈下対策調査

環境省においては、地盤環境を取り巻く状況の変化や新たな揚水技術の普及等の状況を

踏まえ、既存制度の課題を明らかにし、新たな地盤環境管理制度について検討した。

(平成21年度決算額 10百万円)

## 12 下水道事業

国土交通省においては、都市の雨水を排除し、浸水被害を防ぐため、下水道の整備を推進しており、近年の都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大を踏まえ、浸水対策の強化を図った。また、下水道の浸水対策として、平成21年度に創設した「下水道浸水被害軽減総合事業」等を活用し、浸水実績のある地区等において、緊急かつ重点的に浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図った。

(平成21年度決算額655,087百万円の内数)

### (1) 公共下水道事業

主として市街地内に降った雨水を河川等に排除するため、市町村が主な事業主体となって実施した。

(平成21年度決算額655,087百万円の内数)

### (2) 都市下水路事業

公共下水道整備地域以外における市街地内の雨水排除を図るため、市町村等が事業主体となって実施した。

(平成21年度決算額655,087百万円の内数)

### (3) 雨水流域下水道事業

市町村が個々に汚水処理を実施する地域において、都道府県が事業主体となって、複数の市町村の区域に跨る広域的な浸水対策を実施した。

(平成21年度決算額655,087百万円の内数)

## 13 その他の事業

### (1) 自然災害防止事業

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、497億円の防災対策事業債（自然災害防止事業）を措置した。また、地方公共団体が単独事業として実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、443億円の一般事業債（河川等分）を措置した。

### (2) 保安林整備管理事業

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施した。

(平成21年度決算額 483百万円)

### (3) 休廃止鉱山鉱害防止等事業

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、鉱害防止義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行った。

(平成21年度決算額 2,175百万円)

### (4) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道株式会社

が施行する落石・なだれ等対策及び海岸等保全のための防災事業、並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業に対し補助を行った。

(平成21年度決算額 1,343百万円)

### (5) 特殊地下壕対策事業

国土交通省及び農林水産省においては、戦時中に築造された防空壕等の特殊地下壕について、現存する危険度が高いものに対して、埋戻し等の対策事業を行った。

(平成21年度決算額 107百万円)

### (6) 災害対策緊急事業等

国土交通省においては、平成21年度及び平成20年度に発生した異常な自然現象により災害を受けた地域において緊急に再度災害防止対策の事業（12件）を実施した。

(平成21年度決算額 5,143百万円の内数)

## 第6章 災害復旧等

### 1 災害応急対策

#### 1-1 平成21年7月中国・九州北部豪雨 に対してとった措置

##### (1) 警察庁における対応

警察庁及び関係管区警察局においては、「災害警備本部」等を設置して、情報の収集、関係機関との連絡調整、警察広域緊急援助隊の派遣調整等に当たった。また、機動警察通信隊は災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁、官邸等へ現場映像の伝送等を実施した。さらに、山口県公安委員会からの援助要求を受けて、7月21日から24日までの間、広島、岡山両県警察は広域緊急援助隊約90名を、7月24日から27日までの間、香川県警察は広域緊急援助隊約30名を派遣し、行方不明者の捜索等に当たった。山口・広島・福岡県警察においては、「災害警備本部」等を設置して、情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の災害警備活動に当たった。

##### (2) 総務省における対応

総務省においては、多大な被害を受けた山口県内2団体及び福岡県内1団体に対して、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げ交付した。

##### (3) 消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策室（第1次応急体制）を設置し関係機関との連絡調整を行い、政府調査団の一員として消防庁職員を山口県及び福岡県にそれぞれ1名派遣し

た。

##### (4) 財務省における対応

財務省においては、納税者からの申請に基づき、国税の申告、納付期限の延長及び納税の猶予を行った。

##### (5) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、教育委員会等の関係機関から被害情報を収集するとともに、臨時休校等、児童生徒の安全確保のための適切な対応をとるよう指示した。また、7月22日及び27日、担当官1名を政府調査団の一員として派遣した。

##### (6) 農林水産省における対応

農林水産省においては、災害情報連絡室を設置して情報の収集、関係機関との連絡調整を行うとともに、被災状況の調査及び早期復旧に向けての助言等を行った。また、関係金融機関に相談窓口を設置するとともに、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう依頼を行った。

##### (7) 中小企業における対応

中小企業庁においては、山口県及び福岡県内の政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口を設置し、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等の措置を行った。

##### (8) 国土交通省における対応

国土交通省においては警戒体制をとり、被害状況の把握に努めるとともに、技術的支援等（災害緊急調査、現地支援、被害状況調査



支援，橋梁関係技術指導，砂防支援，高度技術支援，復旧事業支援）を行うため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を山口県防府市等へ派遣したほか，災害対策用ヘリコプター「愛らんど号」及び「はるかぜ号」による上空からの被害状況調査を実施した。また，排水ポンプ車，照明車，衛星通信車等の派遣による災害応急対策等を実施した。

国土地理院においては広域災害対策図及び被災地の正射写真図を関係機関へ提供した。また，災害概況図，電子国土による情報集約マップをホームページにて公開した。

### （9）気象庁における対応

気象庁本庁及び各気象台においては，監視態勢を強化し，防災関係機関へ気象情報等を提供した。また，各地方気象台においては，警報や気象情報を発表して防災関係機関へ伝達するとともに，報道機関を通じて警戒を呼びかけた。

### （10）海上保安庁における対応

海上保安庁においては，他機関，地方公共団体との連絡体制を密にし，即応体制の維持を図るとともに航空機，巡視船艇にて河川及び河口付近での捜索，被害状況調査等を実施した。

### （11）環境省における対応

環境省においては，地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集，運搬及び処分に係る事業に対して補助を行った。

（平成21年度決算額 36百万円）

### （12）防衛省における対応

防衛省においては，7月21日に山口県知事，同月24日に福岡県知事，同月27日に長崎

県知事からそれぞれ災害派遣要請を受け，捜索・救助，給水支援，入浴支援を実施した。この一連の災害派遣における派遣規模は，人員約9,690名，車両約1,620両，航空機16機，艦船19隻となった。

## 1-2 平成21年台風第9号に対してとった措置

### （1）警察庁における対応

警察庁及び関係管区警察局においては，「災害警備連絡室」等を設置して，情報の収集，関係機関との連絡調整等に当たった。また，機動警察通信隊は災害発生直後から警察通信の確保に当たり，警察本部へ現場映像の伝送等を実施した。さらに，関係都府県警察においては，「災害警備本部」等を設置して，情報の収集，被災者の救出救助，行方不明者の捜索等の災害警備活動に当たった。

### （2）総務省における対応

総務省においては，多大な被害を受けた兵庫県内3団体及び岡山県内1団体に対して，地方交付税法第16条第2項の規定に基づき，9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げ交付した。

### （3）消防庁における対応

消防庁においては，災害対策室（第1次応急体制）を設置し関係機関との連絡調整を行い，台風の状況を鑑み災害対策本部（第2次応急体制）に移行し体制を強化して対応した。また，政府調査団の一員として消防庁職員1名を兵庫県及び岡山県に派遣した。

### （4）財務省における対応

財務省においては，納税者からの申請に基づき，国税の納税の猶予及び軽減免除等を



行った。

#### (5) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、教育委員会等の関係機関から被害情報を収集するとともに、臨時休校等、児童生徒の安全確保のための適切な対応をとるよう指示した。また、8月11日、担当官1名を政府調査団の一員として派遣した。

#### (6) 農林水産省における対応

農林水産省においては、災害情報連絡室を設置して情報の収集、関係機関との連絡調整を行うとともに、被災状況の調査及び早期復旧に向けての助言等を行った。また、関係金融機関に相談窓口を設置するとともに、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう依頼を行った。

#### (7) 中小企業における対応

中小企業庁においては、兵庫県及び岡山県内の政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口を設置し、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等の措置を行った。

また、兵庫県佐用町の中小企業者等を対象として、災害復旧貸付の金利引下げを行った。

#### (8) 国土交通省における対応

国土交通省においては警戒体制をとり、被害状況の把握に努めるとともに、技術的支援等（被災状況調査）を行うため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を兵庫県佐用町、岡山県美作市へ派遣したほか、災害対策用ヘリコプター「きんき号」、「愛らんど号」及び「はるかぜ号」による上空からの被害状況調

査を実施した。また、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣による災害応急対策等を実施した。

国土地理院においては災害対策図を関係機関へ提供し、災害概況図をホームページにて公開した。

#### (9) 気象庁における対応

気象庁本庁及び各気象台においては、監視態勢を強化し、防災関係機関へ気象情報等を提供した。また、各地方気象台においては、警報や気象情報を発表して防災関係機関へ伝達するとともに、報道機関を通じて警戒を呼びかけた。

#### (10) 海上保安庁における対応

海上保安庁においては、警戒配備、非常配備等を発令し事案即応体制を構築するとともに巡視船艇・航空機により漂流者救助、被害状況調査等を実施した。

#### (11) 環境省における対応

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行った。

（平成21年度決算額 362百万円）

#### (12) 防衛省における対応

防衛省においては、8月9日に兵庫県知事及び岡山県知事からそれぞれ災害派遣要請を受け、捜索・救助、給水支援を実施した。派遣規模は、人員約2,990名、車両約330両となった。

### 1-3 駿河湾を震源とする地震に対してとった措置

#### (1) 警察庁における対応

警察庁及び関係管区警察局においては、「災害警備本部」等を設置して、情報の収集、関係機関との連絡調整等に当たった。また、機動警察通信隊は災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁、官邸等へ現場映像の伝送等を実施した。さらに、関係都県警察においては、「災害警備本部」等を設置して、情報の収集、交通規制等の災害警備活動に当たった。

#### (2) 消防庁における対応

消防庁においては、災害対策本部（第3次応急体制）を設置し、関係機関との連絡調整を行い、速やかに消防庁職員3名を静岡県へ派遣した。

また、3都県の緊急消防援助隊（航空部隊3隊、陸上部隊3隊、計29名）を派遣した。

#### (3) 財務省における対応

財務省においては、納税者からの申請に基づき、国税の軽減免除等を行った。

#### (4) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、教育委員会等の関係機関から被害情報を収集するとともに、児童生徒の安全確保・二次災害の防止等適切な対応をとるよう指示した。

また、8月11日、地震調査研究推進本部地震調査委員会の臨時会を開催し、地震活動及び地殻変動の総合的な評価を実施した。

#### (5) 農林水産省における対応

農林水産省においては、災害情報連絡室を

設置して情報の収集、関係機関との連絡調整を行うとともに、被災状況の調査及び早期復旧に向けての助言等を行った。

#### (6) 国土交通省における対応

国土交通省においては発災後直ちに非常体制をとり、災害対策本部を設置し、被害状況の把握に努めるため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を静岡県へ派遣したほか、災害対策用ヘリコプター「まんなか号」及び「あおぞら号」による上空からの被害状況調査を実施した。また、照明車、衛星通信車等の派遣による災害応急対策等を実施した。

国土地理院においては発災後直ちに非常体制をとり、災害対策本部を設置し航空機による撮影を実施するとともに、災害対策図、地形図及び空中写真等を関係機関へ提供した。また、空中写真、災害概況図、電子基準点観測データによる地殻変動情報、電子国土による情報集約マップをホームページにて公開した。

#### (7) 気象庁における対応

気象庁本庁および各気象台においては、緊急地震速報（警報）および津波注意報を迅速に発表・伝達し、災害応急活動を支援した。気象庁本庁においては、地震の発生場所が東海地震の想定震源域内であったことから、その関連性を調査するために地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会を速やかに開催した後、今回の地震は想定される東海地震に直接結びつくものではない旨の東海地震観測情報を発表した。また、本庁および静岡地方気象台等においては、ただちに職員を派遣し現地調査を実施した。東京管区気象台、静岡地方気象台においては、地震による地盤の緩みにより、通常より少ない雨量でも土砂災害の可

能性があることから、大雨警報・注意報及び静岡県と共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準をそれぞれ引き下げて運用し、警戒を呼びかけた。

#### (8) 海上保安庁における対応

海上保安庁においては、地震発生と同時に本庁及び第三管区海上保安本部に「駿河湾を震源とする地震対策本部」を設置、巡視船艇24隻、航空機2機をして、震源付近沿岸の被害等状況調査等の対応を実施した。

#### (9) 防衛省における対応

防衛省においては、8月11日に防衛省災害対策室を設置し、情報収集及び連絡体制の強化を図った。また同日から11日まで、航空機による被害状況の確認を行うとともに、関係自治体へ連絡員を派遣した。派遣規模は、人員約350名、車両約46両、航空機19機となった。

### 1-4 平成21年台風第18号に対してとった措置

#### (1) 警察庁における対応

警察庁及び関係管区警察局においては、「災害警備連絡室」等を設置して、情報の収集、関係機関との連絡調整等に当たった。また、機動警察通信隊は災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察本部へ現場映像の伝送等を実施した。さらに、関係都道府県警察においては、「災害警備本部」等を設置して、情報の収集、交通規制等の災害警備活動に当たった。

#### (2) 消防庁における対応

消防庁においては、情報収集体制を強化するとともに、全都道府県に対し台風警戒情報を送付し、警戒を要請した。

台風の状況を鑑み災害対策室設置（第1次応急体制）を設置して、体制を強化し対応した。

#### (3) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、教育委員会等の関係機関から被害情報を収集するとともに、臨時休校等、児童生徒の安全確保のための適切な対応をとるよう指示した。

#### (4) 農林水産省における対応

農林水産省においては、災害情報連絡室を設置して情報の収集、関係機関との連絡調整を行うとともに、被災状況の調査及び早期復旧に向けての助言等を行った。また、関係金融機関に相談窓口を設置するとともに、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう依頼を行った。

#### (5) 国土交通省における対応

国土交通省においては警戒体制をとり、被害状況の把握に努めるとともに、災害対策用ヘリコプター「みちのく号」、「まんなか号」、「きんき号」、「愛らんど号」及び「はるかぜ号」による上空からの被害状況調査を実施した。また、排水ポンプ車、照明車の派遣による災害応急対策等を実施した。

国土地理院においては災害対策図を関係機関へ提供した。また、災害概況図をホームページにて公開した。

#### (6) 気象庁における対応

気象庁本庁及び各気象台においては、監視態勢を強化し、防災関係機関へ気象情報等を提供した。また、各地方気象台においては、

警報や気象情報を発表して防災関係機関へ伝達するとともに、報道機関を通じて警戒を呼びかけた。

#### (7) 海上保安庁における対応

海上保安庁においては、警戒配備、非常配備等を発令し事案即応体制を構築するとともに巡視船艇・航空機により漂流者救助、被害状況調査等を実施した。

#### (8) 環境省における対応

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行った。

(平成21年度決算額 8百万円)

### 1-5 チリ中部沿岸を震源とする地震による津波に対してとった措置

#### (1) 警察庁における対応

警察庁及び東北管区警察局においては、「災害警備本部」等を設置して、情報の収集、関係機関との連絡調整等に当たった。また、機動警察通信隊は津波警報（大津波）発表直後から警察通信の確保に当たり、警察庁、官邸等へ現場映像の伝送等を実施した。さらに、関係道県警察においては、「災害警備本部」等を設置して、情報の収集、交通規制等の災害警備活動に当たった。

#### (2) 消防庁における対応

消防庁においては、情報収集体制強化するとともに都道府県に対して通知（チリ中部沿岸で発生した地震について）を発出し、市町村に対する周知を依頼した。

津波による被害を考慮し、災害対策本部（第3次応急体制）を設置するとともに、7県市の緊急消防援助隊に対し出動準備を求めた。

また、消防庁職員を青森県、岩手県、宮城県に各1名派遣した

#### (3) 財務省における対応

財務省においては、納税者からの申請に基づき、国税の納税の猶予を行った。

#### (4) 文部科学省における対応

文部科学省においては、災害情報連絡室を設置し、教育委員会等の関係機関から被害情報を収集するとともに、児童生徒の安全確保・災害の防止等適切な対応をとるよう指示した。

#### (5) 国土交通省における対応

国土交通省においては津波警報（大津波）発表後直ちに非常体制をとり、災害対策本部を設置し、被害状況の把握に努めるとともに、災害対策用ヘリコプター「ほっかい号」、「みちのく号」、「まんなか号」、「愛らんど号」及び「はるかぜ号」による上空からの被害状況調査を実施した。

国土地理院においては発災後直ちに非常体制をとり、災害対策図を関係機関へ提供した。また、電子国土による情報集約マップをホームページにて公開した。

#### (6) 気象庁における対応

気象庁本庁においては、地震発生後直ちに日本への津波の影響を調査するとともに、太平洋の各地で観測された津波の情報を加味して、北海道から沖縄にかけての太平洋沿岸を中心に津波警報・注意報を発表し、警戒を呼び掛けた。

#### (7) 海上保安庁における対応

海上保安庁においては、津波警報（大津波）



発表と同時に日本海側を除く全管区で津波災害対策本部を設置，巡視船艇349隻，航空機44機，特殊救難隊1隊をして，三陸沿岸各港の被害等状況調査，現地映像の伝送等の対応を実施した。

### (8) 防衛省における対応

防衛省においては，全国の陸・海・空自の各部隊の航空機を使用して，被害状況の確認を行うとともに，約40の関係自治体に連絡員を派遣した。また，40地方各地では地上部隊を事前に展開した。派遣の規模は，人員約1,020名，車両約200両，航空機77機となった。

## 1-6 その他の災害に対してとった措置

### (1) 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

政府においては，別表に掲げる災害に対

し，激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき，激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の政令指定を行った。

### (2) 災害廃棄物の処理

環境省においては，地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集，運搬及び処分に係る事業に対して補助を行った。

(平成21年度決算額 125百万円)

### (3) 防衛省における対応

防衛省においては，災害派遣に直接必要な経費については，訓練演習費，油購入費等から充当するとともに，災害派遣手当，災害加給食等に係る経費を計上し，使用した。

(平成21年度決算額 130百万円)

#### a 激甚災害指定基準によるもの（本激）

災 害 名	適 用 措 置		主 な 被 災 地
	5 条	24 条	
平成二十一年六月九日から八月二日までの間の豪雨による災害	○	○	山口県 福岡県 佐賀県
平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（※）	○	○	兵庫県

(注) 5条=農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置  
24条=小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等  
※b局地激甚災害指定基準によるもの（局激）にも記載有



## b 局地激甚災害指定基準によるもの（局激）

災 害 名	適用措置						対象地区	
	3, 4条	5条	6条	11条の2	12, 13条	24条	都道府県名	市町村名
平成二十年九月十七日から平成二十一年四月十六日までの間の地滑りによる災害		○				○	宮崎県	美郷町
平成二十一年一月三十日及び同月三十一日の豪雨による災害		○				○	富山県 兵庫県	富山市 香美町
平成二十一年三月九日から四月十七日までの間の地滑りによる災害	○					○	群馬県	南牧村
平成二十一年三月十三日及び同月十四日の豪雨による災害		○				○	和歌山県	有田川町
平成二十一年三月十四日から九月二日までの間の地滑りによる災害		○				○	徳島県	三好市
平成二十一年四月十三日から八月十八日までの間の地滑りによる災害		○				○	北海道	鹿部町
平成二十一年六月二十二日から七月三十日までの間の豪雨による災害	○					○	岐阜県 和歌山県 島根県	関市 新宮市 飯南町 美郷町
平成二十一年七月二十九日から十一月五日までの間の地滑りによる災害	○					○	和歌山県	田辺市
平成二十一年八月六日及び同月七日の豪雨による災害	○					○	長野県	長野市

災 害 名	適用措置						対象地区	
	3, 4条	5条	6条	11条の2	12, 13条	24条	都道府県名	市町村名
平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	○					○	京都府 兵庫県 岡山県 徳島県 高知県	福知山市 宍粟市 美作市 美馬市 四万十町三原村
	○				○	○	兵庫県	佐用町
			○				兵庫県	朝来市
平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による災害	○					○	岩手県	普代村
	○	○				○	三重県 奈良県	津市 黒滝村
		○				○	宮城県 新潟県 静岡県 三重県 大阪府 奈良県	登米市 糸魚川市 川根本町 松阪市 名張市 伊賀市 紀北町 河内長野市 宇陀市 山添村 曾爾村 御杖村 吉野町
平成十二年から平成二十一年までの間の火山現象による災害	○	○		○		○	東京都	三宅村

(注1) この表に掲げる区域は、平成21年12月31日における行政区画によって表示されたものである。

- (注2) 3, 4条 = 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助  
5条 = 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置  
6条 = 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例  
11条の2 = 森林災害復旧事業に対する補助  
12条 = 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例  
13条 = 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例  
24条 = 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

## 平成21年度災害派遣の実績（防衛省）

区 分	件数（件）	人員（人）	車両（両）	航空機（機）	艦船（隻）
風水雪害・震災対処	11	12,684	1,958	16	19
急患輸送	353	1,809	9	386	0
捜索救助	48	11,548	1,001	216	93
消火活動	86	4,965	642	147	1
その他	61	2,694	299	120	13
合 計	559	33,700	3,909	885	126

## 気象等警報の発表回数（平成21年4月～平成22年3月）（気象庁）

種 類	官署発表総数
暴 風	198
暴 風 雪	84
大 雨	483
大 雪	66
高 潮	14
波 浪	238
洪 水	411
計	1,494

## 津波警報・注意報の発表回数（平成21年4月～平成22年3月）（気象庁）

	津波警報	津波注意報
全 国 中 枢	2	5
計	2	5

※通常は、全国中枢は気象庁本庁が担当するが、気象庁本庁に障害が発生した場合は大阪管区気象台が代行する。

※津波警報・注意報の発表業務は、札幌管区気象台・仙台管区気象台・気象庁本庁・大阪管区気象台・福岡管区気象台・沖縄気象台の6つの津波予報中枢が分担して行っていたが、平成21年3月からは気象庁本庁もしくは大阪管区気象台がその業務を行うこととなった。

## 緊急地震速報（警報・予報）の発表回数（平成21年4月～平成22年3月※）（気象庁）

発表官署	緊急地震速報（警報）	緊急地震速報（予報）
本 庁	5	537

※緊急地震速報は、平成19年12月に地震動の予報・警報として位置づけられた。

## 噴火警報・予報の発表回数（平成21年4月～平成22年3月※）

発表官署	噴火警報（居住地域） 噴火警報（山麓）	噴火警報（火口周辺） 噴火警報（周辺海域）	噴火予報
札 幌			1
仙 台			1
本 庁		1	1
大 阪			
福 岡		4	2
沖 縄			
計	0	5	5

※噴火警報・予報は、平成19年12月に発表が開始された。

※噴火警報は、対象範囲に応じて、噴火警戒レベルを導入した火山については居住地域もしくは火口周辺、噴火警戒レベルを未導入の火山については居住地域（ないしは、山麓）もしくは火口周辺、海底火山については周辺海域という名称を付して発表されている。

## 2 災害復旧事業

### 2-1 その他の災害に対してとった措置

#### (1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

- ・直轄事業  
治山施設

平成20年災害については復旧を完了し、平成21年災害については85.0%を完了した。

平成21年災害に係る復旧事業の円滑な推進を図るため、農村振興局所管の地すべり防止施設について予算措置したが、緊急的に対処する事案が発生しなかった。

平成21年災害に係る復旧事業の円滑な推進を図るため、国が施行する漁港施設災害復旧事業費について予算措置したが、対処する事案が発生しなかった。

(平成21年度決算額 1,185百万円)

- ・補助事業  
治山施設

平成20年災害については復旧が完了し、平成21年災害については、95.7%を完了した。

また、農村振興局所管の海岸保全施設については、平成20年災害に係る復旧事業を完了し、地すべり防止施設については、平成21年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図った。

さらに、漁港及び水産庁所管の海岸について、平成20年災害の98.1%、平成21年災害の87.5%を復旧した。

(平成21年度決算額 10,722百万円)

- ・平成20年災害に対する措置

治山施設の直轄災害については、復旧箇所3か所、また、治山施設、海岸、地すべり防止施設及び漁港の補助事業について復旧箇所132か所（治山14か所、農地海岸等34か所、

漁港84か所）を決定した。

(平成21年度決算額 20,863百万円の内数)

#### (2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

- ・直轄事業

河川、ダム、海岸及び砂防設備について、平成20年災害及び平成21年災害に係る復旧事業を実施した。また、道路については、豪雨で被災した直轄国道における復旧事業を実施した。（平成21年度決算額 10,963百万円）

- ・補助事業

平成19年災害の復旧を完了し、平成20年災害は93.8%、平成21年災害は77.3%を復旧した。

(平成21年度決算額 43,283百万円の内数)

#### (3) 港湾等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

- ・直轄事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成19年災害に係る復旧事業を完了し、平成20年災害に係る復旧事業を実施した。

(直轄 1,206百万円の内数)

- ・補助事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成18年災害に係る復旧事業を完了し、平成19年災害及び平成20年災害に係る復旧事業を実施した。（補助 1,633百万円の内数）

### 2-2 農林水産業施設災害復旧事業

#### (1) 農林水産業施設

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

(平成21年度決算額 14,161百万円)

#### ・直轄事業

土地改良法に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設の災害復旧を行うものであり、平成20年発生災害に係る復旧事業の円滑な施行を図った。

(平成21年度決算額 3,347百万円)

#### ・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の規定により補助し、災害発生を含めて3箇年で復旧を完了する方針で、農地、農業用施設、林道、漁業用施設、農林水産業共同利用施設、治山施設について事業の進捗を図った。

(平成21年度決算額 10,814百万円)

### (2) 国有林野事業（治山事業を除く。）

農林水産省においては、国有林野事業（治山事業を除く。）に係る林道施設等の平成20年災害については復旧を完了し、平成21年災害については、84.7%を復旧した。

(平成21年度決算額 1,697百万円の内数)

### (3) 平成20年災害に対する措置

農地、農業用施設、治山施設、林道、漁業用施設及び農林水産業共同利用施設については、「土地改良法」及び「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」を適用して、復旧箇所2,875か所（農地1,112か所、農業用施設1,022か所、林道674か所、漁業用施設31か所、農林水産業共同利用施設61か所）を決定した。また、緊急に復旧を要するものについては、早期に査定を実施し、必要な復旧措置を講じた。

## 2-3 文教施設等災害復旧事業

文部科学省においては、次の学校施設の災害復旧事業を行った。

### (1) 国立大学法人等施設災害復旧事業

文部科学省においては、国立大学法人等施設の災害復旧事業を行った。

(平成21年度決算額 61百万円)

### (2) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設の災害について、公立学校施設災害復旧費国庫負担法等により、平成21年発生災害に係る被災施設の復旧に必要な経費の一部補助を行った。

(平成21年度決算額 278百万円)

### (3) 文化財災害復旧事業

地震等の被害を受けた国指定文化財の災害復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(平成21年度決算額 189百万円)

## 2-4 厚生施設等災害復旧事業

厚生労働省においては、別表（平成21年度厚生施設等災害復旧事業費）のとおり災害復旧事業を実施した。

(平成21年度決算額 590百万円)

## 2-5 その他の災害復旧事業

### (1) 合同宿舎等

財務省においては、別表のとおり平成21年災害により被害を受けた公務員宿舎（合同宿舎）の復旧事業を実施した。

(平成21年度決算額 3百万円)

### (2) 都市災害復旧事業等

国土交通省においては、下水道・公園の災害の復旧事業に対し、公共土木施設災害復旧



平成21年度厚生施設等災害復旧事業費

(単位：千円)

項目	区分	平成20年災		平成21年災		合計	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
社会福祉施設		0	193,267	0	82,446	0	275,713
医療施設		0	55,214	0	6,491	0	61,705
公的医療機関施設		0	27,250	0	6,491	0	33,741
政策医療実施機関施設		0	22,767	0	0	0	22,767
医療関係者養成施設		0	5,197	0	0	0	5,197
看護師宿舎		0	0	0	0	0	0
水道施設		0	100,707	0	152,190	0	252,897
上水道施設		0	1,471	0	76,367	0	77,838
簡易水道施設		0	99,236	0	75,823	0	175,059
合計		0	349,188	0	241,127	0	590,315

合同宿舎復旧事業費

災害区分	国費支出額	所在地
平成21年7月中国・九州北部豪雨	52千円	大分県
平成21年台風第18号	2,560千円	三重県 外
平成21年台風第11号	239千円	茨城県
強風	378千円	東京都
合計	3,229千円	

事業費国庫負担法により、また、地方公共団体等が施行する街路等の都市施設の災害復旧及び市街地内の堆積土砂除去の事業に対し、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針により補助を行い、平成21年災害の復旧事業の円滑な施工を図るとともに、火山の噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う下水道等の施設及び宅地に係る降灰除去事業に対して補助を行った。

(平成21年度決算額 705百万円)

(3) 公営住宅等

国土交通省においては、平成21年度災害により被害を受けた既設公営住宅52戸について、復旧事業を実施した。

(平成21年度決算額 69百万円)

(4) 鉄道災害復旧事業

補助対象となる鉄道施設の災害復旧がなかったため。

(平成21年度決算額 0百万円)

**(5) 廃棄物処理施設の災害復旧事業**

環境省においては、地方公共団体が実施する、災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行った。(平成21年度決算額 26百万円)

**3 財政金融措置****3-1 災害融資****(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資**

沖縄振興開発金融公庫においては、台風災害により被害を受けた農林漁業者に対し、その復旧を図るための資金として21件の融資を行った。

**(2) 財政融資資金の貸付**

財務省においては、地方公共団体に対する財政融資資金の貸付予定額を次のとおり決定した。

地方長期資金等の貸付 (単位：千円)

区 分	金 額
災害復旧事業債貸付予定額	
(平成21年発生災害分)	
補助災害復旧事業	24,622,100
直轄災害復旧事業	1,364,300
単独災害復旧事業	5,865,900
(過年発生災害分)	
補助災害復旧事業	2,388,600
直轄災害復旧事業	594,200
単独災害復旧事業	3,490,800
合 計	38,325,900

**(3) 農林漁業関係融資**

農林水産省においては、農業協同組合等から融資した天災による被害農林漁業者等の経営等に必要な天災資金について利子補給補助を行った。(平成21年度決算額 7百万円)

**(4) 農林漁業金融公庫の融資**

農林漁業金融公庫においては、被害農林漁業者等の経営維持安定等に必要な資金として、融資を行った。

(平成21年度決算額 636百万円)

**(5) (株) 日本政策金融公庫 (中小企業向け業務) の融資**

(株) 日本政策金融公庫においては、別表のとおり被災中小企業者に対し、災害融資を行った。

(単位：件、百万円)

災害発生年月	災 害 名	災害保証	
		件数	金額
平成19年7月	平成19年新潟県中越沖地震	3	28
平成20年8月	平成20年8月28日大雨 (愛知県)	1	20
平成21年7月	平成21年7月21日大雨 (山口県)	19	131
平成21年7月	平成20年7月24日大雨 (福岡県)	25	189
平成21年8月	平成21年8月台風第9号 (兵庫県)	61	584
合 計		109	952

**(6) (株) 商工組合中央金庫の融資**

(株) 商工組合中央金庫においては、別表のとおり被災中小企業者に対し、災害融資を行った。

(単位：件，百万円)

災害発生日月	災 害 名	災害保証	
		件数	金額
平成19年7月	平成19年新潟県中越沖地震	1	100
平成21年7月	平成21年7月21日大雨 (山口県)	3	230
平成21年7月	平成20年7月24日大雨 (福岡県)	1	5
平成21年8月	平成21年8月台風第9号 (兵庫県)	2	90
合 計		7	425

### (7) 信用保証協会による信用保証の特例措置

信用保証協会においては，以下のとおり被災中小企業に対し，信用保証の特例措置を行った。

(単位：件，百万円)

災害発生日月	災 害 名	災害保証	
		件数	金額
平成19年3月	平成19年能登半島地震	3	31
平成19年7月	平成19年新潟県中越沖地震	1	30
平成21年7月	平成21年7月21日大雨 (山口県)	10	85
平成21年7月	平成20年7月24日大雨 (福岡県)	168	1,309
平成21年8月	平成21年8月台風第9号 (兵庫県)	66	950
合 計		248	2,405

### (8) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては，被災家屋の迅速な復興を図るため，その

建設・補修等について災害復興住宅融資等を行った。

## 3-2 災害保険

### (1) 地震再保険

財務省においては，「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険制度を運営しているところであるが，平成21年度においては，1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を4兆3,012.5億円と定めて実施した。

### (2) 農林漁業災害補償等

農林水産省においては，農林漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補てんし，経営の維持安定を図るため，次の災害補償等を実施した。

(平成21年度決算額 90,807百万円)

- ・農業災害補償法に基づき，農業災害に関する農業共済事業を実施した。

(平成21年度決算額 72,918百万円)

- ・森林国営保険法に基づき，森林災害に関する森林保険事業を実施した。

(平成21年度決算額 1,691百万円)

- ・漁業災害補償法に基づき，漁業災害に関する漁業共済事業を実施した。

(平成21年度決算額 9,711百万円)

- ・漁船損害等補償法に基づき，漁船損害，漁船積荷損害及び漁船船主責任損害に関する保険事業を実施した。

(平成21年度決算額 6,487百万円)

## 3-3 地方交付税及び地方債

総務省においては，別表のとおり災害復旧等に対する財政支援措置を行った。

## a 特別交付税の交付

区 分	都道府県分	市町村分	合 計
	百万円	百万円	百万円
現年災に係るもの	13,014	27,358	40,372
過年災に係るもの	62	1,536	1,598
その他	1,979	29,327	31,306
合計	15,055	58,221	73,276

## b 普通交付税における災害復旧事業債元利償還金の基準財政需要額算入状況

区 分	都道府県分	市町村分	合 計
	百万円	百万円	百万円
災害復旧費	119,906	47,641	167,547

## c 普通交付税の繰上交付の状況

交付年月日	対象団体	交付額	団体数	災害名
平成		百万円		
21.7.29	市町村分	1,033	2	7月21日の大雨等
21.8.5	市町村分	1,085	1	7月24日の大雨等
21.8.19	市町村分	2,252	4	台風第9号
21年度計	県分	-	-	
	市町村分	4,370	7	
	合計	4,370	7	

## 災害関係地方債の発行（予定）額状況

区 分	都道府県分	市町村分	合 計
	百万円	百万円	百万円
現年補助災害復旧事業	16,201.9	8,420.2	24,622.1
過年補助災害復旧事業	2,001.4	387.2	2,388.6
現年直轄災害復旧事業	1,364.3	0.0	1,364.3
過年直轄災害復旧事業	582.6	11.6	594.2
現年一般単独災害復旧事業	1,537.6	3,505.4	5,043.0
過年一般単独災害復旧事業	99.7	2,168.0	2,267.7
歳入欠かん等債	0.0	31.5	31.5
公共土木等小災害復旧事業	0.0	15.5	15.5
農地等小災害復旧事業	0.0	190.2	190.2
公営企業等災害復旧事業	0.0	710.8	710.8
火災復旧事業	0.0	1,098.0	1,098.0
合 計	21,787.5	16,538.4	38,325.9

## 4 災害復興対策等

## 4-1 被災者生活再建支援金の支給等

内閣府においては、都道府県が被災者生活再建支援法を適用した自然災害において、要件に合致する被災世帯に支給された被災者生

活再建支援金の半額の補助等を行った。

（平成21年度決算額 851百万円）

総務省においては、被災者生活再建支援法に基づき各都道府県が被災者生活再建支援基金へ運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について引き続き普通交付税措置を講じた。

**4-2 雲仙岳噴火災害に関する復興対策****(1) 農林水産省の対策**

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

**(2) 国土交通省の対策**

国土交通省においては、インターネットを通じた情報提供等、火砕流・土石流に対する警戒避難体制の整備促進を図った。

また、水無川流域等において、砂防設備等の整備の促進を図った。

**4-3 阪神・淡路大震災に関する復興対策****(1) 災害公営住宅等の家賃の低減**

総務省及び国土交通省においては、低所得の被災者の居住の安定等を図るため、災害公営住宅等の家賃について、地元地方公共団体が特別に減額する場合の特別措置として、入居後10年間（激変緩和としての5年間の移行措置を含む。）、その減額分の一定割合を国が補助するとともに、地方負担について、特別交付税措置を講じた。

（平成21年度決算額 250百万円）

**(2) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置**

総務省においては、被災市街地復興特別措置法に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じた。

**(3) 要保護児童生徒に対する援助**

文部科学省においては、災害のため経済的な理由で就学困難となった小・中学校の要保護児童生徒に援助を行った市町村等に対し補助を行った。

（平成21年度決算額 577百万円の内数）

**(4) 被災者向け住宅確保対策**

国土交通省においては、住宅市街地総合整備事業により、住宅建設と道路・公園等の整備の総合的な実施及び密集住宅市街地における老朽住宅の除却や建替えと公共施設の整備等の総合的な実施を行った。

また、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資による住宅の再建について、引き続き支援した。

**(5) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進**

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備のため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等について、引き続き制度拡充等により推進・支援した。

**4-4 有珠山噴火災害に関する復興対策****(1) 農林水産省の対策**

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

**4-5 三宅島噴火による災害に対処した措置****(1) 農林水産省の対策**

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・



安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

## (2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、泥流災害及び流木災害防止のため、火山砂防事業等により、鉄砲沢等において砂防堰堤等の整備を実施した。

### 4-6 平成16年台風第23号による災害に対してとった措置

#### (1) 国土交通省の対策

国土交通省においては、再度災害を防止するため、河川激甚災害対策特別緊急事業、河川災害復旧等関連緊急事業を実施した。

### 4-7 平成16年（2004年）新潟県中越地震による災害に対してとった措置

#### (1) 内閣府における対応

内閣府においては、新潟県全域に適用した被災者生活再建支援法の要件に合致する被災世帯に合計211万円の被災者生活再建支援金を支給し、国はその半額を補助した。

#### (2) 農林水産省の対策

##### ・錦鯉養殖業の復興に向けた支援

農林水産省においては、新潟県中越地震により被災した錦鯉養殖業の復興を図るべく、養殖場における魚病調査及び検討会の開催等について事業を支援した。

(平成21年度決算額 9百万円)

##### ・治山事業による山地災害対策

農林水産省においては、地震によって発生した激甚な山地災害に対応するため、平成16年度に実施した災害関連緊急治山事業に引き続き、平成17年度より大規模な地すべりが災害が発生した長岡市・小千谷市を中心とした

広範囲において直轄地すべり防止事業を集中的かつ迅速に実施するとともに、長岡市等において復旧治山事業を実施し、山地災害対策を推進・支援した。

#### (3) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

##### ・道路事業

新潟県中越地域の復興と活性化に向けた日本風景街道「よりみち街道『中越』」等の取り組みを、地域との協働により推進するとともに、新潟県中越地震の教訓を踏まえ、「道の駅」の防災拠点化を推進した。

##### ・土砂災害対策の推進

砂防関係事業においては、地震によって発生した土砂災害に対応するため、平成16年度に実施した災害関連緊急砂防等事業に引き続き、土砂災害対策を推進・支援した。

特に、大規模崩壊等により河道閉塞が発生するなど、土砂災害が多発し、荒廃が著しい信濃川水系魚野川右支川芋川流域において直轄砂防事業および直轄地すべり対策事業により、引き続き集中的かつ迅速な対策を行った。

##### ・居住確保への支援

災害により住宅を失った低額所得者に賃貸する公営住宅の整備に対して補助率の嵩上げを行った。また、地域の創意工夫を活かした居住確保のための取り組みに対して交付金を活用して支援を行った。

独立行政法人住宅金融支援機構では、災害復興住宅融資により被災住宅の改修、建替えなど住宅の再建について、引き続き支援した。

**4-8 その他の災害に対してとった措置****(1) 福岡県西方沖を震源とする地震 (H17) に対してとった措置**

内閣府においては、福岡県全域に適用した被災者生活再建支援法の要件に合致する被災世帯に合計904万円の被災者生活再建支援金を支給し、国はその半額を補助した。

**(2) 梅雨前線による豪雨 (H18) に対してとった措置**

内閣府においては、沖縄県那覇市、長野県(3市2町)、宮崎県えびの市、鹿児島県全域に適用した被災者生活再建支援法の要件に合致する被災世帯に合計248万円の被災者生活再建支援金を支給し、国はその半額を補助した。

**(3) 台風第13号 (H18) に対してとった措置**

内閣府においては、宮城県全域、沖縄県(1市1町)に適用した被災者生活再建支援法の要件に合致する被災世帯に合計22万円の被災者生活再建支援金を支給し、国はその半額を補助した。

**(4) 平成19年(2007年)能登半島地震による災害に対してとった措置**

内閣府においては、石川県全域に適用した被災者生活再建支援法の要件に合致する被災世帯に合計7,145万円の被災者生活再建支援金を支給し、国はその半額を補助した。

**(5) 平成19年(2007年)新潟県中越沖地震による災害に対してとった措置**

内閣府においては、新潟県全域に適用した被災者生活再建支援法の要件に合致する被災世帯に合計7億1,040万円の被災者生活再建

支援金を支給し、国はその半額を補助した。

**(6) 台風第11号及び前線による大雨 (H19) に対してとった措置**

内閣府においては、沖縄県久米島町、秋田県北秋田市に適用した被災者生活再建支援法の要件に合致する被災世帯に合計925万円の被災者生活再建支援金を支給し、国はその半額を補助した。

**(7) 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震に対してとった措置**

内閣府においては、宮城県栗原市に適用した被災者生活再建支援法の要件に合致する被災世帯に合計4,763万円の被災者生活再建支援金を支給し、国はその半額を補助した。

**(8) 平成20年7月28日からの大雨による災害に対してとった措置**

内閣府においては、石川県金沢市に適用した被災者生活再建支援法の要件に合致する被災世帯に合計75万円の被災者生活再建支援金を支給し、国はその半額を補助した。

**(9) 平成20年8月末豪雨に対してとった措置**

内閣府においては、愛知県(2市)に適用した被災者生活再建支援法の要件に合致する被災世帯に合計113万円の被災者生活再建支援金を支給し、国はその半額を補助した。

**(10) 平成21年7月中国・九州北部豪雨災害に対してとった措置**

内閣府においては、山口県(2市)、福岡県飯塚市に適用した被災者生活再建支援法の要件に合致する被災世帯に合計8,663万円の被災者生活再建支援金を支給し、国はその半

額を補助した。

#### (11) 台風第9号災害（H21）に対してとった措置

内閣府においては、兵庫県全域、岡山県美作市に適用した被災者生活再建支援法の要件に合致する被災世帯に合計7億6,138万円の被災者生活再建支援金を支給し、国はその半額を補助した。

## 第7章 国際防災協力

### 1 多国間協力

#### (1) 国際防災協力に係る調査検討及び会議出席

内閣府においては、国際防災戦略（UN/ISDR）事務局を通じた多国間協力の推進、アジア防災センターを通じたアジアにおける地域防災協力の推進、中国、韓国との政府間防災協力を図るとともに、各種国際会議の場での我が国の知見の発表等により国際防災協力を推進する。

（平成21年度決算額 158百万円）

#### (2) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国が蓄積する知見を効果的に活用した内容の国際セミナーをアジア諸国の消防防災分野に携わる人材を対象にアジア諸国で開催し、アジア諸外国の消防防災能力の向上を図った。

（平成21年度決算額 4百万円）

#### (3) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の強化を図るため、迅速な派遣体制の整備や隊員の教育訓練等の一層の充実を図った。

（平成21年度決算額 6百万円）

#### (4) 消防に係る国際協力の推進

消防庁においては、日韓及び日中における消防行政の現状と課題について、情報交換、改善策の検討等を行い、日韓及び日中消防の連携・協力、消防制度の発展、地方レベルでの消防交流等を推進した。

（平成21年度決算額 2百万円）

#### (5) 国連・国際機関への拠出

外務省においては、国連防災世界会議の成果である「兵庫行動枠組2005-2015」を推進するため、その中核となる国連国際防災戦略（UN/ISDR）への拠出を行った。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリーフウェブの運営等の国連人道問題調整部（OCHA）の活動を支援した。

（平成21年度決算額 550百万円）

#### (6) アジア防災科学技術情報基盤の形成

文部科学省、独立行政法人防災科学技術研究所等においては、アジア各国の地域特性に適した有効な防災のノウハウ活用を促進するため、アジア諸国の諸機関との連携のもと、優れた現場への適用戦略を持つ防災科学技術を調査・抽出・体系化し、アジア防災科学技術情報基盤のウェブ上への形成を行った。

（平成21年度決算額 20百万円の内数）

#### (7) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

文部科学省においては、アジア太平洋地域において災害関連情報を共有することを目的として我が国が主導する「センチネル・アジア」プロジェクトの推進、及び参加宇宙機関が最善の努力で大規模災害被災地の衛星画像を無償提供する国際協力枠組みである国際災害チャータとの連携により、海外の災害状況把握に貢献した。センチネルアジアにおいては、陸域観測技術衛星「だいち」は平成23年5月12日に運用を終了したものの、超高速インターネット衛星「きずな」を用いてアジア太平洋地域のブロードバンド環境の整っていない地域に対してデータ配信を行い情報共有

を推進する。

〔「センチネル・アジア」に64件，国際災害チャータに103件データを提供（平成18年度～平成22年3月末）

（平成21年度決算額 143,414百万円の内数）

## （8）地球地図整備

国土交通省国土地理院においては，地球環境の現状を正確に表す地球全陸域の地理空間情報を整備する「地球地図プロジェクト」を地球地図国際運営委員会の事務局として推進し，平成21年度は地球地図ワークショップを開催するとともに地球地図第2版の整備を進めた。また，整備されたデータを防災分野で役立てるための方策を検討するための同委員会内のワーキンググループの活動を主導した。（平成21年度決算額 49百万円の内数）

## 2 二国間協力

### 2-1 技術協力

#### （1）研修員受入，専門家派遣等の実施

外務省においては，防災体制・能力の向上等を目的として，研修員受入411名，専門家派遣401名等の技術協力を行った。

（平成21年度決算額 4,597百万円）

#### （2）国際緊急援助の実施

外務省においては，関係省庁等の協力の下，台湾（平成21年8月，台風），インドネシア（10月，地震），ハイチ（平成22年1月，地震）及びチリ（3月，地震）に対して，国際緊急援助隊の派遣を行った（救助チーム1回，医療チーム3回，専門家チーム1回，自衛隊部隊2回）。また，平成21年9月にフィリピンで発生した台風被害等に対して，独立

行政法人国際協力機構（JICA）を通じて，被災者の当面の生活を支援するために必要な国際緊急援助物資の供与を行った（14回）。

（平成21年度決算額 621百万円）

#### （3）日ブータン防災ワークショップ

国土交通省においては，ブータン国内務文化省等の防災関係省と，水・土砂災害に関する防災対策について，両国の間で知見や経験の共有を図り，この分野における協力関係を一層高めるため，日ブータン防災ワークショップを開催した。

日本からは，日本の水・土砂災害への取り組み，ヒマラヤ諸国における地域に根ざした防災対策のあり方および氷河湖調査の経過等を紹介し，ブータン国からは氷河湖決壊洪水への取り組み等について報告が行われた。これら発表・意見交換を受け，両国間の水・土砂災害に関する防災技術協力を推進していくことが確認された。

（平成21年度決算額 4百万円）

#### （4）日バングラデシュ気候変動適応ワークショップ

国土交通省においては，バングラデシュ国水資源省等の関係省と，気候変動に起因する水災害に関する対策について，両国の間で知見や経験の共有を図り，この分野における協力関係を一層高めるため，日バングラデシュ気候変動ワークショップを開催した。

日本からは，日本の気候変動に起因する水災害への取り組み，日本とアジアにおける河川管理および日本の技術協力の可能性等について発表し，バングラデシュ国からは気候変動に対する取り組み，災害軽減のための情報共有対策等について報告が行われた。これら発表・意見交換を受け，両国間の気候変動に起



因する水災害に関する技術協力を推進していくことが確認された。

(平成21年度決算額 8百万円)

## 2-2 無償資金協力

外務省においては、平成21年9月に発生したフィリピンにおける台風被害、平成22年1月に発生したハイチにおける地震被害に対する緊急無償資金協力をはじめ、暴風、洪水、干ばつ、地震等の災害復興及びその予防のための無償資金協力を行った。

(平成21年度決算額 54,023百万円)

## 2-3 有償資金協力

外務省においては、洪水予防などの災害リスクの軽減に資する活動や災害後の復旧・復興等を支援するため、開発途上国に対して8,000万ドルの有償資金協力(円借款)を行った(OECD・DAC統計に基づく平成21年借款契約(L/A)締結額)。

## 第2編 平成23年度の防災に関する計画

### 第1章 概要

#### 1 科学技術の研究

科学技術の研究については、今後30年以内の地震発生確率が高い地域や、発生した際に甚大な被害が見込まれる地域を対象とした地震防災研究戦略プロジェクトを実施するほか、地震や津波、火山、気象に関する調査研究等を推進する。

#### 2 災害予防

災害予防については、学校施設などの建築物の耐震化を促進していくほか、地域防災力の向上支援として、孤立集落への衛星携帯電話等の整備を促進する。

また、緊急消防援助隊の活動に必要な救助消防ヘリコプターの整備、災害医療関係、おいては災害に強い地域づくりなどを実施する。

#### 3 国土保全

国土保全については、基幹大河川、浸水被害が頻発している中小河川、緊急度の高い危険地等に重点を置いて治山治水事業の一層の推進を図るほか、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、地盤沈下対策事業等各般の施策を推進する。

#### 4 災害応急対策及び災害復旧・復興対策

災害応急対策については、災害時に迅速かつ適切な救助活動等が実施できるよう防災体制の整備を推進する。

災害復旧については、被災者生活再建支援金の支給、治山施設、河川、港湾等における災害復旧事業等により、被災地の早期の復旧・復興を目指す。

#### 5 国際防災協力

我が国で開催された国連防災世界会議の成果である「兵庫行動枠組」が各国で実施され、災害に強い国づくりを支援するため、国際機関への拠出金、アジア防災センターを通じた地域防災協力等、我が国の知識や技術を活用した国際防災協力を積極的に推進する。

## 第2章 科学技術の研究

### 1 災害一般共通事項

#### (1) 総合科学技術会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術会議においては、科学技術基本計画等に基づき、防災科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図る。また、社会還元加速プロジェクト「きめ細かい災害情報を国民一人ひとりに届けるとともに災害対応に役立つ情報通信システムの構築」により、モデル都市での実証実験等を推進するとともに、科学技術戦略推進費により、「地域社会における危機管理システム改革プログラム」を推進する。

#### (2) 情報セキュリティ政策会議による情報セキュリティ研究開発の推進

情報セキュリティ政策会議においては、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等に基づき、災害時における情報通信システムの安全性の向上等に資する研究開発の推進を図る。

#### (3) 情報セキュリティ技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保し、安全性の高いネットワークや自由かつ安全な情報の受発信を可能とする堅牢なネットワーク技術や、サイバー攻撃によるネットワーク障害を未然に防ぐ情報通信技術の研究開発を推進する。

#### (4) 防災リモートセンシング技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構において

は、航空機等からの先端リモートセンシング技術の高性能化を進めるとともに、これらを用いた災害把握のための地上面変動の把握技術及び迅速なデータ提供技術の開発を進める。また、煙霧や火災下での負傷者発見や、有害物質等の検出等を非破壊・非接触で行い、災害時の被災者救援や二次災害防止等に貢献するテラヘルツ波によるイメージング／センシング技術を実現するための要素技術に関する研究開発を行う。

#### (5) 災害情報通信システムの研究開発等

総務省においては、災害時にも情報のやりとりを確実にを行うことを可能とする、地上系と衛星系の共用携帯電話システム技術の研究開発を行う。

23年度予算額	495百万円
22年度予算額	760
差引増△減	△265

独立行政法人情報通信研究機構においては、災害予測や災害状況の把握に資する、都市上空等の風向・風速を精密かつ立体的に観測する技術の研究開発を行う。

#### (6) 高度衛星通信技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、災害時の地上系システム不通時の通信サービス等を実現する利便性の高い衛星ネットワークの構築に資するため、技術試験衛星VIII型(ETS-VIII)や超高速インターネット衛星(WINDS)を用いて、航空機からの観測データ・映像伝送や、被災地域における衛星と地上ワイヤレスを融合した災害情報網仮設技術、高精細映像伝送技術等、先進的な衛星通信技術を現場に適用するための研究開

発を行う。

#### (7) 大規模災害時の消防力強化のための情報技術の研究開発

消防庁消防大学校においては、災害経験の乏しい市町村の防災担当者が、突然大規模災害に直面することとなった場合でも、適切な対応ができるための意思決定、具体的対応力の向上を支援するための情報提供手段の研究開発を行う。

23年度予算額	44百万円
22年度予算額	0
差引増△減	△44

#### (8) 安全確保のための研究開発

消防庁消防大学校においては、消防隊員の安全確保のため、次の三項目の研究開発を行う。

- ①断熱・機密性が高い住宅の火災は急激であり、対応可能な消防ヘルメット等の装備・活動基準の作成
- ②救急隊員の身体的負担軽減のための補助装置の開発
- ③土砂崩落現場の救助活動の2次崩落による被害を予防するため、2次崩落の予測機器実用化開発

23年度予算額	43百万円
22年度予算額	0
差引増△減	△43

#### (9) 衛星等による自然災害観測・監視技術

文部科学省においては、人工衛星等を用いて、国内外の防災機関に大規模災害における被災地の観測画像の提供を行うなど、災害状況把握に貢献する。また、陸域観測技術衛星「だいち」の後継となる衛星の研究開発を推進する。さらに、準天頂高精度測位実験技術

について、平成22年9月に打ち上げた準天頂衛星初号機「みちびき」の技術実証・利用実証を行う。

23年度予算額	122,426百万円の内数
22年度予算額	130,392百万円の内数

#### (10) 観測・予測研究領域

独立行政法人防災科学技術研究所においては、地震、火山、豪雨、土砂、豪雪などの自然災害による被害を軽減するため、それら自然災害の発生メカニズムの解明を進めるとともに、より高精度に観測・予測する技術の開発を行う。特に、平成23年度においては、基盤的地震観測施設の更新及び基盤的火山観測施設の整備、雲レーダーの技術検討、集中豪雪監視システムの仕様設計及び技術開発等を行う。

#### (11) 社会防災研究領域

独立行政法人防災科学技術研究所においては、一人ひとりの個人や地域、国がそれぞれ、自ら「防災」を計画・実行することができるよう、地震災害をはじめ各種災害に関する質の高いハザード・リスク情報やその情報を活用する利便性の高いシステムを提供するための研究を行う。特に、平成23年度においては、地震ハザードステーションJ-SHISの高度化、対象地域を絞った詳細な地震ハザード・リスク評価手法の研究開発及び地域版J-SHISの開発、相互運用サーバーの高度化、eコミマップ及びeコミウェアを用いた簡易被害想定支援システムやe防災マップシステムのマルチハザード化に向けた機能拡張等を行う。

**(12) 農作物及び農業用施設等の災害防止等に関する研究**

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構，独立行政法人農業環境技術研究所においては，耐冷性・耐寒性・耐湿性品種の育成，冷害・雪害・風害・凍霜害・湿害・干害，高温障害等の作物への気象災害防止技術に関する研究を行う。また，独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては，農地の地すべり防止に関する研究，異常降雨・大規模地震による災害の軽減対策に関する研究や，農業用施設等の災害に伴う周辺地域への影響予測に関する調査を行う。

**(13) 寒冷地における沿岸防災に関する研究**

独立行政法人土木研究所においては，寒冷地における沿岸域の安全確保のため，流水来襲地域における冬期の津波防災に関する研究及び沿岸施設の安全性評価に関する研究を行う。

**(14) 船舶における防災技術の研究**

独立行政法人海上技術安全研究所においては，船舶運航に関するリスクを評価し安全確保・対策を行うため，リスクベースの安全性評価手法の構築のための研究，船舶の事故を再現することによる事故原因分析手法の構築のための研究等を行う。

**(15) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究**

独立行政法人港湾空港技術研究所においては，港湾・海岸，空港等における災害を防止するために，次の研究を行う。

- ・大規模地震に起因する津波に対する防災技術に関する研究
- ・港湾，海岸及び空港施設の耐震性能の評価

と向上に関する研究

- ・沿岸域の流出油対策技術に関する研究
- ・港湾における水中作業の無人化に関する研究
- ・高潮・高波防災のための高精度な沿岸海象研究

**(16) 災害等緊急撮影に関する研究**

国土交通省国土地理院においては，関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に，デジタル航空カメラに加えて，火山観測には特に有効な技術である航空機 SAR（映像レーダ）や，ビデオ映像等を対策本部へリアルタイムに送信する無線装置を搭載した航空機により，地震，火山噴火，水害等による被災状況を迅速に把握する。

23年度予算額	116百万円
22年度予算額	116
差引増△減	0

**(17) ソーシャルキャピタルの特性に応じた地域防災力向上方策に関する研究**

国土交通省国土技術政策総合研究所においては，災害に対する備え，防災情報の認知力，避難力の向上等により，自然災害の被害軽減に寄与することを目的として，地域におけるソーシャルキャピタル（社会関係資本）の特性に応じた地域防災力向上方策及び地域防災力の客観的な評価方法を提案し，地域防災力を向上させるためのガイドラインを作成する。

23年度予算額	11百万円
22年度予算額	11
差引増△減	0



### (18) GPSによる地殻変動監視の信頼性向上のための大気擾乱の影響評価に関する研究

国土交通省国土地理院においては、高分解能な数値気象モデルを用いて、大気擾乱と測位誤差の関連性を明らかにするとともに、数値気象モデルから得られる大気状態をもとに、大気擾乱による測位誤差への影響評価システムを構築する。

23年度予算額	9百万円
22年度予算額	9
差引増△減	0

### (19) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進する。特に気象観測・予報については、台風、集中豪雨等の予測精度向上や竜巻等突風の監視・予測手法の開発に関する研究等を行う。また、我が国の地球温暖化対策の推進に資するため、日本付近の詳細な気候変化予測を行う数値モデルの開発を行う。

23年度予算額	960百万円
22年度予算額	954
差引増△減	6

## 2 震災対策

### 2-1 地震に関する調査研究

#### (1) 地震調査研究推進本部

政府の地震調査研究を一元的に推進する地震調査研究推進本部(本部長：文部科学大臣)においては、「新たな地震調査研究の推進について－地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施

策－」(平成21年4月)等の方針に基づき、地震調査研究を推進する。

文部科学省においては、地震調査研究推進本部の方針等に基づき、活断層調査の総合的推進及び地震調査研究の重点的推進を図る。

23年度予算額	1,031百万円
22年度予算額	1,151
差引増△減	△120

#### (2) 地震・津波観測監視システム

文部科学省においては、大規模海溝型地震の高精度な地震発生予測の実現や緊急地震速報の精度向上等のため、リアルタイム観測可能な世界最先端の高密度海底ネットワークシステムについて、東南海地震想定震源域において運用するとともに、東南海地震と連動して発生する可能性の高い南海地震想定震源域において整備を行う。

23年度予算額	1,290百万円
22年度予算額	1,510
差引増△減	△220

独立行政法人海洋研究開発機構においては、南海地震の想定震源域に敷設する、次世代地震・津波観測監視システムの開発を進めていく。

#### (3) 地震予知に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「地震及び火山噴火予知のための観測研究の推進について(建議)」(平成21年度～平成25年度)に基づき、関係国立大学法人における地震予知に関する基礎的研究の推進を図る。

#### (4) 地球内部ダイナミクス研究

独立行政法人海洋研究開発機構においては、地震・火山活動の原因、島弧・大陸地殻の進化、地球環境変遷等についての知見を蓄

積するため、地球表層から地球中心核に至る固体地球の諸現象について、その動的挙動（ダイナミクス）に関する研究を行う。

#### (5) 海底地震総合観測システム等の運用

独立行政法人海洋研究開発機構においては、釧路・十勝沖・室戸岬沖に設置した海底地震総合観測システム及び、相模湾初島沖に設置した深海底総合観測ステーションの運用及び観測研究を行う。

#### (6) 深海地球ドリリング計画推進

独立行政法人海洋研究開発機構においては、国際科学プロジェクトである統合国際深海掘削計画を推進し、東南海・南海地震の震源域である熊野灘における地震発生メカニズムの解明等を目指して、地球深部探査船「ちきゅう」による「南海トラフ地震発生帯掘削計画」を引き続き実施する。

#### (7) 地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、今後30年以内の地震発生確率が高い地域や、発生した際に甚大な被害が見込まれる地域を対象とし、地震発生の時期や規模を含めた地震発生予測の精度向上や、地震被害の軽減に貢献する「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」や「東海・東南海・南海地震の連動性評価研究」等のプロジェクトを実施する。

23年度予算額 1,956百万円

22年度予算額 1,870

差引増△減 86

#### (8) 活断層等による地震発生ポテンシャル評価及び地震災害予測の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、国の地震調査研究推進施策に基づき、地

質学的手法に基づいた調査研究と地球物理学的な研究とを連携させつつ、1) 海陸の活断層の地質学的な調査、その成果のデータベース化と公開、活断層の物理モデルの構築、2) 東海・東南海・南海地震の予測のため、地下水等観測施設の整備、及び地形・地質学的手法を用いた連動型地震の評価、3) 地震災害の予測精度を向上させるため、平野域の詳細な地質情報を収集し、地震動・地表変形の予測モデルの構築を実施する。

#### (9) 東南海・南海地震域における調査

独立行政法人産業技術総合研究所においては、東南海・南海地震域における地下水等総合観測点整備と観測、古地震・古津波調査により地震発生予測の研究を行う。

#### (10) 地震予知研究の推進

地震予知連絡会（事務局：国土交通省国土地理院）においては、全国の地震予知観測研究に関する情報交換と学術的見地での検討を行う。また、国土交通省国土地理院においては、同連絡会に報告された観測データ等を地震予知連絡会会報として編集する。

23年度予算額 9百万円

22年度予算額 8

差引増△減 1

#### (11) 地震・津波減災技術の向上に関する研究

国土交通省国土地理院では、全国を対象とした高精度三次元測量、高度地域基準点測量等を定期的にも実施するほか、全国の電子基準点（GPS連続観測施設）連続観測、高精度地盤変動測量を行い、地殻変動の監視を実施する。地震防災対策強化地域及び重点的調査観測対象地域等においては、高密度で短周期の地殻変動観測を実施し、御前崎地方におい

ては、高精度三次元連続観測（GPS高精度比高観測）を実施する。さらに、機動的な地殻変動連続観測及び重要活断層の地形学的調査等を実施し、その他、定常観測として地磁気観測、地殻変動連続観測、潮位の連続観測及び地殻変動研究推進等のためのデータ提供GPS衛星の精密軌道決定のための観測・データ提供を実施する。

23年度予算額	1,371百万円
22年度予算額	1,430
差引増△減	△59

#### (12) 地殻変動データベース整備

国土交通省国土地理院においては、測量・調査結果等についてデータベース化し、関係機関、研究者等への地震調査関連情報の提供・流通を促進する。

23年度予算額	2百万円
22年度予算額	2
差引増△減	0

#### (13) 地殻活動総合解析

国土交通省国土地理院においては、GPS等の地殻変動観測データ等各種データを総合解析して、地殻変動の詳細な分析を行い、地震調査委員会等に報告する。

23年度予算額	3百万円
22年度予算額	3
差引増△減	0

#### (14) GPS 統合解析技術の高度化

国土交通省国土地理院においては、ローカルな火山活動のやや大きめで急速な地殻変動の監視を目的として開発されてきた統合技術である火山統合解析技術を高度化し、広域から局所までという任意のGPS観測点のデータをGEONET（GPS連続観測システム）の

ルーチン解析と共通な基盤で評価するための効率的なデータ解析手法及び環境を開発する。

23年度予算額	6百万円
22年度予算額	6
差引増△減	0

#### (15) ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究

国土交通省国土地理院においては、新潟－神戸ひずみ集中帯の新潟県中部において、稠密地殻変動観測によりひずみ集中帯内部の地殻変動分布を把握し、数値シミュレーション等によるモデリングを通して、地殻構造の不均質や断層深部すべりに伴う地殻の変形過程を解明し、内陸地震の発生メカニズムに関する知見を得る。

23年度予算額	11百万円
22年度予算額	8
差引増△減	3

#### (16) 地震災害緊急対応のための地理的特性から想定した被害情報の提供に関する研究

国土交通省国土地理院においては、地震発生から1時間以内に、発生する被害の類型を予想し、災害対策本部会議等に提供できるシステムを開発する。このシステムは、地域の地理的特性と震度等のリアルタイム情報から被害の類型を自動的に予測し、その内容を専門家が迅速に確認・修正できるようにするものである。

23年度予算額	15百万円
22年度予算額	9
差引増△減	6

**(17) プレート境界の固着状態及びその変化の推定に関する研究**

国土交通省国土地理院においては、GEONETにより観測された地殻変動データからプレート間の固着域（大きさ・位置・その時間変化）を高精度かつ高い時間分解能（1日ごと）で推定する解析手法及びそれを監視するソフトウェアを開発し、プレート境界型地震に至る前兆的な変化を早期に検出できるようにするものである。

23年度予算額	12百万円
22年度予算額	0
差引増△減	12

**(18) 測地観測に基づく地殻活動イベントの検知能力に関する研究**

国土交通省国土地理院においては、地震・火山噴火に先行して発生することが想定される前兆すべり等の現象によって引き起こされる地殻変動に伴う変動量を明らかにするとともに、既存のGPS連続観測、水準測量、験潮、傾斜・ひずみ測定等の測地観測網の観測結果を総合的に分析し、これらの先行現象を含む地殻活動イベントを検知するための研究を行う。

23年度予算額	11百万円
22年度予算額	0
差引増△減	11

**(19) 地震に関する調査研究**

気象庁においては、気象研究所を中心に地震に関する研究を推進する。また、東海地域に想定される地震の予知の確度を向上させるため、監視・解析技術、地震発生シミュレーション技術の高度化に関する研究、及び巨大地震の地震像の即時的把握のための研究等を行う。

23年度予算額	34百万円
22年度予算額	57
差引増△減	△23

**(20) 地震観測等**

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測、沿岸における津波観測を行う。また、関係機関の地震に関するデータに加え、地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供する。

（注）\*は、第3章2-3（14）緊急地震速報、津波警報・注意報、地震情報等の発表、伝達に計上した予算の内数である。

23年度予算額	*1,925百万円
22年度予算額	*1,826
差引増△減	*99

**(21) 海底地殻変動観測等**

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域における地形・活断層調査、海底基準局を用いた海底地殻変動観測、DGPS及び験潮所による地殻変動監視観測、レーザー測距観測データを用いプレート運動の把握等を行う。

23年度予算額	105百万円
22年度予算額	118
差引増△減	△8

**2-2 震災対策一般の研究****(1) 減災研究領域**

独立行政法人防災科学技術研究所においては、実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）の効果的かつ効率的で安全な運用を行い、大規模・最先端な震動実験により、実験データの取得・蓄積・解析とその公開を



行う。特に、各種建築物・構造物、ライフライン、地盤・地中・地下構造物などを対象とした実験研究を重点的に行い、構造物の破壊過程の解明を図ると同時に、地震発生時の安全性と機能性の維持に効果的な新しい減災技術などの開発・検証を行う。また、構造物の地震発生時の挙動をより高精度に解析する数値シミュレーション技術の開発を行う。

## (2) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の合理的な耐震設計法を確立するため、土木構造物での強震観測網、高密度強震観測網の維持管理及び地震動の観測並びに解析を継続する。

23年度予算額	12百万円
22年度予算額	12
差引増△減	0

## (3) 非構造部材の地震・強風被害防止技術の開発

独立行政法人建築研究所においては、建築物の天井や屋根等の非構造部材の安全性向上のため、生産プロセスにおける課題も踏まえた設計・施工技術を開発する。

## (4) 防災都市づくりを促進するための防災対策支援技術の開発

独立行政法人建築研究所においては、災害危険度判定などに必要となるデータの効率的整備手法を開発するとともに、防災対策への住民の合意形成に活用できる防災対策のシミュレーション・評価技術を開発する。

## (5) 土木構造物の耐震設計技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、性能目標に応じた橋の耐震設計技術の開発、地盤

変状の影響を受ける橋の耐震安全技術の開発、山岳トンネルの耐震対策技術の選定手法の開発、土工構造物の性能設計技術の開発、河川堤防の耐震性評価技術の開発、再開発ダムや新型式ダムを含めたダムのレベル2地震動に対する照査法の開発等に関する研究を行う。

## (6) 土木構造物の耐震補強技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、制震技術を用いた橋の耐震補強設計法の開発、道路橋の補修・補強効果の長期持続性・耐久性の解明、基礎の耐震補強技術の開発、山岳トンネルの耐震対策技術とその選定手法の開発、土工構造物の耐震補強技術の開発、河川堤防の耐震補強技術の合理化等に関する研究を行う。

## (7) 寒冷地における橋梁等の耐震設計法に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、寒冷地特有の特殊土地盤における地震による構造物被害等の災害を防止するため、地震時における基礎構造の安定に関する研究を行う。

## (8) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、港湾地域及び空港における強震観測の実施、港湾・海岸施設及び空港土木施設の耐震性に関する研究等、港湾地域及び空港における地震災害防止に関する研究を行う。

## (9) 建築構造物の災害後の機能維持・早期回復を目指した構造システムの開発

独立行政法人建築研究所においては、建築物の耐震性について被災後の社会的・経済的



損失や悪影響を抑制する観点から、地震等の災害発生後の機能維持や早期回復が可能となるような建築物の設計に資するための構造設計・評価指針、評価用データベース等を開発する。

#### (10) 高層建築物の地震後の火災安全対策技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震直後に高層建築物において起こる火災に対する利用者の安全性を確保することを目的として、高層建築物の地震直後における継続利用可能性を高めるために必要な「地震後の火災安全対策技術」を開発し、設計基準及び地震直後の緊急点検・避難指針を作成する。

23年度予算額	20百万円
22年度予算額	21
差引増△減	△1

#### (11) 超高層建築物等の安全対策の高度化に向けた技術と災害後の機能維持・早期回復に関する技術の開発

独立行政法人建築研究所においては、超高層建築物等の安全対策の高度化に向けた耐震設計技術や避難対策技術の開発を行う。また、大規模災害時にあっても建築物の最低限の機能維持や早期回復が可能となるよう、建築構造の性能評価を行うシステムを確立するとともに、給排水設備等に関する技術開発を行う。

#### (12) 災害対応を改善する津波浸水想定システムに関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、津波警報への施設管理者の災害対応を改善するため、最新の防潮堤等の耐震化進捗

状況を反映し、津波警報で予測される津波波高に対応する津波浸水の範囲・深さを迅速に想定できる「津波浸水データベース」とともに、水門閉鎖状況等の実態を反映して浸水想定範囲を的確なタイミングで精度良く更新できる「津波浸水計算システム」、津波浸水継続時間の見通しを想定できる「津波浸水減衰想定モデル」を構築する。

23年度予算額	7百万円
22年度予算額	0
差引増△減	7

#### (13) 大規模広域型地震被害の即時推測技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震発生直後に地震計ネットワーク等で得られる強震記録から地震動分布を推定する手法、ならびに地震動分布と河川施設・道路施設等の所管施設のデータをもとに被害状況を精度良く推測する手法を開発するとともに、災害対策本部での広域支援策検討など、推測結果の活用場面に応じた情報提供内容・情報共有方法を提案する。

23年度予算額	7百万円
22年度予算額	0
差引増△減	7

### 3 風水害対策

#### (1) リモートセンシングによる気象稠密観測

独立行政法人情報通信研究機構においては、風速や大気汚染物質等の環境情報を都市スケールで詳細に計測するために、地表付近及び上空を約100mの空間間隔で立体的に計測するセンサ技術と、計測データを用途に応じてネットワーク上でほぼ実時間で処理・配

信するシステムの研究開発を行う。

### (2) 豪雨・地震時の山地災害対策に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、豪雨・地震による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流の物理則モデルの精度向上に関する研究を行う。

### (3) 非構造部材の地震・強風被害防止技術の開発

独立行政法人建築研究所においては、建築物の天井や屋根等の非構造部材の安全性向上のため、生産プロセスにおける課題も踏まえた設計・施工技術を開発する。

### (4) 大規模土砂災害等に対する減災、早期復旧技術の開発

独立行政法人土木研究所においては、深層崩壊発生箇所や規模の予測技術の開発、流動化する地すべりの発生箇所と到達範囲の予測技術の開発、異常土砂災害に対する危機管理ガイドラインやハード対策ガイドラインの作成、大規模土砂災害・盛土災害に対する応急復旧工法の開発を行う。

### (5) 風水害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、河川災害防除に関する研究、斜面災害防止に関する研究を実施する。

### (6) 水災害リスクマネジメント国際センター (ICHARM) の運営

独立行政法人土木研究所水災害リスクマネジメント国際センター (ICHARM) においては、国内外の関連機関等と連携を図りつつ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献す

るために、研究・研修(人材育成)・情報ネットワーク活動および各種国際プロジェクトを一体的に推進する。

### (7) 気候変化等により激甚化する水災害を防止、軽減するための技術開発

独立行政法人土木研究所においては不確実性を考慮した地球温暖化が洪水・濁水に与える影響の予測技術の開発、堤防、構造物周辺堤防、基礎地盤を総合的に考慮した浸透安全性及び耐震性の照査技術の開発、低コストな浸透対策や効果的な地震対策などの堤防強化技術の開発に関する研究を実施する。

### (8) 気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、気候変動下における水災害リスクの低減のための実践的な適応策の選択・実行に用いる基盤技術を確立するため、実務に使える施策オプションの拡充、被害低減効果が算定できる水災害リスク評価手法の開発、様々な種類の流域ごとに最適な施策パッケージを選択するための具体的条件の解明・整理を行い、手引きとしてとりまとめるための研究を実施する。

23年度予算額	13百万円
22年度予算額	13
差引増△減	0

## 4 火山災害対策

### (1) 火山噴火予知に関する基礎的研究

文部科学省においては、「地震及び火山噴火予知のための観測研究の推進について(建

議)」（平成21年度～平成25年度）に基づき、関係国立大学法人における火山噴火予知に関する基礎的研究の推進を図る。

独立行政法人産業技術総合研究所においては、火山噴火予知研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況などの地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行う。九重山、蔵王火山などの地質図作成のための調査研究を実施する。

国土交通省国土地理院においては、火山噴火予知の基礎資料とするため、火山変動測量及び機動観測を行う。

23年度予算額	22百万円
22年度予算額	22
差引増△減	0

気象庁においては、気象研究所を中心に火山監視業務を高度化するため、マグマ活動の定量的把握技術の開発とそれに基づく火山活動度判定の高度化に関する研究等を推進する。また、火山噴火予知連絡会を通じて関係機関と緊密な連携を図り、火山噴火予知に関する研究を推進する。

23年度予算額	54百万円
22年度予算額	36
差引増△減	18

### (2) 火山噴火に起因した土砂災害に対する緊急減災対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、降灰後の土石流、溶岩ドーム崩落型火砕流、融雪火山泥流を対象に、緊急時の調査手法、被害範囲の推定手法に関する検討・開発を行う。

### (3) 海底火山噴火予知の推進

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面の海底火山活動海域の

温度分布、火山性変色水の分布等の調査及び磁気測量を行う。また、海域における火山噴火の予知に関する的確な情報収集と提供を図るため、海域火山基礎情報図の整備を引き続き行う。

23年度予算額	11百万円
22年度予算額	25
差引増△減	△14

## 5 雪害対策

### (1) 雪崩の発生に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、積雪の物理特性の時間的な変化過程に基づく、表層雪崩の発生危険度評価手法の高度化を図る。また、雪崩の発生を検知するためのモニタリング観測を継続し、雪崩発生時の気象条件や雪崩の流下に関する調査研究を行う。

### (2) 雪害の防除に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、雪崩動態観測を行い雪崩対策工の合理的設計手法を検討するとともに、冬期の降雨にともなう雪崩災害の危険度評価手法を検討する。

### (3) 雪害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、冬期道路交通の安全性・効率性の向上を目的として、冬期道路管理の効率性、的確性向上技術の開発や冬期交通事故に有効な対策技術の開発に関する研究を行うとともに、雪氷災害を軽減するため、吹雪の視程障害予測や危険度評価技術等に関する研究を行う。

## 6 火災対策

### (1) 火災に関する一般的研究

消防庁においては、次の研究を行う。

- ・火災原因調査技術の高度化に関する調査研究

23年度予算額	22百万円
22年度予算額	27
差引増△減	△5

- ・消防防災分野における ICT 活用のための連携推進

23年度予算額	15百万円
22年度予算額	16
差引増△減	△1

- ・多様化する火災に対する安全確保に関する研究

23年度予算額	49百万円
22年度予算額	0
差引増△減	△49

### (2) 消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）により、消防防災科学技術に係る総合的な研究を積極的に促進する。

23年度予算額	159百万円
22年度予算額	254
差引増△減	△95

### (3) 森林火災に関する一般研究

独立行政法人森林総合研究所においては、林野火災対策として、林内可燃物の含水率と日射量の関係および林分構造と林内可燃物量に関する研究を行う。

### (4) 火災リスク評価に基づく性能的火災安全設計法の開発

独立行政法人建築研究所においては、建築物の火災リスク評価を新たに導入してユーザーのニーズに即した防火性能を実現する性能設計法を開発する。

## 7 危険物災害対策

### (1) 危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。

- ・新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査研究

23年度予算額	35百万円
22年度予算額	28
差引増△減	7

- ・屋外貯蔵タンクの安全対策の推進

23年度予算額	20百万円
22年度予算額	16
差引増△減	4

- ・危険物施設の事故防止対策

23年度予算額	11百万円
22年度予算額	3
差引増△減	8

- ・危険性物質と危険物施設の安全性向上に関する研究

23年度予算額	41百万円
22年度予算額	0
差引増△減	41

### (2) 爆発防止等に関する研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、化学物質の発火・爆発安全に係る実時間計測技術、爆発影響のシミュレーション技術、支燃性ガス・弱燃性ガスのフィジカルリスク評価、爆発の高度制御等、爆発安全技術



の共通基盤技術の研究開発を実施する。

## 8 原子力災害対策

### (1) 原子力防災対策の実効性向上等に関する調査・研究

原子力安全委員会においては、原子力防災対策の実効性向上等を図るために必要な事項、体制等についての調査等を行う。

23年度予算額	7百万円
22年度予算額	24
差引増△減	△17

### (2) 原子力の開発利用に係わる安全確保のための研究

独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所において、原子力施設等安全研究、環境放射能安全研究及び放射性廃棄物安全研究を行う。

### (3) 原子炉施設の耐震安全性の評価

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、原子力施設等の耐震設計安全審査及び新耐震設計審査指針に基づくバックチェックの結果を評価・確認するため、新潟県中越沖地震等の最新知見を収集・反映し、耐震関連基準等の整備を実施する。

### (4) 原子炉施設の過酷事故に対する安全確保のための評価、研究

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、国際協力試験等に参加することにより、原子炉施設で過酷事故が生じた場合においても、その事故の拡大を阻止するための知識ベースの整備、高度化を図る。

## 9 その他の災害対策

### (1) グローバル環境計測技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、雲、降水及び温室効果気体（CO<sub>2</sub>等）等の大気海洋圏の高精度計測のために、光・電波センサ技術及び解析・検証技術等の研究開発を行う。



## 第3章 災害予防

### 1 災害一般共通事項

#### 1-1 教育訓練

##### (1) 政府における教育訓練

政府においては、関係地方公共団体等との連携により総合防災訓練及び政府総合図上訓練を実施し、災害応急対策の実効性についての検証・確認を行う。

内閣府においては、関係省庁の防災担当職員を対象に、国家公務員防災担当職員合同研修を実施する。また、平成23年度に発生した災害への対応の記録・教訓等をまとめた防災担当職員向けの災害対応テキストを作成する。

23年度予算額	8百万円
22年度予算額	8
差引増△減	0

##### (2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の災害警備担当幹部に対して、災害応急対策等についての教育訓練を行うほか、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施するとともに、都道府県警察に対して、関係機関と連携した災害警備訓練の実施を指示する。また、警察広域緊急援助隊において、災害救助のための特殊技術訓練を行うほか、特別救助班では、救出救助能力を更に向上させるための、より高度な訓練を行う。さらに、機動警察通信隊では、災害発生時における、より迅速な情報収集活動や通信手段確保のため、各種情報通信システムの活用等、実践的な訓練を行う。

##### (3) 総務省における非常通信訓練の実施等

総務省においては、災害時における通信の円滑な実施を確保するため、非常通信協議会と連携し災害時に備えた通信計画の作成並びに国及び地方公共団体等と連携した実践的な通信訓練を実施し、非常通信体制の整備をさらに推進する。また、無線局の免許人に対しても通信施設の点検等について指導を行う。

23年度予算額	15百万円
22年度予算額	25
差引増△減	△10

##### (4) 日本放送協会における教育訓練

日本放送協会（以下「NHK」という）においては、災害時の放送及び受信を確保するため、防災に関する教育訓練及び防災知識の普及を行う。

##### (5) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対し火災、風水害、震災、危険物災害等の各種災害の防止や災害時の対応、消防・水防、救助・救急等の応急対策に関する教育訓練を行う。また、地震等の大規模災害発災時の対応能力向上のため、都道府県、市町村の首長及び幹部等に対し危機管理教育を行うとともに、広域的な災害に対応する緊急消防援助隊に対する教育、自主防災組織の育成、強化のための教育を行う。

23年度予算額	350百万円
22年度予算額	308
差引増△減	△42

**(6) 防災訓練の実施の推進**

消防庁においては、地方公共団体が地域防災計画に従い、地震、津波、風水害等各種の災害や様々な条件を想定して、市町村長の迅速かつ確かな意思決定のための図上訓練や関係機関及び地元住民と連携した総合防災訓練や広域訓練、参集訓練、情報伝達訓練など実践的な訓練を実施するよう要請・助言を行う。

23年度予算額	5百万円
22年度予算額	5
差引増△減	0

**(7) 法務省における教育訓練**

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話等で構成される「法務省緊急連絡体制網」通信訓練を行う。

23年度予算額	11百万円
22年度予算額	11
差引増△減	0

**(8) 安全教育の充実**

文部科学省においては、防災の内容を含む生徒の安全な通学のための教育教材の作成等を行う。また、教職員や児童生徒の学校安全に対する意識の向上等を図るため、防犯教室、防災教室、交通安全教室の講師となる教職員等を対象とした講習会等を実施するとともに、心肺蘇生法（AEDの取扱いを含む。）の講習会を実施する。

23年度予算額	97百万円
22年度予算額	156
差引増△減	△59

**(9) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練**

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施する。

**(10) NBC 災害・テロ対策研修の実施**

厚生労働省においては、NBC（核、生物剤、化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施する。

23年度予算額	6百万円
22年度予算額	6
差引増△減	0

**(11) 災害派遣医療チーム（DMAT）研修・訓練の実施**

①厚生労働省においては、医師、看護師等に対し、DMAT 隊員養成研修を実施する。

※DMAT とは、災害急性期（発災後48時間以内）に機動的に活動するためのトレーニングを受けた医療チーム。

②厚生労働省においては、DMAT 隊員に対する災害訓練費用の補助を行う。

23年度予算額	67百万円
22年度予算額	67
差引増△減	0

**(12) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助**

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行う。

23年度予算額	18百万円
22年度予算額	18
差引増△減	0

### (13) 都道府県の災害救助対策事業に対する補助

厚生労働省においては、都道府県が行う市町村災害救助法担当職員に対する研修等の災害救助対策事業に要する経費について補助を行う。

23年度予算額	24,000百万円の内数
22年度予算額	24,000百万円の内数

### (14) 災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

厚生労働省においては、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーを養成する事業を実施する（ビッグ・アイ共働機構に運営を委託している国際障害者交流センターにおいて実施）。

23年度予算額	2百万円
22年度予算額	2
差引増△減	0

### (15) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害などの被害者となることで生じる PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化を図ることを目的とし、PTSD 対策専門研修に対する補助を行う。

23年度予算額	16百万円の内数
22年度予算額	18百万円の内数

### (16) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通大学校においては、国土交通省の

職員や国土交通行政を担当する地方公共団体、独立行政法人等の職員を対象に、「災害査定」、「危機管理」、「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」等において、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力等の向上を目的に実習や演習を取り入れた研修を実施するとともに、必要に応じ、防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義等を実施する。

### (17) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、各地で防災気象講演会を主催し、気象等に関する知識の普及等を図る。また、防災機関の担当者を対象に予報、警報その他情報の伝達等に関する説明会を適宜開催する。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質の向上を図る。

23年度予算額	130百万円
22年度予算額	135
差引増△減	△5

### (18) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等による各種災害対策訓練を実施するほか、機動防除隊等を対象とした高度な防災技術等の研修に努める。また、海難防止思想の普及・高揚を図り、海難の未然防止及び海上災害の防止に資するため、海難防止講習会等を開催するほか、タンカー等危険物積載船舶の乗組員、危険物荷役事業者等の海事関係者を対象に訪船指導、タンカーバースの点検等を行う。さらに、旅客船の事故対策訓練を実施し、運航関係者に対して事故時の措置等について指導する。

**(19) 防衛省における教育訓練**

防衛省においては、多種多様な災害に対処するため、陸上、海上、航空各自衛隊の任務の特性及びそれぞれの規模において、訓練等を実施し対処能力を高めている。

また、陸上、海上、航空各自衛隊が一体となって災害対処にあたる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加する。

23年度予算額	1,113百万円
22年度予算額	1,077
差引増△減	36

**1-2 防災施設設備の整備****(1) 中央防災無線網の整備**

内閣府においては、官邸等国の主要拠点、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体間の通信を確保するため、中央防災無線網を整備している。平成23年度も引き続き、通信の安定的な運用のための適切な措置を講ずるとともに、地方公共団体との情報共有ネットワークの構築、首都直下地震対策として立川地区の通信設備の改修、東南海・南海地震対策として香川県内に設置する現地災害対策本部の通信設備の整備、地方への衛星通信装置の配備並びにヘリコプター映像共有システムの改良などを推進する。

23年度予算額	1,559百万円
22年度予算額	1,738
差引増△減	△179

**(2) 災害に強い地域づくりの推進**

内閣府においては、災害により、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生した

際、救命救助活動の大きな障害となることから、既存の地上系の通信システムを補完するために、衛星系の通信システムとして、衛星携帯電話等の整備に対して支援を行う。

23年度予算額	201百万円
22年度予算額	0
差引増△減	201

**(3) 災害警備活動用資機材の整備**

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な資機材としてヘリコプターの整備を行う。

23年度予算額	2,933百万円
22年度予算額	4,522
差引増△減	△1,589

**(4) 防災基盤整備事業の推進**

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安心安全なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化などの重点的な防災基盤の整備を推進する。

**(5) NHKにおける非常用電源設備の整備**

NHKにおいては、大規模災害における電波の安定確保のため、放送局の非常用電源設備の整備を図る。

**(6) 電気通信網の確保等**

NTTグループ各社においては、安定した電気通信サービスの提供を確保するため、伝送路の多ルート化、通信センターの分散、災害に強い通信設備の構築等による災害に強く信頼性の高い通信網の構築や、各種災害対策機器の配備等による重要通信を確保するための早期復旧対策を引き続き実施するととも



に、円滑かつ適切な災害対策を遂行できるよう十分な連携協力を行う。また、大規模災害発生時の被災地との円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言ダイヤル(171)」, 「iモード災害用伝言板」及び「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」の社会への一層の定着を推進する。

KDDI株式会社においては、サービスの更なる安定提供に向けた、伝送路の異ルート化、設備の二重化の増強及び電源設備等の信頼性強化を実施するとともに、重要通信確保のため早期復旧対策の充実及び非常災害対策機器等の配備を強化する。また、大規模災害発生時の被災地との円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言板サービス」の社会への一層の定着を推進する。

#### (7) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、地震等の非常災害時に、被災地方公共団体等から被災地の通信手段確保として、災害対策用移動通信機器の貸付要望があった際に速やかに対応できるよう、東京、大阪に備蓄庫を設け、移動無線機を被災地へ搬入できるよう引き続き体制を整備する。

23年度予算額	7百万円
22年度予算額	15
差引増△減	△8

#### (8) 消防防災無線通信設備の整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の確実化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努める。

23年度予算額	228百万円
22年度予算額	297

差引増△減 △69

#### (9) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整備について、地方公共団体に対し補助を行う。

23年度予算額	4,897百万円
22年度予算額	4,751
差引増△減	146

#### (10) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行う

23年度予算額	910百万円
この他に都道府県に対する補助については地域自主戦略交付金内で措置	
22年度予算額	3,066
差引増△減	△2,156

#### (11) 救助消防ヘリコプターの整備

消防庁においては、高高度の山岳地帯において安全に救助活動を行うためのヘリコプターを国が取得し、地方公共団体に配備するもの。

23年度予算額	1,500百万円
22年度予算額	0
差引増△減	1,500



**(12) 文化財の防災施設等の整備**

文化庁においては、文化財の防災対策のための設備整備等に対し、補助を行う。

23年度予算額	9,315百万円の内数
22年度予算額	9,005百万円の内数

**(13) NBC テロ災害対応資機材の維持管理**

消防庁においては、特別高度救助隊等の資機材(特別高度工作車、大型除染システム車、大型ブローア搭載車、ウォータカッター搭載車)、NBC テロ災害対応資機材の維持管理を行う。

23年度予算額	31百万円
22年度予算額	31
差引増△減	0

**(14) NBC テロ災害対応資機材の整備**

消防庁においては、緊急消防援助隊のNBC 災害対応資機材を充実させ、NBC テロ災害に対する全国的な対応力の強化を図るため、テロ災害対応資機材を全国の主要な都市に配備する。

23年度予算額	265百万円
22年度予算額	0
差引増△減	265

**(15) 災害拠点病院の整備**

厚生労働省においては、災害拠点病院の整備について補助を行う。

※災害拠点病院とは、耐震構造、ライフラインの維持機能、応急医薬品等の備蓄機能等の災害医療支援機能を有し、災害時に24時間対応可能な救急体制を確保する病院。

23年度予算額	4,928百万円の内数
22年度予算額	8,874百万円の内数

**(16) 広域災害・救急医療情報システムの整備**

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム(DMAT)等災害医療にかかる総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るための整備について補助等を行う。

23年度予算額	935百万円
22年度予算額	935
差引増△減	0

**(17) 社会福祉施設の整備**

厚生労働省においては、障害福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

23年度予算額	10,800百万円の内数
22年度予算額	10,000百万円の内数

また、厚生労働省においては、地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

23年度予算額	5,000百万円の内数
22年度予算額	26,300百万円の内数

さらに、厚生労働省においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

23年度予算額	3,000百万円の内数
22年度予算額	5,033百万円の内数

**(18) 日本赤十字社への災害救護用移動式仮設診療所整備費補助**

厚生労働省においては、日本赤十字社に対し災害救護用移動式仮設診療所を整備するための補助を行う。

23年度予算額	0百万円
22年度予算額	32

差引増△減                    △32

#### (19) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、災害に備えた確実な情報体制を確保するため、本省と各地方農政局等とを結んだ衛星通信施設等の整備を図る。

23年度予算額	18百万円
22年度予算額	18
差引増△減	0

#### (20) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、地震、津波、高潮等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保するとともに、漁港や荷捌きの機能を維持する観点から、災害に強い漁業地域づくりガイドラインの普及を図る。加えて、複数集落が連携した防災関連施設等の整備をはじめ、堤防等の海岸保全施設や避難路の整備、漁港・荷捌き施設の耐震化等を図り、漁業地域の防災対策を推進する。

23年度予算額	76,688百万円の内数
22年度予算額	88,248百万円の内数

#### (21) 農山村の防災機能強化の促進（防災対策林道機能強化）

農林水産省においては、災害に強く安心して暮らせる村づくりを推進するため、緊急的に次の施設等の整備を図る。

23年度予算額	512,000百万円の内数
22年度予算額	150,000百万円の内数

- ・避難路及び避難地等の確保
- ・消防用施設等の確保
- ・集落の防火施設整備
- ・災害情報の伝達施設の確保場所

#### (22) 緊急時の農業水利施設の活用

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水、生活用水の取水を可能とするための防火水槽、吸水枘、給水栓等の施設整備を行う。

23年度予算額	31,761百万円の内数
22年度予算額	150,000百万円の内数

#### (23) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することにより二次災害の軽減・防止を図る被災宅地危険度判定制度について、引き続き、危険度判定を行うための実施体制の整備支援を推進する。

#### (24) 河川・道路管理用無線通信設備の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、CCTV映像やテレビ会議などの河川管理、道路管理、災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施する。また、河川・道路管理用の次期移動体通信システムと衛星通信システムの検討を実施する。

#### (25) 宅地防災工事資金の融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、宅地防災工事に対する融資により、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律又は建築基準法による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援する。

**(26) 気象観測施設の整備等**

気象庁においては、台風、豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るとともに、国際協力を行うため、次のとおり台風・集中豪雨雪監視体制の整備を行う。

23年度予算額	19,380百万円
22年度予算額	21,001
差引増△減	△1,621

- ・ 静止地球環境観測衛星の整備
- ・ 地上気象観測装置の整備
- ・ 次世代防災気象情報形式の導入

**(27) 巡視船艇の整備等**

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機の整備、電子海図システムの整備及び航路標識の整備を行う。

23年度予算額	71,880百万円
22年度予算額	78,943
差引増△減	△7,063

**(28) 海上防災体制の整備**

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材の充実、巡視船艇・航空機等の迅速的確に対処しうる体制の確保を図る。

23年度予算額	98百万円
22年度予算額	103
差引増△減	△5

**1-3 災害危険地住宅移転等**

**(1) 防災集団移転促進事業**

国土交通省においては、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づき、災害の発生した地域又は建築基準法第39条第1項の災害危険区域のうち、住民の居住に相当でない地域内にある住居の集団的移転を支援する。

23年度予算額	44百万円
22年度予算額	44
差引増△減	0

**1-4 その他**

**(1) 情報システム運用継続能力の強化**

内閣官房においては、各府省庁の情報システム運用継続計画策定に資するため東日本大震災による情報システムへの影響を分析・評価し、適宜、「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン（平成23年3月策定）」の改定等を行う。

**(2) 災害対策の推進**

内閣府においては、災害対策の総合的な推進を図るため実施する防災に関する調査、総合防災訓練等の事業を行う。

23年度予算額	220百万円
22年度予算額	248
差引増△減	△28

**(3) 災害被害を軽減する国民運動の展開**

内閣府においては、中央防災会議で決定した「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」等を踏まえ、日頃から具体的な「備え」を実践する取組みを展開し、社会全体における防災力を向上させるための意識啓発活動を促進する事業を実施する。「防災の日」（9月1日）及び「防災週間」（8月30日～9月5日）の期間を中心に、防災フェア、防災ポスターコンクール等各種行事や防災功労者表彰を行うとともに、期間外にも、被災者の体験談から得られた教訓をエピソードにまとめる「一日前プロジェクト」の実施、防災教育の促進についての検討等を行う。

23年度予算額	40百万円
22年度予算額	58

差引増△減

△18

差引増△減

△5

**(4) 防災ボランティア関連施策の充実**

内閣府においては、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害に対する備えの充実・強化を図るため、防災とボランティア週間（1月15～21日）において、「防災とボランティアのつどい」を開催する。また、防災ボランティア活動がより一層円滑に実施されるよう検討を行う。

23年度予算額	15百万円
22年度予算額	19
差引増△減	△4

**(5) 民間と市場の力を活かした地域づくり**

内閣府においては、中央防災会議専門調査会報告書を具体化するため、BCP策定の推進に向けた市場条件整備、業種横断事業継続訓練、地域・企業における防災への取組の推進策、事業者と地域住民・広域活動団体等の力を活かした防災力向上策について検討する。

23年度予算額	30百万円
22年度予算額	37
差引増△減	△7

**(6) 復興対策の調査検討**

内閣府においては、災害発生後の被災者の生活再建及び被災地域の再建・復興を迅速かつ円滑に進めるための復興施策の充実を図る。また、地方公共団体が住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう支援するとともに、被害認定基準等の適正な運用の確保を図る。

23年度予算額	40百万円
22年度予算額	45

**(7) 特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター）の運営に対する助成**

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター）において行われる、[1] 阪神・淡路大震災をはじめとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示及び情報発信、[2] 防災に関する総合的、実践的能力を有する人材の育成、[3] 復旧・復興対策のあり方等を含めた総合的な防災に関する調査研究などの事業に要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図る。

23年度予算額	251百万円
22年度予算額	251
差引増△減	0

**(8) 災害応急対策業務の実践的対応能力の向上**

内閣府においては、被災都道府県が国等からの迅速かつ円滑な支援を受けるための受援計画について、すでに策定された受援計画の内容の検証を踏まえ、整理・検討を進める。また、被災地で災害対応にあたる地方公共団体において、様々な援助を円滑に受け入れるための方策について調査・整理するとともに、それらを踏まえて政府本部のあり方についても検討を行う。

23年度予算額	8百万円
22年度予算額	9
差引増△減	△1

**(9) 防災広報**

内閣府においては、災害対策基本法に基づく防災白書の作成のほか、国民各層に対する



防災に関する正確な知識を提供するため、災害発生時にも迅速に情報提供を行うホームページを運営管理し、さらに、最近の防災施策をわかりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を幅広く展開する。

23年度予算額	30百万円
22年度予算額	35
差引増△減	△5

#### (10) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討を行うとともに、災害発生時にはヘリコプターや通信衛星を利用した映像伝送等による現場情報の収集・伝達に努めるなど、災害警備対策の強化を図る。

23年度予算額	551百万円
22年度予算額	597
差引増△減	△46

#### (11) 道路交通情報の充実

警察庁、総務省、国土交通省においては、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、災害情報、渋滞情報、交通規制情報等をリアルタイムにカーナビゲーション装置へ提供するVICS（道路交通情報通信システム）の整備を推進し、本年度も提供エリアの拡大や情報内容の充実を図る。また、警察庁及び国土交通省においては、交通情報板、道路情報板や（財）日本道路交通情報センター等を通じて、道路交通情報を道路利用者に提供するため、情報収集・提供業務の高度化を図る。さらに、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努める。

#### (12) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等の際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備や自家発電装置の設置等の停電対策及び非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導する。

#### (13) 非常時情報伝達ネットワークの維持運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合において、被災状況の即時把握など、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための非常時情報伝達ネットワークを運用する。

23年度予算額	8百万円
22年度予算額	8
差引増△減	0

#### (14) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、住民に瞬時に伝達するシステムであるJ-ALERTの、情報受信団体における常時良好な受信環境を確保するため、主局に加えて副局を含めた送信局の2局体制で運用するとともに、安定的な運用を確保するため、送信局の常時監視等の保守・管理を行う。

23年度予算額	195百万円
22年度予算額	82
差引増△減	113



**(15) 地域防災計画の見直しの推進**

消防庁においては、地域防災計画の見直しを推進するため、被害想定等に基づき、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行う。また、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体間の情報共有による広域的な相互支援の推進等、防災体制の充実を図るとともに、計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画への見直しを推進する。

23年度予算額	0百万円
22年度予算額	5
差引増△減	△5

**(16) 防災・危機管理教育におけるe-カレッジの運用及び充実・強化**

消防庁においては、防災・危機管理教育について、集合教育では受講が困難な者なども対象とできるようにするため、また、教育内容の充実強化を図るため、インターネットを活用した防災・危機管理教育用システムであるe-カレッジを運用するとともに、コンテンツ等の充実・強化のための検討を行う。

23年度予算額	34百万円
22年度予算額	30
差引増△減	4

**(17) 防災意識・防災知識の向上**

消防庁においては、国民の防災意識の高揚のための各種広報・啓発活動を実施するとともに、地方公共団体に対し、「防災週間」「防災とボランティア週間」等の機会を通じ、地域の実情に即応した広報活動や啓発行事等を実施するよう要請を行う。

**(18) 地域防災の推進**

消防庁においては、地域防災力の向上につ

なげるため、少年消防クラブ等の育成等により防火・防災意識の高揚を図るほか、自主防災組織連絡協議会の結成促進・充実強化のための出前講座等を通じて自主防災組織の活動の充実強化を図る。

23年度予算額	7百万円
22年度予算額	17
差引増△減	△10

**(19) 防災ボランティアの活動環境の整備推進**

消防庁においては、地方公共団体による災害ボランティアの活動環境整備の促進を目的とした連絡協議会を開催するとともに、災害ボランティア・データバンク(データベース)の登録団体、登録情報の拡充や、その維持管理及び保守点検を行う。

23年度予算額	2百万円
22年度予算額	2
差引増△減	0

**(20) 緊急消防援助隊派遣体制及び情報通信機能の整備**

消防庁においては、国内の大規模災害発生時における人命救助活動等を迅速かつ効果的に行う全国の消防機関の援助体制として創設された緊急消防援助隊の出動が円滑に行われるよう、早期出動体制、活動マニュアル、関係機関との連携体制の整備、動態情報システムの保守管理、装備資機材等に関する調査研究等を推進する。また、隊員の技術向上と部隊間の連携強化のため、地域ブロックごとの合同訓練を実施する。

23年度予算額	135百万円
22年度予算額	137
差引増△減	△2

**(21) 緊急消防援助隊の出動経費の確保**

消防庁においては、東海地震等の大規模地震災害や毒性物質の発散等の特殊災害の発生に際し、消防組織法第44条第5項の規定に基づき全国的観点から消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊について、当該緊急消防援助隊の活動により増加又は新たに必要となる消防に要する特殊勤務手当及び時間外勤務手当その他の経費について、国庫負担とするための経費を確保し、緊急消防援助隊の迅速かつ効果的な活動を行う。

23年度予算額	10百万円
22年度予算額	10
差引増△減	0

**(22) 防災情報通信体制の整備**

消防庁においては、日本のどの地域が被災しても被災地の映像が伝送できるように消防庁ヘリコプターから通信衛星に直接伝送する技術（ヘリサット）を備えた施設の整備や、災害現場の映像等を通信衛星を介して消防防災関係機関へ配信することを想定した映像送受信訓練の実施など、大規模災害発生時に映像情報等の災害情報収集・伝達体制に資する各種システムの充実強化を図る。

23年度予算額	850百万円
22年度予算額	12
差引増△減	838

**(23) 消防・救急無線等のデジタル化の推進**

消防庁においては、各消防機関の計画的なデジタル化を推進するにあたり、複数消防本部が早期かつ効率的に無線設備の広域化・共同化を行うため、整備マニュアルの作成やアドバイザー派遣等の支援を行う。

23年度予算額	19百万円
22年度予算額	19

差引増△減

0

**(24) 消防団の充実強化・活性化**

消防庁においては、消防団の認知度を高めるためのPR、消防団協力事業所表示制度の全国展開、消防団員確保アドバイザーの派遣、女性消防団員の活動の充実強化、全国消防操法大会の開催、消防団と自主防災組織等との連携促進に取り組む団体や将来の地域防災の担い手育成に積極的に取り組む団体の支援などにより、消防団の充実強化・活性化を図る。

23年度予算額	172百万円
22年度予算額	220
差引増△減	△48

**(25) 救急業務の高度化の推進**

消防庁においては、消防団の認知度を高めるためのPR、消防団協力事業所表示制度の全国展開、消防団員確保アドバイザーの派遣、女性消防団員の活動の充実強化、全国消防操法大会の開催、消防団と自主防災組織等との連携促進に取り組む団体や将来の地域防災の担い手育成に積極的に取り組む団体の支援などにより、消防団の充実強化・活性化を図る。

23年度予算額	47百万円
22年度予算額	59
差引増△減	△12

**(26) 救助技術の高度化の推進**

消防庁においては、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会を設置し、新たな救助事象に対応する活動技術の検討を行うとともに、全国消防救助シンポジウム及び実践的訓練を開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図る。

23年度予算額	18百万円
22年度予算額	20
差引増△減	△2

### (27) 市町村の消防の広域化の推進

消防庁においては、市町村の消防の広域化についての取組を支援するため、消防広域化推進アドバイザーの派遣、消防の広域化の周知・広報等を行うとともに、消防広域化支援対策として所要の地方財政措置を講じ、市町村の消防の広域化の推進を図る。

23年度予算額	7百万円
22年度予算額	7
差引増△減	0

### (28) 災害時等における要援護者への瞬時の文字情報伝達手法の開発

消防庁においては、構築しているJ-ALERTが、現在は音声のみの情報伝達となっていることから、高齢者、聴覚障害者等の災害時要援護者向けに、瞬時に文字情報で伝達できるような新たな試験装置を開発し、実証実験を行う。

23年度予算額	55百万円
22年度予算額	0
差引増△減	55

### (29) 消防と医療の協議システム構築推進

消防庁においては、独自に電話救急相談事業等を実施する団体を支援するため、同事業の実施状況の実態調査及び有識者による医学的見地からの検討を行う。その結果に基づき、救急相談導入マニュアルを作成する。更に、救急相談の有効性を普及するため、救急相談シンポジウムを開催する。

23年度予算額	11百万円
22年度予算額	0

差引増△減	11
-------	----

### (30) 社会全体共有するトリアージ体系の構築推進

消防庁においては、受入医療機関の選定困難事案の発生や救急医療提供体制の疲弊など救急体制を取り巻く厳しい現状を踏まえ、災害時の対応も含め、救急搬送対応力や限られた医療資源の範囲内で最大限の救急対応を行うため、家庭、電話救急相談、119番通報、救急搬送など社会全体の各段階で共有するトリアージの体系（緊急度判定支援システム）を新たに構築することの必要性や救急医療の各ステージにおける具体的な活用方法などについて有識者による検討会で明らかにし、日本版の緊急度判定基準を作成する。

23年度予算額	35百万円
22年度予算額	0
差引増△減	35

### (31) 文教施設における防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、学校施設の非構造部材の耐震化の推進等について検討するとともに、応急危険度判定技術者の養成など、総合的・計画的な防災対策を強化・推進する。

23年度予算額	16百万円
22年度予算額	21
差引増△減	△5

### (32) 美術工芸品に関する防災・防犯施設整備等の推進

文部科学省においては、文化財（美術工芸品）の品質・形状に対応した、より安全な保存・管理環境を確保するため、防災施設、保存（活用）施設の設計及び管理の指針の策定に向けた調査検討等を実施する。

23年度予算額	7百万円
22年度予算額	7
差引増△減	0

23年度予算額	10百万円
22年度予算額	10
差引増△減	0

**(33) 災害救助調査研究・研修事業**

厚生労働省においては、日本赤十字社が災害救助を適切かつ迅速に実施する上で必要な調査研究を行い、その成果について研修等を通じ関係者に広く情報提供していく災害救助調査研究・研修事業に対する補助を行う。

23年度予算額	0百万円
22年度予算額	22
差引増△減	△22

**(34) 災害派遣医療チーム（DMAT）事務局の体制整備**

- ①厚生労働省においては、DMATを統轄し、DMAT隊員の技能継続研修等を行うDMAT事務局の運営の補助を行う。
- ②厚生労働省においては、災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るためのヘリコプターのチャーター費用の補助を行う。

23年度予算額	30百万円
22年度予算額	24
差引増△減	6

**(35) 災害拠点病院等の活動支援**

厚生労働省においては、以下の補助を行う。

- ①国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用
- ②災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム（DMAT）の活動費

**(36) 農村防災・災害対応の指導体制強化**

農林水産省においては、農村における防災・災害対応について、技術者のボランティアによる指導を全国レベルで推進する体制の強化に向け、モデル県において指導活動を実践する実証調査の実施、指導体制の強化についての検討及び指導活動の全国的な普及・定着を推進する。

23年度予算額	23百万円
22年度予算額	23
差引増△減	0

**(37) 山地防災情報の周知**

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域住民に対する山地災害危険地区等の山地防災情報を行政と地域住民とが相互に伝達・共有する体制の整備等のソフト対策を推進する。

**(38) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備**

農林水産省においては、国営施設の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データを収集・整理しリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備のため、観測データの転送施設等を整備する。

23年度予算額	1,132百万円
22年度予算額	1,320
差引増△減	△188



**(39) 農地・農業用施設の減災対策の推進**

農林水産省においては、重点的・効率的に農地・農業用施設に関する減災対策を実施するための基準・指針等を作成することにより、人的被害を含めた総合的な減災を図る即効性のある対策を推進する。

**(40) 中小企業 BCP 策定に関する支援**

(株)日本政策金融公庫等では、中小企業が策定したBCPに基づき防災設備を設置する者に対する融資制度を推進する。

**(41) 国土交通省内の防災情報の一元的提供**

国土交通省においては、国土交通省が保有する防災情報を集約し、国民にわかりやすく提供することを目的としたホームページ「防災情報提供センター」(<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>)で、リアルタイム雨量、リアルタイムレーダーや国土交通省の災害対応に関する情報等を容易に入手できるよう一元的な提供を行う。

**(42) 災害発生時の緊急輸送ネットワーク確保等のための体制整備**

国土交通省においては、災害発生時に最適な輸送モード、最適な体制による緊急輸送を確実かつ迅速に実施するため、地方運輸局と関係機関、輸送事業者等との適切な連携体制の構築及び輸送の具体的実施方策等について定める緊急輸送マニュアルを作成する。

23年度予算額	18百万円
22年度予算額	19
差引増△減	△1

**(43) 災害に対応した道路防災情報システムの整備等**

国土交通省においては、災害発生時に道路

災害情報を迅速に提供するため、情報連絡本部を設置すること等により、通行規制箇所や規制解除の見通し等の情報を各道路管理者で共有し、一元的に提供する体制を整備する。

**(44) 地籍調査の実施**

国土交通省においては、災害からの円滑な復旧に備えるため、土地の面積や境界を正確に把握し記録する地籍調査を実施する。

23年度予算額	10,391百万円
22年度予算額	11,300
差引増△減	△909

**(45) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) による大規模災害時の対応体制の強化**

国土交通省においては、大規模自然災害発生時において、緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) が行う発災直後の緊急調査に加え、河道閉塞などの緊急的な対応が必要な箇所における被害拡大防止を緊急的に実施する。

23年度予算額	116百万円の内数
22年度予算額	79百万円の内数

**(46) 土地分類調査の実施**

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせわかりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施する。

23年度予算額	90百万円
22年度予算額	111
差引増△減	△21

**(47) 電子国土基本図 (地図情報) 整備**

国土交通省国土地理院においては、従来の地形図データに替わる新たなデジタルの基本図データとして、国土管理や防災に必要な地



貌や土地状況及び構造物等の地形情報を表す地理空間情報を、位置の基準である道路、建物等の基盤地図情報に整合させた電子国土基本図を整備する。

23年度予算額	237百万円
22年度予算額	235
差引増△減	2

#### (48) 公共的屋内空間における三次元 GIS データの基本的仕様と効率的整備方法の開発

国土交通省国土地理院においては、屋外の三次元 GIS データと一体として扱えるよう屋内空間の GIS データのデータ項目や位置の表し方、精度等を規定する基本的仕様案を作成するとともに、既存の設計図面等と GIS データを結合させることで公共的屋内空間の三次元 GIS データを効率的に整備する方法を開発し、マニュアル案にまとめる。

23年度予算額	9百万円
22年度予算額	0
差引増△減	9

#### (49) 沿岸防災情報図の整備

海上保安庁においては、災害時に海上からの救難・救助活動を迅速かつ適切に実施するため、海岸線、水深等の自然情報、公共機関所在地等の社会情報及び災害危険地、避難地等の防災情報を網羅した沿岸防災情報図の整備を引き続き行う。

23年度予算額	2百万円
22年度予算額	2
差引増△減	0

## 2 震災対策

### 2-1 教育訓練

#### (1) 緊急地震速報の訓練

内閣府と気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるよう、6月と12月に、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかける。

#### (2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、震災発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、緊急災害警備本部の設置運営訓練等各種訓練を実施する。また、都道府県警察に対して、震災対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

また、指定自動車教習所における教習等において、交通の方法に関する教則等を用いて、東海地震に係る警戒宣言発令時及び大規模地震発生時並びに災害対策基本法による交通規制時における運転者の採るべき措置について周知徹底が図られるよう、都道府県警察に対し指導する。

#### (3) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対し、震災時の救急・救助、避難誘導等の消防活動をはじめ震災対策に関する教育訓練を行う。また、特に発災時の対応能力向上のため都道府県、市町村の首長及び幹部等に対し危機管理教育を行うとともに、広域的な災害に対応する緊急消防援助隊に対する教育、自主防災組織の育成・強化のための教育を行う。

**(4) 消防庁消防大学校における教育訓練**

消防庁においては、国の総合防災訓練のほか、参集訓練、情報収集訓練等を行うとともに、地域の実情に応じた実践的な各種訓練の実施等、災害に強いまちづくりのために必要となる重要な事項について地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

**(5) 大規模津波防災総合訓練**

国土交通省においては、総合防災訓練大綱に基づき、国土交通省が作成した計画により、関係地方公共団体、指定公共機関等と連携して、地震津波防災応急対策・地震津波災害応急対策現地訓練を実施する。

**(6) 津波警報・注意報の伝達訓練等**

気象庁においては、津波警報・注意報発表の迅速化を図るため、地震発生時における震源の決定及び津波判定並びに津波警報・注意報の発表作業の訓練を全国中枢(本庁・大阪)にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力する。また、地震予知情報を報告するための異常発見、地震防災対策強化地域判定会、東海地震に関連する情報等に係る業務の円滑な遂行を期するための訓練を実施する。

**(7) 海上保安庁における震災対策訓練**

海上保安庁においては、9月1日の「防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練に参加するとともに対策本部等の設置運営、情報伝達、巡視船艇・航空機動員手続き等の訓練を実施するほか、地方公共団体、関係機関と連携し大規模地震災害対策訓練等を行う。

**2-2 防災施設設備の整備****(1) 広域防災拠点施設の維持管理体制の整備**

内閣府においては、首都直下地震により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる立川広域防災基地について維持管理体制の整備を進める。また、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点(有明の丘地区、東扇島地区)においても広域的オペレーションの展開上必要な本部棟等の維持管理体制の整備を進める。

23年度予算額	245百万円
22年度予算額	184
差引増△減	61

**(2) 公共施設等耐震化事業の推進**

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策拠点となる公共施設や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進する。

**(3) 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備**

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を推進する。

23年度予算額	5,473百万円
22年度予算額	4,161
差引増△減	1,312

**(4) 国立大学法人等施設の整備**

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保する

ため、校舎等の耐震補強整備への支援を行い、防災機能の強化を推進する。

23年度予算額	40,363百万円の内数
22年度予算額	46,288百万円の内数

#### (5) 公立学校施設等の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難所としての役割も果たす公立学校施設等について、防災機能の強化の観点から、校舎等の耐震化等を図る。

23年度予算額	91,194百万円の内数
※内閣府で計上している沖縄県分 (10,726百万円)を含む	
22年度予算額	115,136百万円の内数
※内閣府で計上している沖縄県分 (11,982百万円)を含む	

#### (6) 私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、私立学校の施設の耐震化を促進するための施設整備事業に対し補助を行う。

23年度予算額	5,181百万円
22年度予算額	4,867
差引増△減	314

#### (7) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、地震防災対策特別措置法第2条に基づき、都道府県知事が作成した五箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療機関に対し補助を行う。

23年度予算額	4,928百万円の内数
22年度予算額	8,874百万円の内数

また、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行う。

23年度予算額	21百万円
---------	-------

22年度予算額	25
差引増△減	△4

さらに、政策医療を担う病院やIs値が0.3未満の建物を有する病院が行う病棟等の建築物の耐震整備に対する補助を行う。

23年度予算額	4,928百万円の内数
22年度予算額	8,874百万円の内数

#### (8) 緊急時給水拠点確保等事業

厚生労働省においては、地震の被害が予想される地域において、配水管等管路を利用した貯留施設及び緊急遮断弁の整備並びに貯水池容量の増大及び連絡管整備を引き続き促進する。また、配水池や浄水場等の基幹水道構造物の耐震化事業等を推進する。

23年度予算額	4,136百万円
22年度予算額	4,595
差引増△減	△459

#### (9) 水道管路耐震化等推進事業

厚生労働省においては、地震等による被害を受けやすい石綿セメント管及び老朽化した鋳鉄管等の更新を推進する。

23年度予算額	6,066百万円
22年度予算額	6,350
差引増△減	△284

#### (10) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替等に取り組む、耐震性の向上を図る。

#### (11) 山地災害に対する整備

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設整備等を重

点的に実施する。

#### (12) 水産物流通拠点となる漁港の耐震対策

農林水産省においては、平成19年6月に策定された漁港漁場整備長期計画に基づき、地震発生後においても水産物供給の維持を図るとともに、地震発生時に漁港で作業する人々の人命や資産の防護を図るため、水産物流通拠点となる漁港において、産地市場前面の陸揚げ用の岸壁の耐震化を促進する。

#### (13) 国立更生援護機関の施設整備事業

国立障害者リハビリテーションセンター病院等においては、建設から約30年が経過しており、耐震診断によると一番危険度が高い「地震（震度6強以上）の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」という結果が出たことから、身体障害者等の社会的弱者の利用する施設として、災害時の対応を万全にするため、耐震化（改築）工事を行う。

23年度予算額	1,168百万円
22年度予算額	515
差引増△減	653

#### (14) 災害対応型給油所普及事業

経済産業省においては、地震等の大規模災害発生時に対応するための緊急車両への燃料供給等の石油製品の安定的な供給や、帰宅困難者に対する飲料水提供等の支援を行うことができる体制を構築するため、自家発電設備や貯水設備等を設置する災害対応機能を備えた給油所の普及を図る。

23年度予算額	200百万円の内数
22年度予算額	360百万円の内数

#### (15) 水力発電施設の耐震性能調査

経済産業省においては、水力発電施設の耐震設計について、電気事業法に基づく発電用水力設備の技術基準において定めている。昨今大規模地震が頻発していることを受け、ダム等水力発電設備の耐震性能に関する国民の関心が高まっていることなどから、改めてその耐震性能について検証し、必要な技術的基準についても検討する。

23年度予算額	39百万円
22年度予算額	69
差引増△減	△30

#### (16) 防災拠点官庁施設等の耐震化

国土交通省においては、大規模地震発生時に、官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保した防災拠点となる官庁施設等の整備を推進する。

併せて、防災拠点官庁施設等における業務継続の着実な実施に資するため、官庁施設の機能確保の観点から適切な支援を行う。

23年度予算額	117,783百万円の内数
22年度予算額	19,028百万円の内数

#### (17) 建設機械の整備

国土交通省においては、災害時の緊急輸送道路確保等に必要な機械を整備する。

23年度予算額	1,341,464百万円の内数
22年度予算額	1,335,736百万円の内数

#### (18) 震災に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施する。

・避難地、避難路、防災活動拠点となる防災公園の整備

23年度予算額	3,970百万円の内数
---------	-------------



- この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置
  - 22年度予算額 7,938百万円の内数
  - 社会資本整備総合交付金内で措置
- ・密集市街地等において避難路として活用される道路等における街路事業の実施
  - 23年度予算額
  - 社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置
  - 22年度予算額
  - 社会資本整備総合交付金内で措置
- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
  - 23年度予算額
  - 社会資本整備総合交付金内で措置
  - 22年度予算額
  - 社会資本整備総合交付金内で措置
- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付
  - 23年度予算額 3,418百万円の内数
  - 22年度予算額 2,696百万円の内数
- ・三大都市圏のうち、特に地震の際に危険度の高い地区における避難地等と周辺住宅地の一体的な拠点整備
 

また、災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。
- ・密集市街地をはじめとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施
  - 23年度予算額
  - 社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置
  - 22年度予算額 36百万円の内数
  - この他に社会資本整備総合交付金内で措置
- ・三大都市圏の木造密集市街地等における都市再生区画整理事業の実施

- 23年度予算額
- 社会資本整備総合交付金内で措置
- 22年度予算額
- 社会資本整備総合交付金内で措置
- ・低層木造建築物の密集した既成市街地における市街地再開発事業の促進
  - 23年度予算額 4,553百万円の内数
  - 22年度予算額 3,840百万円の内数
  - この他に社会資本整備総合交付金内で措置
- ・社会資本整備総合交付金を活用した耐震性水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援
  - 23年度予算額
  - 社会資本整備総合交付金内で措置
  - 22年度予算額
  - 社会資本整備総合交付金内で措置

### (19) 下水道における震災対策

国土交通省においては、平成21年度に創設した「下水道総合地震対策事業」、平成21年11月に策定した「下水道BCP策定マニュアル(地震版)第1版」等を活用し、地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保するために耐震化を図る「防災」、被災を想定して下水道機能の被害の最小化を図る「減災」(マンホールトイレ、備蓄倉庫の整備等)を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。

また、耐震化等の機能高度化を考慮し、長寿命化対策を含めた改築を推進する。

- 23年度予算額 11,261百万円の内数
- この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置
- 22年度予算額 49,629百万円の内数
- この他に社会資本整備総合交付金内で措置



**(20) 河川の整備**

国土交通省においては、人口、経済活動の集積したゼロメートル地帯等において、大震災等により堤防が沈下して浸水した場合の壊滅的被害を防止するため、堤防の耐震性向上対策を実施する。また、大地震等の大災害時において、被災者の救援活動、被災地の復旧活動、物資の輸送等に活用できる緊急用河川敷道路を整備する。

**(21) 土砂災害に対する整備**

国土交通省においては、地震に伴う土砂災害を防止するため、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生に備え、地震に起因する土砂災害により住宅等が被災することがないように、土砂災害対策を重点的に実施する。特に、住宅等の耐震化改修を促進する必要がある地域において、土砂災害対策を実施するなど、連携により効果的な整備を実施する。

また、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震や平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震などの活断層に起因する地震により発生する土砂災害対策等を重点的に実施する。

さらに、土砂災害の危険箇所が集中して存在する都市部における土砂災害対策を推進する。

**(22) 道路における震災対策**

国土交通省においては、震災が発生した場合においても安全で信頼性の高い道路の通行を確保するため、広域的な幹線道路ネットワークの整備を行うとともに、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強等各種道路事業を実施する。

23年度予算額 1,341,464百万円の内数

22年度予算額 1,335,736百万円の内数

**(23) 住宅市街地の防災性の向上の推進**

国土交通省においては、不良住宅の密集地区や狭隘な道路の多い地区等において、不良住宅等を除去し、耐震性・耐火性の高い住宅に建て替えるとともに、地区の住環境の整備を行いつつ地区の防災性の向上を図るため、中村町5丁目地区（横浜市）等において、住宅地区改良事業等を実施する。

23年度予算額

社会資本整備総合交付金内で措置

22年度予算額

社会資本整備総合交付金内で措置

国土交通省においては、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な政策課題により機動的に対応するため住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業について補助を行う。

23年度予算額 12,008百万円の内数

この他に社会資本整備総合交付金内で措置

22年度予算額 14,431百万円の内数

この他に社会資本整備総合交付金内で措置

国土交通省においては、社会資本整備総合交付金により、地方公共団体が自主性と創意工夫に基づき実施する住宅の耐震改修等の支援事業に対する助成を行う。

23年度予算額

社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置

22年度予算額

この他に社会資本整備総合交付金内で措置

**(24) 老朽公営住宅の建替の推進**

国土交通省においては、新耐震基準施行以

前に建設された耐震性の低い既存の公営住宅団地について、早急に建替事業を実施し、防災性の強化を図る。

23年度予算額

社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置

22年度予算額

この他に社会資本整備総合交付金内で措置

### (25) 港湾の大規模地震対策

国土交通省においては、人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送機能、経済活動に資する一定の海上輸送機能を確保するため、基幹的広域防災拠点や耐震強化岸壁を整備するとともに、緊急輸送ルートに接続する臨港道路の耐震強化、緑地等オープンスペースの確保を行う。

23年度予算額 13,951百万円

この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置

22年度予算額 9,325

差引増△減 4,626

### (26) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による大規模盛土造成地の被害を軽減するため、大規模盛土造成地の変動予測（宅地ハザードマップ作成）に基づく住民への情報提供や大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（宅地耐震化工事）の実施により、宅地の安全性の向上を推進する。

23年度予算額

社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置

22年度予算額

社会資本整備総合交付金内で措置

### (27) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震・津波対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進する。

### (28) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、河川利用者等への情報提供に資する河川情報通信基盤の整備を推進する。

## 2-3 その他

### (1) 地震対策等の推進

内閣府においては、地方都市等における地震防災のあり方を検討するとともに、東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合の被害想定を検討を行う。また、津波避難に関する検討も行う。その他、住宅・建築物の耐震化や火山災害対策、首都圏大規模水害対策、総合防災情報システムの整備、防災見える化等を推進する。

23年度予算額 931百万円

22年度予算額 1,414

差引増△減 △483

### (2) 交通対策の推進

警察庁においては、広域交通管制システムを的確に運用するとともに交通安全施設等の整備を推進する。

### (3) 建築物の耐震化の推進

法務省の維持管理する耐震診断対象施設としては矯正施設が該当するが、そのうち、昭和56年の新建築基準法施行以前に設計・施工

された施設で、中央防災会議における被災予想地域に存在する矯正施設について、優先して最適な耐震改修計画を策定し、耐震改修を促進するために、耐震診断を実施する。

23年度予算額	19百万円
22年度予算額	12
差引増△減	7

また、矯正施設その他法務官署施設について、耐震診断結果に基づき、耐震改修計画が策定できた建物から、順次、耐震改修を実施する。

23年度予算額	13,991百万円
22年度予算額	16,601
差引増△減	△2,610

#### (4) 庁舎及び合同宿舎等の耐震化の推進

財務省においては、震災発生時における来庁者等の安全確保の観点から耐震性能の不足している庁舎等について計画的に耐震改修を実施するとともに、合同宿舎等の安全性の向上を図るため耐震診断調査を実施するほか、耐震診断結果に基づき必要な耐震改修を実施する。

23年度予算額	3,811百万円
22年度予算額	3,101
差引増△減	710

#### (5) 国宝・重要文化財（建造物）の耐震診断・耐震対策の促進

文化庁においては、国宝・重要文化財（建造物）の耐震性の課題を把握するために、建築専門家を派遣し耐震対策の基礎となる所有者診断を実施する。

23年度予算額	12百万円
22年度予算額	12
差引増△減	0

また、所有者が「重要文化財（建造物）耐

震診断指針」に基づき実施する国宝・重要文化財（建造物）の耐震診断に対し補助を行う。

23年度予算額	20百万円
22年度予算額	20
差引増△減	0

さらに、耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判断された国宝・重要文化財（建造物）の耐震対策工事に対し補助を行う。

23年度予算額	50百万円
22年度予算額	50
差引増△減	0

#### (6) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、地震による鉄道施設の災害を防止するため、鉄道施設の地震防災対策について調査・検討を実施し、鉄道事業者に対して指導を行う。また、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅の耐震補強に要する費用について一部補助を行い、整備促進を図る。

23年度予算額	812百万円
22年度予算額	923百万円の内数

#### (7) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律の的確な施行に努めるとともに、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について補助を行う。

23年度予算額	1,000百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金内 措置	
22年度予算額	2,700百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金内 措置	

**(8) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援**

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を推進する。

**(9) 空港の耐震化**

国土交通省においては、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施する。

23年度予算額	3,934百万円
22年度予算額	4,990
差引増△減	△1,056

**(10) 全国活断層帯情報整備**

国土交通省国土地理院においては、都市域周辺部（山間地を含む）の、特に地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層帯について、空中写真判読、資料調査等により、活断層の詳細な位置や関連する地形の分布等の情報を整備する。

23年度予算額	12百万円
22年度予算額	12
差引増△減	0

**(11) 基幹的広域防災拠点の運用体制の整備**

国土交通省においては、首都直下地震や東南海・南海地震等の非常災害発生時に広域的な災害応急対策が円滑に実施できるよう、港湾広域防災拠点支援施設を適切に維持管理し、非常災害時に備えた訓練を実施すると共に事業継続計画（BCP）を策定する。

23年度予算額	54百万円
ただし、港湾の大規模地震対策の内数である	

22年度予算額 75百万円

**(12) 京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備**

国土交通省においては、京阪神都市圏における大規模地震発生時の応急復旧活動等の災害対応力の向上を図るため、堺泉北港堺2区において、基幹的広域防災拠点の整備を行う。

・高次支援機能を担う緑地及び直背後の耐震強化岸壁等とを結ぶ臨港道路の整備

23年度予算額	13,951百万円の内数
22年度予算額	173百万円

・港湾広域防災拠点支援施設の整備

23年度予算額	530百万円
---------	--------

ただし、港湾の大規模地震対策の内数である

22年度予算額	320
---------	-----

**(13) 地震予知情報の報告及び東海地震に関連する情報の発表、通報**

気象庁長官は、地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に地震予知情報を報告する。また、気象庁は、地震防災対策強化地域に係る観測成果等を東海地震に関連する情報として発表するとともに、防災関係機関、報道機関に通報し、関係機関で適切な防災体制がとられるよう努める。

**(14) 緊急地震速報、津波警報・注意報、地震情報等の発表、伝達**

気象庁においては、地震観測の結果をもとに緊急地震速報、津波警報・注意報、地震情報等を発表し、防災関係機関及び報道機関に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

23年度予算額	1,925百万円
---------	----------



22年度予算額	1,826
差引増△減	99

### 3 風水害対策

#### 3-1 教育訓練

##### (1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施する。また、都道府県警察に対して、風水害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

##### (2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対し風水害対策に関する教育訓練を行う。

#### 3-2 防災施設設備の整備

##### (1) 医療施設の土砂災害防止整備

厚生労働省においては、「災害弱者関連施設等に係る土砂災害緊急点検調査」（平成10年、建設省）により、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等に所在する医療施設が実施した土砂災害防止整備について補助を行う。

23年度予算額	4,928百万円の内数
22年度予算額	8,874百万円の内数

##### (2) 治山事業の推進

農林水産省においては、森林の水源のかん養や土砂の流出・崩壊の防止機能等の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくり、水源地域の機能強化を図るため、治山

施設整備等を推進する。

##### (3) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、高潮・波浪対策として、浸水被害に対して極めて脆弱なゼロメートル地帯等における海岸保全施設の整備を推進する。

##### (4) 総合的な農地防災対策

農林水産省においては、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させるためのため池総合整備対策を推進する。

23年度予算額	
地域自主戦略交付金内で措置	
22年度予算額	1,525

##### (5) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備する。

23年度予算額	604,889百万円の内数
22年度予算額	629,124百万円の内数

##### (6) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象データを収集するためのテレメータや、ダム等の放流による河川水位上昇を付近の住民に警報するための警報設備の整備を引き続き行う。また、広域な雨量、降雪量や大都市圏のゲリラ豪雨をリアルタイムで捉えるためのレーダ雨雪量計の整備を行う。さらに、高機能化を図った河川情報システムの普及を引き続き推進すると共に、各局及び地方自治体が保有するデータの共有を推進する。



**(7) 水防施設の整備**

国土交通省においては、気象庁と共同で発表する直轄河川の洪水予報等の情報を迅速かつ的確に通報・伝達するため、観測施設等の整備を行う。

23年度予算額	125百万円
22年度予算額	125
差引増△減	0

**(8) 土砂災害に対する整備**

国土交通省においては、土砂災害を防止するため、土砂災害防止施設の整備及び土砂災害に対する警戒避難システム等の整備を実施する。

**(9) 道路における防災対策**

国土交通省においては、安全で信頼性の高い道路ネットワークの整備を行うとともに、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避する道路整備等を実施する。

23年度予算額	1,341,464百万円の内数
22年度予算額	1,335,736百万円の内数

**3-3 その他****(1) 風水害・土砂災害・雪害対策の推進**

内閣府においては、風水害・土砂災害・雪害による被害を軽減するため、平成22年度の災害について総括検証を行った上で、地域コミュニティの力を活かしたハード・ソフト両面についての対策を検討する。

23年度予算額	5百万円
22年度予算額	6
差引増△減	△1

**(2) 避難に関する総合的対策の推進**

内閣府においては、災害時の避難に関する専門調査会における検討を踏まえ、地方自治

体において適切な防災対応がとられるよう、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成17年3月)を改訂し、避難に関する全般的な対処方針を取りまとめた「避難指針」を策定する。

また、自治体の災害対応職員の能力向上のための訓練プログラム及び研修テキストを作成する。

さらに、わかりやすい防災・災害情報や災害時要援護者に対する防災・災害情報の伝達について、国民や災害時要援護者が求める情報に関するアンケート調査等を実施する。

23年度予算額	49百万円
22年度予算額	0
差引増△減	49

**(3) 風水害に対する警戒体制の強化**

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して、災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立及び迅速な避難誘導の徹底を指示するなど、警戒警備体制の強化を図る。

**(4) 風水害対策の推進**

消防庁においては、災害時要援護者の避難誘導體制を含めた避難体制の整備、避難勧告等の迅速かつ的確な発令・伝達、災害危険箇所の把握及び周知、二次災害防災対策の強化、実践的な防災訓練の実施及び防災知識の普及等について地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

**(5) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進**

「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」(平成11年1月、文部省、厚生省、林野庁、建設省、消防庁 共

同通達)等を受け、次の対策を図る。

農林水産省においては、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区及び農地地すべり危険箇所等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進する。

国土交通省においては、自力避難が困難な者が入所・入院している施設等を保全対象に含む緊急的に対応すべき箇所について砂防設備等の整備を実施するとともに、被害想定区域内にある災害時要援護者関連施設の管理者等に対して、市町村と協力して地域防災計画に基づき警戒避難体制の整備を行うよう指導する。

#### (6) 山地災害防止のための啓発普及活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン(5月20日～6月30日)を実施する。

#### (7) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、政令指定都市等を中心に高解像度のXバンドMPレーダ網の整備を進め、詳細な降雨観測を実施するとともに、中小河川も含めた流域全体での洪水・浸水監視システムの精度向上を図り、より高精度な洪水予測等を実施する。

#### (8) 河川情報の提供の推進

国土交通省においては、災害時における迅速な危機対応が可能となるよう、リアルタイムのレーダ雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報を提供する。また、地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じたきめ細やかな河川情報の提供を推進することにより、住民の

適切な避難行動等を支援する。

#### (9) 国土交通省と気象庁との河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省と気象庁においては、水防法及び気象業務法に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を行う。

#### (10) 総合治水対策の実施

国土交通省においては、浸水被害の著しい既成市街地が大部分を占める河川流域等について、河川や下水道の整備、流域の保水・遊水機能の確保等を行うための流域貯留浸透事業等の総合治水対策を推進する。特に、鶴見川等全国17の総合治水対策特定河川について、総合治水対策特定河川事業による河川改修の重点的实施、流域の保水・遊水機能の確保等、流域整備計画に基づく諸施策を実施する。また、上記17河川以外の河川においても、浸水想定区域図及び浸水実績の公表を推進する。

#### (11) 総合的な都市型水害対策の推進

国土交通省においては、平成15年6月に成立した特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害等の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で流域水害対策計画を作成し、本計画に基づき、河道から離れた雨水貯留浸透施設の河川管理者による整備等を行うことにより、総合的な都市型水害対策を推進する。

## (12) 災害危険区域図等の作成、公表

国土交通省においては、浸水想定区域図及び土砂災害危険区域図の作成・公表を推進するとともに、市町村が作成する災害が発生した場合の状況を想定した避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を示したハザードマップの作成を支援し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図る。浸水想定区域図については、平成17年7月に施行された改正水防法により浸水想定区域の指定対象を従来の大河川だけでなく中小河川にまで拡大したが、一層の指定の促進を図るとともに、洪水ハザードマップの作成・普及のための支援を推進する。また、平成21年3月に改定した「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」により内水ハザードマップの作成、活用を支援する。さらに、ハザードマップをweb上で閲覧可能なハザードマップポータルサイトの充実を図る。

## (13) 氾濫域対策の推進

国土交通省においては、洪水被害が度々生じているにもかかわらず、上下流バランス等の理由から早期の治水対策が困難である地域において、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を実施し、住家を洪水による氾濫からの防御を図る。

## (14) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)」に基づき、土砂災害の恐れのある区域の指定を促進し、既存の諸制度と相まって総合的な土砂災害対策を実施する。また、土砂災害による被害の軽減を図るため、「土砂災害警戒避難ガイドライン(H19.4国交省砂防部)」及び「土砂災害

警戒避難事例集(H21.9国交省砂防部)」により市町村の警戒避難体制整備を支援するとともに、避難勧告発令や住民の警戒避難行動を支援するため都道府県と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報の作成・伝達を支援する。

河道閉塞、火山噴火に伴う土石流、地滑り等といった大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、土砂災害防止法を改正(平成23年5月施行)し、国及び都道府県が緊急調査を行い、その結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期の情報(土砂災害緊急情報)を市町村に提供すること等により、土砂災害から国民の生命・身体の保護を図る。

## (15) 土砂災害防止のための啓発普及活動

国土交通省においては、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等を強力に推進し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的として、土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間を実施する。

月間中には、第6回「土砂災害・全国統一防災訓練」の実施、広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰、土砂災害に関する絵画等・作文の募集を行うとともに、各地で講演会、見学会の開催、土砂災害危険区域の周知、砂防ボランティア等と連携し土砂災害危険箇所点検等を実施する。

また、教科書出版社との意見交換を実施し、土砂災害に対する国、都道府県の取り組みについて情報共有するなど、土砂災害防止教育の充実を推進する。

**(16) 水防に関する啓発普及活動**

国土交通省においては、水防の意識及び重要性について国民の理解と関心を高めるとともに、水防に対する国民の協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体、その他関係機関とともに各種の行事及び活動を実施する。特に、関係団体と連携して、水防団員等に対して水防技術の習得・研鑽、水防に関する基本的考え方の普及を図るため、洪水時に際しての水防工法、情報伝達訓練等を実施する。

また、都道府県及び市町村の職員に対し、水防に関する実務的知識を修得させるため、関係団体と連携の下に水防研修を実施するとともに、主として水防団員の水防技術の向上及び伝承を図るため、水防工法の実技演習を中心とした水防技術講習会を実施する。

22年度予算額 38

差引増△減 △6

**(19) 航空レーザーデータを用いた土地の脆弱性に関する新たな土地被覆分類の研究**

国土交通省国土地理院においては、航空レーザーデータを活用し、樹高や疎密度等の植生関連情報を加えた新たな土地被覆分類手法を構築するとともに、土地被覆が土地の脆弱性に対して与える影響を評価する手法を提示し、これらをマニュアルとして取りまとめる。

23年度予算額 11百万円

22年度予算額 0

差引増△減 11

**(17) 風水害基礎情報整備**

国土交通省国土地理院においては、大規模な豪雨災害が懸念される地域及び都市圏域を対象に、地形、表層地質、地盤条件、土地利用等について、資料調査、現地調査及び空中写真判読により防災地形調査を行う。また、これらの調査により得られた成果から土地条件図を作成する。

23年度予算額 44百万円

22年度予算額 51

差引増△減 △7

**(18) 精密3D電子基盤情報整備**

国土交通省国土地理院においては、全国の主な都市域を対象に、防災、都市計画、新たな産業拡大等様々な用途に活用できるよう数値地図5mメッシュ（標高）を整備するとともに、精密3D地図データを作成する。

23年度予算額 32百万円

**(20) 予報、警報その他の情報の発表、伝達**

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、以下のような防災気象情報の発表及び伝達を行う。

- ・気象、高潮、洪水に関する予報及び警報（警報は市町村等を対象区域として発表）
- ・水防法等に基づく、国土交通大臣または都道府県知事が指定する洪水予報指定河川を対象とした洪水予報（国土交通省または都道府県と共同で発表）
- ・土砂災害警戒情報（都道府県と共同で発表）
- ・竜巻注意情報
- ・警報・注意報を補完する情報
- ・降水ナウキャスト、竜巻発生確度ナウキャスト及び雷ナウキャスト



## 4 火山災害対策

### 4-1 教育訓練

#### (1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、火山災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施する。また、都道府県警察に対して、火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

### 4-2 防災施設設備の整備

#### (1) 火山地域における治山事業の推進

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、土砂流出防止林造成事業を推進する。

23年度予算額	1,066百万円の内数
22年度予算額	289百万円

#### (2) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における住民の安全確保のため、火山砂防事業及び火山噴火対策の調査を推進する。

#### (3) 降灰対策用機械の整備

国土交通省においては、桜島降灰除去事業に必要な機械の整備を実施する。

23年度予算額	
23年度予算額	1,341,464百万円の内数
22年度予算額	1,335,736百万円の内数

### 4-3 その他

#### (1) 活動火山対策の推進

消防庁においては、火山噴火災害に対する

防災対策の充実強化を図るため、地域防災計画の整備充実、関係機関との連携、広域的な防災体制の確立、警戒避難体制の整備、防災知識の普及及び実践的な防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行うとともに、最新の火山防災に関する情報等を共有するため「火山災害関係都道府県連絡会議」を開催する。

#### (2) 火山災害防止のための啓発普及活動

国土交通省においては、火山地域の自治体が火山と地域の安全についての理解を深める等により、火山砂防事業の推進に寄与することを目的とした火山砂防フォーラムの開催（於：北海道上川郡美瑛町）を支援し、火山災害防止のための啓発活動を行う。

#### (3) 火山災害基礎情報整備

国土交通省国土地理院においては、活動的火山及び潜在的爆発力を有する火山を対象に、空中写真判読、現地調査等により火山災害基礎情報を整備する。

23年度予算額	3百万円
22年度予算額	3
差引増△減	0

#### (4) 火山地域における地殻変動の連続監視

国土交通省国土地理院においては、霧島山をはじめとする火山地域において、火山活動に伴う地殻変動の動向を的確に把握するため、電子基準点（GPS連続観測施設）、GPS火山変動リモート観測装置（REGMOS）、及び光波測距連続観測装置（APS）等による地殻変動の三次元的な連続監視を行う。



**(5) 噴火警報、予報その他の情報の発表、伝達等**

気象庁においては、火山観測の結果をもとに噴火警報等を適時適切に発表し、一般及び防災関係機関への警戒等を呼びかけることにより、災害の防止・軽減に努めるとともに、必要に応じて火山機動観測班を現地に派遣し、各種の観測及び調査を行う。また、準備の整った火山から順次噴火警戒レベルを導入する。

23年度予算額	522百万円
22年度予算額	445
差引増△減	77

**5 雪害対策**

**5-1 教育訓練**

**(1) 警察庁における教育訓練**

警察庁においては、都道府県警察に対して、地域住民及び関係機関との合同による雪害警備訓練の積極的な実施について指導する。

**5-2 防災施設設備の整備**

**(1) 民間社会福祉施設の雪害防止**

厚生労働省においては、特別豪雪地帯における民間社会福祉施設に対し、除雪助成事業を行う。

23年度予算額	60百万円
22年度予算額	60
差引増△減	0

**(2) なだれ防止林造成**

農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、柵工などの整備と一体的に森林の造成等を推進す

る。

23年度予算額	1,066百万円の内数
22年度予算額	244百万円

**(3) 冬期における道路交通の確保**

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づき、除雪、防雪、凍雪害防止、除雪機械設備に係る事業を推進する。また、鉄道駅周辺や中心市街地、通学路等、特に安全で快適な歩行空間を確保するため、冬期バリアフリー対策を推進する。

23年度予算額	1,341,464百万円の内数
22年度予算額	1,335,736百万円の内数

**(4) 雪に強いまちづくりの推進**

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行い、下水処理水や下水道施設等を活用した積雪対策のより一層の推進を図る。

23年度予算額	11,261百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金内で措置	
22年度予算額	49,629百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金内で措置	

**(5) 雪崩対策**

国土交通省においては、環境対策やコスト縮減等に配慮した雪崩防止施設の設計・施工等について調査・研究を行う。

(注) \*は再掲を表す。

23年度予算額	*5百万円
22年度予算額	*6百万円

差引増△減 \*△1

#### (6) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止する施設整備を実施する。

#### (7) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行う。

23年度予算額	1,106百万円
22年度予算額	1,120
差引増△減	△14

### 5-3 その他

#### (1) 風水害・土砂災害・雪害対策の推進

内閣府においては、風水害・土砂災害・雪害による被害を軽減するため、平成22年度の災害について総括検証を行った上で、地域コミュニティの力を活かしたハード・ソフト両面についての対策を検討する。

(注) \*は再掲を表す。

23年度予算額	*5百万円
22年度予算額	*6
差引増△減	*△1

#### (2) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、雪害の発生実態を的確に把握し、雪害予防のための情報提供に努めるとともに、都道府県警察に対して、雪害の発生実態の分析検討及び部内外の広報紙、パトロール等を通じた広報啓発活動の実施等について指導する。

#### (3) 雪害対策の推進

消防庁においては、雪害に対する防災態勢

の強化を図るため、防災体制の確立、除雪中の事故防止対策の徹底、災害時要援護者の避難誘導體制を含めた避難体制の整備等について、関係地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行う。

#### (4) 集落における雪崩災害防止のための啓発普及活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命、財産の被害防止に資することを目的として、雪崩防災週間を実施し、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、危険箇所の周知、点検、警戒避難訓練等を実施する。

#### (5) 予報、警報その他の情報の発表、伝達

気象庁においては、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報その他の情報を発表し、防災関係機関、報道機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

## 6 火災対策

### 6-1 教育訓練

#### (1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対し火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行う。

#### (2) 海上保安庁における教育訓練

海上保安庁においては、船舶火災等に迅速的確に対応するため、研修訓練を実施するとともに、地方公共団体等と合同で消防訓練を実施する。

**6-2 防災施設設備の整備****(1) 林野火災の予防対策**

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及、予防体制の強化、予防消防組織の育成、林野火災予防情報システムの整備等を地域単位で推進する事業及び防火林道を整備する事業につき助成を行う。また、国有林においても防火線の整備、防火林道の整備等を実施する。

23年度予算額 89,642百万円の内数

22年度予算額 210,100百万円の内数

**(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資**

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行う。

**(3) 空港における消防体制の整備**

国土交通省においては、東京、鹿児島、那覇空港の化学消防車の性能向上を図って更新を行い、北九州空港の空港用給水車の性能向上を図る。また、「空港保安防災教育訓練センター」については、専門的かつ総合的な消火救難訓練等の運用を行う。一方、空港救急医療体制については、老朽化した空港救急医療用資器材等の更新を行う。

23年度予算額 1,098百万円

22年度予算額 1,126

差引増△減 △28

**(4) 海上消防能力の整備**

海上保安庁においては、海上火災に対してよりの確に対処するため、消防機能を備えた巡視船艇を整備する。

**6-3 その他****(1) 火災予防体制の整備等**

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図る。

- ・火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成

23年度予算額 2百万円

22年度予算額 2

差引増△減 0

- ・消防庁長官による火災原因調査の実施

23年度予算額 1百万円

22年度予算額 1

差引増△減 0

- ・製品火災対策の推進

23年度予算額 20百万円

22年度予算額 24

差引増△減 △4

- ・消防防災科学技術の推進・評価の実施

23年度予算額 1百万円

22年度予算額 1

差引増△減 0

- ・聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器の設置推進

23年度予算額 317百万円

22年度予算額 0

差引増△減 317

- ・防火対象物の大規模・複雑化等に伴う防火安全体制の向上についての検討

23年度予算額 13百万円

22年度予算額 17

差引増△減 △4

- ・消防用機器等の国際動向への対応

23年度予算額 13百万円

22年度予算額 11

差引増△減 2

- ・住宅防火対策の推進

23年度予算額	21百万円
22年度予算額	36
差引増△減	△15
・消防法令に係る違反是正推進	
23年度予算額	12百万円
22年度予算額	7
差引増△減	5
・消防行政統計データの戦略的分析及び分析結果の行政施策企画立案への反映	
23年度予算額	7百万円
22年度予算額	7
差引増△減	0
・消防の技術に関する総合的な企画立案	
23年度予算額	15百万円
22年度予算額	17
差引増△減	△2
・火災予防に係る規制体系の再構築の検討	
23年度予算額	20百万円
22年度予算額	0
差引増△減	20
・予防・査察情報システムへのモバイル端末の導入に向けた調査検討	
23年度予算額	36百万円
22年度予算額	0
差引増△減	36
・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた消防用設備の開発・普及	
23年度予算額	14百万円
22年度予算額	16
差引増△減	△2

## (2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の啓発普及を行う。また、消防庁においては、林野火災特別地域対策事業の一層の推進に努める。

## (3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査、検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進する。

## (4) 火災気象通報等

気象庁においては、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、消防法に基づきその状況を直ちに都道府県知事に通報し、地方公共団体の火災予防対策に協力する。一般に対しては、乾燥注意報、暴風警報、強風注意報を適時発表して注意・警戒を喚起する。

# 7 危険物災害対策

## 7-1 教育訓練

### (1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職員に対し危険物災害及び石油コンビナート災害予防及び応急対応に関する教育訓練を行う。

### (2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、警察学校で、危険物等の災害防止等保安対策推進のため、都道府県警察の危険物担当幹部に対して、関係法令、指導取締り要領、危険物等の基礎知識等について、必要な教育訓練を行う。

### (3) 海上防災訓練等

海上保安庁においては、石油コンビナートや国家石油備蓄基地の周辺海域を中心に、官



民合同による油等排出事故対策訓練及び消防訓練を実施する。また、危険物管理施設の従業員等を対象に、危険物排出時や海上災害発生時の通報及び応急措置の具体的な方法等について、海上防災講習会等を通じて指導する。

## 7-2 防災施設設備の整備

### (1) 大規模石油災害対策

経済産業省においては、海上での大規模な原油流出等の災害に対応するため、石油連盟が実施する災害対策用資機材の整備、災害対策技術等に関する調査研究及び国際会議の開催等に補助を行い、原油流出災害等への対応体制の整備を行う。

23年度予算額	705百万円
22年度予算額	710
差引増△減	△5

## 7-3 その他

### (1) 火薬類の安全管理対策

警察庁においては、火薬類取扱事業者等による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の徹底及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察を指導し、併せて火薬類の盗難防止等についての広報啓発活動を推進する。

### (2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの強化及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対し指示する。

### (3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、消防法に基づき、次の予防対策を推進する。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備（新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討、屋外貯蔵タンクの安全対策の促進 等）

23年度予算額	55百万円
22年度予算額	44
差引増△減	11

- ・危険物施設の事故防止対策

23年度予算額	11百万円
22年度予算額	3
差引増△減	8

- ・危険物データベースの精度の向上

23年度予算額	7百万円
22年度予算額	7
差引増△減	0

- ・危険物災害情報等情報支援システム及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告オンライン処理システム運用による情報提供

23年度予算額	6百万円
22年度予算額	6
差引増△減	0

- ・新規危険性物質の早期把握及び危険性評価

23年度予算額	18百万円
22年度予算額	18
差引増△減	0

### (4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に際し、事業所内の施設のレイアウトについて規制を実施するとともに、必要な要請、助言等を行う。

23年度予算額	3百万円
22年度予算額	3
差引増△減	0

また、消防庁においては、石油コンビナート



ト等防災本部等への要請，石油コンビナート等特別防災区域における地域情報管理システムの維持管理及び東日本大震災を踏まえ，石油コンビナート等防災対策の見直しを行う。

23年度予算額	12百万円
22年度予算額	16
差引増△減	△4

#### (5) 高圧ガス及び火薬類保安対策の強化と拡充

経済産業省においては，高圧ガス及び火薬類に係る事故の原因調査・分析及び技術進歩等に対応した技術基準の作成・運用検討を行う。

23年度予算額	95百万円の内数
22年度予算額	100百万円の内数

#### (6) 高圧ガス及び火薬類保安対策の強化と拡充

経済産業省においては，製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導，都道府県取扱担当者に対する研修等を行う。

#### (7) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては，国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い，危険物の特性に応じた安全対策を講じる。また，危険物の海上輸送における事故を防止するため，危険物を運送する船舶に対し立入検査を実施する。

23年度予算額	19百万円
22年度予算額	12
差引増△減	7

#### (8) 危険物積載船舶及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては，ふくそう海域等における危険物積載船舶の航行安全，荷役安全管理体制，大型タンカーバースにおける防災体制等について指導し，荷役時の安全防災対策の充実を図る。また，船舶所有者，施設の設置者等に対し排出油等防除資機材を備えるように指導する。

#### (9) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては，油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除措置等の実施に資するため，沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し，海図データ及び油の拡散・漂流予測結果と併せて電子画面上に表示できる沿岸海域環境保全情報の整備を引き続き行う。

23年度予算額	8百万円
22年度予算額	8
差引増△減	0

#### (10) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては，油流出事故等による防除作業を的確に行うために精度の高い漂流予測が必要であることから，現場の巡視船からリアルタイムに海象・風等のデータが取得できる「船舶観測データ集積・伝送システム」を運用するとともに，ブイの移動結果から漂流予測の評価・逐次補正を行うための「漂流予測補正用ブイ」を引き続き整備する。

23年度予算額	14百万円
22年度予算額	6
差引増△減	8

#### (11) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては，「油等汚染事件へ

の準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、活用しようとする関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供しうる体制の確保に努める。

## 8 原子力災害対策

### 8-1 教育訓練

#### (1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、原子力に関する知識、原子力災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、都道府県警察に対して、関係機関と連携した原子力災害警備訓練の実施を指示する。

#### (2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県、市町村の防災担当者及び消防職員に対し原子力災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行う。

#### (3) 原子力防災対策のための研修等

文部科学省においては、原子力防災関係者等を対象に防災対策に係る研修等を行う。

23年度予算額	883百万円
22年度予算額	934
差引増△減	△51

経済産業省においては、原子力災害に対応する防災要員を対象に災害対応能力向上のための研修等を実施する。

23年度予算額	52百万円
22年度予算額	61
差引増△減	△9

#### (4) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、放射性物質安全輸送の確保のため、輸送作業従事者等に対し、法令に基づく基準及び具体的運用方針の普及並びに安全知識の向上を図るとともに、輸送責任者に対する専門的知識の徹底を図る。

23年度予算額	1百万円
22年度予算額	1
差引増△減	0

### 8-2 防災施設設備の整備

#### (1) 原子力関係施設等立地地域の防災対策の支援

文部科学省においては、原子力防災対策の充実強化を図るため、統合原子力防災ネットワークを含む緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）及び各種防災資機材等の整備・維持を行う。

23年度予算額	2,429百万円
22年度予算額	2,813
差引増△減	△384

#### (2) 原子力施設等の防災対策

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行う。

### 8-3 その他

#### (1) 原子力防災対策に係る緊急技術助言組織の運営等

原子力安全委員会においては、原子力災害発生時に内閣総理大臣に対し必要な技術的助言を行うことを目的として設置している緊急技術助言組織の運営に必要な資機材の整備等を行う。

23年度予算額	11百万円
22年度予算額	11
差引増△減	0

## (2) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体における地域防災計画の見直しの推進、ハンドブックなどの活用の普及、原子力防災訓練への助言・協力等を実施するとともに、放射性物質による事故等の発生時における消防活動対策等について検討を行う。

23年度予算額	7百万円
22年度予算額	11
差引増△減	△4

## (3) 自治体が行う防災対策への支援

経済産業省においては、地方公共団体が実施する防災資機材・施設の整備、訓練の実施等原子力防災の取組に必要な費用を交付し、地方自治体の防災体制の強化を図る。

23年度予算額	2,590百万円
22年度予算額	2,317
差引増△減	273

# 9 その他の災害対策

## 9-1 教育訓練

### (1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県、市町村の防災担当者及び消防職員に対し生物剤及び化学剤に起因する災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行う。

### (2) 労働災害防止のための教育

厚生労働省においては、安全衛生教育の推進、安全衛生に関する研修の実施、安全衛生

意識の高揚及び労働災害防止協会の活動の促進を図る。

23年度予算額	1,888百万円
22年度予算額	2,071
差引増△減	△183

### (3) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行う。

23年度予算額	2百万円
22年度予算額	2
差引増△減	0

### (4) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、第9次船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害の防止を効果的かつ具体的に推進するため、平成22年度船員災害防止実施計画を作成し、各企業における自主的な船員災害防止体制の確立等を図るとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行う。

23年度予算額	68百万円
22年度予算額	64
差引増△減	4

## 9-2 その他

### (1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、消防活動や防災体制の検討を行う。

23年度予算額	1百万円
22年度予算額	1
差引増△減	0

### (2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画

に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図る。また、トンネル工事、橋梁工事等大規模建設工事等に対し、安全衛生管理の徹底のため、監督指導等を行うとともに、計画の事前審査を実施し、自主的労働災害防止活動の促進を図る。さらに、ボイラー・クレーン等特に危険な機械等について検査、検定制度の適切な運用を図るとともに、プレス、フォークリフト等危険な機械等の定期自主検査制度の定着を図る。

23年度予算額	398百万円
22年度予算額	958
差引増△減	△560

### (3) 岩石採取に伴う災害防止指導

経済産業省においては、岩石採取に伴う災害を防止するため、採石場等の現地調査を実施し、合理化も含めた適切な指導を行う。

23年度予算額	2百万円
22年度予算額	2
差引増△減	0

### (4) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、海上人命安全条約等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止するため、「外国船舶監督官」の組織を引き続き整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督（PSC）を的確に実施する。

23年度予算額	106百万円
22年度予算額	102
差引増△減	4

## 第4章 国土保全

### 1 治水事業等

国土交通省においては、水害・土砂災害から国民の生命及び財産を守ることを目的として、頻発するゲリラ豪雨や大雨等への緊急的対応のため、既存ストックの徹底的な有効活用を含め、ハード・ソフト両面からの治水対策を推進するとともに、地球温暖化に伴う気候変動への適応策を推進する。また、大規模地震や火山噴火に伴う土砂災害、大河川の氾濫等の災害発生時に迅速な緊急的対応を実施するため、危機管理体制の充実・強化等を図る。

#### 1-1 維持管理

既存施設が機能発揮するよう、コスト縮減に努めつつ適切な維持管理を行うとともに、既存ストックの有効活用、長寿命化対策を進める。

堤防、水門及びダム等の河川管理施設や砂防設備の機能維持や機能回復のため、巡視、点検、補修等を適切に行うとともに、施設の長寿命化を計画的に行うことによりライフサイクルコストの縮減を推進する。

23年度予算額	123,344百万円
22年度予算額	139,063
差引増△減	△15,719

#### 1-2 災害対応・危機管理対策

災害が発生した地域において再度災害の防止対策を優先的に実施するとともに、災害が発生した場合の危機管理体制の充実を図る。

洪水による被災箇所の復旧工事を行うだけでは、同規模の洪水で再び被災する可能性が

あることから、川内川などの大規模水害を受けた地域を対象に、河川の流下能力を向上させる改修工事や内水排除のための排水機場の能力強化等の対策を短期間かつ集中的に実施する。また、平成20年の岩手・宮城内陸地震や平成21年の中国・九州北部豪雨等による土砂災害発生箇所等の緊急対策のみならず、周辺地域を含めた集中的対策を行うなど、甚大な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策を推進する。

23年度予算額	118,300百万円
22年度予算額	136,272
差引増△減	△17,972

#### 1-3 予防的な治水対策

国民の生活の安全安心を確保するため、災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を重点的に実施するとともに、併せて気候変動・地球温暖化への適応策を実施する。

水害が一度発生すると多くの人命・財産が失われ、地域経済活動に多大な影響を与えるだけでなく、事後的な対応にも復旧費用等の多大なコストを要するため、水害を未然に防ぐ対策として、堤防の築造や河道掘削等の改修や堤防等の強化対策を計画的に実施する。また、土石流等の土砂災害による人命被害や生活に深刻な影響を及ぼす被害の軽減対策に重点を置いて、砂防設備の整備、地すべり防止施設の整備等を実施する。

23年度予算額	142,415百万円
22年度予算額	163,096
差引増△減	△20,681



**1-4 良好な河川環境の回復**

循環と共生のための社会資本整備を進める観点から、河川の再自然化や湿原の復元、ビオトープの整備など、環境再生のための河川整備を地域のNGOなどと協力しつつ実施するとともに、併せて観光振興、まちづくり・地域づくりを支援する。

23年度予算額	6,522百万円
22年度予算額	10,183
差引増△減	△3,661

**1-5 ダム建設事業**

直轄事業で45事業、水資源機構事業で8事業、補助事業で83事業を実施する。

23年度予算額	138,221百万円
22年度予算額	169,093
差引増△減	△30,872

**2 治山事業**

農林水産省においては、安全で安心して暮らせる国土づくり、豊かな水を育む森林づくり、身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくりを図るため「森林整備保全事業計画」に基づき、治山事業を計画的、かつ総合的に推進する。特に、近年の集中豪雨の頻発や地震等による大規模な山地災害の発生や生物多様性の保全に対する国民の関心の高まりを踏まえ、流域保全の観点から、効果的な森林の再生のための治山対策を推進し、地域の安全と安心の確保を図る。具体的には、国有林と民有林を通じた計画的な事業の実施や他の国土保全に関する施策との連携とともに、溪畔林の整備、危険木除去等による総合的な流木災害の防止対策の推進や生態系の維持・向上に資する新工法等の開発・定着の促進を

図る。また、大規模災害発生時には、被害箇所の調査や災害復旧についての助言を行う専門家の派遣など、森林管理局等による都道府県に対する支援を引き続き迅速・円滑に実施する。

**2-1 国有林治山事業**

国有林野内における治山事業を実施する。

23年度予算額	22,063百万円
22年度予算額	24,879
差引増△減	△2,816

**2-2 民有林治山事業****(1) 直轄事業**

・治山事業  
継続15地区について、民有林直轄治山事業を実施する。

23年度予算額	5,610百万円
22年度予算額	5,914
差引増△減	△304

・治山計画等に関する調査

治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山事業積算基準等分析調査、治山技術高度化調査及び流域山地災害等対策調査を実施する。

・地すべり防止事業

後掲（4章6（1））

**(2) 補助事業**

・治山事業

荒廃地、荒廃危険地の復旧整備や保安林の機能を維持強化するための森林整備を実施する。

23年度予算額	29,398百万円
22年度予算額	29,877
差引増△減	△479

### 3 地すべり対策事業

#### 3-1 直轄事業

##### (1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次の事業を実施する。

##### ・直轄地すべり対策事業

農地、農業用施設に被害を及ぼす恐れが大きく、かつ、地すべりの活動が認められるなど緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施する。

23年度予算額	1,900百万円
22年度予算額	1,300
差引増△減	600

##### ・地すべり調査

地すべり防止施設の長寿命化を図るため、老朽化により機能低下した地すべり防止施設の点検・機能診断及び機能回復手法を確立するための調査を実施する。

##### ・地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続11地区（直轄治山と重複している地区を含む。）について、直轄地すべり防止事業を実施する。

23年度予算額	3,774百万円
22年度予算額	3,963
差引増△減	189

#### 3-2 補助事業

##### (1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次の事業を実施する。

##### ・地すべり対策事業

農地、農業用施設に被害を及ぼす恐れが大きく、かつ、地すべりの活動が認められるな

ど緊急に対策を必要とする区域に重点を置き、事業を実施する。

23年度予算額	2,804百万円
22年度予算額	1,417
差引増△減	1,387

##### ・地すべり防止事業

集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区について実施する。

23年度予算額	3,911百万円
22年度予算額	4,200
差引増△減	△289

### 4 海岸事業

##### (1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、安全で活力のある農村漁村づくりを推進し、ゼロメートル地帯、大規模地震発生による災害リスクが高い地域等において、国土保全上特に重要な海岸における高潮対策、侵食対策を重点的に実施する。

23年度予算額	4,053百万円
22年度予算額	4,900
差引増△減	△847

##### (2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、津波、高潮、侵食対策として、近年津波、高潮等による被害が発生した海岸の再度災害対応や、背後に人口・資産集積地区や重要交通基盤・生産基盤を抱える海岸の保全対策を重点的に実施する。

23年度予算額	22,318百万円
22年度予算額	22,345
差引増△減	△27

## 5 農地防災事業

農林水産省においては、次の農地防災事業を実施する。

### 5-1 直轄事業

#### ・国営総合農地防災事業等

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農地、農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施する。

23年度予算額	15,839百万円
22年度予算額	13,299
差引増△減	2,540

### 5-2 補助事業

#### ・農地防災事業

農地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、ため池等整備事業、公害防除特別土地改良事業等について実施する。

(注) 農地防災事業のうち、地すべり対策事業を除く。

23年度予算額	978百万円
この他に地域自主戦略交付金内で措置	
22年度予算額	2,737

#### ・地すべり対策事業

前掲（第4章3-2（1））

## 6 災害関連事業

### (1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり災害関連事業を実施する。

#### ・直轄地すべり対策災害関連緊急事業

豪雨等による地すべりに緊急に対処する事業を実施する。

23年度予算額	50百万円
22年度予算額	50
差引増△減	0

#### ・災害関連緊急地すべり対策事業

豪雨等による地すべりに緊急に対処するため、災害関連緊急地すべり対策事業を実施する。

23年度予算額	566百万円
22年度予算額	566
差引増△減	0

#### ・農業用施設等災害関連事業

農業用施設等の効用を増加し、災害の再発防止のため、農業用施設等災害関連事業を実施する。また、農地等の再度災害を防止するため、農地災害関連区画整備事業を実施する。さらに、海岸保全施設等の再度災害を防止するため、海岸保全施設等災害関連事業を実施するとともに、農村生活環境施設の災害に対処するため、災害関連農村生活環境施設復旧事業を実施する。

23年度予算額	135百万円
22年度予算額	84
差引増△減	51

#### ・治山等災害関連緊急事業及び災害関連緊急治山等事業

災害の再発防止のため、豪雨等により新たに発生した荒廃林地等について、緊急に復旧整備を行う事業を実施する。

23年度予算額	3,434百万円
22年度予算額	3,724
差引増△減	△290

#### ・治山施設災害関連事業

災害の再発防止のため、被災施設の改良等を行う治山施設災害関連事業を実施する。

23年度予算額 10百万円

22年度予算額 10

差引増△減 0

・林地崩壊対策事業

激甚災害に伴い発生した小規模な山腹崩壊地の早期復旧を図るとともに、山地災害危険地区において発生した土砂の崩壊等の災害に緊急に対処する事業を実施する。

23年度予算額 63百万円

22年度予算額 80

差引増△減 △17

・森林災害復旧事業

民有林の激甚災害に係る被害森林の復旧を図る事業を実施する。

23年度予算額 1百万円

22年度予算額 1

差引増△減 0

・国有林森林災害復旧造林事業

激甚災害に係る被害森林の復旧を図る事業を実施する。

23年度予算額 1百万円

22年度予算額 1

差引増△減 0

・漁港関係災害関連事業

災害の再度災害防止のため、被災施設の改良等を行う漁港災害関連事業を実施する。

23年度予算額 5百万円

22年度予算額 5

差引増△減 0

**(2) 国土交通省所管事業（河川等）**

国土交通省においては、河川等の災害関連事業を次のとおり実施する。

23年度予算額 8,299百万円

22年度予算額 8,599

差引増△減 △300

・直轄河川等災害関連緊急事業

被災箇所の単独復旧のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合において、災害復旧と併せて必要な改良事業を実施する。また、砂防設備、地すべり防止施設の改良復旧や豪雨等により生じた土砂の崩壊等に関連し、緊急的施行を必要とする砂防工事、地すべり防止工事を実施する。

23年度予算額 865百万円の内数

22年度予算額 1,283百万円の内数

差引増△減 △418百万円

・河川等災害関連事業

河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜、道路及び橋梁について、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できないと認められる箇所について、再度災害を防止するため、未被災箇所を含めた改良復旧を実施する。

23年度予算額 865百万円の内数

22年度予算額 1,283百万円の内数

差引増△減 △418百万円

・河川等災害復旧助成事業

河川又は海岸について、被害が激甚であって災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できないと認められる箇所について、再度災害を防止するため、未被災箇所を含めた改良復旧を実施する。

23年度予算額 952百万円の内数

22年度予算額 1,004百万円の内数

差引増△減 △52百万円

・河川等災害関連特別対策事業

河川、砂防において災害復旧助成事業及び災害関連事業の実施に関し、改良事業による再度災害防止の効果を確保するため、障害物等支障となる原因の除去等を実施する。

23年度予算額 952百万円の内数

22年度予算額 1,004百万円の内数

差引増△減 △52百万円

・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

激甚な災害によるがけ地の崩壊等が発生した箇所、緊急に施行する必要がある箇所についてがけ崩れ防止工事を実施する。

- ・災害関連緊急砂防等事業

平成23年に発生する災害に関連して緊急的施行を必要とする砂防工事，地すべり防止工事，急傾斜地崩壊防止工事，雪崩防止工事及び大規模漂着流木対策工事を実施する。

### (3) 国土交通省所管事業（港湾）

国土交通省においては，港湾施設及び海岸全施設の効用を増加し，災害の再発を防止するため，災害関連事業を実施する。また，後進地域特例法適用団体等補助率差額を補助する。

23年度予算額	10百万円
22年度予算額	10
差引増△減	0

## 7 地盤沈下対策事業

### (1) 地下水調査（保全調査）

農林水産省においては，農業用地下水利用地帯において，地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握，障害発生機構の解明等に関する調査を実施する。

### (2) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては，地盤沈下防止のため，次の事業を実施する。

- ・地盤沈下防止対策工業用水道事業

地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進するため，改築3事業を実施する。

23年度予算額	390百万円
この他に地域自主戦略交付金内で措置	

22年度予算額 677

差引増△減 △287

- ・地下水位観測調査

工業用水法に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため，地下水位についての観測を継続的に実施する。

23年度予算額 2百万円

22年度予算額 2

差引増△減 0

### (3) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては，次の事業を実施する。

- ・地盤沈下対策調査

河川管理施設の沈下対策を検討するため，水準測量を実施する。

- ・地下水保全管理調査

地下水を適切に保全，管理し，地盤沈下等の地下水障害の防止施策の立案に資するため，全国の一級水系の河川近傍において，観測井を利用して地下水の水位及び水質の測定を引き続き行う。

23年度予算額 15百万円

22年度予算額 15

差引増△減 0

- ・地盤沈下調査関連水準測量

国土交通省国土地理院においては，全国の主要地盤沈下地域において水準測量を行い，地方公共団体の行う調査結果と合わせて地盤沈下実態を明らかにする。

### (4) 地下水対策調査

国土交通省においては，濃尾平野，筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況及び地下水データの収集・整理・分析を行うとともに，持続可能な形で地下水の利用と保全をマネジメントするための



「地下水管理方策」を検討する。

23年度予算額	22百万円
22年度予算額	26
差引増△減	△4

22年度予算額 49,629百万円の内数  
 この他に社会資本整備総合交付金内で措置

### (5) 地盤沈下状況等調査

環境省においては、全国の地盤沈下観測結果を収集整理し、沈下原因を分析する。また、経済的な地盤沈下観測方法等について検討し、ガイドラインとしてまとめる。

23年度予算額	14百万円
22年度予算額	10
差引増△減	4

## 8 下水道事業

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を行う公共下水道事業、都市下水路事業等を推進する。また、「下水道浸水被害軽減総合事業」等を活用し、対象地区を限定し、下水道幹線やポンプ場、雨水貯留施設等の重点的な施設整備を行う。さらに、内水ハザードマップの作成・公表や降雨データのリアルタイム提供等のソフト対策、また、住民自らの取り組みによる自助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図る。

23年度予算額	11,261百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び自主戦略交付金内で措置	

## 9 その他の事業

### (1) 防災対策事業

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、防災対策事業債（自然災害防止事業）を措置することとしており、451億円を予定している。また、地方公共団体が単独事業として実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、一般事業債（河川等分）を措置することとしている。

### (2) 保安林整備管理事業

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施する。

23年度予算額	524百万円
22年度予算額	553
差引増△減	△29

### (3) 特殊地下壕対策事業

国土交通省及び農林水産省においては、戦時中に築造された防空壕等の特殊地下壕について、現存する危険度が高いものに対して、埋戻し等の対策事業を行う。

農林水産省	
23年度予算額	26百万円

22年度予算額	26	23年度予算額	27,028百万円
差引増△減	0	22年度予算額	30,000
国土交通省		差引増△減	△2,972
23年度予算額	250百万円		
22年度予算額	250		
差引増△減	0		

#### (4) 休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、鉱害防止義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行う。

23年度予算額	2,091百万円
22年度予算額	2,100
差引増△減	△9

#### (5) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道株式会社が施行する落石・なだれ等対策及び海岸等保全のための防災事業，並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業に対し補助を行う。

23年度予算額	411百万円
22年度予算額	411
差引増△減	0

#### (6) 災害対策緊急事業等

国土交通省においては、住民の安全・安心の確保に資することを目的とし、洪水・豪雨・高潮・地震・津波等の自然現象による災害を受けた地域，及び公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等において緊急に実施すべき事業を迅速に立ち上げ，又は推進を図る。

## 第5章 災害復旧等

### 1 災害応急対策

#### 1-1 自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費については、訓練演習費、油購入費等から充当するとともに、災害派遣手当、災害加給食等に係る経費を計上している。

23年度予算額	118百万円
22年度予算額	141
差引増△減	△23

#### 1-2 災害救助費の国庫負担

厚生労働省においては、災害救助法に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担する。

23年度予算額	200百万円
22年度予算額	200
差引増△減	0

#### 1-3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

厚生労働省においては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行う。

##### (1) 災害弔慰金等の国庫負担

市町村が一定規模以上の自然災害によって死亡した者の遺族に対し支給する災害弔慰金及び精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し支給する災害障害見舞金の一部を負担する。

23年度予算額	140百万円
22年度予算額	140
差引増△減	0

##### (2) 災害援護資金の原資の貸付

市町村が一定規模以上の自然災害によって重傷を負った世帯主及び相当程度の住家、家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付ける災害援護資金の原資の貸付を行う。

23年度予算額	380百万円
22年度予算額	380
差引増△減	0

#### 1-4 被災者生活再建支援金の支給

##### (1) 被災者生活再建支援基金への拠出財源に対する地方財政措置

総務省においては、被災者生活再建支援法に基づき各都道府県が被災者生活再建支援基金へ運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について引き続き普通交付税措置を講じる。

#### 1-5 その他の災害応急対策

##### (1) 災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行う。

23年度予算額	200百万円
22年度予算額	200
差引増△減	0

## 2 災害復旧事業

### 2-1 公共土木施設災害復旧事業

#### (1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

## ・直轄事業

治山施設について、平成23年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

また、農村振興局所管の地すべり防止施設について、平成23年災害に係る復旧事業の円滑な推進を図る。

さらに、漁港について、平成23年災害にかかる復旧事業の円滑な施行を図る。

23年度予算額	95百万円
22年度予算額	95
差引増△減	0

## ・補助事業

治山施設について、平成21年災害、平成22年災害及び平成23年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設について、平成21年災害の復旧を完了し、平成22年災害及び平成23年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

さらに、漁港及び水産庁所管の海岸について、平成20年災害の復旧を完了し、平成21年災害及び平成22年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

23年度予算額	1,063百万円
22年度予算額	1,059
差引増△減	4

**(2) 河川等**

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

23年度予算額	43,360百万円
22年度予算額	43,060
差引増△減	300

## ・直轄事業

河川、ダム、海岸、砂防設備及び地すべり防止施設について、平成22年災害及び平成23年災害について復旧事業の円滑な施行を図る。

また、道路について、平成23年災害の復旧事業の円滑な施行を図る。

23年度予算額	9,882百万円
22年度予算額	18,640
差引増△減	△8,758

## ・補助事業

河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び道路について、平成21年災害、平成22年災害及び平成23年災害の復旧事業の円滑な施行を図るとともに、火山噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う市町村道に係る降灰除去事業に対してその費用の一部を補助する。

23年度予算額	33,478百万円
22年度予算額	24,420
差引増△減	9,058

**(3) 港湾等**

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

23年度予算額	1,242百万円
22年度予算額	1,242
差引増△減	0

## ・直轄事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成21年災害の復旧を完了し、平成22年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

23年度予算額	576百万円
22年度予算額	716
差引増△減	△140

## ・補助事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成20年災害の復旧を完了し、平成21年災害及び平成22年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

23年度予算額	666百万円
22年度予算額	526

**2-2 農林水産業施設災害復旧事業****(1) 農林水産業施設**

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

## ・直轄事業

土地改良法に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設の災害復旧を行うものであり、災害発生を含めて2箇年で復旧を完了する基本方針の下に、平成21年発生災害、平成22年発生災害及び平成23年発生災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

23年度予算額	139百万円
22年度予算額	1,464
差引増△減	△1,325

## ・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の規定により補助し、災害発生を含めて3箇年で復旧を完了する方針で、農地、農業用施設、林道、漁業用施設、農林水産業共同利用施設について事業の進捗を図る。

23年度予算額	10,098百万円
22年度予算額	6,520
差引増△減	3,578

**(2) 国有林野事業（治山事業を除く。）**

農林水産省においては、国有林野事業（治山事業を除く。）に係る林道施設等の平成22年災害の復旧を完了するとともに、平成23年災害について、所要の復旧事業を実施する。

23年度予算額	1,511百万円
22年度予算額	1,679
差引増△減	△168

**2-3 文教施設等災害復旧事業**

文部科学省においては、次の学校施設の災害復旧事業を行う。

**(1) 国立大学法人等施設災害復旧事業**

国立大学法人施設整備費補助金及び独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金をもって、平成23年災害の復旧事業の円滑な実施を図る。

23年度予算額	40,363百万円の内数
22年度予算額	46,288百万円の内数

**(2) 公立学校施設災害復旧事業**

公立学校施設の災害について、公立学校施設災害復旧費国庫負担法等により、平成23年発生災害に係る被災施設の復旧に必要な経費の一部補助を行う。

23年度予算額	502百万円
22年度予算額	594
差引増△減	△92

**2-4 水道施設等災害復旧事業**

厚生労働省においては、水道施設に係る災害について所要の復旧事業を実施する。

**2-5 その他の災害復旧事業等****(1) 都市災害復旧事業等**

国土交通省においては、下水道・公園の災害の復旧事業に対し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により、また、地方公共団体等が施行する街路等の都市施設の災害復旧及び市街地内の堆積土砂除去の事業に対し、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針により補助を行い、平成23年災害の復旧事業の円滑な施行を図るとともに、火山の噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う下水道等の施設及び宅地に係る降灰除去事業に対し



て補助を行う。

23年度予算額	288百万円
22年度予算額	288
差引増△減	0

## (2) 公営住宅等

国土交通省においては、地方公共団体が実施する既設公営住宅等の復旧事業について補助を行い、平成23年度災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。

## (3) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、鉄道軌道事業者が行う地震・豪雨等による鉄道施設の災害復旧に要する費用の一部を補助する。

23年度予算額	68百万円
22年度予算額	68
差引増△減	0

## (4) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行う。

# 3 財政金融措置

## 3-1 災害融資

### (1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、沖縄県内の被災した中小企業者、生活衛生関係業者、農林漁業者、医療施設開設者等の再建及び被災住宅の復興に資するため、貸付資金の確保に十分配慮するとともに、必要に応じて貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

### (2) 災害融資（私立学校施設）

日本私立学校振興・共済事業団においては、災害により被害を受けた私立学校に対して貸付条件を緩和した復旧措置を講ずる。また、防災（地震）機能強化のための施設の整備事業について優遇措置を講ずる。

(注)〔 〕書きは、融資額を表す（以下同様）。

23年度予算額	〔100〕百万円
22年度予算額	〔100〕
差引増△減	0

### (3) 独立行政法人福祉医療機構の融資

独立行政法人福祉医療機構の融資においては、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

### (4) 農林漁業関係融資

農林水産省においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等に基づき、農業協同組合等からの災害融資について利子補給費及び損失補償費の補助を行うほか、所要の貸付資金の確保に配慮する。

23年度予算額	89百万円
22年度予算額	93
差引増△減	△4

### (5) (株)日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）の融資

(株)日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）においては、被災した農林漁業者の経営維持安定、施設の復旧等に必要な資金を融通する。

23年度予算額	〔43,000百万円の内数〕
22年度予算額	〔35,500百万円の内数〕

### (6) (株)日本政策金融公庫(中小企業向け業務)による融資

(株)日本政策金融公庫においては、被災中小企業者等の再建・復興に資するため、所要の貸付資金の確保につき十分配慮するとともに、個々の実情に応じた弾力的な融資措置を講じる。

### (7) 信用保証協会の信用保証の特別措置

信用保証協会においては、被災中小企業者の再建・復興に資するため、信用保証の別枠化、保証料率の引下げ等の特例措置を講じる。

### (8) 災害復旧高度化事業

大規模な災害により既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧に当たって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸付ける。

### (9) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資を行う。

## 3-2 災害保険

### (1) 地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険制度を運営しているところであるが、平成23年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を4兆3,012.5億円と定めて実施する。

23年度予算額 78,346百万円

22年度予算額 72,839  
差引増△減 5,507

### (2) 農林漁業災害補償等

農林水産省においては、農林漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補てんし、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施する。

- ・農業災害補償法に基づき、農業災害に関する農業共済事業を実施する。

23年度予算額 92,053百万円  
22年度予算額 89,427  
差引増△減 2,626

- ・森林国営保険法に基づき、森林災害に関する森林保険事業を実施する。

23年度予算額 4,574百万円  
22年度予算額 4,785  
差引増△減 △211

- ・漁業災害補償法に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施する。

23年度予算額 10,951百万円  
22年度予算額 10,460  
差引増△減 491

- ・漁船損害等補償法に基づき、漁船損害、漁船積荷損害及び漁船船主責任損害に関する保険事業を実施する。

23年度予算額 6,929百万円  
22年度予算額 7,340  
差引増△減 △411

## 3-3 地方債

総務省においては、災害復旧事業債について290億円を措置する予定としており、その内訳は、次のとおりである。

〈過年補助災害〉 46億円  
〈現年補助災害〉 64億円  
〈過年直轄災害〉 4億円

〈現年直轄災害〉	22億円
〈過年単独災害〉	33億円
〈現年単独災害〉	119億円
〈火災復旧〉	2億円
22年度地方債計画額	〔29,100〕百万円
21年度地方債計画額	〔32,100〕
差引増△減	〔△3,100〕

## 4 災害復興対策等

### 4-1 被災者生活再建支援金の支給等

#### (1) 被災者生活再建支援金の支給等

内閣府においては、被災者生活再建支援法に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額を補助する。

23年度予算額	609百万円
22年度予算額	610
差引増△減	△1

### 4-2 雲仙岳噴火災害に関する復興対策

#### (1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

#### (2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、インターネットを通じた情報提供等、火砕流・土石流に対する警戒避難体制の整備促進を図る。また、水無川流域等において、砂防設備等の整備の促進を図る。

### 4-3 阪神・淡路大震災に関する復興対策

#### (1) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、被災市街地復興特別措

置法に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じる。

#### (2) 被災者向け住宅確保対策

国土交通省においては、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資により、建築制限の行われている地域で制限解除後6箇月以内に行う住宅の再建について、引き続き支援する。

#### (3) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備のため、市街地再開発事業について、引き続き推進・支援する。

### 4-4 三宅島噴火災害に関する対策

#### (1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

#### (2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、泥石流災害及び流木災害防止のため、砂防設備の整備を推進する。

**4-5 平成16年（2004年）新潟県中越地震による災害に関する復興対策**

**(1) 農林水産省の対策**

- ・ 錦鯉養殖業の復興に向けた支援

農林水産省においては、新潟県中越地震や新潟県中越沖地震により被災した錦鯉養殖業の復興を図るべく、養殖場における魚病調査や技術指導、施設が復旧するまでの間の仮設養殖池の整備、検討会の開催等について、引き続き事業を支援する。

23年度予算額 3,552百万円の内数

22年度予算額 5,045百万円の内数

- ・ 治山事業による山地災害対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進する。

**(2) 国土交通省の対策**

国土交通省においては、次の措置を講ずる。

- ・ 道路事業

新潟県中越地域の復興と活性化に向けた日本風景街道「よりみち街道『中越』」等の取り組みを、地域との協働により推進するとともに、新潟県中越地震の教訓を踏まえ、「道の駅」の防災拠点化を引き続き推進する。

- ・ 土砂災害対策の推進

砂防関係事業においては、地震によって発生した土砂災害に対応するため、必要な土砂災害対策を推進・支援する。

特に、大規模崩壊等により河道閉塞が発生するなど、土砂災害が多発し、荒廃が著しい信濃川水系魚野川右支川芋川流域において、直轄砂防事業および直轄地すべり対策事業により、引き続き集中的かつ迅速な対策を行う。

- ・ 居住確保への支援

地域の創意工夫を活かした居住確保のための取り組みに対して社会資本整備総合交付金を活用して支援を行う。

**4-6 平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震による災害に関する復興対策**

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

**4-7 その他の災害に関する復興対策**

農林水産省においては、有珠山において治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

## 第6章 国際防災協力

### 1 多国間協力

#### (1) 国際防災協力の推進

内閣府においては、国際防災戦略（UN/ISDR）事務局を通じた多国間協力の推進、アジア防災センターを通じたアジアにおける地域防災協力の推進、中国、韓国との政府間防災協力を図るとともに、各種国際会議の場での我が国の知見の発表等により国際防災協力を推進する。

23年度予算額	158百万円
22年度予算額	164
差引増△減	△6

#### (2) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国が蓄積する知見を効果的に活用した内容の国際セミナーをアジア諸国の消防防災分野に携わる人材を対象にアジア諸国で開催し、アジア諸外国の消防防災能力の向上を図る。

23年度予算額	4百万円
22年度予算額	5
差引増△減	△1

#### (3) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の強化を図るため、迅速な派遣体制の整備や隊員の教育訓練等の一層の充実を図る。

23年度予算額	5百万円
22年度予算額	5
差引増△減	0

#### (4) 国際消防救助隊の実戦的訓練の推進

消防庁においては、国際消防救助隊員が国

際的なガイドラインに沿った活動を習得するため、実戦的な訓練を全国3ヶ所において実施する。

23年度予算額	30百万円
22年度予算額	0
差引増△減	30

#### (5) 国際機関への拠出

外務省においては、国連等と協力し「兵庫行動枠組2005-2015」の着実な実施を推進するため、その中核となるUN/ISDRへの拠出を行う。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリリースウェブの運営等の国連人道問題調整部(OCHA)の活動を支援する。

23年度予算額	268百万円
22年度予算額	313
差引増△減	△45

#### (6) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

文部科学省においては、アジア太平洋地域において災害関連情報を共有することを目的として我が国が主導する「センチネル・アジア」プロジェクトや、参加国が最善の努力で大規模災害被災地の衛星画像を無償提供する国際協力枠組みである国際災害チャータと連携して、被災国の要請に基づき陸域観測技術衛星「だいち」による緊急観測を行い、観測画像を提供するなど、海外の災害状況把握に貢献する。

23年度運営費交付金	122,426百万円の内数
22年度運営費交付金	130,392百万円の内数
差引増△減	7,966百万円



### (7) 気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア・太平洋域各国へ台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像の提供を行う。また、アジア太平洋域各国に台風の解析及び予報に関する資料や、季節予報資料、気候監視情報などを提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行う。

### (8) 北西太平洋津波情報、インド洋津波監視情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各国に対して提供する。また、インド洋における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、インド洋において津波早期警戒システムが構築されるまでの暫定的措置として、津波の到達予想時刻等をインド洋沿岸各国に対して提供する。

### (9) 地球地図整備

国土交通省国土地理院においては、世界の国家地図作成機関が協力して地球全陸域の統一仕様の地理空間情報を整備する「地球地図プロジェクト」を地球地図国際運営委員会の事務局として推進し、地球地図第2版の整備を進めるとともに、開発途上国における円滑なデータ更新に関わる技術開発を行う。また、整備されたデータを防災分野で役立てる。

23年度予算額	43百万円
22年度予算額	43
差引増△減	0

## 2 二国間協力

### 2-1 技術協力

#### (1) 日韓及び日中消防防災体制強化の検討

消防庁においては、日韓及び日中における消防行政の現状と課題について、情報交換、改善策の検討等を行い、日韓及び日中消防の連携・協力、消防制度の発展、地方レベルでの消防交流等を推進する。

23年度予算額	5百万円
22年度予算額	5
差引増△減	0

#### (2) 開発途上国への協力

外務省等関係省庁においては、我が国の持つ豊富な経験や人材、技術を活用し、引き続き技術協力、無償資金協力、有償資金協力により開発途上国に対する防災協力を行う。

#### (3) 地震防災研究分野における日中間の新たな協力関係の構築

文部科学省においては、「地震分野における科学技術協力の強化に関する覚書」（平成21年5月）及び、独立行政法人科学技術振興機構（JST）と中華人民共和国科学技術部合同合作司（MOST）の間における「地震防災」を共同支援する研究分野とすることについての合意（平成23年5月）に基づき、今後の両国の研究協力の進展に資することを目的として、観測・予測研究、構造物の耐震技術、地震減災研究をはじめとする研究分野を推進するための体制構築を図る。また、地震調査研究推進本部と中国科学技術部、地震局等との地震調査研究の取組及び最新の成果についての定期的な意見交換会を開催する。

#### (4) インドネシアにおける地震・火山の総合防災策

外務省および文部科学省が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、東京大学、東北大学、名古屋大学、京都大学、富士常葉大学、アジア防災センター他が、インドネシア側研究機関と実施する。当研究では、インドネシアにおける地震・津波の予測および火山噴火の予測に関する基礎的研究、災害に強い社会を作るための液状化対策などのハード的対策、社会文化面に配慮した情報伝達手法や復興施策の研究などのソフト的対策についての研究を行う。さらに、これらを社会に還元するための社会文化的背景を考慮した教育・研修手法の研究開発を実施し、政府・自治体関係者等を含む研究者コミュニティを創設して総合的な地震火山防災力の向上を図る。

#### (5) ブータンヒマラヤにおける氷河湖決壊洪水に関する研究

外務省および文部科学省が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、名古屋大学、独立行政法人宇宙航空研究開発機構他が、ブータン側研究機関と実施する。当研究では、近年ヒマラヤで決壊洪水が危惧されている氷河湖について、主に衛星データの解析によって氷河湖の危険度に関する客観的な再評価を行う。このデータを元に、特に調査・対策が遅れているモンデ・チュー流域を対象として現地調査を行い、決壊時のハザードマップを作成するとともに、早期警戒システムの構築に関する予備的調査を行い、現地機関に対して氷河湖決壊洪水に対する防災技術の移転を進める。

#### (6) クロアチア土砂・洪水災害軽減基本計画構築

外務省および文部科学省が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、新潟大学、特定非営利活動法人アイシーエル（ICL：国際斜面災害研究機構）、京都大学がクロアチア側研究機関と実施する。クロアチアは、アドリア海に面した断層・褶曲帯にあり、複雑な地形・地質構造を有し、地震も多い。特に石灰岩、砂岩・頁岩互層（フリッシュ）、泥灰岩（マール）地域で、土砂災害・局所的洪水災害（フラッシュ・フラッド）が多発している。当研究では、開発地域・社会的価値の高い地域を対象として、地盤構造・水文特性の科学的解明に立脚した、信頼しうる危険度判定方法を確立し、それに基づく災害軽減のための国土利用ガイドラインを策定する。

#### (7) フィリピン地震火山監視強化と防災情報の利活用推進プロジェクト

外務省および文部科学省が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、独立行政法人防災科学技術研究所、名古屋大学、東海大学がフィリピン共和国側研究機関と実施する。本研究ではフィリピンにリアルタイム広帯域地震・強震・震度観測網と自動解析システムを導入し、より迅速で正確な震度分布と被害推定を行う。さらに地殻変動観測等によるミンダナオ島周辺の大地震の発生ポテンシャル評価、タール火山とマヨン火山のリアルタイム監視システムの構築を行う。これらの地震・火山情報を発信する防災情報ポータルサイトの構築とその利活用促進をあわせて行い、フィリピンの国・地方、行政・コミュニティの防災力の向上に貢献する。

#### (8) 鉱山での地震被害低減のための観測研究

外務省および文部科学省が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、立命館大学、東北大学、東京大学が南アフリカ共和国側研究機関と実施する。日本で多発する自然地震や、鉱山採掘・トンネル掘進に伴って発生する誘発地震は、人々の安全確保の面から大きな課題とされ、その発生予測や被害の制御・軽減が強く望まれている。本研究では、高感度・高精度の微小破壊(AE)観測により、被害地震の震源断層を事前にとらえ、断層極近傍の高感度歪観測で較正することで、採掘進行に伴う応力変化の数値予測精度を向上する。また、断層直近での動的応力計測により、強震動の生成機構を解明する。

#### (9) 自然災害の減災と復旧のための情報ネットワーク構築に関する研究

外務省および文部科学省が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、慶應義塾大学、東京大学がインド側研究機関と実施する。本研究では、日本とインドを例として、グローバルな情報ネットワークを活用して地震・気象データなどの継続的収集・分析基盤を構築するとともに、災害発生時の救援・救出活動支援および復旧・復興支援に供する技術基盤を開発する。

#### (10) ペルーにおける地震・津波減災技術の向上に関する研究

外務省および文部科学省が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、千葉大学、東北大学、独立行政法人建築研究所、東京工業大学がペルー共和国側研究機関と実施する。本研究では、ペルーにおける地震・津波災害の軽減を図るため、震源モ

デルによる地震動予測及び地震観測や微動観測に基づいた地盤ゾーニング、海底地形などを考慮した津波シミュレーションとその結果をまとめた津波減災対策の提示、建物現況調査及び耐震補強効果検討のための構造実験・数値解析、リモートセンシングに基づいた空間基盤データ構築と災害把握手法の開発と地震被害予測、シナリオ地震・津波の被害予測結果に基づいた地域減災計画作成を実施する。

#### (11) カメルーン火口湖ガス災害防止の総合対策と人材育成

外務省および文部科学省が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、東海大学等がカメルーン側研究機関と実施する。カメルーンでは1980年代のニオス湖とマヌーン湖での湖水爆発後、ガス災害の再発が懸念されている。湖水爆発を防止するために、湖に溶存しているガスを人為的に除去する作業が進められているが、マグマからのCO<sub>2</sub>の供給速度やCO<sub>2</sub>の除去量を見積もるためのモニタリングは行われておらず、湖水爆発のメカニズムの詳細についても解明されていない。両湖で湖水に関する地球化学的研究を行い、CO<sub>2</sub>流動系と噴火履歴解明を進める。さらに湖水爆発の数値シミュレーションを行い、爆発メカニズムを解明することで、湖の監視体制の確立や防災に向けた総合対策の提案を図る。これらの共同研究を通じて、カメルーンの研究者のキャパシティ・ビルディングを図り、両湖のガス災害を予測するために、湖の観測・研究を継続・発展できる体制の確立を目指す。

### (12) マレーシアにおける地すべり災害および水害による被災低減に関する研究

外務省および文部科学省が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、千葉大学等がマレーシア側研究機関と実施する。近年、マレー半島では急激な都市化および温暖化による影響が起因していると思われる集中豪雨が多発しているが、地すべり災害・水害に関してその調査や観測データが不足しており、被災低減策が立ち後れている。マレーシア国内で都市化が著しい地域を対象に、衛星データや無人航空機を使用した現地観測を行うとともに、地すべり災害・水害に関する地形要因、発災歴、降水量などの統計データを収集・評価し、統合データベースとして構築することを目指す。また、地すべり災害・水害の発生危険域と危険度の評価、地図化、事前対策や早期警戒・避難などの被災低減化を支援するシステムの構築を図り、東アジア諸国における日本の科学技術の貢献を目指す。

### (13) 気候変動・防災対策の総合的推進

国土交通省においては、気候変動問題にとりわけ脆弱な途上国等を対象に、気候変動・防災対策に関する全体計画の策定、緊急性の高いプロジェクトの実現支援を行うほか、地球地図のグローバルスタンダード化や気候変動に関する多国間セミナーの開催等を行うことにより、関係諸国の気候変動対策の立案能力の向上を図る。

23年度予算額	29百万円
22年度予算額	39
差引増△減	△10

## 資料 平成23年度防災関係予算額等集計表

(単位：百万円)

府省庁名／区分	科学技術の研究	災害予防	国土保全	災害復旧等	計
内閣府	7	3,801		609	4,417
警察庁		3,484			3,484
総務省	495	30			525
消防庁	439	10,439			10,878
法務省		14,021			14,021
外務省		268			268
財務省		9,284		78,346	87,630
文部科学省	4,277	8,606		602	13,485
文化庁		89			89
厚生労働省		14,821		720	15,541
農林水産省		1,173	95,145	129,147	225,465
経済産業省		3,388	2,483		5,871
国土交通省	1,657	44,210	577,208	44,958	668,033
気象庁	1,048	21,957			23,005
海上保安庁	116	72,002			72,118
環境省			14	200	214
防衛省		1,113		118	1,231
合計	8,039	208,686	674,850	254,700	1,146,275

- (注) 1. 平成23年度政府予算案における防災関係予算額を、各項目毎に四捨五入(百万円未満)し、一般会計及び特別会計との間及び政府関係機関との間の重複計数を除いて集計したものである。
2. 合計額は、防災施策関係の額を特定化できるものについての合計である。
3. 単位未満四捨五入のため、合計と一致しないことがある。





# 附 属 资 料

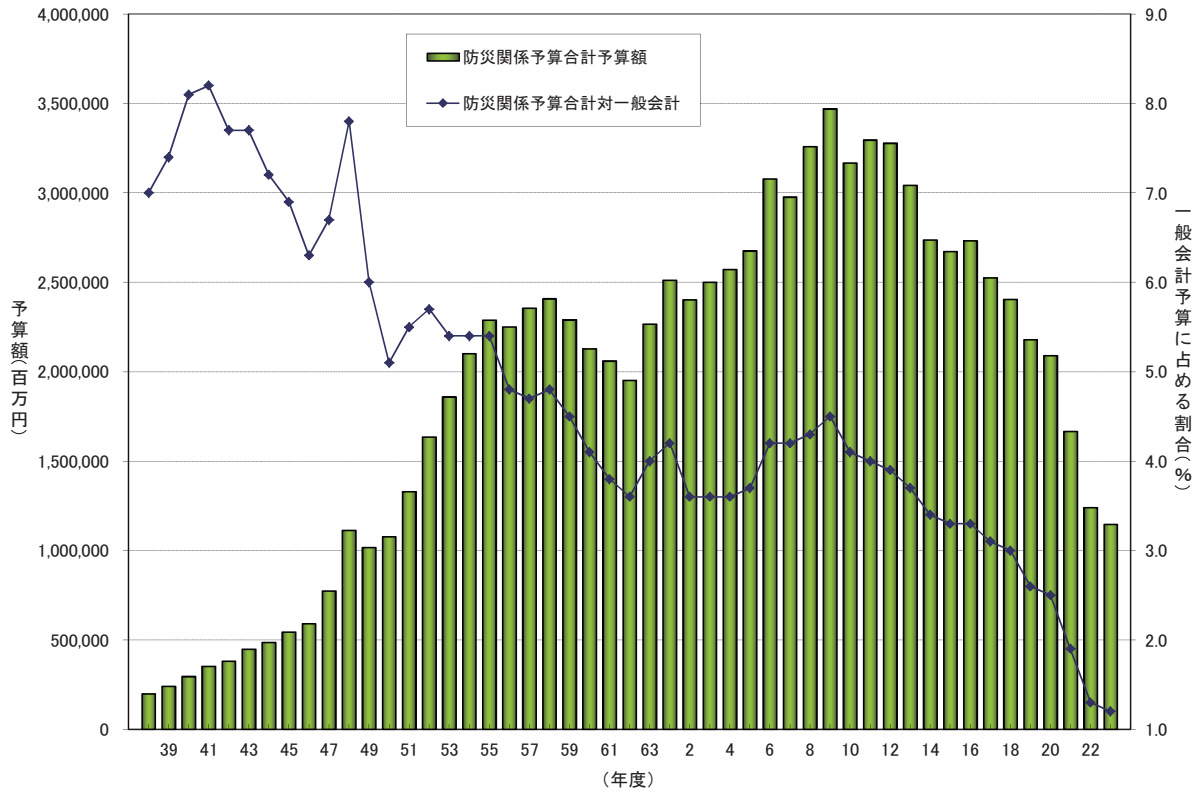
附属資料 1 年度別防災関係予算額

年度	科学技術の研究		災害予防		国土保全		災害復旧等		合計 (百万円)
	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	
昭38	643	0.3	22,798	11.5	113,735	57.4	60,901	30.7	198,077
39	1,231	0.5	29,271	12.2	122,180	50.8	87,691	36.5	240,373
40	1,690	0.6	27,254	9.2	157,767	53.3	109,157	36.9	295,868
41	2,319	0.7	40,709	11.5	165,966	46.9	144,697	40.9	353,691
42	1,946	0.5	50,495	13.2	189,245	49.5	140,341	36.7	382,027
43	2,230	0.5	54,737	12.2	205,580	45.8	186,045	41.5	448,592
44	2,870	0.6	71,225	14.6	235,808	48.4	177,104	36.4	487,007
45	2,797	0.5	83,788	15.4	272,620	50.0	186,041	34.1	545,246
46	3,266	0.6	84,564	14.3	317,394	53.7	185,969	31.5	591,193
47	3,922	0.5	126,560	16.4	389,646	50.4	253,702	32.8	773,830
48	6,372	0.6	195,355	17.5	498,206	44.7	413,791	37.2	1,113,724
49	14,867	1.5	195,625	19.2	497,835	48.9	309,345	30.4	1,017,672
50	18,018	1.7	202,548	18.8	523,683	48.6	334,208	31.0	1,078,457
51	20,831	1.6	227,587	17.1	630,813	47.4	450,643	33.9	1,329,874
52	21,799	1.3	289,514	17.7	764,728	46.8	559,324	34.2	1,635,365
53	28,716	1.5	380,519	20.5	1,009,810	54.3	440,360	23.7	1,859,405
54	34,183	1.6	451,387	21.5	1,228,688	58.4	387,885	18.5	2,102,143
55	40,325	1.8	545,384	23.8	1,223,859	53.5	478,542	20.9	2,288,110
56	28,315	1.3	517,360	23.0	1,223,229	54.4	481,228	21.4	2,250,132
57	28,374	1.2	610,046	25.9	1,226,469	52.1	491,364	20.9	2,356,253
58	28,627	1.2	666,618	27.7	1,226,013	50.9	486,991	20.2	2,408,249
59	27,522	1.2	631,402	27.6	1,226,189	53.5	405,029	17.7	2,290,142
60	25,776	1.2	536,739	25.2	1,211,389	56.9	353,694	16.6	2,127,598
61	28,915	1.4	555,979	27.0	1,186,757	57.6	288,559	14.0	2,060,210
62	30,718	1.6	513,826	26.3	1,157,548	59.3	250,858	12.8	1,952,950
63	30,802	1.4	611,446	27.0	1,376,303	60.7	248,326	11.0	2,266,877
平元	34,224	1.4	605,079	24.1	1,325,547	64.7	246,299	9.8	2,511,149
2	35,084	1.5	593,545	24.7	1,528,074	63.6	245,346	10.2	2,402,049
3	35,321	1.4	601,906	24.1	1,616,993	64.7	246,542	9.9	2,500,762
4	33,979	1.3	618,627	24.1	1,686,528	65.6	232,929	9.1	2,572,063
5	34,548	1.3	652,584	24.4	1,743,368	65.1	245,603	9.2	2,676,103
6	35,851	1.2	660,778	21.5	1,789,155	58.1	592,680	19.3	3,078,464
7	37,324	1.3	676,964	22.7	1,856,711	62.4	405,914	13.6	2,976,913
8	47,919	1.5	873,490	26.8	1,926,575	59.1	410,711	12.6	3,258,695
9	54,819	1.6	1,077,710	31.1	1,952,161	56.3	385,423	11.1	3,470,113
10	56,932	1.8	1,010,564	31.9	1,766,001	55.7	334,425	10.6	3,167,922
11	58,551	1.8	1,066,382	32.4	1,864,317	56.6	306,631	9.3	3,295,881
12	60,784	1.9	1,067,668	32.6	1,877,044	57.3	272,736	8.3	3,278,232
13	47,144	1.5	883,306	29.0	1,846,019	60.7	266,009	8.7	3,042,478
14	43,454	1.6	778,031	28.4	1,652,939	60.4	263,417	9.6	2,737,841
15	42,372	1.6	790,900	29.6	1,586,734	59.4	251,667	9.4	2,671,673
16	32,668	1.2	933,626	34.2	1,524,090	55.8	241,587	8.8	2,731,971
17	30,326	1.2	752,741	29.8	1,496,718	59.3	245,461	9.7	2,525,246
18	28,987	1.2	649,596	27.0	1,471,392	61.2	254,841	10.6	2,404,816
19	9,687	0.4	684,928	31.4	1,228,763	56.4	255,860	11.7	2,179,238
20	8,921	0.4	664,889	31.8	1,173,777	56.2	241,955	11.6	2,089,542
21	8,761	0.5	299,822	18.0	1,110,810	66.7	247,222	14.8	1,666,615
22	7,695	0.6	216,471	17.5	772,312	62.3	243,803	19.7	1,240,281
23	8,039	0.7	208,686	18.2	674,850	58.9	254,700	22.2	1,146,275

- (注) 1 当初予算額である(各省庁資料を基に、内閣府において作成)。  
2 平成19年度における科学技術の研究の減額は、国立試験研究機関の独立行政法人化によるところが大きい(独立行政法人の予算は本表においては計上しない)。  
3 平成21年度における災害予防の減額は、道路特定財源の一部が一般財源化されたことに伴い、一部施策について防災関係予算として金額を特定できなくなったことによるものである。  
4 平成22年度における災害予防及び国土保全の減額は、「社会資本整備総合交付金」等の創設により、災害予防の一部施策や国土保全における補助事業の多くを当該交付金で措置することによるものである。  
5 平成23年度における国土保全の減額は、関連する人件費等を別途計上することとしたことに伴う減額である。

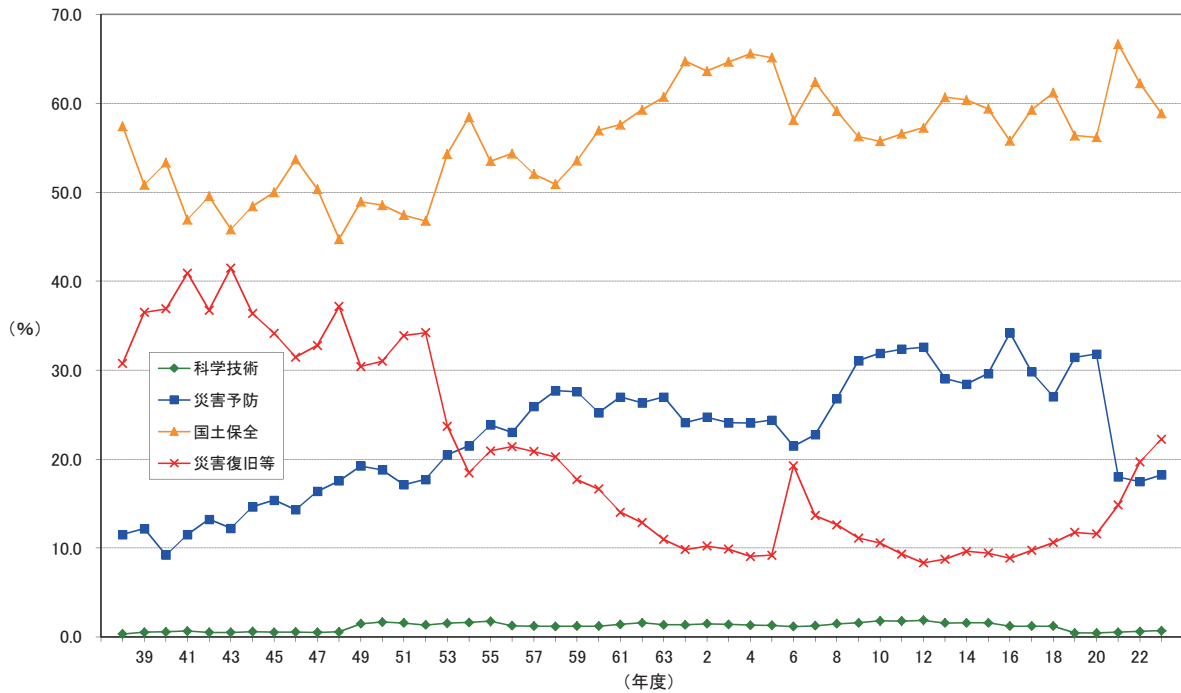
附属資料2

防災関係予算額の推移



附属資料3

防災関係予算内訳割合の推移



附属資料 4

戦後の防災法制度・体制の歩み

1940年	契機となった災害	災害対策に係る主な法制度	防災計画・体制等
1945 (昭和20年)	・枕崎台風	47 ・災害救助法 49 ・水防法	
1946 (昭和21年)	・南海地震		
1947 (昭和22年)	・カスリーン台風		
1948 (昭和23年)	・福井地震		
1950年		50 ・建築基準法	
1959 (昭和34年)	・伊勢湾台風		
1960年		60 ・治山治水緊急措置法 61 ・災害対策基本法 62 ・激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律 ・豪雪地帯対策特別措置法	61 防災の日創設 62 中央防災会議設置 63 防災基本計画
1961 (昭和36年)	・豪雪	66 ・地震保険に関する法律	
1964 (昭和39年)	・新潟地震		
1970年		73 ・活動火山周辺領域における避難施設等に関する法律(→昭和53年、活動火山対策特別措置法)	
1973 (昭和48年)	・桜島噴火 ・浅間山噴火	78 ・大規模地震対策特別措置法	79 (東海地震)地震防災計画
1976 (昭和51年)	・東海地震発生可能性の研究発表(地震学会)		
1978 (昭和53年)	・宮城県沖地震		
1980年		80 ・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 81 ・建築基準法施行令改正	83 防災週間創設
1990年		95 ・地震防災対策特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・災害対策基本法一部改正 ・大規模地震対策特別措置法一部改正 96 ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 97 ・密集市街地における防災地区の整備の促進に関する法律 98 ・被災者生活再建支援法	95 防災基本計画全面修正 防災とボランティアの日創設
1995 (平成7年)	・兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	99 ・原子力災害対策特別措置法	
1999 (平成11年)	・広島豪雨 ・JCO臨界事故		
2000年		00 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 01 ・水防法一部改正 02 ・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 03 ・特定都市河川浸水被害対策法	01 内閣府設置 03 東海地震対策大綱 東南海・南海地震対策大綱 東海地震防災対策推進基本計画 04 東南海・南海地震防災対策推進基本計画
2000 (平成12年)	・東海豪雨	05 ・水防法一部改正 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律一部改正 06 ・宅地造成等規正法一部改正	05 東海地震の防災推進戦略 東南海・南海地震の地震防災戦略 首都直下地震対策大綱 06 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画 首都直下地震の地震防災戦略 災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針 08 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略 09 中部圏・近畿圏直下地震対策大綱
2004 (平成16年)	・新潟・福島豪雨等 ・新潟県中越地震		